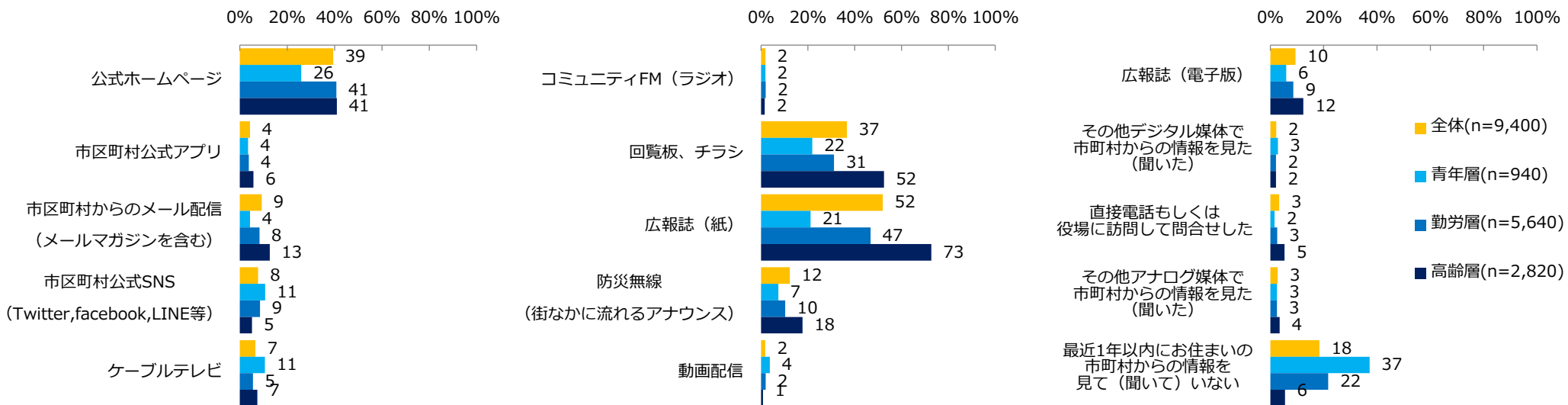


熱中症対策等に関するアンケート結果 (詳細版)

令和5年2月17日

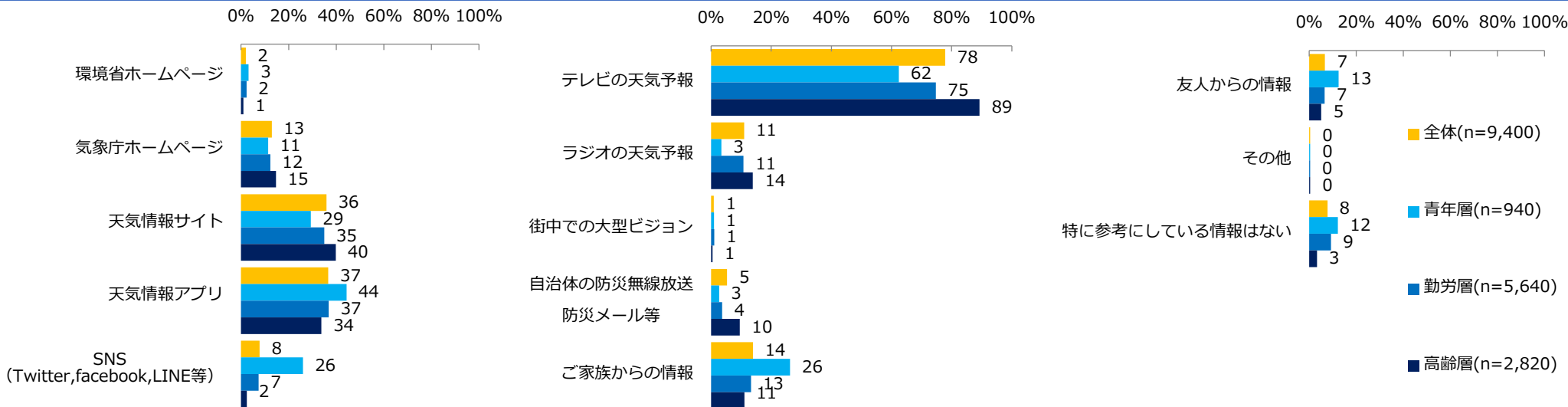
一般の方へのアンケートの結果

Q1 あなたはお住まいの自治体からの情報をどのように入手していますか。



一般の方へのアンケートの結果

Q2 あなたは暑さが厳しくなりそうなときに、どんな情報を参考にしますか。



【その他解答】

- ・ Yahoo
- ・ テレビのニュース
- ・ 自宅の温度計
- ・ 新聞
- ・ 個人のサイト
- ・ ヤフー！ジャパン「天気・災害」
- ・ 空を見て
- ・ データ放送
- ・ ブラウザ
- ・ yahooニュースの天気
- ・ ポータルサイト
- ・ 身体の影響
- ・ スマートスピーカー
- ・ 地元放送局のアプリ
- ・ 天気予報がでたらめなので自分で判断する

- ・ ECサイトの情報
- ・ 同僚からの情報
- ・ P C
- ・ 自分で天気図から解析する
- ・ 感
- ・ 外の様子
- ・ Google

一般の方へのアンケートの結果

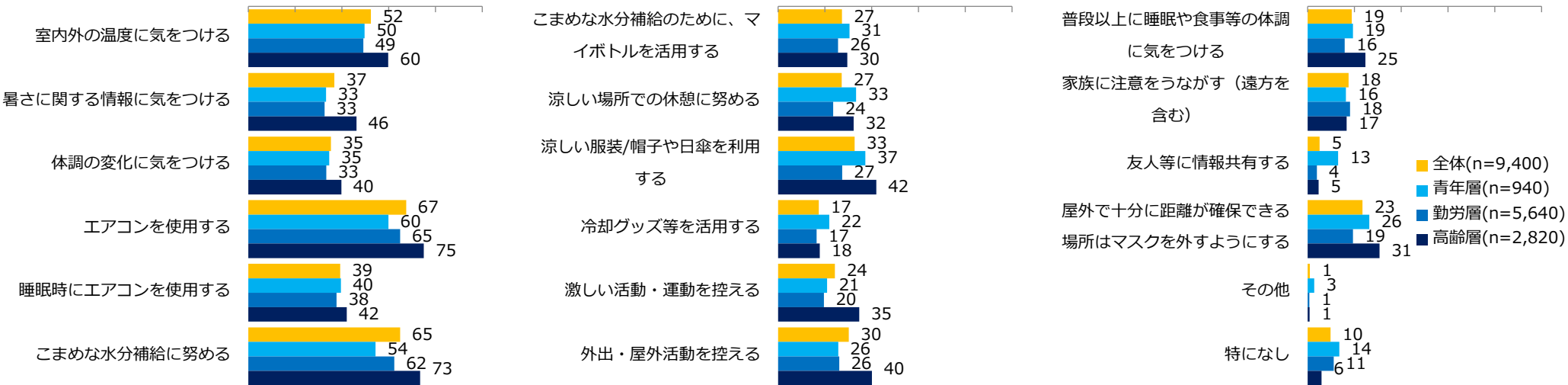
Q3-1 あなたが、暑さが厳しくなりそうなときにとる対応と、熱中症について普段心がけていることをお答えください。

暑さが厳しくなりそうなときにとる対応

0% 20% 40% 60% 80% 100%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

0% 20% 40% 60% 80% 100%



【その他解答】

- ・外出しない
- ・扇風機
- ・エアコンを強くしてサーキュレーターつけて外から暑い日差しが入らないように隙間を遮断する
- ・なるべく動かない
- ・クールシェア
- ・家の中では裸族になる
- ・涼しい場所で過ごす
- ・服装を変える
- ・空調服を着用
- ・避暑地に行く
- ・過酷な屋外運動を控える
- ・その時々によって色々
- ・カーテンを閉める
- ・氷を持ち歩く
- ・エアコンの使用
- ・寝る

- ・首かけミニファンを使う
- ・車の窓を開ける
- ・塩飴を食べる
- ・EM塩摂取
- ・窓から差し込む太陽光を遮断
- ・適度な運動
- ・何もしない
- ・屋外で距離取れなくてもマスク外す
- ・歩く
- ・打ち水
- ・窓を開ける
- ・湿温計の確認
- ・水分の摂取
- ・日焼け
- ・水撒き
- ・汗拭きタオルでマメに拭く
- ・スポーツ飲料で塩分補給する

- ・公共施設に行く
- ・冷たいものを食す
- ・障害なので注意する
- ・ニュース番組を確認する
- ・あまり外出しない
- ・昼間の外出を避け夜にタイムシフトする、
- ・首の後ろをアイスノンなどで冷やす
- ・メガネをかけな、水分補給と電解質の補給
- ・帽子をかぶる、
- ・わからない
- ・湿度
- ・できるだけ涼しい服装をする
- ・氷枕
- ・涼しい時間帯に帰宅する、いろんな冷却グッズをフル活用する

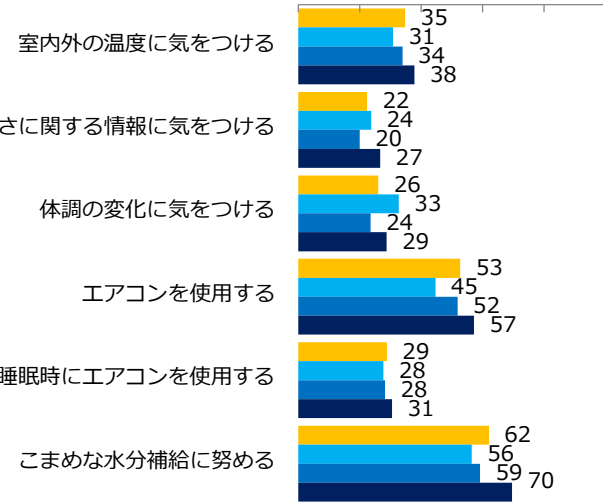
- ・氷の準備
- ・気合い
- ・暑さに慣れるように心がける
- ・アイスを食べる
- ・ご飯をちゃんと食べる
- ・恐怖映像をみる
- ・冷えピタを貼る

一般の方へのアンケートの結果

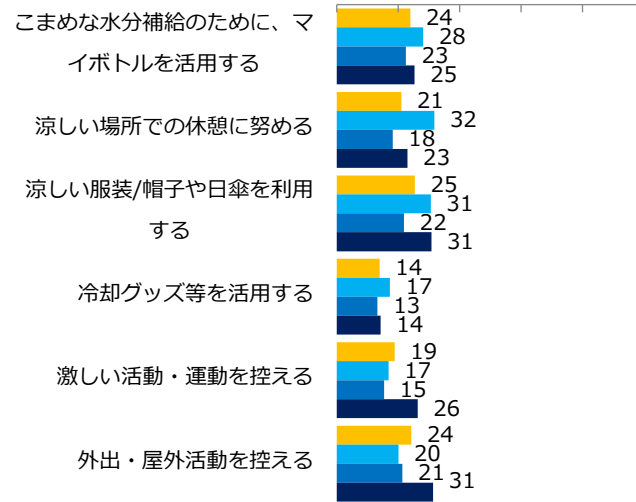
Q3-2 あなたが、暑さが厳しくなりそうなときにとる対応と、熱中症について普段心がけていることをお答えください。

熱中症について普段心がけていること

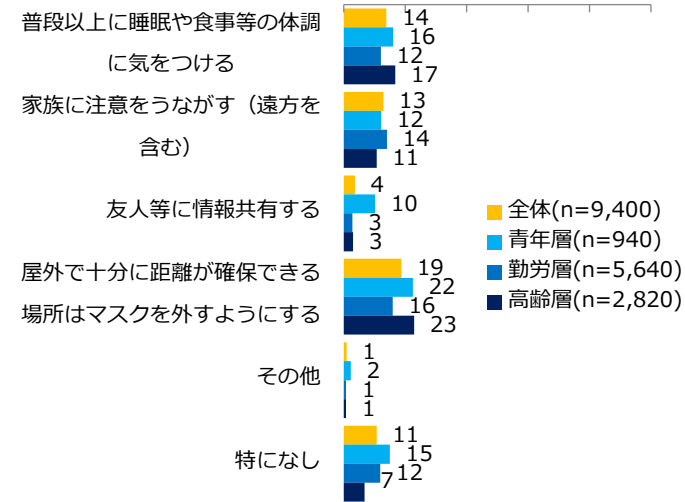
0% 20% 40% 60% 80% 100%



0% 20% 40% 60% 80% 100%



0% 20% 40% 60% 80% 100%



【その他解答】

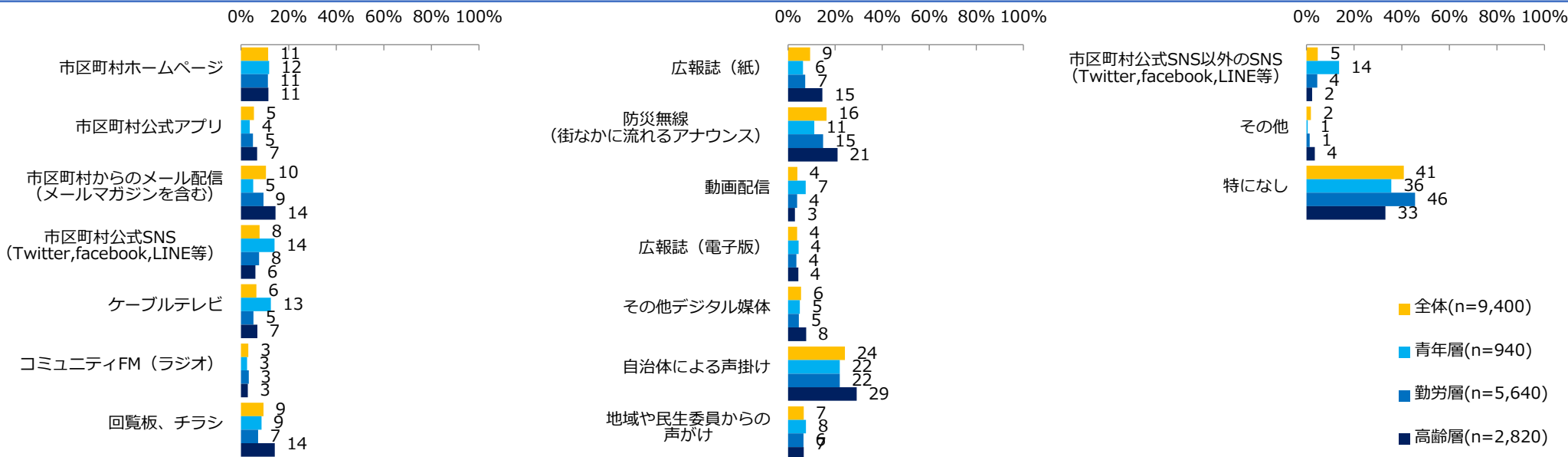
- ・冷風の肌着を着用する
- ・汗をかく
- ・なるべく規則正しくする
- ・塩分チャージ
- ・こまめに水分補給する
- ・炎天下の外出を避ける
- ・暑い場所を避ける
- ・過酷な屋外運動を控える
- ・その時々によって色々
- ・お茶
- ・出来るだけ日光の日差しが緩やかな時間帯にお出かけ散歩に出かけるようにする
- ・おしぼりや保冷剤を使用する
- ・非常時を想定して119番にすぐ連絡とれるようにしてる

- ・テレビでの気温発表を見る
- ・車の窓を開ける
- ・天然塩を摂る
- ・塩飴を食べる
- ・EM塩摂取
- ・適度な運動
- ・屋外で距離取れなくてもマスク外す
- ・歩く
- ・水浴び
- ・湿温計の確認
- ・空調服を使用する
- ・OS-1
- ・ニュース番組を確認する
- ・こまめに薄い目のスポーツドリンクを飲む

- ・扇風機を使用する
- ・食事をしっかり摂る
- ・帽子日傘を持って出かける
- ・冷たいものを食べる
- ・電解質を摂る
- ・部屋の温度
- ・湿度を下げる
- ・できるだけ涼しい服装をする

一般の方へのアンケートの結果

Q4 あなたはどのようなところから情報提供があると、熱中症の予防行動をより一層強化すると思いますか。



【その他解答】

- ・近隣・家族からの声掛け
- ・地域にそったテレビ番組
- ・自分の体感
- ・天気情報
- ・NHKテレビ
- ・気象庁アラート
- ・テレビなどマスメディア
- ・県庁
- ・ポータルサイト
- ・情報提供元ではなく提供される情報
- ・いつも使っているサイト
- ・テレビ広告
- ・民放やNHKのラジオ・新聞
- ・個人のサイ、
- ・専用アプリによる通知
- ・実際に気温が高いとき
- ・dmenuニュース

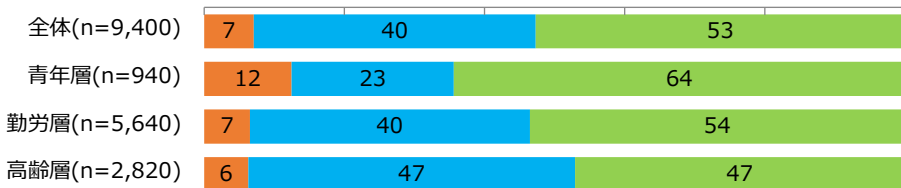
- ・家族から注意を受けた場合
- ・テレビ番組からの呼び掛け
- ・テレビの地方ニュース
- ・救急
- ・何気ない友人との会話
- ・職長の周知
- ・テレビのワイドショー
- ・TVの臨時ニュース
- ・テロップ
- ・ラジオの呼びかけ
- ・テレビでの注意喚起
- ・自治体の防災メール
- ・自分の体調に気を付ける
- ・LINEニュース
- ・町内役員からの連絡
- ・熱中症アプリ
- ・朝の情報系番組

一般の方へのアンケートの結果

Q5 あなたがお住まいの市区町村内に、クールシェルター（涼みどころ）やクールシェアスポットはございますか。

クールシェルター（涼みどころ）

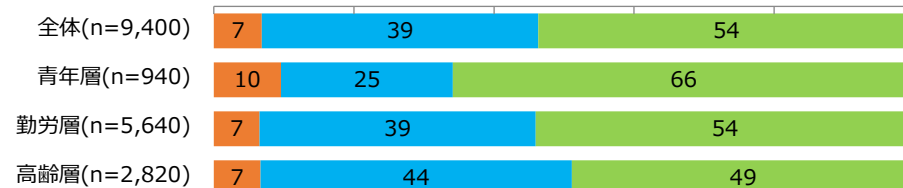
0% 20% 40% 60% 80% 100%



ある ない わからない

クールシェアスポット

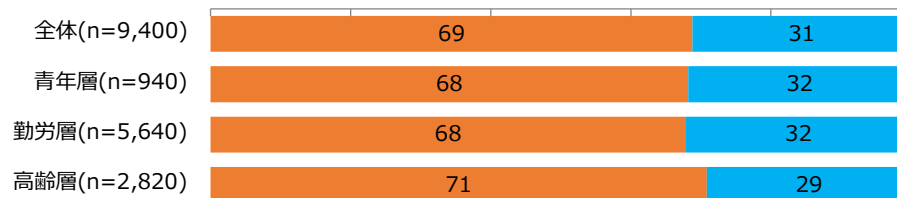
0% 20% 40% 60% 80% 100%



ある ない わからない

Q6 熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に「熱中症警戒アラート」が発表されますが、「熱中症警戒アラート」をご存知ですか。

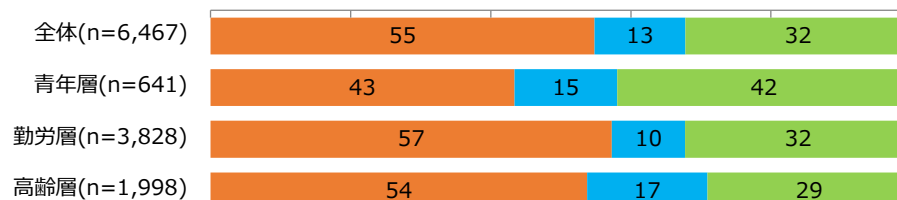
0% 20% 40% 60% 80% 100%



知っている 知らない

Q7 令和4年度、実際に「熱中症警戒アラート」がお住まいの地域で発表されましたか。

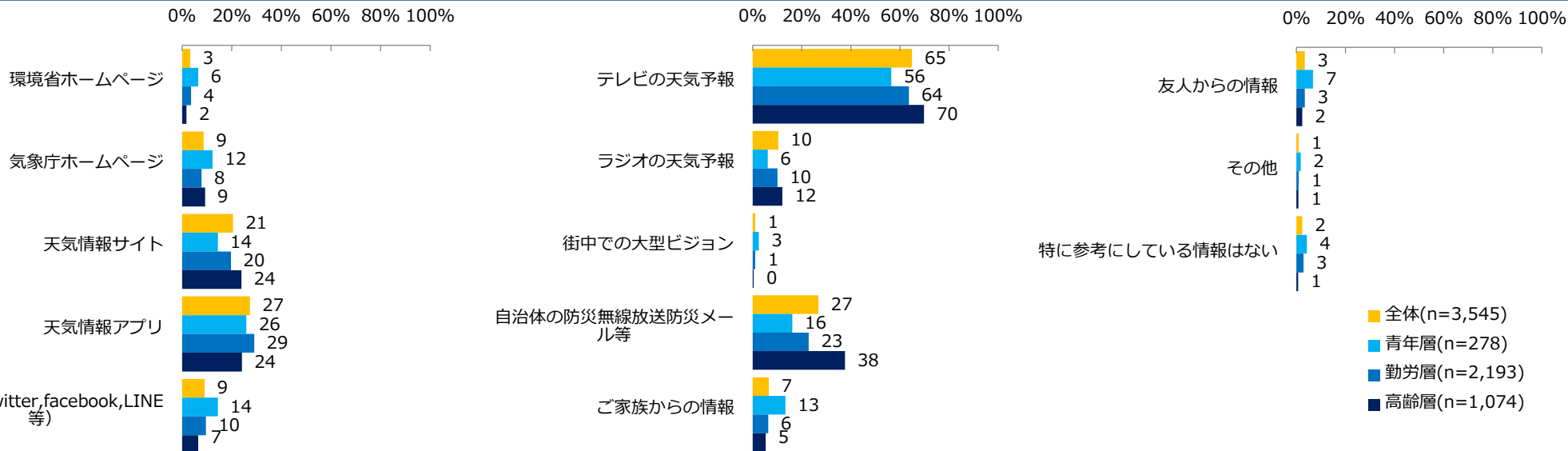
0% 20% 40% 60% 80% 100%



発表された 発表されていない わからない

一般の方へのアンケートの結果

Q8 あなたは「熱中症警戒アラート」が発表されたことは、どのような情報から知りましたか。



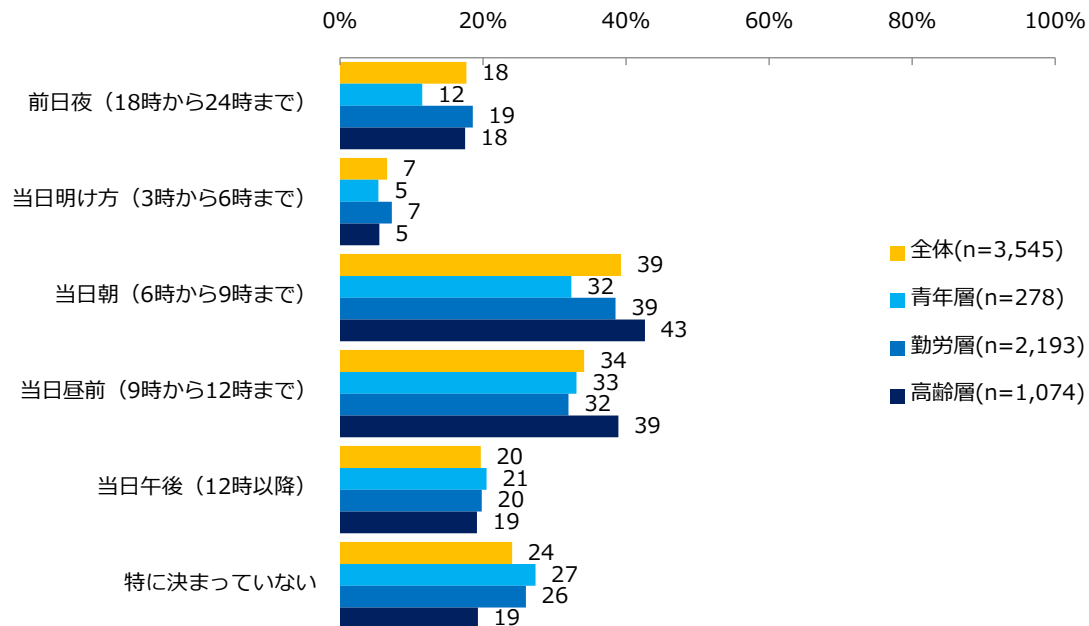
【その他解答】

- ・ご当地TVの天気予報
- ・ニュース番組
- ・個人のサイト
- ・スマホに届く気象情報
- ・自治体のSNS
- ・NHK
- ・自治体放送
- ・アプリ
- ・テレビニュース
- ・市役所からマイク放送
- ・パソコンサイト
- ・消防署が警告して回ってる
- ・ヤフーサイト
- ・地元紙
- ・市が車で放送していた
- ・スマホの機能
- ・学校
- ・保険会社からの通知

- ・自治体からのメール
- ・職場

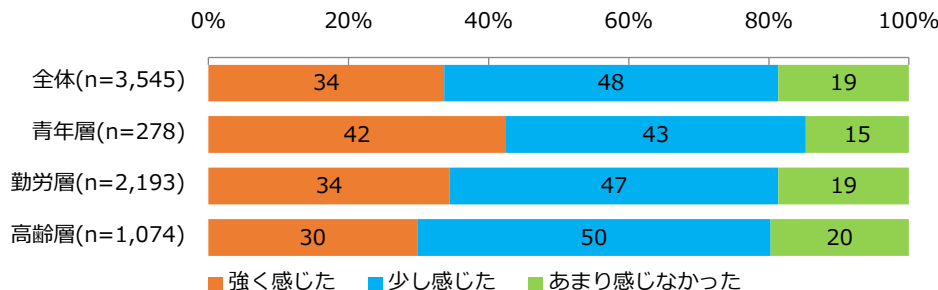
一般の方へのアンケートの結果

Q9 あなたが「熱中症警戒アラート」を確認した時間帯をお答えください。

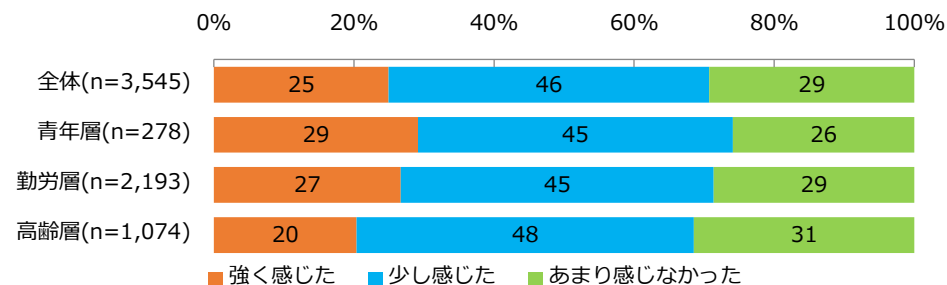


Q10 あなたは「熱中症警戒アラート」が発表されたことで、熱中症に対する危険性や対策の必要性を感じましたか。

熱中症の危険性



追加的な対策の必要性



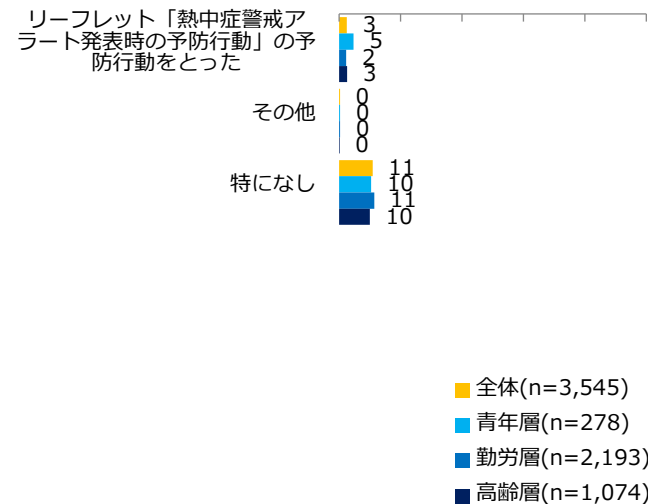
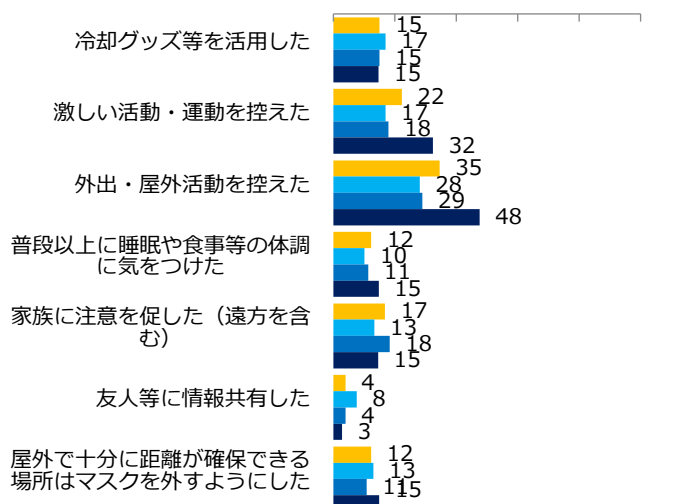
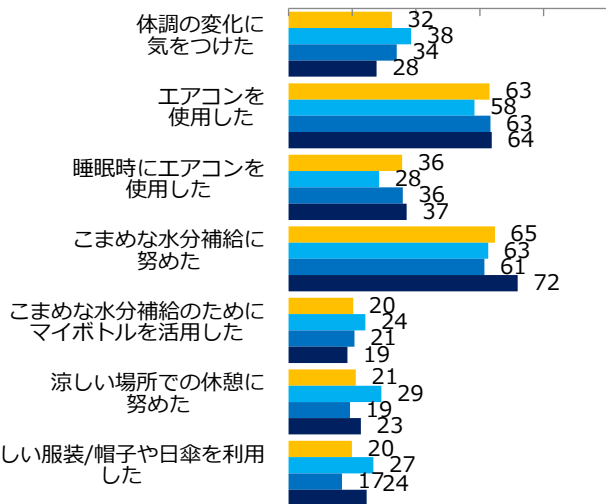
一般の方へのアンケートの結果

Q11 あなたは、「熱中症警戒アラート」が発表されたことで、追加的にどのような対応をとりましたか。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

0% 20% 40% 60% 80% 100%



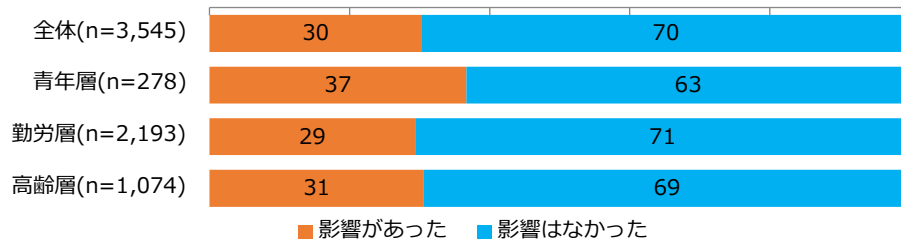
【その他解答】

- ・自宅に日除け対策グッズを設置
- ・スポーツドリンクを飲むようにした
- ・家の換気
- ・なんとなく
- ・庭の水まきを増やした

- ・仕事での作業量を調整した
- ・持病があるのでホテルに泊まろうと思ったが空室がなかった
- ・扇風機を回した
- ・クエン酸を摂取した
- ・冷たい食べ物を食べた

Q12 「熱中症警戒アラート」の発表によって、あなたの日常生活に影響がありましたか。

0% 20% 40% 60% 80% 100%



Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- 外出を控えた
- 知的好奇心が刺激される素晴らしいアンケートでした。
- 休みに外出しなくなった
- 水分をこまめにとるよう、促された
- 暑くてバテた、大地が悪くなった
- エアコンの使用が増えた
- エアコンを使用したので電気代がさらに上がった
- ランニングを短い距離にした
- 外出する必要がある日は、なるべく涼しい場所も使えないか考えた。
- 活動できる時間に大幅な制限があった
- いつも畑仕事をするのだが、やめた
- 外に長時間出かけるのを控えた。また、暑くて出かけられなかった
- 職場に連絡した
- 余り外に出ず、エアコンを付けて涼しくしていた。
- 熱中症対策をした。
- 集客が減って困る
- 無理をしないように気をつけた
- 熱中症警戒と節電対策との両立は非常に困難で、図書館などの公共施設へ避難する他なかった。
- 通常、夕方などの涼しい時間帯にウォーキングを行っていたが中止した。
- エアコンを多用するようになりました。
- 対策を考えた
- エアコンは苦手ですがアラートが出たことですぐにエアコンをつけた。買い物予定もあったが中止した。家の中でも比較のおとなしくしていた。
- 水分補給に普段より気を付けてこまめに飲むようにしていた。
- いつもより一層注意した。
- 2階の自室にエアコンがないので1階の空き部屋に避難した。それでもエアコンがないので扇風機を回すだけの対応だった。
- 家庭菜園などを控えた
- 以前熱中症にかかり倒れたことがありトラウマになって出かけることができない。
- 子供を外へ遊びに行くのを控えた。
- 熱中症が怖くてゴルフをやめた
- 熱中症警戒アラートが発表された時は外出をいつもより控えた

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- ・ 外出を控えたことにより用事をこなせなくなった。
- ・ 還暦を過ぎてから年々暑さに対して耐性がなくなってきたように思う。2年前くらいまでは夏でもエアコンなしで自然風で生活できたのに今年はすっかりエアコンなしでは暮らせなくなった
- ・ なるべく外出しないようにして、クーラーのある部屋で過ごす。
- ・ エアコンの稼働時間 水分補給の量
- ・ 仕事場にエアコンが無いので涼しい場所で仕事をした。
- ・ 自分自身にて、水分補給としてお茶や炭酸飲料といったドリンクを休憩中にこまめに飲むようになりました。
- ・ 暑さ対策で薄着水分補給エアコンと扇風機の利用
- ・ 買い物の回数を減らした
- ・ 外出を控えることでスケジュールが変わる
- ・ いつも以上に気を付ける
- ・ エアコンを一日中つけるようにした
- ・ 暑くて遊びに行けなかった
- ・ 屋外での作業が多いので、飲料水購入に経費がかかった。
- ・ 屋外スポーツを軽く行うようにした。（テニス）
- ・ クーラーをつけっぱなしにするため、電気代がかさんだ
- ・ 深刻にとらえた
- ・ エアコンの利用時間が長くなった。買い物も車で送ってもらった。
- ・ 対応策を早めにとる
- ・ 自分及び家族の体調管理や変化について注意喚起をするように伝えた事により家族全員で普段よりも熱中症対策を徹底した。
- ・ アウトドアでのウォーキングやジョギングを控えるようにした。
- ・ 冷房が効きにくい
- ・ 屋外での仕事のため空調服を使用した。
- ・ より気を付けるようになり、家族（高齢者）も意識するようになった
- ・ 息子の部活への参加に気をつけ、特に水分を多く持たせた
- ・ 事前に備えてから行動することができたので何とか暑い夏を元気に乗り切ることができた
- ・ 運動をしないようにしていた エアコンがあるところで運動をした
- ・ 仕事は、休めないのでもまめな水分補給や休憩を促されても、上司が警戒アラートをみていなければ通常と同じ休憩しかとれない。
- ・ 水分を多めに持ち歩くようになった
- ・ 屋外での作業量が減った
- ・ 自粛制限が更に強いられてストレスが溜まった
- ・ 働く時間を変えた
- ・ 妻が救急搬送された熱中症で
- ・ より水分を取る事と、過度な運動は避けた。トイレに行く回数がとても増えた。アルカリ飲料水を多く購入した。
- ・ いつもより暑さに気をつけた

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- ・ 電気をさらに使う
- ・ 体調に気を付けた
- ・ 外出の時間帯を考える
- ・ 家にこもって運動不足になった
- ・ 行動を制限された
- ・ 家庭菜園や、花の水まきに、気を付けました
- ・ 緊迫感を受けた
- ・ クールシェアスポットに避難した。
- ・ 熱中症にならないように気をつけた
- ・ 犬の散歩時間を早めた
- ・ 仕事の内容を変えた
- ・ 別居の両親がエアコンを付けたがらないので、毎年夏になると心配で憂鬱。 エアコン義務化して欲しい。
- ・ 室内の温度を気にするようになった
- ・ 外出を極力控え、場合によっては、通院日も変更する。
- ・ 近所のお年寄りに声をかけた。
- ・ 早めに帰宅した
- ・ エアコンを24時間つけるようになった
- ・ 外出時、冷やしたペットボトル持つようになった
- ・ 多汗症気味になった。
- ・ 体に気を付ける
- ・ 外出を避けて直射を避けて涼しい場所で過ごしました。
- ・ 外出が制限され、夏休みの子供たちの活動がコロナと重なりとても不便だった
- ・ 労力に見合ったポイントが正常に満額付与されるのであれば、お答えいたします。
- ・ 普段以上に対策をとる
- ・ 屋外でのスポーツを出来るだけ行わないようにした。
- ・ 仕事のパフォーマンスの低下
- ・ 年寄りが困った犬も散歩が出来なくなった
- ・ 予定していた農業アルバイトを断った。
- ・ 朝、外出する時点ではさほど暑さを感じない日などに、アラートが出ていたために、熱中症対策をして予防することができたこと。
- ・ 外出時にマイボトル持参
- ・ 予定が変わった
- ・ 他の天気予報、特に天候アプリで時間ごとの変化をチェックし対応しました。
- ・ 毎日、家の周りの草むしりをしていたが「熱中症警戒アラート」が発表された日は、草むしりを止めた。
- ・ 体のだるさ、集中力の低下。
- ・ 熱中症警戒アラートの発表
- ・ 仕事で、室内だがエアコンがない場所での作業もあるので、より一層水分補給に気を付けた。携帯用扇風機を体につけて作業した。

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- 気がつかないうちに熱中症になる危険があるので気温、湿度に気を付けマメな水分を心がけた
- サーキュレータを導入した。
- 一層の注意喚起になった
- 寝苦しい防止の為エアコンを使用
- しっかり自覚できた
- 「熱中症警戒アラート」が発表されたのを知ると、自分の体を、いろいろな面で、少し気を付けてあげるようにしている。
- なるべく涼しいとこですごした
- 今年の夏はほぼ1日中エアコンをつけ、日中の日差しが強い時間帯の外出を避けた。やむを得ず外出する際は首を冷やしたり日傘を使ったりしながら短時間で済ますようにした。また、外出中は水分を摂ったり、日陰で休憩した。
- 外出しなくて良いように準備したり、したとしても夜など少しでも涼しくなる時間帯にした
- スポーツをする子どもがいるので、多めに水分を持たせたりするなど、対応を考えた。
- より冷やすことを考えて行動した
- 無理をしないようにした。
- 注意力が高まりました
- アラートがあったらから水分補給をこまめにした
- 外出をやめた
- 外回りのキャンセル
- 動揺した
- 汗をかくような作業は早朝もしくは夕方以降に行うようにしました。
- ストレス
- 服装
- 車から外に出れない
- 祖母が倒れた
- 寝不足になった
- 気温に気がつけた
- 暑さ対策を準備するなど普段と違う行動をとった
- 仕事が日常生活だが、職場の事務所でエアコンがあまり効かない位置なので、毎日大量の汗をかいて着替える回数が増え洗濯回数が増えた。
- いい感じで素晴らしい
- 飲料水の小売業に携わっているので売上額に影響がでること。
- 救急車ではこぼれたひとがいたから。
- 行動範囲が狭くなった。
- 仕事での業務内容に気を配った。
- 全国的に電気の消費が増えたので、抑えるように、と促しがあった
- 体調不良
- 屋外に出る時間を、なるべく少なくする。水分補給をこまめにおこなう。日傘、帽子の利用。

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- プール利用禁止になった
- 24時間もエアコンの使用の為に、喉の痛みと身体の節々の痛みが出て、不快間に悩まされた。
- ウォーキングの回数が減った
- 旅行を取りやめた
- 用心した
- 暑さに参る体調なった
- クールグッズ等を使ったりして睡眠時間をしっかり取る様に心がけた
- 思うようにガーデニングができなかった
- とにかく冷やすようにした
- 行動制限により、予定変更した。
- 子供にも熱中症のこわさを話すことで、暑さ対策への意識がつよくなったりし、家族で健康を維持することができた。
- 通院の予定日は普段徒歩で行っている病院へ車で行くようにした 外出の予定を取りやめて後日に変更した
- 暑くてたまらない
- 年寄りが居るので、外に出ないえ、暑い時にはエアコンを付ける様に伝えた。OS1、ポカリスエットなどを冷蔵庫に用意した。
- 外での予定を一つ減らしたり、歩く距離を減らしてバスや電車に乗った。
- 1時間毎に水分補給をした
- 室内の温度設定
- 事前に予防する気持ちが強くなったこと
- 自分自身よりも高齢の母親が心配だった。
- 普段は使用しないが氷枕を使用した
- 屋外行動を自制した、マリンスポーツ がある。
- 辛かった
- 子どものサッカー練習を欠席させた。
- 耐えすぎない
- 病院などに出かけなければならないが、あまりの暑さで体調が悪く通院をキャンセルした。
- 普段あまり気にしないSNS だが、とても重宝した
- 家庭菜園の作業を中止した
- 温度異常な場合家族で周知
- 野外での調査を延期した
- 晴天でも洗濯をやめた
- 熱中症の経験があり人ごとではない
- 自転車ってどこかに行く予定が変更になったからスケジュールが狂った
- 農作物の不作
- 暑い場所をできる限り避ける

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- ・ 社員の動揺
- ・ 家族のお弁当に入れる物の塩分を少し多めにしたり、自分で塩分タブレットと摂るようにするように心がけた
- ・ めまいがして体にしびれを感じた
- ・ 身近に危険を感じた
- ・ あまりの暑さに緊迫感があった
- ・ いつもは近隣のスーパーへの買い物は徒歩で行くところ、エアコンを利かした車で行った。
- ・ 気が引き締まった
- ・ 外出の緊急性を、再度、検討した。
- ・ 水筒1本持参から2本持参へ
- ・ たおれた
- ・ 毎年夏場の潮干狩りの副収入の作業中断を熱中症症状発生前に実感した為、今年の作業を全面的に中止した。
- ・ 昼間は家の中にいた。
- ・ 徒歩による行動が少なくなった。
- ・ 職場で注意を呼びかけた
- ・ 仕事で室内での仕事がエアコン、扇風機使用できないのでこれらを使用しないで仕事をできる限り涼しきなる午後2時過ぎからになりました。
- ・ びっくりした
- ・ 孫が、帰って来ていたのにビニールプールをするのをやめた
- ・ どしてもしなければならなが作業が、時間内にできず 遅れてしまった。
- ・ 熱くて集中力を欠いた
- ・ 日没以降で外出するようにしたこと。アーケード商店街やデパート、地下街、ショッピングセンターのあるところでウォーキングした。出掛ける頻度が少なくなった。
- ・ 普段は、毎週水曜日にグランドゴルフの練習をしているが、警報放送があるときは、練習を欠席するようにした。
- ・ 仕事を早く切り上げる
- ・ 気を失いそうになった
- ・ 日常的
- ・ 畑仕事をしようと思ったが、しなかった。
- ・ 集中力がきれる
- ・ 暑さ対策
- ・ 体調はまだ大丈夫そうだと思っても、強制的に日陰で身体を休めるようにした。
- ・ 愛犬を家に入れたため毎日掃除が必要になった。
- ・ 毎週土曜日の昼頃、週テニスをしているが、アラートが出た時はやめている。
- ・ 昼の買い物を20時以降にする。
- ・ 普段は気にしないが、睡眠をとることを心がけた。
- ・ 犬の散歩に出かける時間を、朝は気温が極端に上昇する前になるよう早めにし、夕方は日没時間かそれ以降に遅くした。
- ・ 手前から対応できた
- ・ 普段の買い物等の行動を控えた
- ・ とりあえず、無謀な外活動を控える理由にはなった。

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

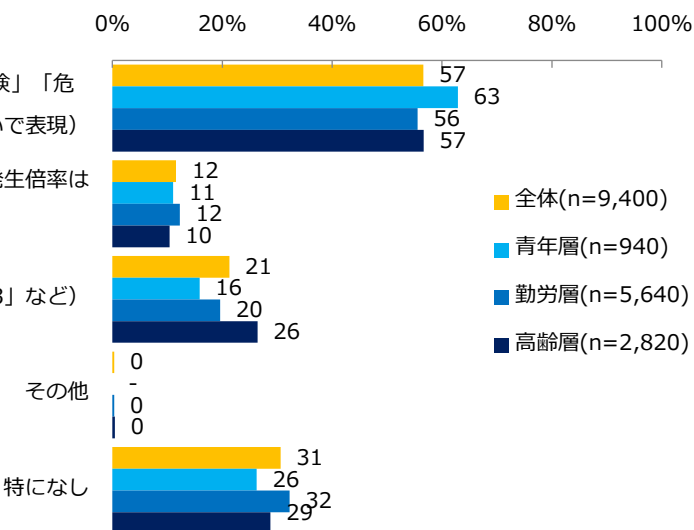
- 買い物はすべて配達にしてもらったり、ホテルで過ごすことを検討した。
- 外出時に冷却体感シャツを使用したり帽子を着用した。
- 義足を使っており夏場は汗をかくので木を着けている。
- 暑さ対策の強化・拡充
- 気温だけでなく湿度、風も関係するらしく再認識させられた。
- 子供の学校生活が変わったり、急に下校になったりしたから
- 草刈りを延期
- 常に体温を測る。
- 地震の行動範囲を縮小したり外出中の体の保冷備品の携帯を確認する。外出開始後にそれらを忘れたとわかった時は、直ちにいったん帰宅する。塩分補給品は夏場の必需品。
- 自営で不動産仲介業をしているのですが、あまりの暑さにお客さんの数が激減しました。寝る前から寝室のエアコンはかけっぱなしにしているのですが、温度設定や風量設定をしても寒すぎて眠れない日が続いて、本当に体が不調になり、病院で点滴を打ってもらいました。
- 買い物は午前中に行った
- 対策を事前に行うことができた
- 自分が認識している以上に気をつけないといけない事に気付かされ、具体的な行動をとる事が出来た。
- 熱中症に気をつけようという意識を持つようになり、熱中症対策をネットなどで調べて実践するようになった
- 家族が高齢のため、いつも以上に水分補給（経口補水液の摂取）をするようになった。また、その購入費が増加した。
- 外出時間を夕方にした
- 寝る前に水分を多く摂取した
- 日課の野外での運動を取りやめた
- マスクの着脱
- 休日の外出とジョギング、ランニングをしなかった。普段は徒歩、自転車での移動を自家用車で行った。
- 屋外の仕事なので、8月と9月は午前中で仕事を切り上げた。
- 理想体重
- 日頃の準備ができる
- 外出する際もなるべく短時間で済ませる事が出来る様に努めた
- 情報を正確にとらえる工夫
- 外出時の体調変化
- 学校が午前授業になった。
- 倦怠感
- 大学の部活動ができなかった
- 屋外作業を止める。夜間の室内温度・湿度をこまめに見て、親の体調を見守る
- 暑さが予想されたので冷たいものを多く食べるようにした
- 家内の仕事や作業ができない
- 水分補給と室内の温度の再確認が出来た。
- 体育の授業が自宅課題になった
- 体調変化

Q13 「熱中症警戒アラート」の発表によって日常生活に影響があった方に伺います。どのような影響があったか教えてください。（自由記述）

- 学校のクラブ活動などが中止になった
- エアコンを使ったり、外に出るときでも、なるべくクーラーのきいている、スーパーとかでいつもより長い時間買い物したりするので、やはり家計に響いた
- 気にすることが増えた
- 家庭菜園の養生、作物の育成等戶外活動の回避。庭のにわの清掃も同様。
- 実家の手入れ時に余分に水分を購入し持参した
- 1日の活動内容
- とにかく無理せず、きつかったら休みを取る
- 身体が暑くて、辛かった
- バテた
- いつもより塩分補給や経口補水液を飲むように注意した。自室にエアコンがないのでアイスノンを積極的に使うようにした。アラートがなかったら、気にしなかったと思う
- 自分の家の室内でエアコンをつけないようにしていたが、汗が止まらなかったので危機を感じ、外出した
- 予定の変更を何度か求められた
- 外での運動を控え室内で簡単なストレッチや筋トレをした。
- 外勤務中に風が通るようにミスト扇風機を稼働した
- 外出を取りやめたため、直接人に会うことができなかった。
- 意識が芽生えた
- 注意して行動した
- バイト先にくる人が増えた
- 体調を整えることやや激しい運動をしない。
- 学校でも対策が取られ、話さずに前を向いている時のみマスクをつけなくても良くなった
- 家に1人でもエアコンを我慢しないでつけるようにした
- 毎朝早くからサイレンがうるさかった

一般の方へのアンケートの結果

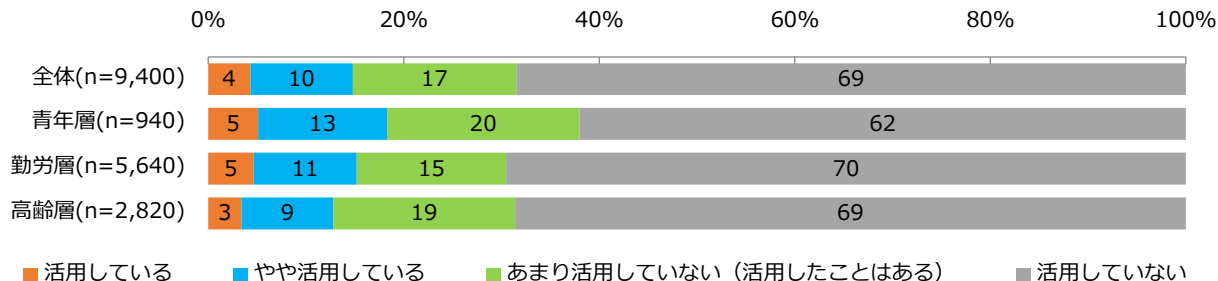
Q14 「熱中症警戒アラート」の発表方法・内容について、あなたが熱中症の危険性が高いと感じやすいものをお答えください。



【その他解答】

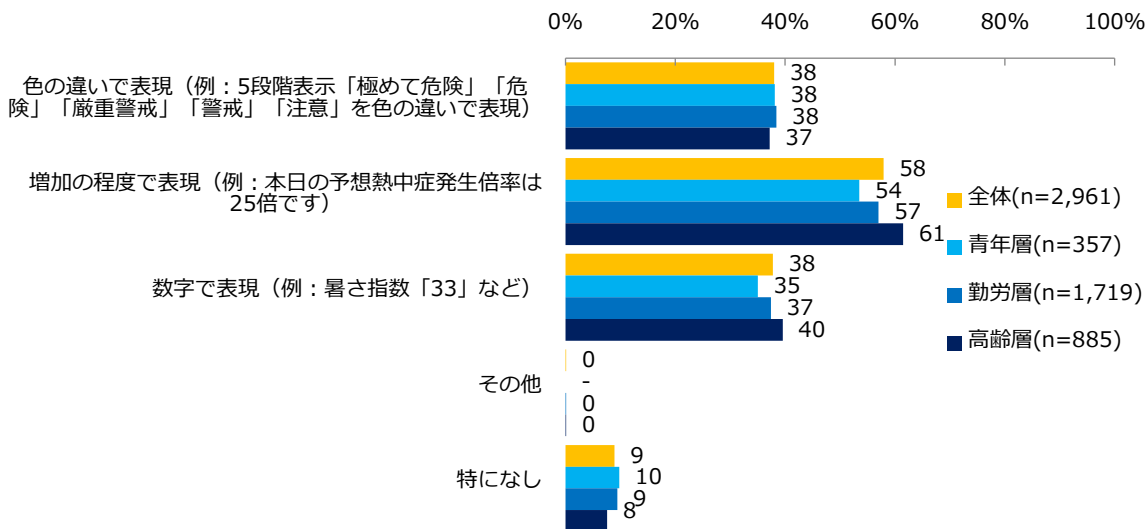
- ・湿度と温度を数字で
- ・音声での警告
- ・文字できちんと表現する
- ・市内放送
- ・温度湿度
- ・熱中症とは症状(気温や湿度ではない)ことを考慮した身体のなんらかの数値との掛け合わせ
- ・科学知見を活かして地域ごとに正確に発令してください
- ・音でも表現
- ・気温の高さ
- ・外気温で表現
- ・患者数の推移など
- ・段階表示を簡潔に文字で[レベル・警戒]等
- ・昨年はこの色のとき、〇〇市では〇人が救急搬送されました
- ・イラストでの表現
- ・前日よりどれくらい暑いかで表現して欲しい
- ・5段階表現では軽度の場合重要性が薄れてくると思うので、通常のアラートと嚴重警戒の2種類くらいが適当だと思う
- ・テレビの天気予報等での注意

Q15 熱中症の危険性を感じる場合に「暑さ指数 (WBGT)」を活用していますか。



一般の方へのアンケートの結果

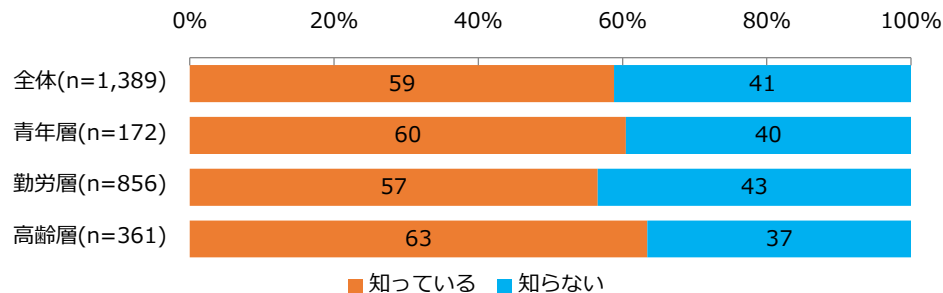
Q16 「暑さ指数（WBGT）」の発表方法・内容について、あなたが熱中症の危険性が高いと感じやすいものをお答えください。



【その他解答】

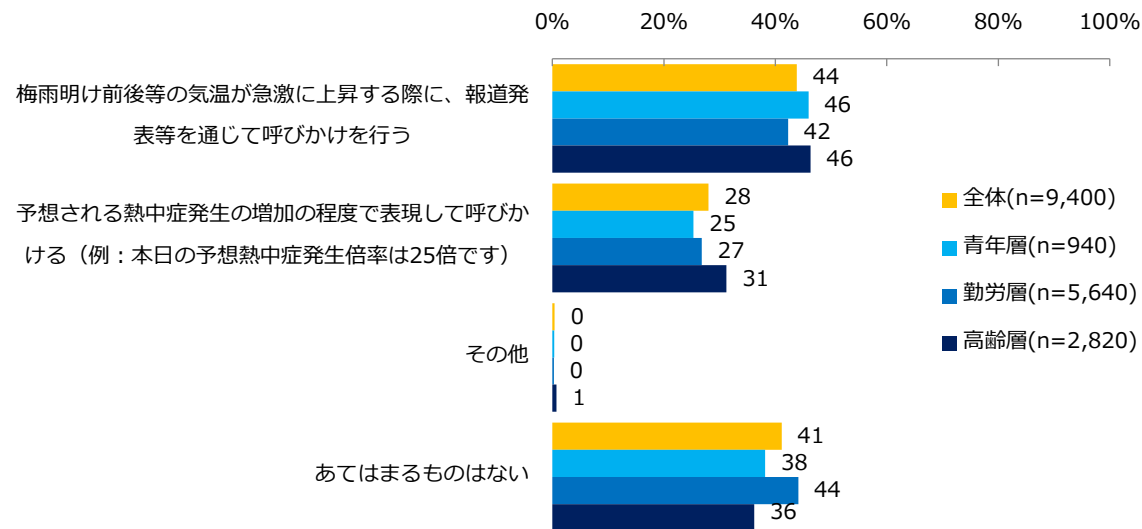
- 各人の周辺環境によって危険度が違うので指数自体に意味を感じない。

Q17 あなたは暑さへの慣れの状況により、「暑さ指数（WBGT）」が同じ値でも熱中症の危険性が変わることを知っていますか。



一般の方へのアンケートの結果

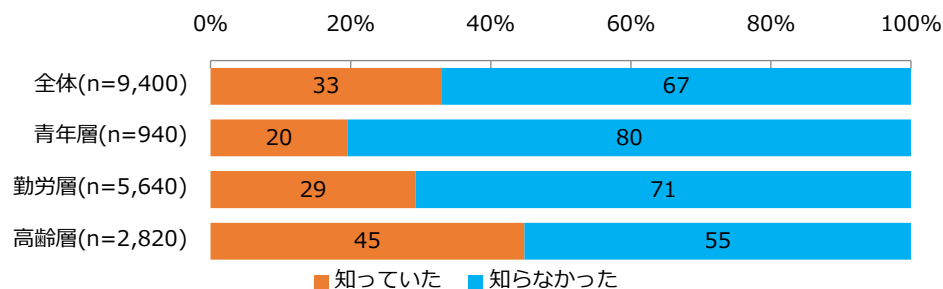
Q18 梅雨明け時期等の暑さに慣れていないときは熱中症のリスクが高くなります。
梅雨明け時期等の熱中症対策について、下記の中で特に必要だと感じる方法があればお答えください。



【その他解答】

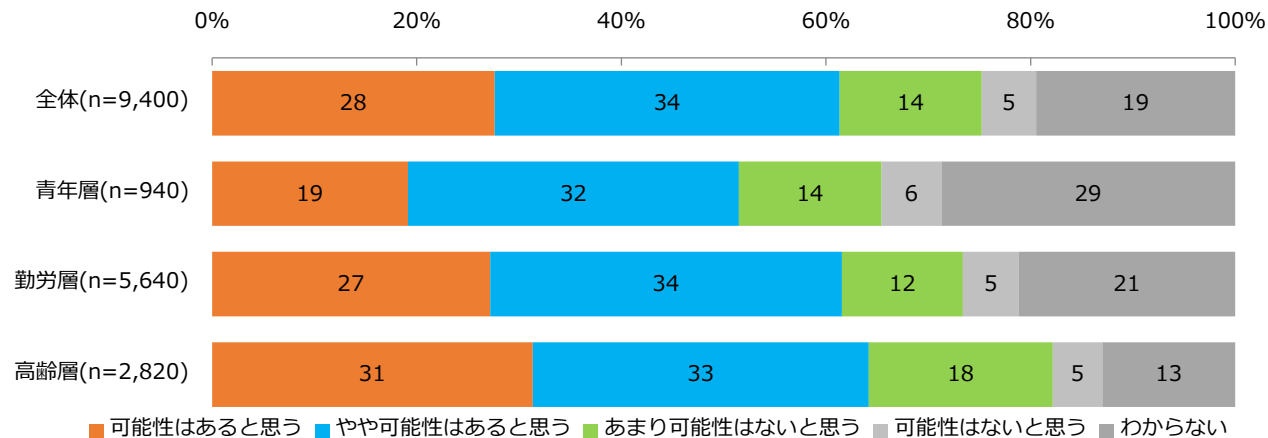
- ・職場のエアコンの電気代をケチらない
- ・発症数など具体例
- ・温度と湿度をきちんと発表する
- ・市内放送
- ・地域に合った予報精度
- ・防災無線で熱中症対策の必要性を呼びかける
- ・市の臨時広報
- ・梅雨明け10日の注意期間周知
- ・外気温で表示
- ・予報の範囲が広すぎる
- ・地域の放送塔等で呼び掛け
- ・熱順化
- ・水分補給は水だけではなく補水液も準備する事を追加する
- ・無理しないように心がける
- ・気温でなく湿度の危険性の強調
- ・入浴時に湯船に浸かり暑さに徐々に慣らしていく
- ・水分補給
- ・防災メールが整備されている自治体ではメールの加入者を増やすことに努め危険性の強さや対策を具体的に配信する
- ・湿度は晴れていても高いので湿度に関心を向けるよう呼びかける
- ・天気予報に付け加える
- ・身体がなぜそのような反応を起こすのかを伝える
- ・報道は大きすぎるので市町村のSNSで発表して欲しい
- ・呼び掛けの方法さえ知らない
- ・スマホにアラートを流す
- ・取るべき行動の具体的な例

Q19 カナダや欧米、中国等でこれまでにない高温（いわゆる熱波）の発生が起きております。あなたはこのことをご存知でしたか。

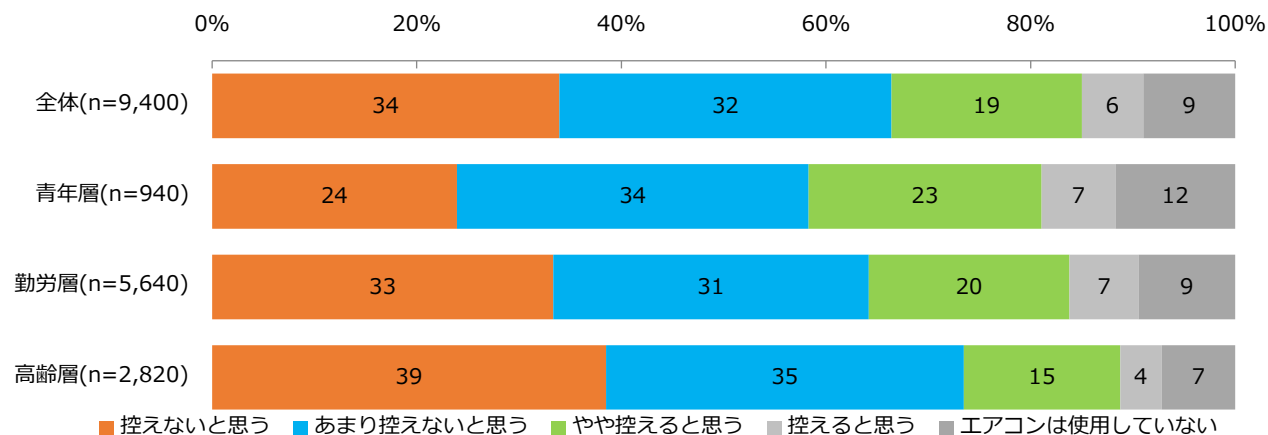


一般の方へのアンケートの結果

Q20 あなたがお住まいの地域で、これまでにない高温（いわゆる熱波）が発生する可能性はあると思いますか。

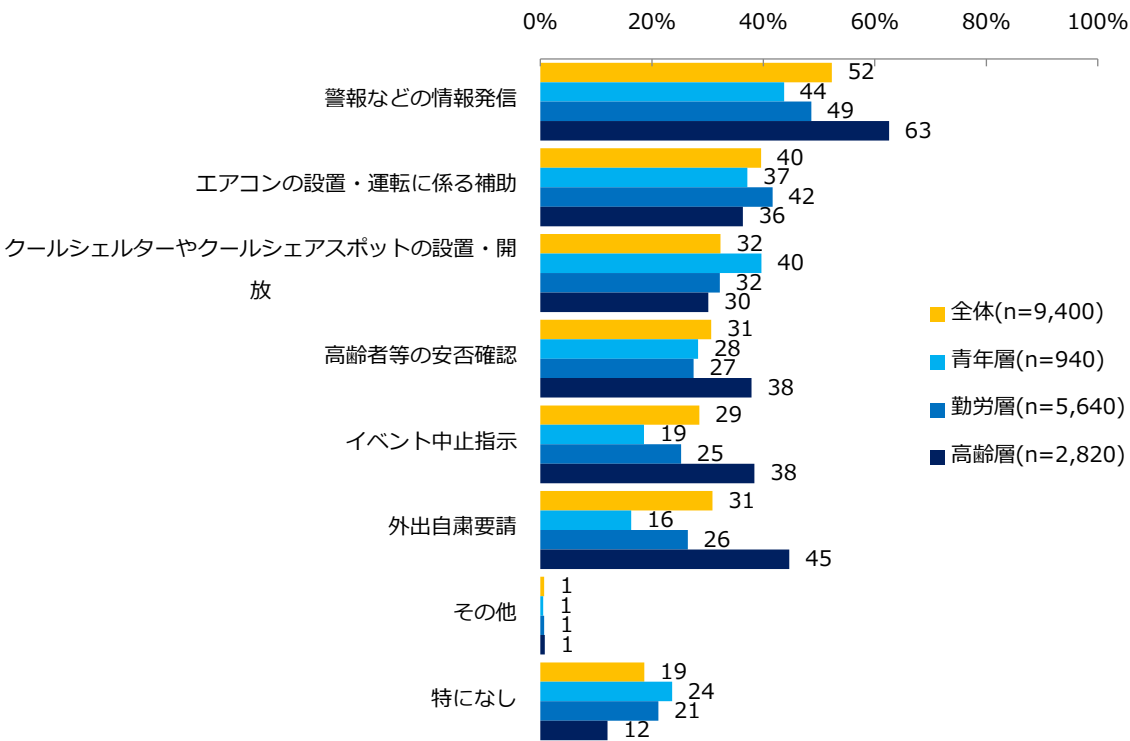


Q21 これまでにない高温（いわゆる熱波）が発生した場合、家庭での節電や家計への負担の観点からエアコンの使用を控える可能性はあると思いますか。



一般の方へのアンケートの結果

Q22 これまでにない高温（いわゆる熱波）が発生した場合に向けて、行政が行う必要があると思う対策をお答えください。

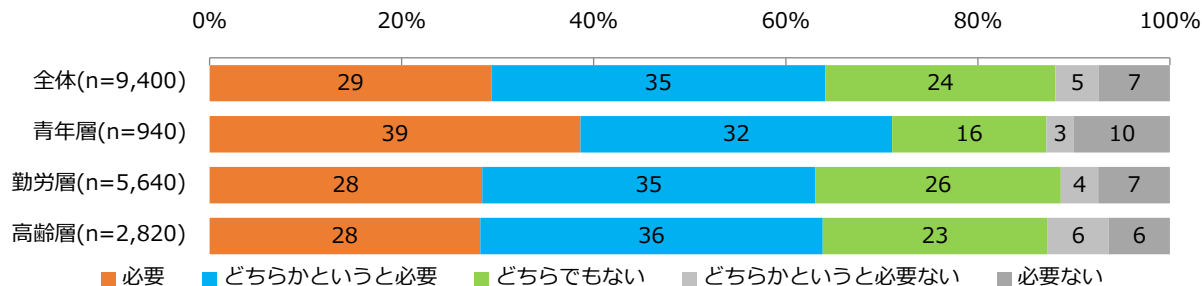


【その他解答】

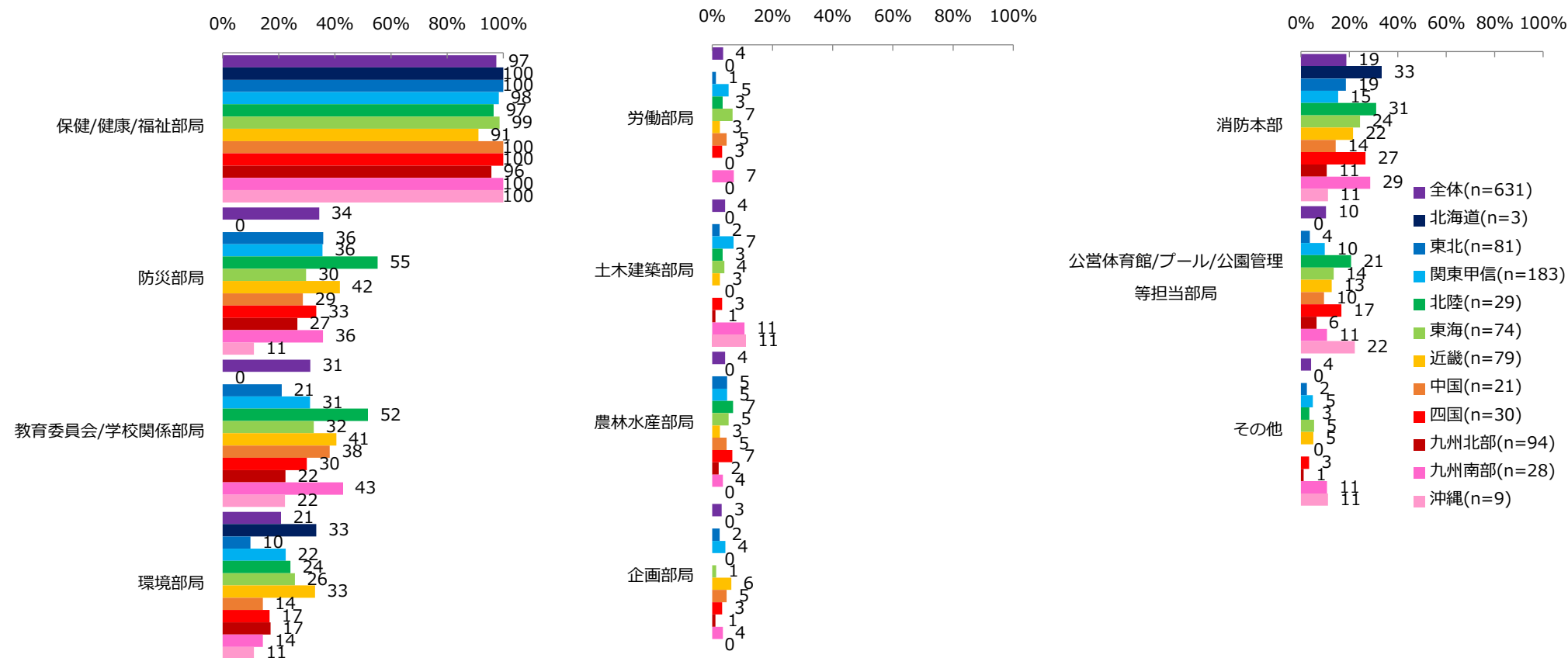
- ・公民館や図書館などの開放
- ・涼みどころとしての利用
- ・エアコン使用の電気代の補助
- ・電力の確保
- ・原因の詳細説明と解説
- ・補助金
- ・発電所の増設
- ・原発の稼働
- ・中長期的な温暖化抑止対策
- ・業務にマスク着用や短時間での作業を強要しないよう官庁・病院・企業に通達
- ・自宅のカーテンを閉め節電対策を心がける
- ・電気代の補助・軽減
- ・省エネ
- ・インフラや自然環境の保守整備
- ・フレックスタイム制
- ・できるところは強制休業
- ・緑化促進
- ・公共施設や自治会の集会所などを開放し自治会には助成を行う

- ・注意喚起のみに控える
- ・貧困層へエアコンを寄付する
- ・エアコン以外の冷房設備の補助
- ・あまりに危険度が高い場合は、豪雨災害時のように避難所を開設する
- ・コロナもそうだが警報を出しつつイベントを許可したり共催するのは行政ではないか
- ・現金給付
- ・エアコン業者の補助
- ・電力事情の情報
- ・補助金、要請とか自粛とかでなくもっと強い言葉で指示しないと過去の統計的にも聞き流す人が多いのではないか
- ・高齢者による農作業や草刈りなどの時間制限
- ・体育館などの貸し出し時の基本的な禁止項目の徹底

Q23 これまでにない高温（いわゆる熱波）が生じた場合に備えて、高齢者や生活困窮者を守るためにも、クールシェルター（涼みどころ）やクールシェアスポットなどが身近に必要なだと思いますか。



Q1 貴自治体で熱中症対策を行っている部署をお答えください。

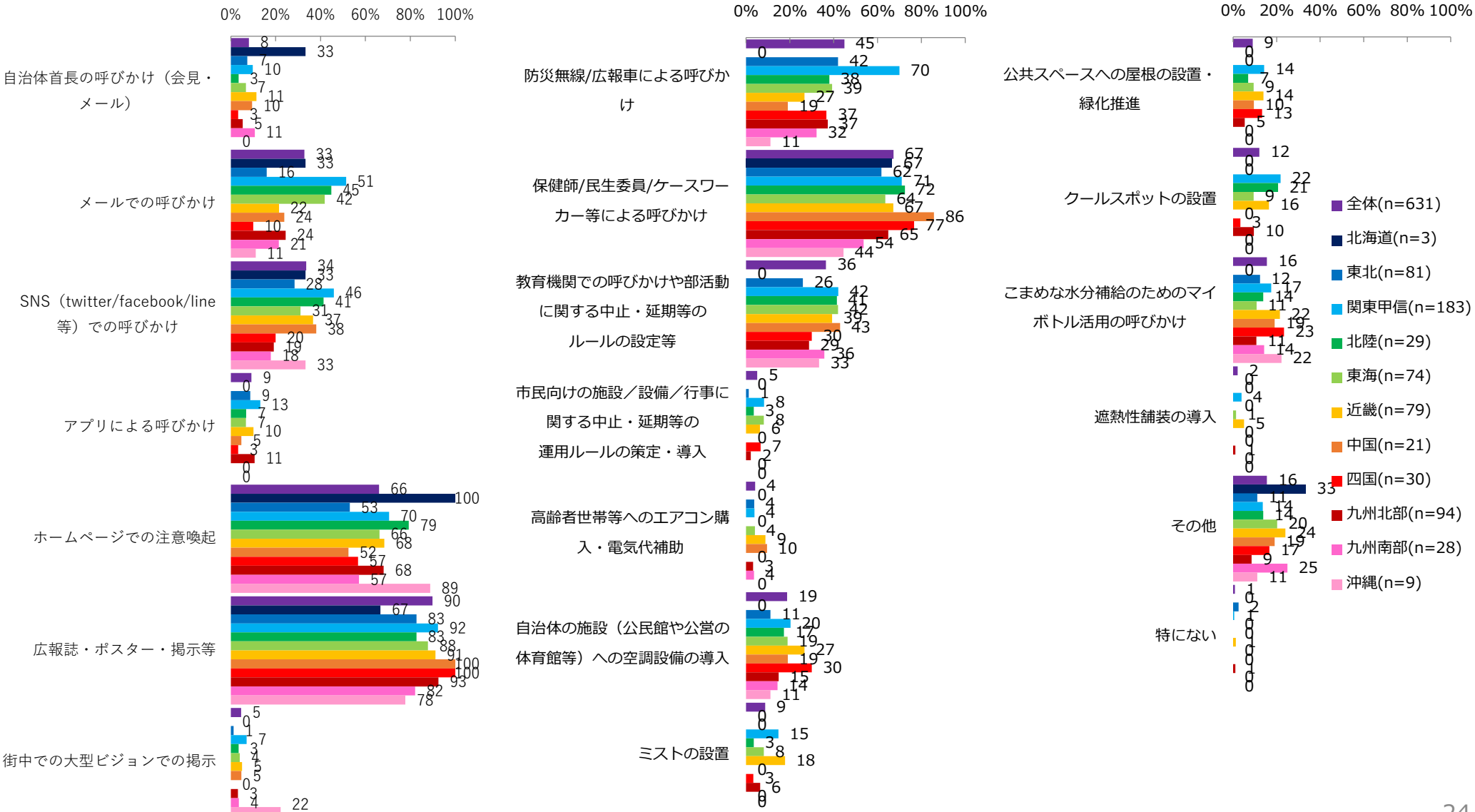


【その他解答】

- ・税住民課
- ・市内すべての部署
- ・危機管理部危機管理課
- ・村営診療所
- ・総務部門
- ・公民館
- ・観光部局
- ・子育て支援センター
- ・市民部
- ・広報部
- ・自治会担当
- ・地域振興部局
- ・人事・総務
- ・市民生活部局
- ・観光振興部局
- ・総務部局
- ・総合政策部
- ・上下水道局
- ・市民生活部
- ・地域振興部局
- ・議会事務局
- ・熱中症対策は各部局で対応
- ・市民局
- ・デジタル情報課

自治体の方へのアンケートの結果

Q2 貴自治体での熱中症対策として次のうち何を実施していますか。



Q2 その他解答 貴自治体での熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

- ・小学生への熱中症普及啓発品（冷感タオル）の配付
- ・ゴーヤを配布し日よけ対策
- ・自治体専用テレビチャンネル静止画
- ・よこてかまくらFM
- ・グリーンカーテンコンテスト
- ・イベント時の呼びかけ
- ・薬剤師会に熱中症予防休憩所設置依頼
- ・健康教室の開催及びリーフレット配布とケーブルTVや広報紙での注意喚起
- ・緑のカーテンの推進
- ・町内全世帯へのチラシ配布
- ・7月～9月熱中症予防対策における休憩所施設の設置
- ・ラジオ・テレビでの呼びかけ
- ・自治会加入世帯へチラシ配布
- ・高齢者への扇風機貸し出し
- ・ラジオでの注意喚起
- ・庁舎への空調設備導入
- ・集団検診での健康教育
- ・各団体等への啓発媒体の配布協力依頼
- ・個別受信機での注意喚起
- ・教室等でパンフレット配布
- ・府内12箇所に設置しているデジタルサイネージでの暑さ指数等の情報発信
- ・高齢者用パンフレット配布
- ・公共体育館利用時の扇風機の貸し出し
- ・企業との連携
- ・区の集会所に空調を整備するための補助
- ・グリーンカーテンの推進
- ・熱中症計の使用
- ・予防グッズ持参の呼びかけ等
- ・庁内における熱中症指数計、温度計の導入
- ・配食サービス利用者に高齢者熱中症対策のリーフレットを配布、
- ・保育所、放課後児童クラブでの外遊びの中止とこまめな水分補給の声掛け等
- ・ウォータークーラーの設置
- ・クールビズの取組
- ・校長会教頭会養護指導部会での指導
- ・中学校夏休み部活動の活動時の休憩場所（エアコンの設置）の準備
- ・熱中症警戒アラート発表時の県各部署への周知・市町村への周知
- ・時間ごとの声掛け・環境整備、成人事業でのOS-1の配布

Q2 その他解答 貴自治体での熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

- ・テレビCM
- ・県政広報テレビ番組
- ・民生児童委員及び包括職員の訪問による熱中症予防の呼びかけ
- ・民間団体から提供してもらう啓発品の配付
- ・高齢者向けの健康教育で熱中症対策の講話を実施。うちわや経口補水液を配布
- ・介護予防事業の中で教室参加者や地域の通場等で声掛け/遮熱フィルムの貼り付け（壁面パネル）
- ・健康相談にて熱中症予防をテーマに健康教育を実施
- ・イオン株式会社連携による館内放送
- ・地元ケーブルテレビ出演
- ・ヤクルト販売株式会社連携広報
- ・大塚製薬自動販売機連携ポスター掲示
- ・中学校の敷地内に熱中症対策飲料の自動販売機を設置と会議での啓発リーフレットの配布
- ・幼児健診案内配布物等にチラシ同封
- ・救急講習会でのチラシ配布
- ・ケーブルテレビ、FMラジオ、企業と連携した啓発
- ・保健師による熱中症予防事業
- ・高齢者に対する熱中症啓発物品の配布
- ・CATVにて注意喚起の放送
- ・こまめな水分補給の声かけ
- ・熱中症警戒アラート発令時の屋外施設使用キャンセルでの全額還付対応
- ・遮光ネットの活用
- ・WBGT等での測定
- ・大型扇風機の貸し出し
- ・啓発グッズの配布
- ・注意喚起メールを障害者施設に周知
- ・FMラジオでの呼びかけ
- ・庁舎窓口前の電子掲示板
- ・WBGT測定
- ・各高齢者施設に休憩場所を設置
- ・庁舎前に電光掲示板で気温
- ・暑さ指数を掲示
- ・クールビズの推奨
- ・消防訓練での呼びかけ
- ・コロナワクチン集団接種会場における啓発動画の放映
- ・研修・市民向け健康教育
- ・チラシ自治会回覧など
- ・消防車・救急車による呼びかけ
- ・熱中症対策アドバイザー養成講座を住民とかかわることの多い関係者に受講してもらう、

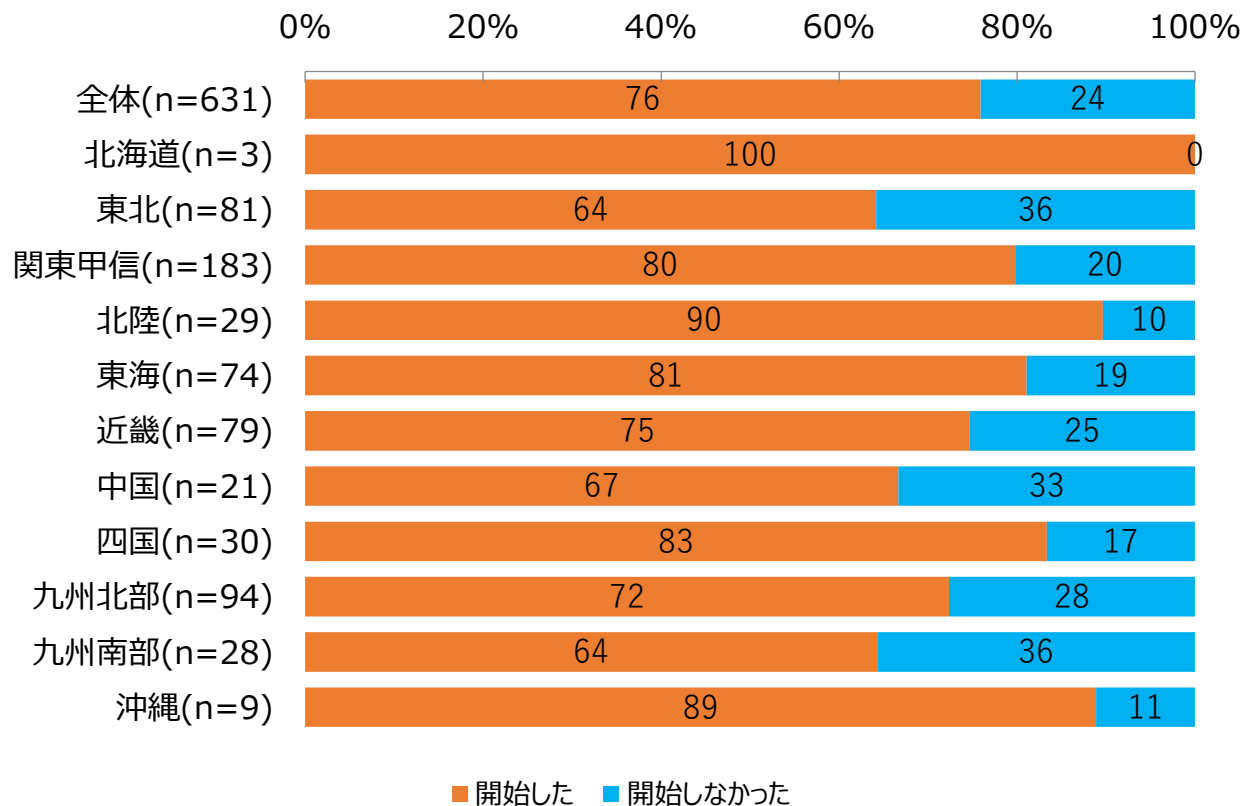
Q2 その他解答 貴自治体での熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

- ・ 文部科学省等からの通知を各私立学校に発出
- ・ 高齢者施設や介護保健事業者等への国通知等の周知
- ・ 暑さ指数の県内一斉調査イベント
- ・ 啓発グッズを用いた熱中症対策の呼びかけ
- ・ 昨年熱中症が発生した企業や発生しやすい企業を選択しポスター等でよびかけた
- ・ 市町村への熱中症警戒アラートの有効活用について呼びかけ
- ・ 県公園での日傘の貸し出し
- ・ 執務室の温度管理・エコスタイルの推進
- ・ 住宅等の高断熱
- ・ 高气密化
- ・ 熱中症等に係る救急出動状況の公表
- ・ 特設救急隊の配置
- ・ 工事現場で気温、湿度が一定以上だと経費にプラス計上する
- ・ 熱中症避難所の開設
- ・ 各部署へ警戒アラート制度の周知・窓口センター待合ビジョンで放映・高齢者訪問・集い
- ・ 各種事業などでのチラシ配布・職員が暑熱純化訓練を実施（消防）
- ・ 救命講習などでの啓発・新型コロナワクチン接種会場へのちらしの設置
- ・ お知らせくん
- ・ ケアマネジャー、支え愛、ほっとステーション相談員による呼びかけ
- ・ 熱中症予防ドリンク、栄養補食品、ゼリーの配布、扇風機の貸し出し
- ・ 自治体首長の呼びかけ（Twitter）
- ・ ラジオ・テレビでの呼びかけ
- ・ 「一時涼み所」設置（高齢者支援課）
- ・ 熱中症指数計設置（生涯スポーツ課）
- ・ 窓口で熱中症啓発うちの配布
- ・ マスク着用のルールに関する呼びかけ
- ・ 気温が高くなると体育館のFANを回す
- ・ 現場活動時の水分確保
- ・ 暑熱順化トレーニングの実施
- ・ 保育所、こども園、児童館での注意呼びかけ
- ・ 給食業務従事の職員用の保冷剤を準備
- ・ 温湿度計の設置
- ・ 行政YouTube
- ・ 市民向け講座
- ・ 救急講習
- ・ ラジオ広報
- ・ 給食室にスポットクーラー導入
- ・ テレビCM

Q2 その他解答 貴自治体での熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

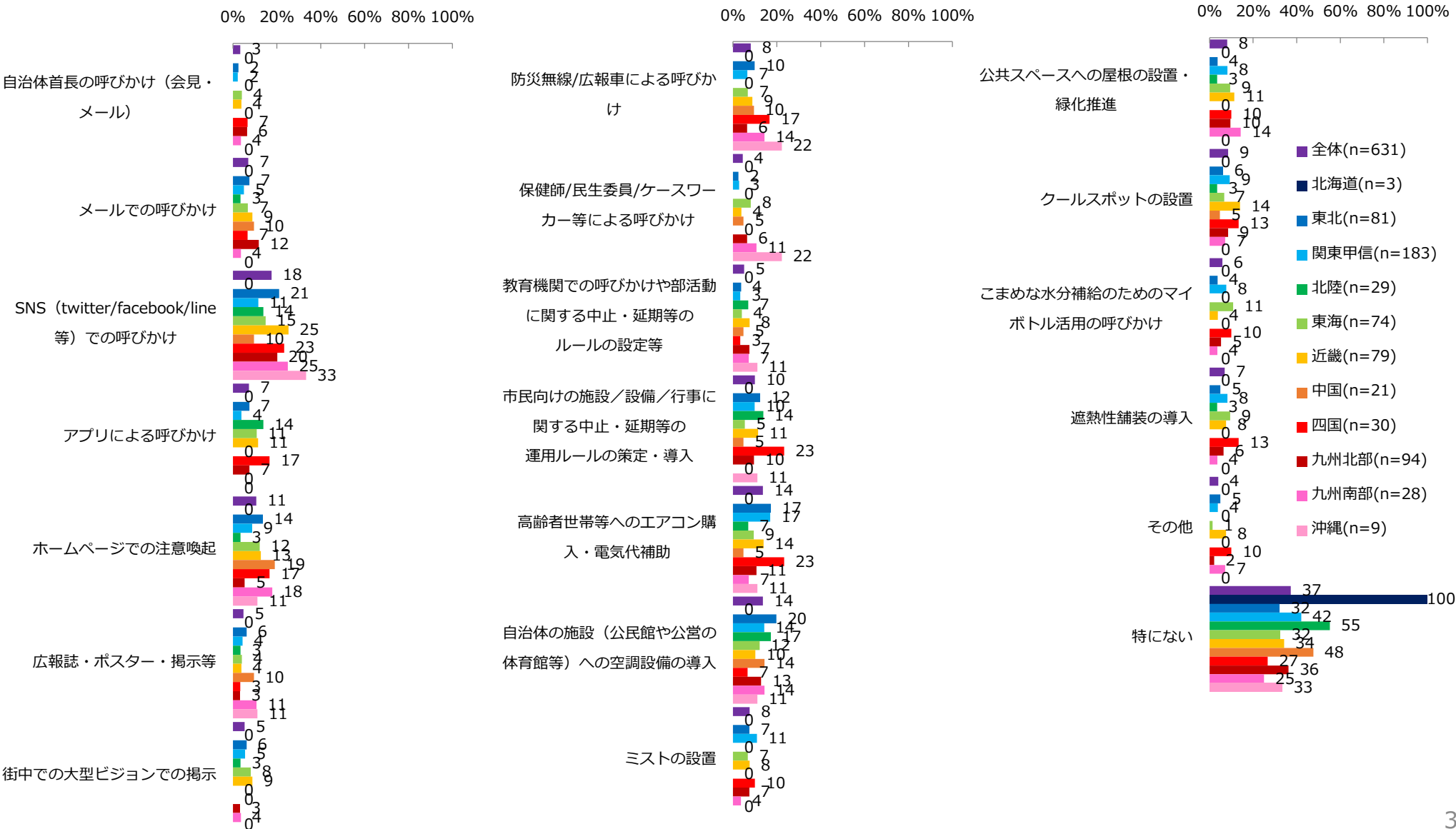
- ・新聞広告
- ・県内スーパーマーケットにおける店内放送による広報
- ・啓発チラシ
- ・うちのわの配付
- ・注意喚起動画の放映(本庁舎デジタルサイネージ、公式YouTube、がん検診待合所)
- ・公用車に注意喚起マグネットを設置
- ・本庁舎コミュニ・ティビジョンでの注意喚起
- ・クールスカーフの配付
- ・OS-1の配付
- ・小中学校、公民館、放課後児童クラブ
- ・生活保護世帯向けお便りでの注意喚起
- ・高温時の事業の中止など
- ・県広報番組での呼びかけ
- ・がん検診等での啓発資材を用いた呼びかけ
- ・新型コロナウイルスワクチン接種（集団）時に注意喚起のチラシを配布
- ・救急講習・祭礼路線回議での広報
- ・こまめな水分補給
- ・お茶の提供
- ・日陰づくり（寒冷紗）
- ・グリーンカーテン
- ・暑さ指数WBGTの確認
- ・就学前教育、保育施設への国通知送付
- ・周知・研修などの実施
- ・避難所運営時の熱中症予防啓発
- ・高齢者家庭訪問時に指導
- ・市ローカルラジオコーナーでの広報
- ・OS-1の配布
- ・学童保育のクラスへの経口補水液の配布
- ・ミスト設置等への補助を行っている
- ・ペットボトルの水の提供
- ・熱中症計の配付
- ・インターネットテレビでの啓発
- ・朝礼での水分補給の周知
- ・避難所となる施設に空調設備がある場合は使用し、熱中症患者も含め体調不良者への対策を講じている。
- ・体育施設の受付での啓発、避難所となっている小中学校の体育館に大型冷風機を設置/小中学校へ入学した新1年生にマイボトルの支給
- ・見守りシステムでの呼びかけ

Q3 今年度、暑くなる前（概ね4月～梅雨が開ける前）までに熱中症対策を開始しましたか。



自治体の方へのアンケートの結果

Q4 貴自治体で熱中症対策として実施すべきだと考えているが、実施できていないものはありますか。

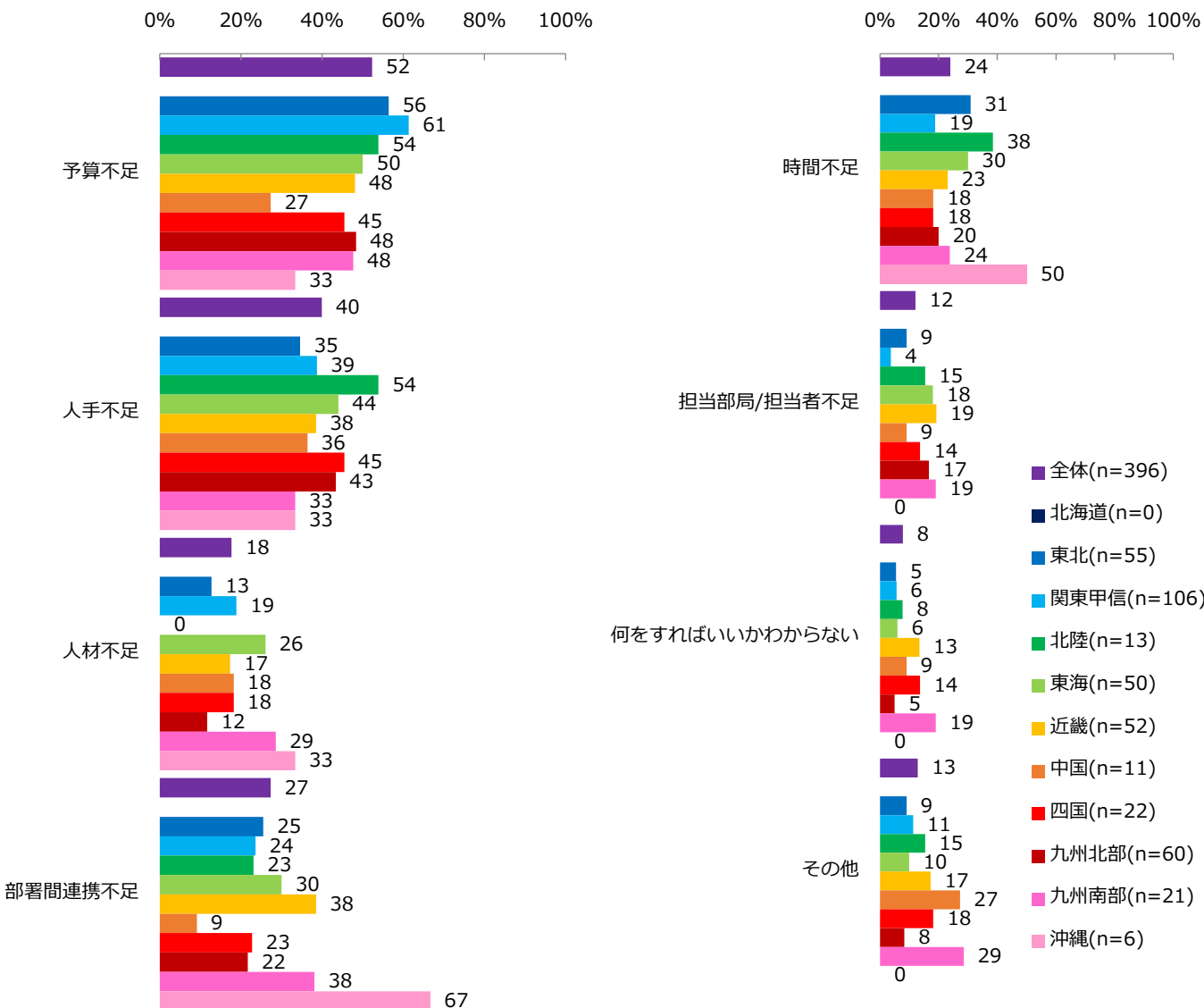


Q4 その他解答 貴自治体で熱中症対策として実施すべきだと考えているが、実施できていないものはありますか。

- 担当者レベルでの回答は困難
- 健診会場にて暑さ指数掲示
- 高齢者世帯への呼びかけを行ってるが十分に実施できていない
- 熱中症警戒アラート発表時の各市町村における対応状況の把握
- 熱中症アラート発令時の臨時休業等の実施の有無
- 公民館のうち一部施設（体育館）への空調設備導入
- エアコン等の老朽化に伴う熱中症対策機器の購入など
- 老朽化した空調設備の更新・状況把握

自治体の方へのアンケートの結果

Q5 実施すべきだと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるものを全てお答えください。



【その他解答】

- ・ 防災無線の機能性の事情による
- ・ 防災無線や広報車による呼びかけに対して広報車による呼びかけに拒否的な住民もいるため
- ・ LINEを活用できていなかったため
- ・ コロナ禍により市公共施設クールスポット中止
- ・ 各施設（学校）で判断している、広報やチラシにて周知したため
- ・ 「施設や行事等に関する中止・延期のルール策定」については「熱中症警戒アラート」の位置づけが整理されていないため関係者との調整が困難
- ・ タイミングを逃したため
- ・ アラート発動時（暑さ指数3.3℃以上）での呼びかけではなく暑さ指数2.5～2.8℃の警戒レベルの時から暑さへの注意喚起を行いたいけどどのようにしたらいいのかわからない。
- ・ 学校行事や町行事が週末の場合に暑さ指数での注意喚起を担当部署の誰に伝えればいいのか分からない。
- ・ 担当者に伝えても現場にどこまで伝わるのか不明
- ・ 体制が整っていなかったため（来年度は実施予定）
- ・ 庁内連携が難しい
- ・ 警報のようにテレビで情報が流れないため保護者への伝達が難しい、
- ・ 他の優先業務があったため
- ・ 施設の改修が必要になるため
- ・ 「熱中症」として大きく括っているためマイボトル活用にピックアップした呼びかけを行っていない
- ・ 通知の判断基準を設けていない
- ・ コロナ禍で直接声掛けする機会が減っているため
- ・ SNSを利用するために担当者による作成知識や公約機関としての運用知識の習得が必要であったため、
- ・ どの部署が進めるべきか不明確であるため
- ・ 施設の構造的課題の検討が必要なため

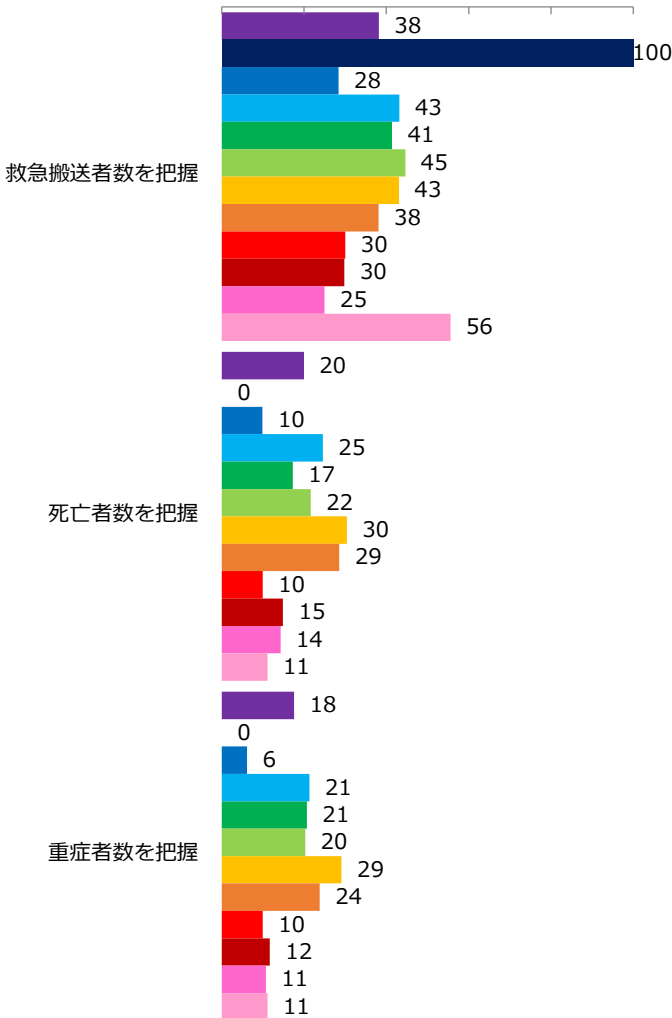
自治体の方へのアンケートの結果

Q6 消防庁では、消防機関、医療機関及び都道府県の協力により、平成20年から熱中症による救急搬送人員の調査を実施しています。貴自治体内における熱中症の発生状況の把握をしていますか。

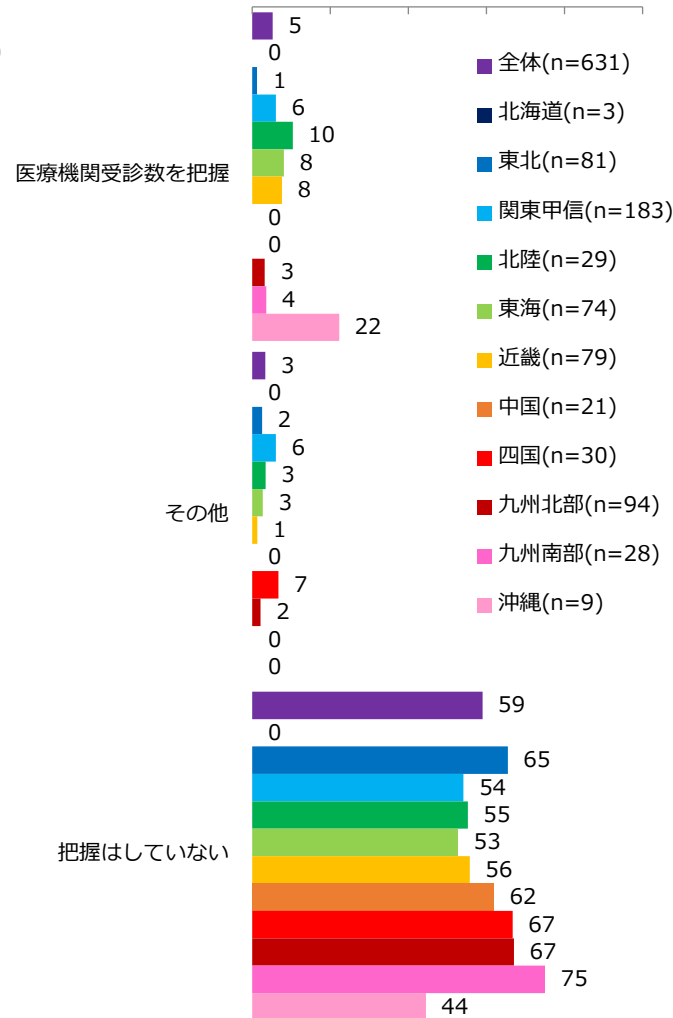
【その他解答】

- 年齢別
- 県全体の救急搬送者数や発生場所・重症者数は把握している
- 消防署からの情報提供（課長会議）にて把握、
- 年齢、発生場所
- 年齢層別救急搬送者数
- 年齢、性別、発生場所、発生状況
- 高齢福祉課で把握
- 搬送者数のうち死亡者数・重症者数等の把握
- 県の救急搬送状況、県内の消防局毎の救急搬送状況を把握している
- 年齢層やおおまかな発生場所
- 傷病者の初診時傷病程度（死亡・重症・中等症・軽症・その他）
- 傷病者の年齢区分（新生児・乳幼児・少年・成人・高齢者）
- 性別・傷病程度・発生場所
- 性別・中等症者数・軽症者数・年齢区分（子ども・成人・高齢者）・発生場所（屋内・屋外）を把握
- 救急搬送患者の年齢区分と発生場所

0% 20% 40% 60% 80% 100%

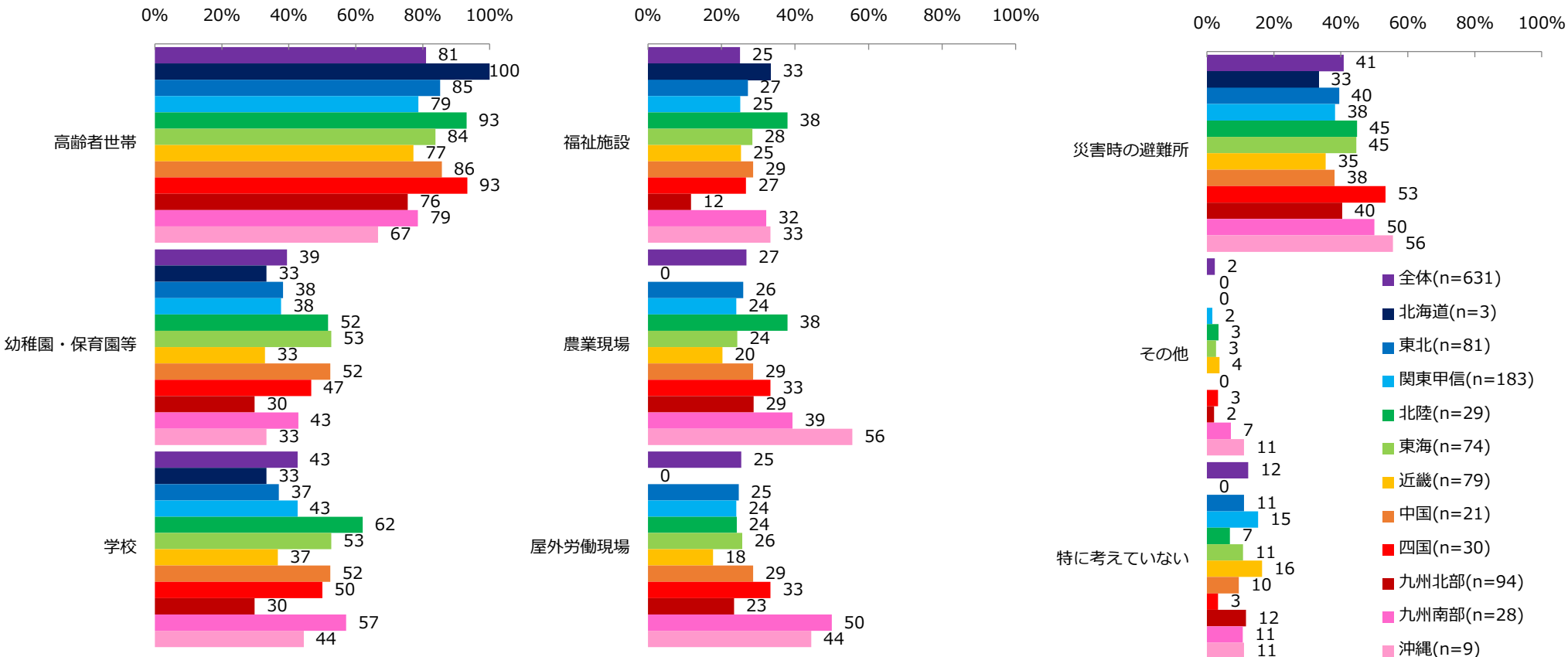


0% 20% 40% 60% 80% 100%



自治体の方へのアンケートの結果

Q7 貴自治体域内において、熱中症の発生を減少させるために対策を強化していくべきと考えている箇所・場所等がありますか。

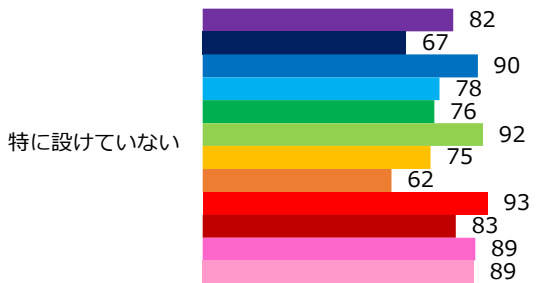
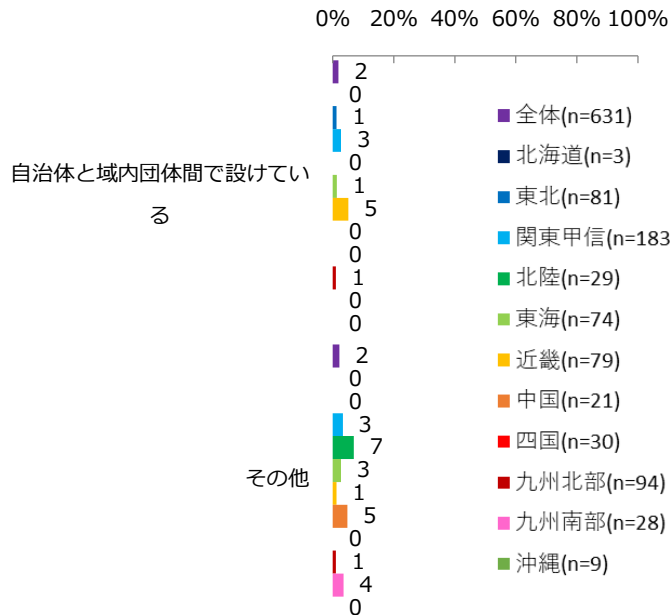
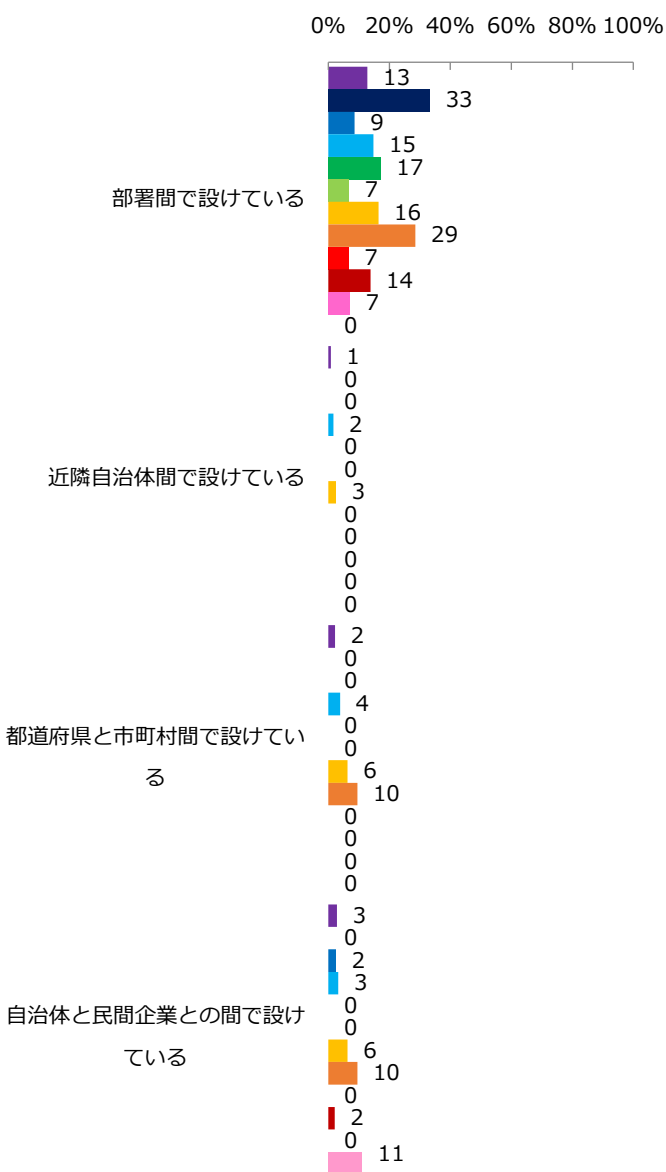


【その他解答】

- 社会体育施設
- 介護予防教室での呼びかけ
- 体調観察
- イベント
- 工場等労働現場
- 体育施設
- 特定の個所は考えていないが全体的に強化したい
- 障がい者
- 屋内
- 体育施設、
- 全体的に進めるべき
- 室外スポーツ
- 学童保育
- 公園

自治体の方へのアンケートの結果

Q8 貴自治体において、熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）を設けていますか。



【その他解答】

- 熱中症に関する職員研修の実施グループウェアによる情報共有
- 担当者間で連絡
- 必要に応じて関係課とその都度検討
- 委員会と市内各学校間で検討の場を設け実施している
- 環境省の広域協議会及び分科会
- 校長会教頭会養護指導部会での指導
- 熱中症おたすけ隊
- 毎年民生児童委員協議会にて熱中症訪問の説明をしている
- 保育園長会にて情報共有
- 研修
- アツいまちサミット
- 熱中症予防声かけプロジェクト

Q9 会議体、協議体では具体的にどのようなことを共有、議論しておりますか。

- 警戒を呼びかける時間帯
- 気象状況、搬送者数の現状把握について等
- 熱中症対策アドバイザー養成講座 熱中症対策の普及・啓発
- 注意喚起の方法、タイミング
- 「新しい生活スタイル」を踏まえた熱中症予防行動の更なる定着と、「熱中症警戒アラート」に関する市民の行動変容の実現に向けた各課の取組について
- 搬送状況等の情報共有
- 今年度は県主催の熱中症アンバサダー研修があり、情報共有につながった
- アラート発表の基準について共有した
- 小・中学生を対象とした熱中症の普及啓発について（川柳の募集）
- 熱中症予防等
- 民間企業と健康増進に関する包括連携協定を締結し、その一環として熱中症対策の講演会への講師派遣
- 熱中症の現状や対策など
- 町内の教育現場での情報共有（WBGTがいくつ以上になったら屋外活動中止等）
- 環境省からの熱中症に関するメール内容の周知。
- 熱中症の注意喚起
- アラートが出た場合、部署間で情報共有をおこない、各担当部署内に指示を出してもらっている。
- 大塚製薬株式会社との連携協定に基づき熱中症対策に関する様々な情報を共有している。
- 部署間での意見交換の場
- 熱中症アラートの活用方法やセミナー開催情報の共有など。
- 当該年度に実施した施策と次年度実施予定の施策の共有 ・救急搬送者に関するデータの共有
- 対策の情報共有
- 発生状況情報を共有
- メールでの情報共有
- 熱中症対策として実施しているSNSでの呼びかけ内容やタイミング等について
- 熱中症アラートの発令について
- 庁内関係部署をメンバーとする気候変動適応WGにおいて、熱中症予防啓発の取組計画及び取組結果、熱中症に関する調査研究について、情報共有や意見交換を実施
- より効果的な熱中症対策の取り組み方について
- 救急搬送者数、熱中症対策事業について
- 会議などはないが、保健所からの食中毒警報情報を共有し、同時に熱中症の注意喚起を行うようにしている。
- 課長会議で主管課長より注意喚起を行った。
- 会議体、協議会はない
- 令和3年度は、有識者等の意見を聞きながら「京都府熱中症対策方針」を策定（令和3年12月策定）。 ・令和4年度は、環境省において今年度末に策定予定の「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」の内容を踏まえ、市町村における連携体制の構築・熱中症対策方針等の作成を呼びかけるために、今年度末に開催予定。
- 昨年度の状況の共有（アラート、救急搬送、対策）を踏まえて、昨年度と今年度の熱中症対策について共有・議論を行う。
- 昨年度の熱中症対策の取り組み（各課の取り組み、熱中症の発生状況）、今年度の熱中症対策の取り組み（各課の取り組み、庁内連携、人材育成）
- 県内14市で定例で実施する連絡調整会議にて随時共有している。

Q9 会議体、協議体では具体的にどのようなことを共有、議論しておりますか。

- ・ 県内14市で定例で実施する連絡調整会議にて随時共有している。
- ・ 熱中症予防の啓発について連携をはかっており、中学生を対象に熱中症予防教室を実施。また、効果的な啓発のために内容について議論をした。
- ・ 熱中症警戒アラート発表時の住民への周知方法など
- ・ 市民への周知の内容、方法等について
- ・ 熱中症に対する注意喚起。どのような状況下で感染症対策を行いながら熱中症予防のために生徒のマスクを外していくのかを検討した。
- ・ 県から熱中症予防の情報提供を受けている。
- ・ 熱中症予防に関する資料等の情報共有
- ・ 熱中症予防の啓発方法やお互いに協力可能な事項についての話し合いを行った。
- ・ 気候変動適応に関する国の動向 気象庁からの情報提供（今夏の気候変動の見通し） アクションプランの策定状況
- ・ 令和3年より大塚製菓株式会社と包括連携協定を締結し、他の協定を結んでいる市町村の熱中症予防対策について共有している。
- ・ 周知の方法やタイミングについて
- ・ 熱中症に関する未然防止対策 熱中症になった後の対応方法
- ・ 第2次宜野湾地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に沿った適応策について
- ・ 熱中症警戒アラートの情報共有
- ・ 熱中法に関する情報、各部署での取り組みについて
- ・ 市民ボランティア団体（熱中症おたすけ隊）を育成し 前年度の熱中症についての状況を伝えている。
- ・ 熱中症に関する情報を回覧にて係内に共有している
- ・ 熱中症対策や取り組みについて
- ・ 熱中症対策について、どのような方法でどのように呼びかけるか議論している。
- ・ 市内における熱中症対策の内容について、報告・情報共有を図っている。
- ・ 区における熱中症予防対策及び節電対策 ・毎年75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に熱中症訪問を実施している。訪問者は民生児童委員及び包括職員としているため、協議会で実施内容等の説明をしている。
- ・ 課内で熱中症に関する取り組みや周知について
- ・ 熱中症啓発内容
- ・ 熱中症の予防・対処法やサーベイランス情報など、また、国及び県からの通知内容について幼稚園・学校へ周知している
- ・ 熱中症対策と並行して、どこまで省エネを推進していくことができるのか議論している。
- ・ 関係課がそれぞれの所管施設・団体に熱中症予防の啓発・取組を行い、その情報共有を行っている
- ・ 熱中症搬送者数等の情報提供
- ・ 搬送者数、状況の共有、取り組み予定や実績報告と共有、全庁的取り組みへの意識の醸成
- ・ 夏季終わり頃に、今年度における熱中症啓発に関する活動報告や課題等共有している。
- ・ 年度初めに、危機管理を行う安心安全課、緑化や地球温暖化対策を行う環境政策課、熱中症予防の啓発を行う健康づくり課の3課による会議を行い、今年度庁内各部署で行う対策を把握し、全庁的な取組の情報共有を図っている。
- ・ 暑さ指数による行事・活動の実施ルール
- ・ 健康都市づくり推進委員会において、健康施策に関する協議を関係部署間で行っている。
- ・ 注意喚起の実施について検討 実施内容等の確認など
- ・ 熱中症警戒アラート発出時、庁内チャットを活用して情報共有している。

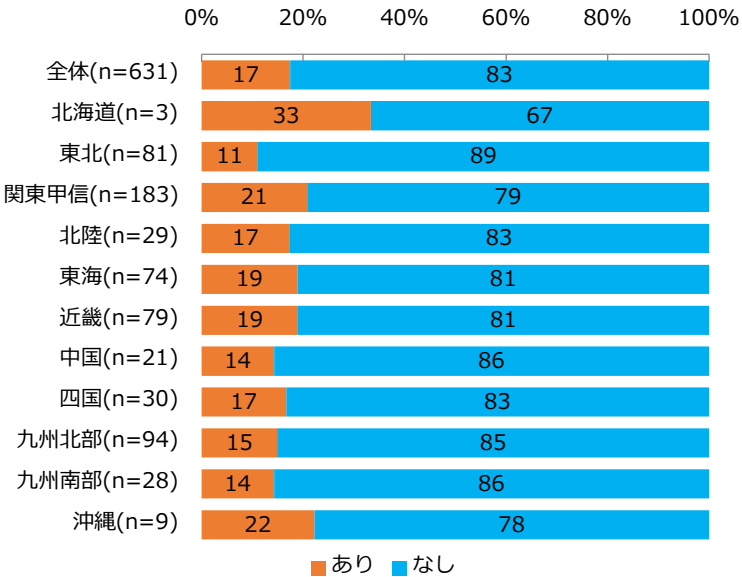
Q9 会議体、協議体では具体的にどのようなことを共有、議論しておりますか。

- ・ 県から日中の最高気温が30℃以上になることが予想される日に、『熱中症注意喚起メール』が提供され、熱中症対策を実施するよう促される。
- ・ 効果的な熱中症の広報方法についての議論と広報活動のお願い
- ・ 高齢者世帯への熱中症対策等
- ・ 職員向け研修
- ・ 熱中症患者数から考えられる課題の共有と、次年度への取り組みを協議している。
- ・ 熱中症指数計を体育館、グラウンドに設置し、その数値を確認し体育の授業内容を検討した。
- ・ 熱中症対策の取組みとその結果について
- ・ 情報共有のみ
- ・ 会議体、協議体は設けておりません。
- ・ 熱中症警戒アラートの発令の有無、熱中症による救急搬送の有無
- ・ 今年度の熱中症対策について、市民への啓発普及
- ・ 部署間においては各課の熱中症対策の担当割り振りを行うほか、今年度の対策方針を定めている。・市町村へは今年度の県の対策方針を周知するほか、県民への直接的な注意喚起を依頼している。
- ・ 民生委員の会議で熱中症予防の呼びかけや前年度の熱中症による救急搬送者数の報告。
- ・ 発生状況や予防方法
- ・ 環境政策課と共催で会議を開催。全庁的に各課での熱中症対策・課題について情報収集を行い、熱中症対策に関わりの深い部署を集め、各課の対策の取り組み状況、課題を共有している
- ・ 熱中症の注意喚起について
- ・ ワーキンググループを設置し、会議している。その他、消防と健康部門で搬送人数などを共有し、それらを反映した広報周知活動を行っている。
- ・ 国からの通知や熱中症情報
- ・ ホームページやSNSなどの配信基準を共有している。
- ・ 熱中症での救急搬送車の件数
- ・ 熱中症救急搬送者数、防災無線の基準（天気、気温、暑さ指数を踏まえて）
- ・ 環境部局、防災部局、保健部局、消防本部とで、年に2回ほど会議を行い、年度内の取組予定の調整、広報などの情報共有と業務分担をしている。
- ・ 気候変動適応計画の策定について共有した。国の動向や各課の取り組み状況、協議事項について共有した。
- ・ 関係各課の熱中症に関する取組を検証し、改善につなげ、適宜指針を見直している。
- ・ 地方気象台による予報、庁内各課における熱中症予防対策等
- ・ 実施していることの共有
- ・ スポーツ担当課は、定例会議で夏季前に指定管理者との対策の徹底・対応等について連絡調整を行っている。保険担当課は連携協定に基づき、啓発方法や講習会の開催等について、協議している。
- ・ 会議体等での共有・議論はしていない。
- ・ 熱中症予防の普及啓発
- ・ しがCO2ネットゼロ推進本部にて、関連施策の結果を共有
- ・ 資料の共有
- ・ 熱中症予防等に係る把握状況や取り組み内容、国・府からの通知・民間企業の取組などの情報共有
- ・ 熱中症警戒アラート発令時や常時の熱中症予防について
- ・ 熱中症警戒アラート、防災無線の呼びかけのタイミングなど

Q9 会議体、協議体では具体的にどのようなことを共有、議論しておりますか。

- 民間企業と協定を締結したので、市民へ熱中症対策の周知のあり方とわかりやすい資料の作成を検討中。 今後は熱中症アドバイザーを増やして、対面での周知啓発の場を増やしていけるように検討していく。
- 具体的な熱中症対策について
- 熱中症シェルターの開設状況
- 庁内として、環境行政推進会議の気候変動緩和・適応策検討部会で、また、府市町村間として、おおさかスマートエネルギー協議会で、暑さ対策に係る取組計画の進捗を管理している。
- 熱中症予防の周知の時期と内容について
- 日常生活における熱中症予防についての周知や、体調不良時への対応等について情報共有。
- 気候変動の「適応」の取組事例の紹介等

Q10 貴自治体において、熱中症対策に関する何らかの取組計画（気候変動等の他の計画の一部に盛り込まれているものも含む）はありますか。



【具体的な解答】

- 長崎市地球温暖化対策実行計画
- 環境基本計画
- 所沢市まちごとエコタウン推進計画
- 京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>
- 千葉県の気候変動影響と適応の取組方針
- 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画
- 地球温暖化対策実行計画
- 第4期佐賀県環境基本計画
- クールビズ
- 藤沢市環境基本計画、藤沢市地球温暖化対策実行計画
- 長野県ゼロカーボン戦略
- 伊那市環境基本計画
- 福岡市熱中症対策方針
- 第3次広島県地球温暖化防止地域計画
- 地球温暖化対策推進計画
- 地球温暖化対策実行計画

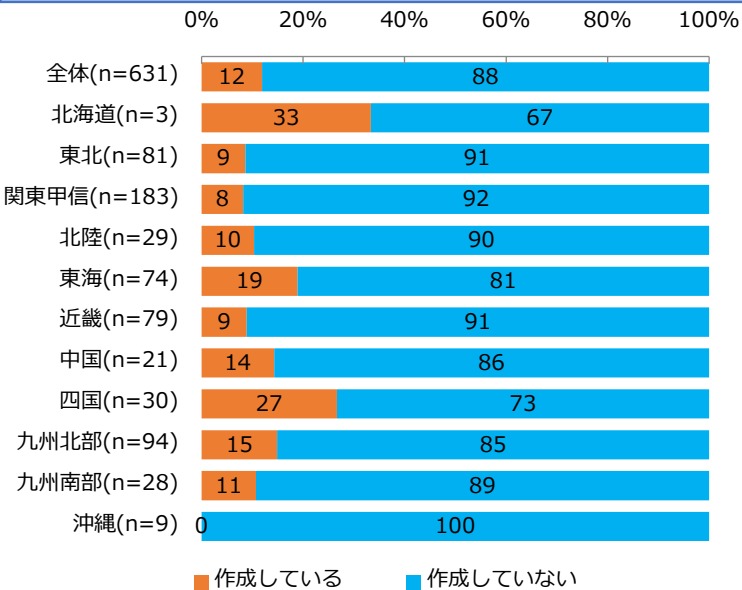
- 環境基本計画
- 小田原市気候変動対策推進計画
- 第3期舞鶴市環境基本計画
- 川崎市総合計画、川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- 第2次出雲市地球温暖化対策実行計画（区域整備編）
- 横須賀市環境基本計画2030
- 港区環境基本計画
- 金沢市地球温暖化対策実行計画
- 静岡市気候変動適応アクションプラン
- 熊谷市環境基本計画
- 京都府熱中症対策方針
- 環境基本計画
- 松戸市地球温暖化対策実行計画
- 船橋市環境基本計画
- 第一次天栄村地球温暖化対策実行計画
- 木津川市第2次環境基本計画
- 利府町地域防災計画
- 杉戸町健康増進計画・食育推進計画
- 北九州市地球温暖化対策実行計画
- 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画【改訂版】
- 第3次日田市環境基本計画
- 第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 岩手県気候変動適応対策取組方針
- 浜松市熱中症対策行動指針[2022]
- 第2次西尾市環境基本計画（中間見直し版）
- 福島県地球温暖化対策推進計画、福島県環境基本計画（第5次）
- 2050としまゼロカーボン戦略
- R4年度に気候変動適応計画を策定中
- 豊田市地球温暖化防止行動計画、小・中・特別支援学校向け熱中症対策マニュアル
- 第2次加西市環境基本計画
- 江南市環境基本計画

- 江南市環境基本計画
- 気候変動適応計画
- 安全・安心な学校園運営のための危機管理マニュアル（第4版）
- 福岡県地球温暖化対策実行計画
- 温室効果ガス削減のために脱炭素化社会をめざすという「COOL CHOICE」の理念に基づき、エネルギー消費を抑制しつつ涼しく過ごす取組の周知・促進を行う。
- 第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画
- 各隊員の災害活動時の熱中症対策
- 山梨県地球温暖化対策実行計画
- 第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画
- 国土強靱化計画
- 江東区環境基本計画（後期）
- 新居浜市地球温暖化対策地域計画
- 吹田市第3次環境基本計画、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画
- 環境基本計画
- 第3次寒川町環境基本計画
- 令和4年度 熱中症予防対策
- 第三次足立区環境基本計画改定版
- 三豊市の環境を育てる計画
- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症予防について
- 沖縄県気候変動適応計画
- 第3次春日市環境基本計画
- 神奈川県立学校熱中症ガイドラインの周知
- 熱中症対策
- 愛知県気候変動適応計画
- 第3次桐生市環境基本計画
- 第二次環境基本計画
- 富山市環境モデル都市計画
- 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画
- 埼玉県地球温暖化対策実行計画
- 取組計画の名称：札幌市気候変動対策行動計画

Q10 貴自治体において、熱中症対策に関する何らかの取組計画（気候変動等の他の計画の一部に盛り込まれているものも含む）はありますか。

- 由利本荘市環境基本計画
- 第3期地球温暖化対策実行計画
- 杉並区環境基本計画
- 秋田市地球温暖化対策実行企画
- 宮崎県環境基本計画
- 第2次環境基本計画
- いちのみや気候変動対策アクションプラン2030
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 第二次佐久市環境基本計画
- 新潟市地球温暖化対策実行計画
- 第2次相模原市地球温暖化対策計画
- ゼロカーボンシティかごしま推進計画
- たかつき地球環境温暖化対策アクションプラン
- 第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画
- 新とやま温暖化ストップ計画
- 大和市地球温暖化対策実行計画
- 浜松市熱中症対策行動指針
- 石川県環境総合計画
- エコタウンえどがわ推進計画
- 日南市環境基本計画
- 岡山県地球温暖化防止行動計画
- 第2次犬山市環境基本計画
- 荒川区地球温暖化対策実行計画
- 岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 山口市環境基本計画
- 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり推進計画
- 堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 教育現場における運動や活動時の熱中症予防の対応指針
- 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 第二次八代市環境基本計画（環境目標4（1）のうち「気候変動への対応」）
- 第三次宇部市環境基本計画

Q11 貴自治体において災害時の熱中症対策について、何らかの計画を作成（防災計画等の一部に熱中症対策に関する内容が盛り込まれているものも含む）していますか。



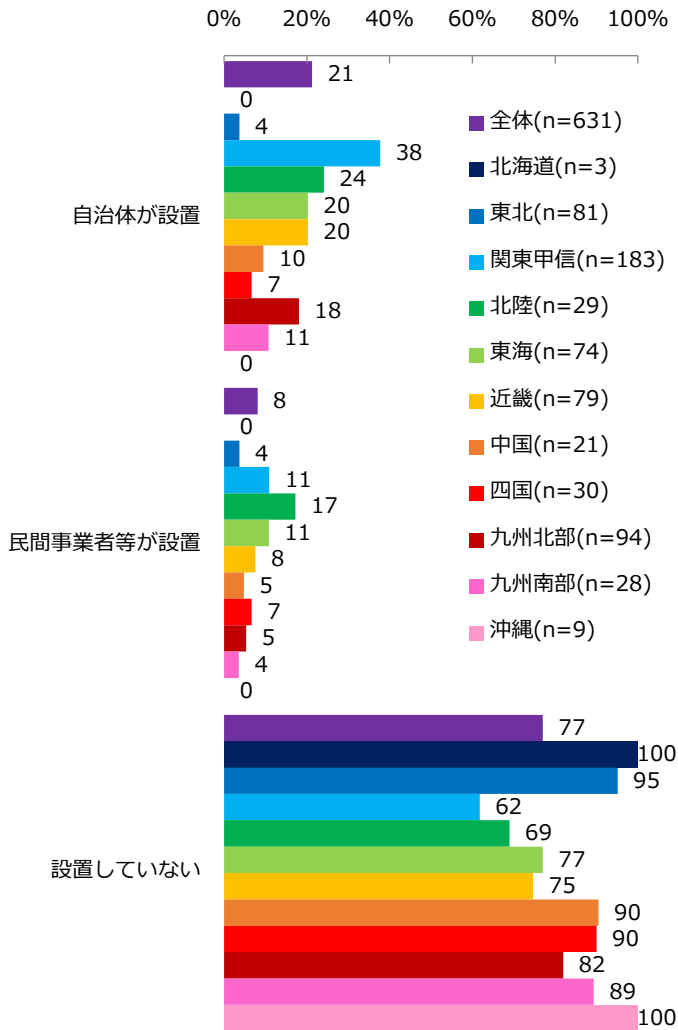
【具体的な解答】

- 富加町地域防災計画、避難所運営マニュアル
- 東みよし町地域防災計画
- 千葉県地域防災計画
- 地域防災計画
- 坂城町地域防災計画
- 避難所開設運営マニュアル
- 輪之内町地域防災計画
- 防災計画
- 岡谷市防災ガイド
- 地域防災計画
- 地域防災計画
- 村山市地域防災計画
- 避難所運営マニュアル
- 佐伯市地域防災計画
- 防災計画
- 小田原市地域防災計画

- 志免町地域防災計画
- 蟹江町避難所運営マニュアル
- 防災計画
- 避難所運営マニュアル
- 防災計画
- 避難所運営マニュアル
- 利府町地域防災計画
- 春日部市地域防災計画
- 地域防災計画
- 地域防災計画
- 宇和島市災害時保健活動マニュアル
- 杉戸町国土強靱化地域計画
- 総合計画
- 塩竈市地域防災計画
- 学校防災計画
- 三島市地域防災計画
- 南あわじ市地域防災計画
- 安全・安心な学校園運営のための危機管理マニュアル（第4版）
- 防災計画
- 飯田市地域防災計画
- 福岡県地域防災計画
- 山梨地域防災計画
- 国土強靱化計画
- 新居浜市地域防災計画
- 地域防災計画
- 災害時健康支援マニュアル
- 中野市避難所運営マニュアル
- 御殿場市地域防災計画
- 避難所ガイドライン
- 笠松町避難所運営マニュアル
- 高畠町避難所運営マニュアル
- 大仙市保健活動マニュアル
- 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）
- 避難所運営マニュアル

- 地域防災計画、避難所運営ガイドライン
- 札幌市地域防災計画
- 井原市地域防災計画
- 避難所運営マニュアル
- 桑名保健所管内災害時保健活動マニュアル
- 秋田市地域防災計画
- 宮崎県地域防災計画
- 第2次環境基本計画
- 避難所運営マニュアル
- 富山県地域防災計画
- 石川県地域防災計画、災害時の健康管理活動マニュアル
- 岡山県地域防災計画
- 地域防災計画
- 相良村防災計画
- 天草市地域防災計画書
- 教育現場における運動や活動時の熱中症予防の対応指針
- 地域防災計画
- 大阪府地域防災計画
- 地域防災計画
- 多良木町地域防災計画書
- 避難所等開設・運営・閉鎖マニュアル（※熱中症対策に限った内容ではなく、体調不良者全体の対策を記載している。）
- 守口市地域防災計画、第6次守口市総合基本計画
- 避難所運営マニュアル
- 河内長野市地域防災計画

Q12 貴自治体において、クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）などを設置していますか。



Q13-S1 クールシェアスポットの定義

- 空調が効いて誰でも利用できる場所
- 特定の年齢等に関係なく、だれでも涼しく快適に過ごすことができる
- 特に設けていないのでクールシェルターとの違いが分からない。
- 誰でも気軽に出入りが出来る、涼しい場所。飲水スポットなどが併設されていることがある。
- 暑さ対策以外の目的をもって集う場所
- 屋外で気軽に集まって涼める場所
- ウォーキング等の休憩
- 涼しさを求めて集まれる場所
- 暑さを感じた時に、気軽に休憩できる場所
- 住民が主体的に利用できる場所
- クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
- 省エネを目的として冷蔵環境を共有するための場所
- 一時的に誰でもが涼んでいける場所
- 誰もが気軽に涼める場所
- 文化の家、まちづくりセンター、共生ステーション、体育館、図書館、公民館、福祉の家、墓園管理事務所
- 省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所
- 一般的に開かれた、環境対策場所
- 一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所
- 数時間、暑さや日差しから逃れる場所
- エアコンなどを止め、元々涼しい場所へ出かけて涼しさを分け合うこと
- 暑い夏の昼間等に、涼しい場所に集まることで家庭のエアコン使用を減らし、省エネしようというのがクールシェアであり、クールシェアするの適し、一般の方に開かれた場所のことをクールシェアスポットという。
- 市民が暑さから逃れ休憩できる場所
- 誰もが利用できる涼しい場所
- 冷房環境を共有するための場所
- 家庭のエアコンなどを消してクールシェアスポットに出かけることにより、節電につなげる場所。
- クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
- 涼しく過ごせ、適に水分補給できる場所。
- 冷房が効き、座って休める場所
- 民間が設置しているものと、自治体が設置しているものすみわけが難しいため、定義は不明。
- 広く一般向けに涼む場所を無償で提供する場所。また共有することで電気を節約する。
- 涼風をおこす場所
- 冷房環境を共有し、椅子や飲み物が用意でき、休める一時的な場所
- 一般の人が入りやすく大勢が無料で涼める場所
- クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所
- 一般的に省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所

Q13-S1 クールシェアスポットの定義

- 外出時の暑さをしのぐ休憩場所
- ご家庭のエアコンなどを消して、商業施設や公共施設のクールシェアスポットに出かけることにより、節電につなげる取り組み
- クールシェアするのに適し、一般に開かれた場所
- 地球温暖化防止対策の一環
- 涼むために区民に開かれた場所
- ひとり一台のエアコンの使用をやめ、公共施設や民間の店舗など涼しい場所に集まる。
- 省エネを目的として、冷房環境を共有するための場所
- 節電のために公共施設等を利用することで涼をシェアするところ
- 野外の自然の中での涼しい場所
- 省エネのために複数人で涼しい場所をシェアできるもの
- クールシェアを実施する一般の開かれた場所のこと。
- 省エネのために冷房環境を共有するための場所
- クールシェアスポットとは、公園や図書館等の公共施設のほか、地元のお店などの協力で暑さを忘れて過ごせる場所。
- 日陰や散水、水辺など涼しく感じられる場所
- 省エネを目的として冷房環境を共有する場所
- 涼しさを分け合い、節電省エネルギーを図る
- クールシェルターと同様
- 省エネを目的とした冷房環境共有施設
- 一般の方に開かれた涼むことができる場所
- 冷房環境を共有できる場所
- 涼みどころ
- 暑い日にひと涼みできるところ
- 電気代を節約するという点も含め、屋内外問わず出入り自由な開かれた涼みどころ
- 一人一台のクーラー使用をやめ、地域のエネルギー使用量を減らしつつ避暑できる場所
- 誰もが気軽に入れ、冷房を共有し涼むことができる場所
- 一般の方が利用できる涼しい場所
- 涼しさを共有する場
- 省エネを目的とし、一人一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアする場所。
- ひとり1台のエアコンの使用をやめ、みんなでシェアすることのできる、家庭や地域の涼しい場所のこと
- 地域で気軽に集まって涼むことのできる場所（おもに公共施設など）
- 涼が得られる場所
- 長時間涼しく快適に過ごせる場所
- 涼める場所のこと
- 省エネのためエアコンの使い方を見直し、公共施設など、みんなでシェアできる涼しい場所
- 公共・商業施設等で多くの人が涼しさを共有できる場所
- 公共施設などの利用で一人当たりのエアコン使用率を下げる（クールシェルターとしての機能もあり）
- 少人数によるエアコン使用を控え、多くの人が涼しいスペースw共有することによりエアコン等の稼働を減らし、節電を図るための場所。
- 冷房環境を共有するための場所

Q13-S1 クールシェアスポットの定義

- 冷房環境を共有するための場所
- 図書館等の公共施設をクールシェアスポットとして開放している
- 節電につながる取り組み
- 自由に涼める場所であるが、新型コロナウイルス感染症を鑑み、積極的な取り組みはしていない
- 涼しい環境をみんなで共有することができる一般の方に開かれた場所や施設。
- 施設内等で市民が自由に入出りでき、冷房環境を共有できる場所
- 暑い時間に施設内で滞在できる場所があるところ
- クールシェアのために一般の方々に開かれている場所
- 熱中症を予防しながら、安心して外出、交流ができるスポット
- 自宅にエアコンがない、自宅でエアコンを使用するのを避けたい場合にも誰でも利用でき、涼むことができる場所。また、熱中症の危険性が高い日などに外出時、気軽に休憩をとることができる場所。
- 市民が一時的に涼める場所
- クールシェアに適した市民向けの場所
- エアコン等を設置した住民が集える場所（公共施設等）
- 夏の昼間の時間帯に涼しく快適に過ごしていただける施設や場所
- 暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることのないよう一時的な避難所として設置した冷房の入った身近な施設。コロナ禍においては主に情報発信拠点として活用。
- 涼を共有する場→節電
- 施設等を利用し、冷房環境を共有することで、個々人が冷房を一定期間利用しないことで、省エネにつながる。
- 涼しく過ごせるスペース
- 夏季の昼間の時間帯において、県民の方が涼しく快適に過ごしていただける公共施設（公民館、図書館、美術館、集会施設、公園等）、民間施設（ショッピングセンター、デパート、飲食店等）
- 誰もが涼める場所
- 予約なく長時間（1時間以上）冷房環境を共有し滞在できるところ
- 冷房環境を共有する場所。（過去に周知していたこともあるが、現在は場の設定やその周知はしていない）
- 省エネ目的に冷房環境を共有する場所
- 暑さを避けられる公共施設
- 定義していない
- クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと
- 市民が自由に涼むことができる場所。
- クールシェアをするのに適した開かれた場所
- 地域で気軽に集まって涼むことのできる場所

Q13-S1 クールシェアスポットの定義

- ・ 涼むために新たに設置された場所
- ・ 家庭の節電を図るために利用する施設
- ・ 夏のエアコンの使い方を見直し地域で涼を分かち合うことができる施設
- ・ 市民が暑さをしのげる場所
- ・ 誰でも利用しやすい涼しい休憩所
- ・ クールシェアすることで、省エネや熱中症対策等複数の効果がある
- ・ 省エネを目的に、冷房環境を共有するための場所
- ・ 冷房環境を共有する場所
- ・ 涼しい場所をみんなでシェアする場所
- ・ 空調管理ができ不特定多数が涼め休憩が出来る場所、水分補給の出来る場所、日陰やミストシャワーなど屋外でも体感温度を下げられるような場所など
- ・ 概ね1時間以上過ごすことができ、誰でも利用可能な場所のうち、ご協力いただける施設
- ・ 1つの場所に多くの人が集まり、涼しい空間を共有するもの。それにより消費電力の節電が期待できるもの
- ・ エアコン使い方をの見直し、涼を分かち合うところ
- ・ 県民が外出時、熱中症にかかることのないよう、冷房の入った身近な施設を一時休憩所として活用するもの
- ・ 屋外で涼める場所
- ・ 日中に各家庭で使用しているエアコンや照明を消して公共施設である避暑地で過ごしてもらうことで、区全体の節電効果を向上させるための事業としての場所
- ・ 涼むことができる一般の方に開かれた場所
- ・ 市内施設
- ・ 一人ひとりで冷房を使用するのではなく集団で使用し電力の節約ができる
- ・ 公的施設
- ・ 屋内で冷房があり、水分補給ができる一時的な施設
- ・ 市民が気軽に涼める場
- ・ バス停にミスト発生装置を設置
- ・ クールシェアのために開放されている場所
- ・ 暑さを避け、一定時間過ごすことができる無料の休憩スペース

Q13-S3 クールシェルターの定義

- ・ クールシェアスポットと同様
- ・ 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンする場所
- ・ 散歩等で外出した際、少し休憩をし涼めるような場所
- ・ 市民が暑さが厳しい夏の日中に外出した際に、体温上昇や水分不足による熱中症発症を予防するための一時休憩所や緊急避難所
- ・ 気軽に利用出来る、涼しい場所
- ・ 暑さ対策の目的で集う場所
- ・ 暑さや日差しから一時的に身を守る場所
- ・ 休憩
- ・ 休憩または水分補給ができる場所
- ・ 暑さを感じた時に、気軽に休憩できる施設
- ・ 住民が主体的に利用できる場所
- ・ 一人一台のエアコンをやめ、涼しい場所をみんなでシェアすること
- ・ 熱中症予防を目的として提供される休憩場所
- ・ 涼みながら休憩できる場所
- ・ 買い物等に来たついでに涼んでいける場所
- ・ クールシェアスポットと同じ
- ・ 自宅に空調設備等がなく、熱中症の危険がある時に自由に来所し涼むことができる場所
- ・ 一時的に休憩する場所と水の提供
- ・ 三蜜状況を避け、来訪者に熱中症の注意喚起を呼びかける場所
- ・ 熱中症予防を目的として提供される休憩場所
- ・ 短時間、暑さや日差しから逃れるところ
- ・ 施設を一時的な休憩場所として利用すること
- ・ クールシェアスポットと同義と考えている。
- ・ 市民が暑さから逃れ休憩できる場所
- ・ 暑さから命を守る場所
- ・ 涼むための休憩場所
- ・ 熱中症予防を目的として提供される休憩所
- ・ 設置していない。
- ・ 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所
- ・ 冷房の効いた部屋
- ・ 冷房が効き、座って休める場所
- ・ 区の中では、まちなか避暑地のようなところ
- ・ クールシェアスポットと同義と考えている
- ・ 市民が自由に涼むことができる場所
- ・ 冷房環境を共有する休憩所
- ・ 冷房環境を共有し、椅子や飲み物が用意でき、一定期間休める休める広い空間
- ・ 暑さや日差しを遮り一時的に涼める場所
- ・ 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所

Q13-S3 クールシェルターの定義

- 一般的に熱中症予防を目的として提供される休憩場所
- 外出時の暑さをしのぐ休憩場所
- クールシェアスポットと同義
- 「ひと涼みしよう」という声かけの一環として、一部の公共施設や協力公共施設を、一時的な涼むための休憩施設として設置
- 熱中症対策として、気分の悪くなった市民のための一時的な休息所
- 熱中症予防を目的として提供される休憩場所
- 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所
- 誰もが利用できる休憩施設
- 市民が外出した際に、気軽に涼しい場所として立ち寄れるもの
- 協力の得られた店舗を休憩施設として利用すること。
- 外出時にひとやすみする場所
- 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所。
- 暑さを避けるための一時的な休憩施設
- 熱中症予防を目的として提供される休憩場所
- 身近で涼しく過ごせる場所・空間
- エアコンがない方や家に涼しい場所が作れない方へ涼める場所を提供する。
- 熱中症予防を目的とし休憩のできる冷房施設
- 暑さや日差しから一時的に逃れてクールダウンできる場所
- クーラーや自販機があり休憩できる。
- 涼みどころ
- クールシェアスポットとの違いがわからない
- 屋内の涼みどころ公共施設や協力店舗で暑さを凌ぐ場所
- クールシェアスポットにおいて、施設・建物としての機能に重みをおいたもの。
- クールシェアスポットと同じ（区別なし）
- 一時的に休める涼しい場所
- 暑さをしのぐ一時休憩所
- 夏の暑い日中に外出した際、熱中症にかかることのないよう身近な施設を一時的な避難所として活用できる場所。
- 暑さで気分が悪くなる前に一時的に涼をとり、熱中症を予防できる場所（公共施設、協力店舗、郵便局など）
- 一時的な休憩施設
- 涼める場所のこと
- 暑さや日差しから逃れて、一時的にクールダウンできる場所
- 個人が好きなタイミングで涼しさを味わうことができる場所
- 熱中症から身を守るための休憩場所（クールシェアスポットとしての機能もあり）
- 涼しい場所に避難するところ
- 熱中症予防のために提供する休憩場所
- 暑さや日差しから身を守るための一時的な休憩場所
- 熱中症予防を目的として提供される猛暑の際に一時的に休憩できる場所

Q13-S3-3 クールシエルトアの定義

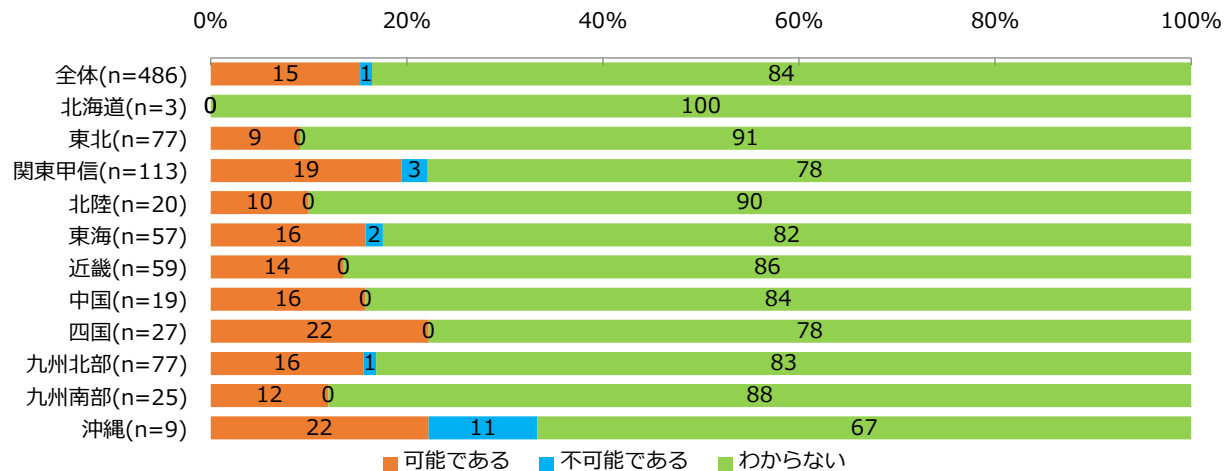
- ・ 「ひと涼みしよう」という声かけの一環として、公共施設などの一時的な休憩施設
- ・ クールシェアスポットとの違いが不明
- ・ 暑さや日差しから身を守るため、ひと涼みをすることができる場所や施設。
- ・ ドライ型ミストなどの建物内でなくても涼める場所
- ・ いすや机があり暑いときに涼むことができる場所
- ・ 高齢者の方が利用する施設の大広間等で涼をとってもらう
- ・ 暑さ等から身を守るために一部の公共施設や民間施設の一時的な休憩所
- ・ 暑さや日差しから身を守るため、自治体施設や民間の協力施設を一時休憩所として住民に利用していただく所
- ・ クールシェアスポットと同様。
- ・ 市民が一時的に涼める場所
- ・ 暑さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所
- ・ エアコン等を設置した住民が集える場所（公共施設等）
- ・ クールシェアスポットと同様。
- ・ 涼を共有する場→節電
- ・ 外出時の熱中症予防対策、暑さの避難場所。
- ・ 涼しく過ごせる施設
- ・ 厚さや日差しから逃れて一時的にクールダウンできる場所
- ・ 暑さを避ける場所
- ・ 熱中症予防として一時的に休憩できるところ
- ・ 市民が外出時に暑さで体調不良を感じた際に水分補給などをしながら休憩することができる場所（熱中症避難所）
- ・ 地域で気軽に集まって涼むことのできる場所
- ・ 熱中症予防のための休憩場所
- ・ 熱中症予防を目的に提供される休憩場所
- ・ 定義はしていないが広報等では「買い物や幼児などでの外出の際、暑さでの体力消耗を防ぐために気軽に立ち寄り、涼むことができる場所として区立施設を開放している」と周知している
- ・ 暑さや日差しから身を守るための一時的な休憩施設
- ・ 熱中症対策のための休憩場所
- ・ ミスト機器の設置
- ・ 暑さや日差しから身を守るための一時的な休憩施設
- ・ 区内の公共施設や協力民間事業所のスペースで一時的に休憩できる場所
- ・ 誰でも立ち寄ることのできる既存の公共的施設を利用した場所
- ・ 市民が暑さをしのげるところ
- ・ 熱中症が心配される暑さの時に利用できる場所
- ・ 熱中症予防を目的として提供される場所
- ・ 熱中症予防を目的とした休憩所
- ・ 暑さや日差しを逃れて一時的にクールダウンできる場所

Q13-S3 クールシェルターの定義

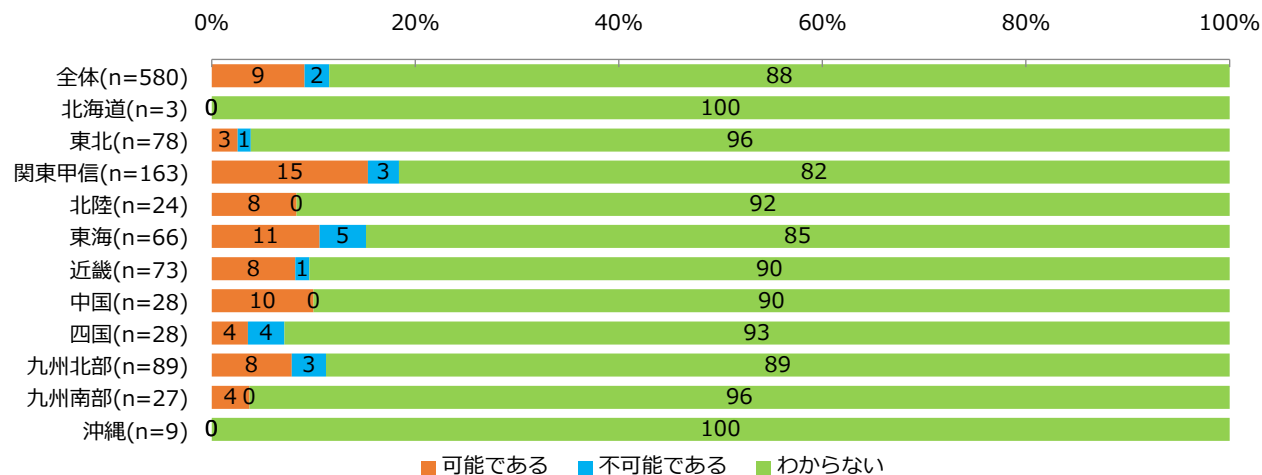
- 屋内の涼みどころ(クールシェアスポットとほぼ同意)
- 熱中症予防が期待できる給水所や休憩場所等
- 県民が外出時、熱中症にかかることのないよう、冷房の入った身近な施設を一時休憩所として活用するもの
- 外出者が涼むための休憩所
- 一時的な休憩施設（公共施設・協力店舗）
- 市内施設
- 市民が熱中症を予防するため、暑さを感じた時に一時休憩できる場所
- 公的施設
- 暑さにより体調が悪くなる方が涼むことのできる一時的な避難所
- 民間事業者の店舗等を暑さをしのげる一時的避難所（クールオアシス）として、協力いただいている。
- 長期滞在ができる施設
- 市民が気軽に涼める場
- 簡易テント内にスポットクーラーを設置
- 暑さや日差しから身を守る一時休憩場所
- クールスポットである屋内施設

自治体の方へのアンケートの結果

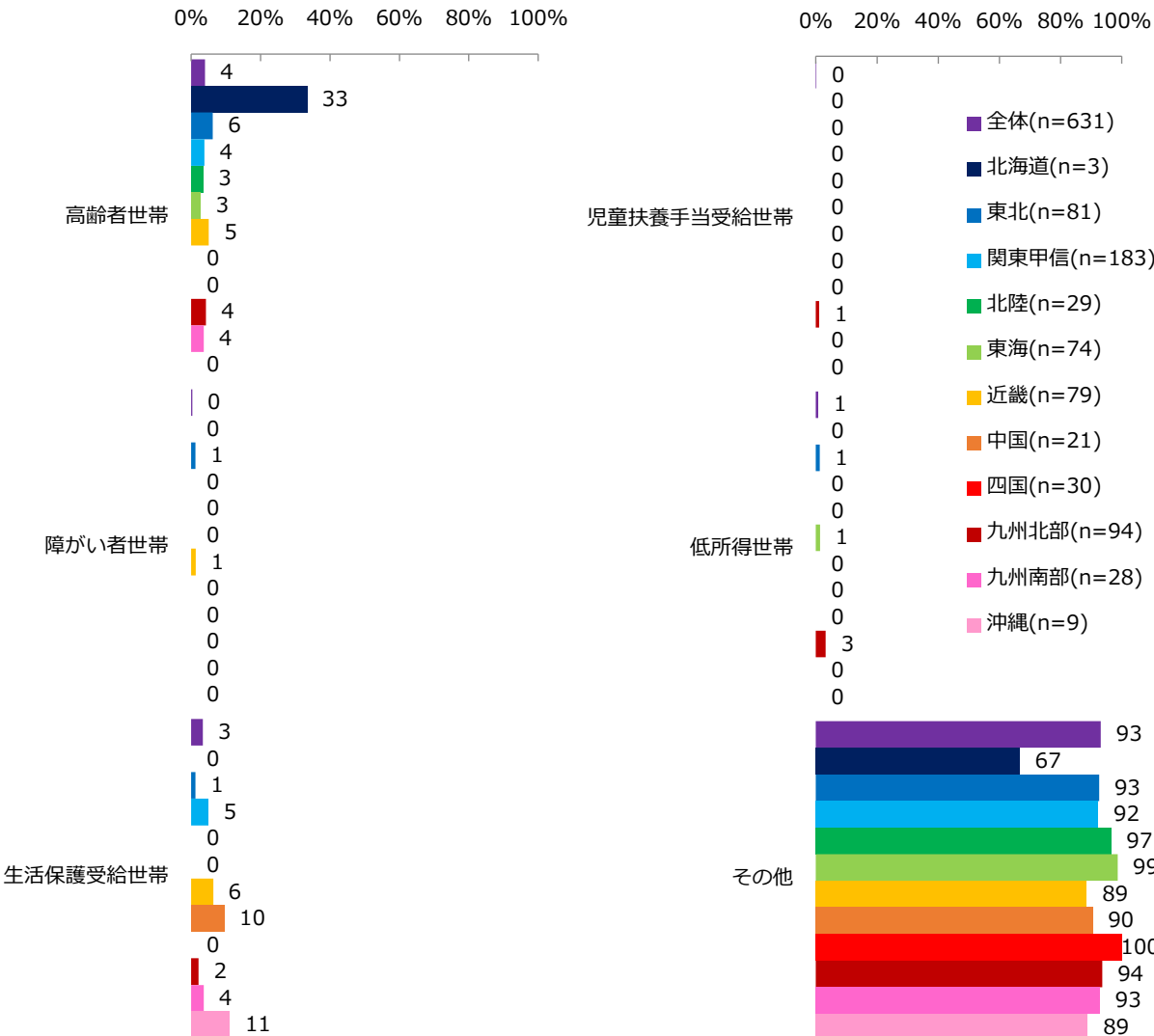
Q14 今後、クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）などの確保は可能ですか。



Q15 今後、クールシェアスポット、クールシェルター（涼みどころ）などの確保を民間事業者に対しても求めることは可能ですか。



Q16 貴自治体において「高齢者世帯等へのエアコン購入・電気代補助」を行っている場合、どなたを対象に実施していますか。

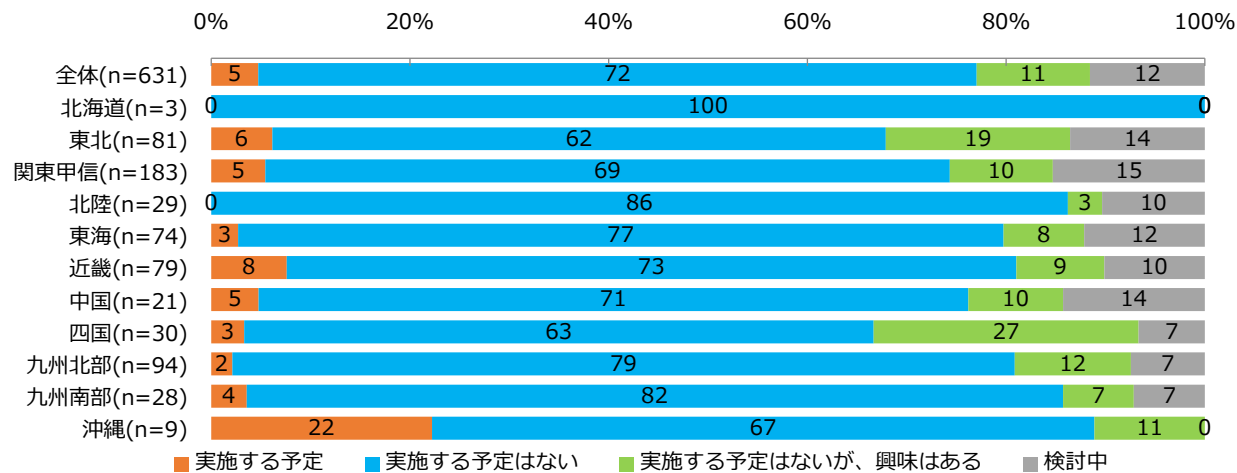


【その他解答】

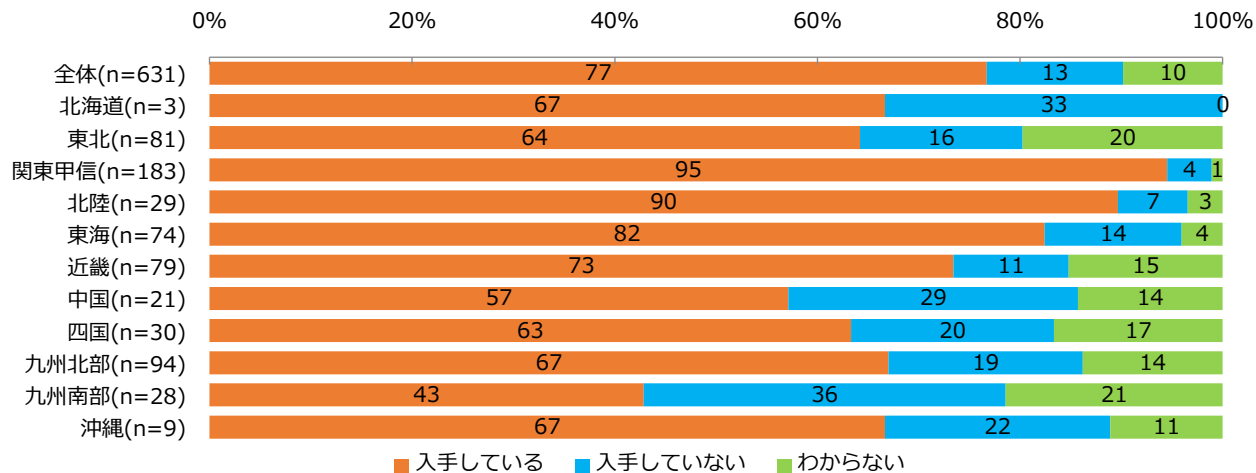
- ・住民登録がある全世帯
- ・市民全体を対象とし、省エネ家電の購入などに対し、交通系ICカードのポイントを付与する「ECOチャレンジ応援事業」を実施しており一定の省エネ性能を有するエアコンも対象とする
- ・県内の幼稚園、保育所、認定こども園などその他これに準ずる施設
- ・住民税非課税世帯
- ・省エネ推進を目的とした家電製品購入事業補助金あり（エアコンが含まれる）
- ・高齢者世帯へのエアコン購入・電気代補助を行っていない
- ・高齢者低所得世帯
- ・町民全員
- ・高齢者世帯に限らないが省エネ型の対象家電を購入した方（個人）に購入費用の一部を商品券で還元するキャンペーンを実施している
- ・高齢者世帯に限定しない形で省エネ家電（エアコンを含む）の助成制度を検討中
- ・支給要件を満たす生活保護世帯
- ・補助ではなく貸付をしている
- ・高齢者世帯に限らず
- ・物価高騰対策として
- ・市民を対象に省エネ家電（エアコン）購入補助金を実施
- ・75歳以上の者がいる高齢者世帯か
- ・重度障害者のいる世帯で非課税の世帯
- ・市の単独事業ではなく生活保護制度において
- ・受給者に対する冷房機器にかかる家具什器費の補助を行っている
- ・一戸建てか集合住宅に人に健幸住まいリフォームの一環として換気機能付きエアコンなら設置助成をしている

自治体の方へのアンケートの結果

Q17 貴自治体において「高齢者世帯等へのエアコン購入・電気代補助」を行っている場合、次年度以降も継続して実施する予定ですか。

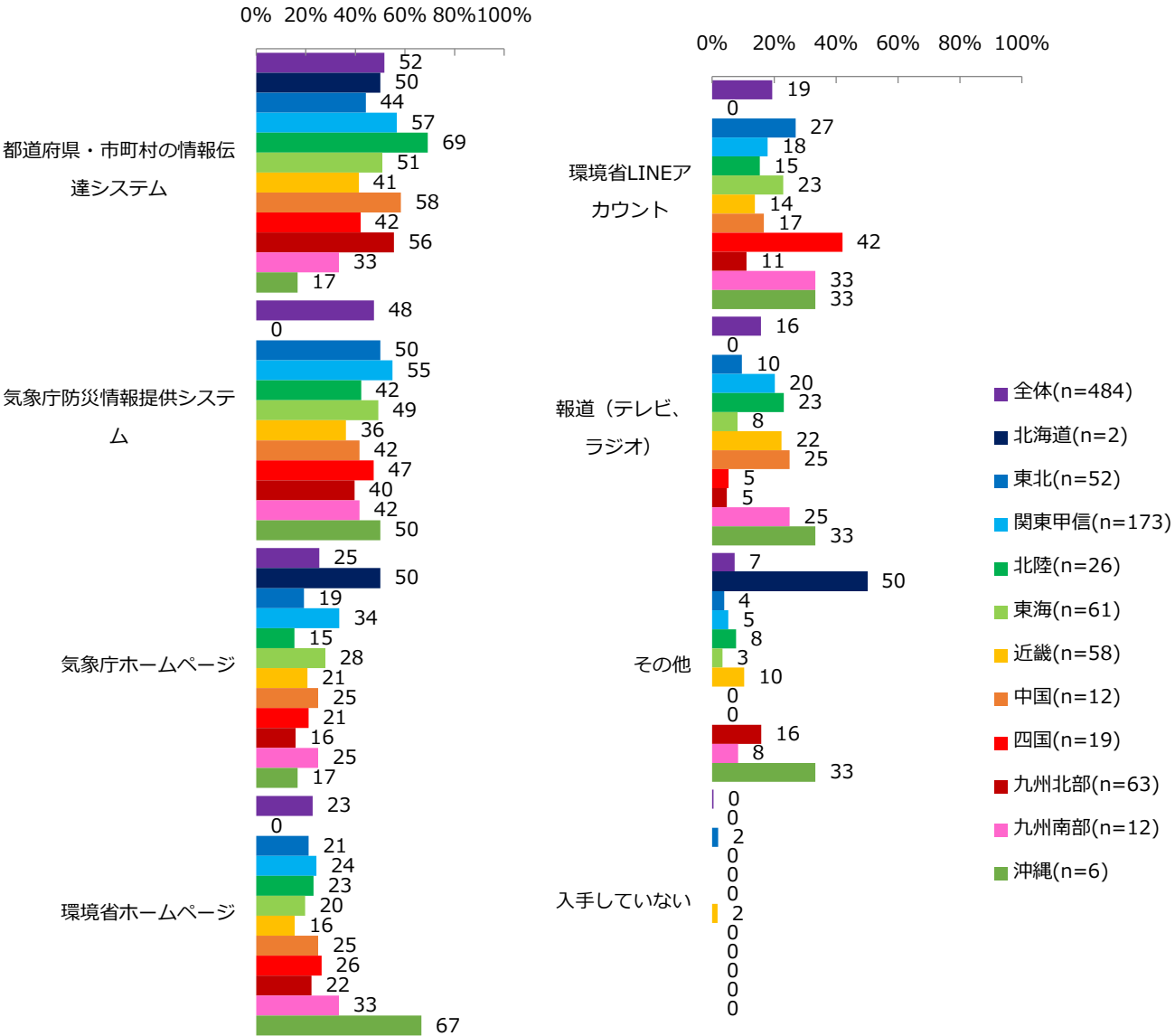


Q18 2021年4月より全国で運用が開始された「熱中症警戒アラート」の発表は貴自治体で入手しておりますか。



自治体の方へのアンケートの結果

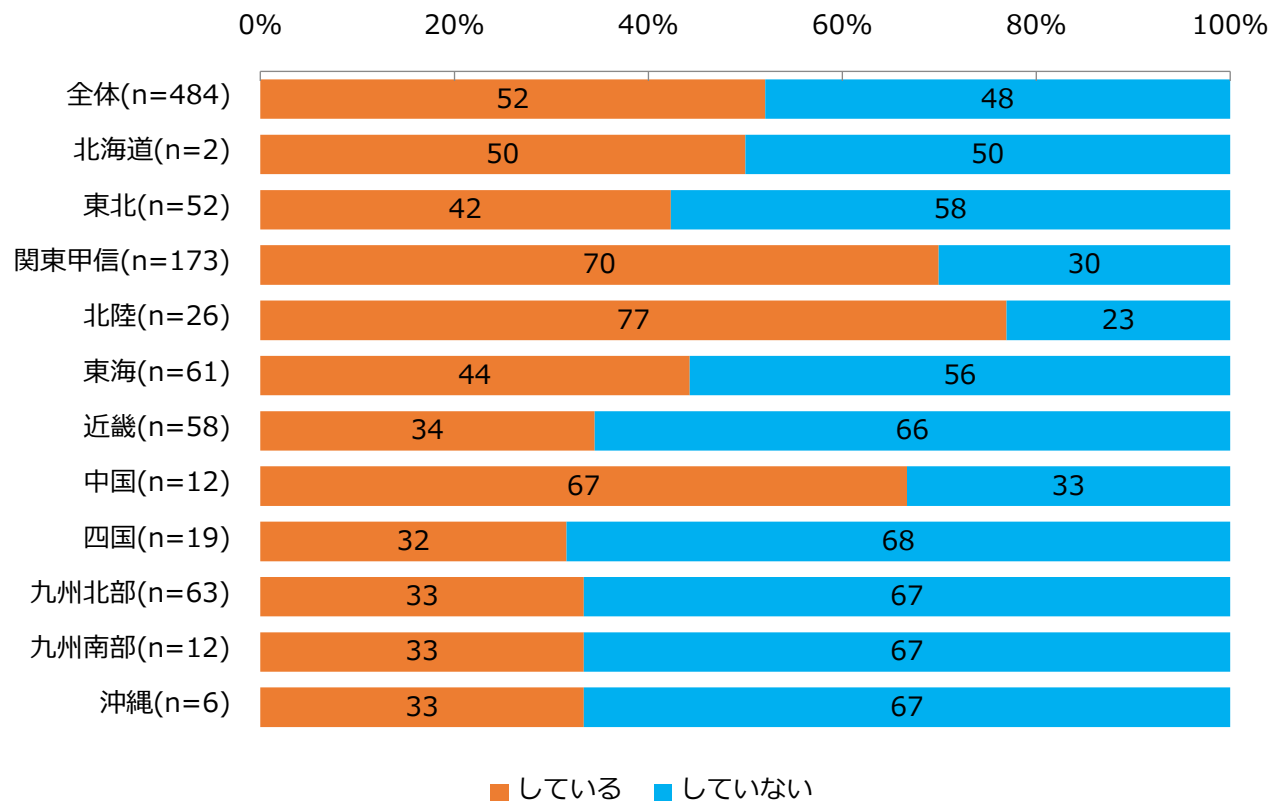
Q19 「熱中症警戒アラート」の発表情報はどこから入手しましたか。



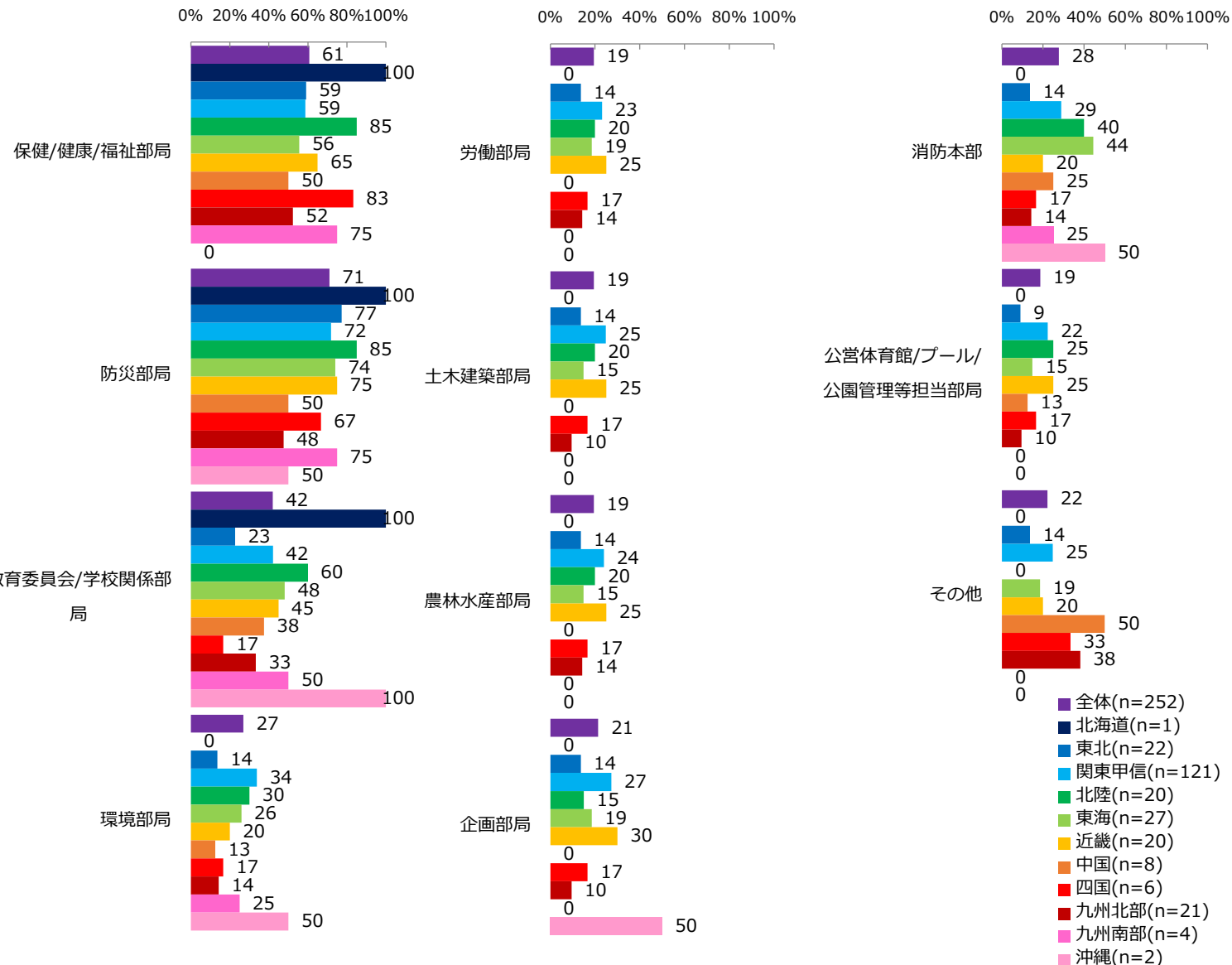
【その他解答】

- ・ 埼玉県からのメール
- ・ 県熱中症対策担当からの情報伝達
- ・ 環境省熱中症予防情報サイト
- ・ 各部署の判断による
- ・ 防災速報アプリ
- ・ 県の健康福祉担当部局からの情報伝達
- ・ 県からの情報・メール
- ・ 气象台
- ・ メールサービス
- ・ 熱中症警戒アラートメール配信サービス
- ・ 防災アプリ
- ・ 担当者がLINEアカウントを個人LINEで入手している
- ・ 府地球温暖化対策課からの情報提供による
- ・ 県担当課からのメール
- ・ 消防本部からの情報伝達
- ・ 県教育庁保健体育課
- ・ 通知
- ・ 県からの情報提供
- ・ 県教育委員会保健体育科
- ・ 県からの高温情報(FAX/Mail)
- ・ 気象観測システム
- ・ 県教育委員会健康安全教育課よりメール
- ・ ヤフー防災情報
- ・ 環境省のメール配信サービス
- ・ 県健康部局からの情報伝達

Q20 「熱中症警戒アラート」が発表された際に、発表されたことの通知を受け取る部局は他部局へ情報を共有及び周知しておりますか。



Q21 どの部署に共有及び周知していますか。

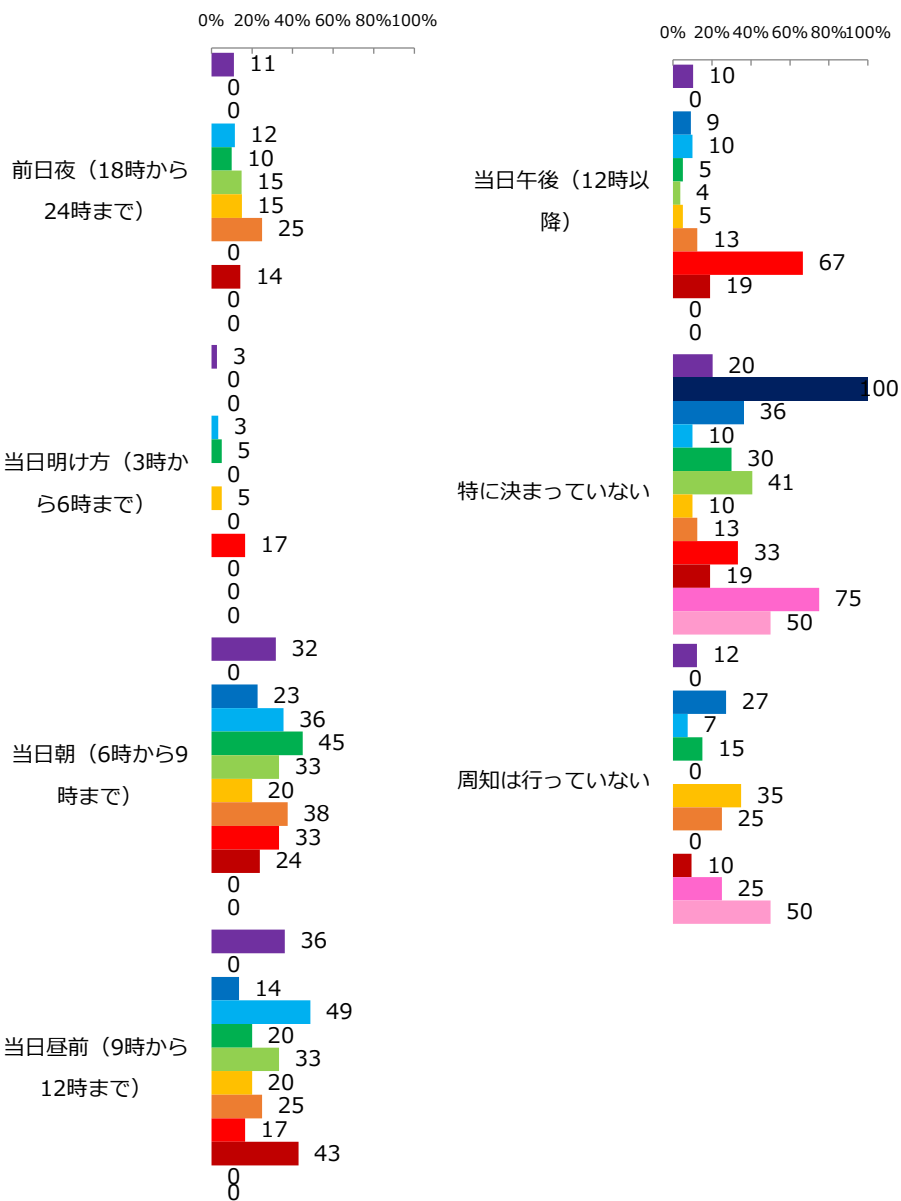


【その他解答】

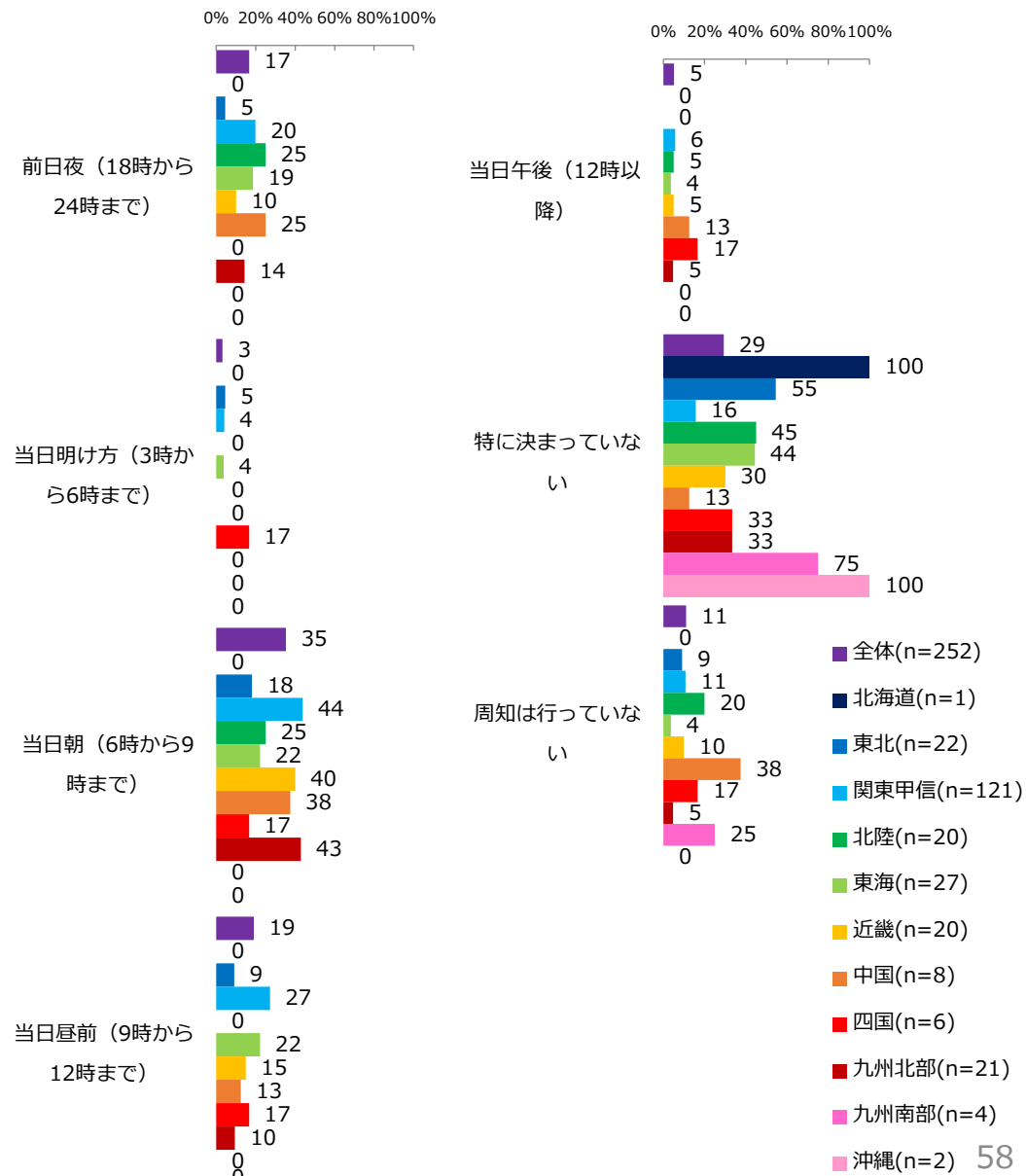
- ・すべての部局職員へ電子掲示板で周知
- ・保育所
- ・庁内メールで周知
- ・広報
- ・各部署の関係機関
- ・広報担当部局
- ・総務広報係
- ・全ての掲示板で周知
- ・すべての部署に周知
- ・住民
- ・アラート発表時に庁内イントラで周知
- ・秘書課・財政課
- ・保育園
- ・産業課
- ・高齢者施設所管課
- ・総務課情報係
- ・水道
- ・総務
- ・こども未来部
- ・全庁（防災無線にて）
- ・県の防災システムを通して
- ・気象庁からの情報を市町村へ自動送信している
- ・各々部署に熱中症警戒アラートの情報を環境省Line等から得るように周知している
- ・学校・園
- ・企画部秘書広報課
- ・各私立学校
- ・庁内放送・庁内掲示板を利用し周知
- ・防災課→総務課
- ・防災無線とメール
- ・総合政策部
- ・地域コミュニティ施設
- ・少年自然の家
- ・防災関係部局
- ・各消防署

自治体の方へのアンケートの結果

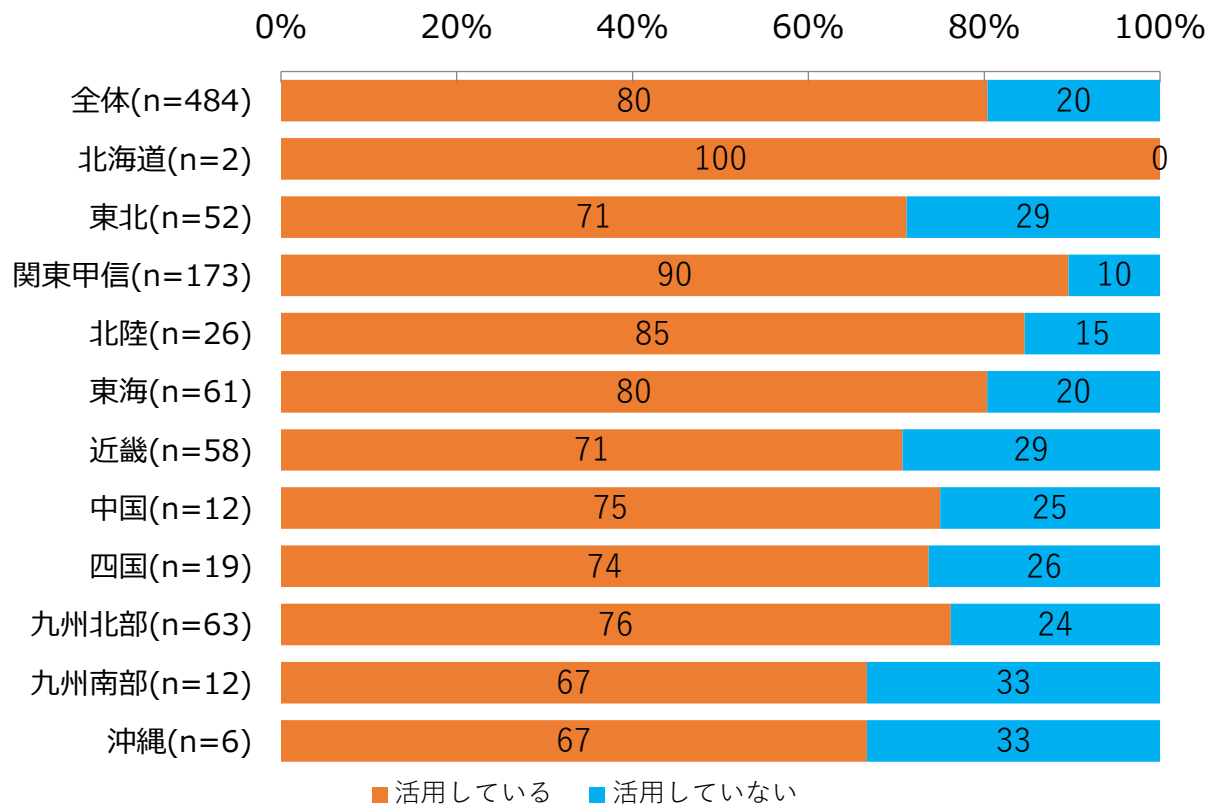
Q22-S1 住民への周知時間



Q22-S2 関係者への周知時間

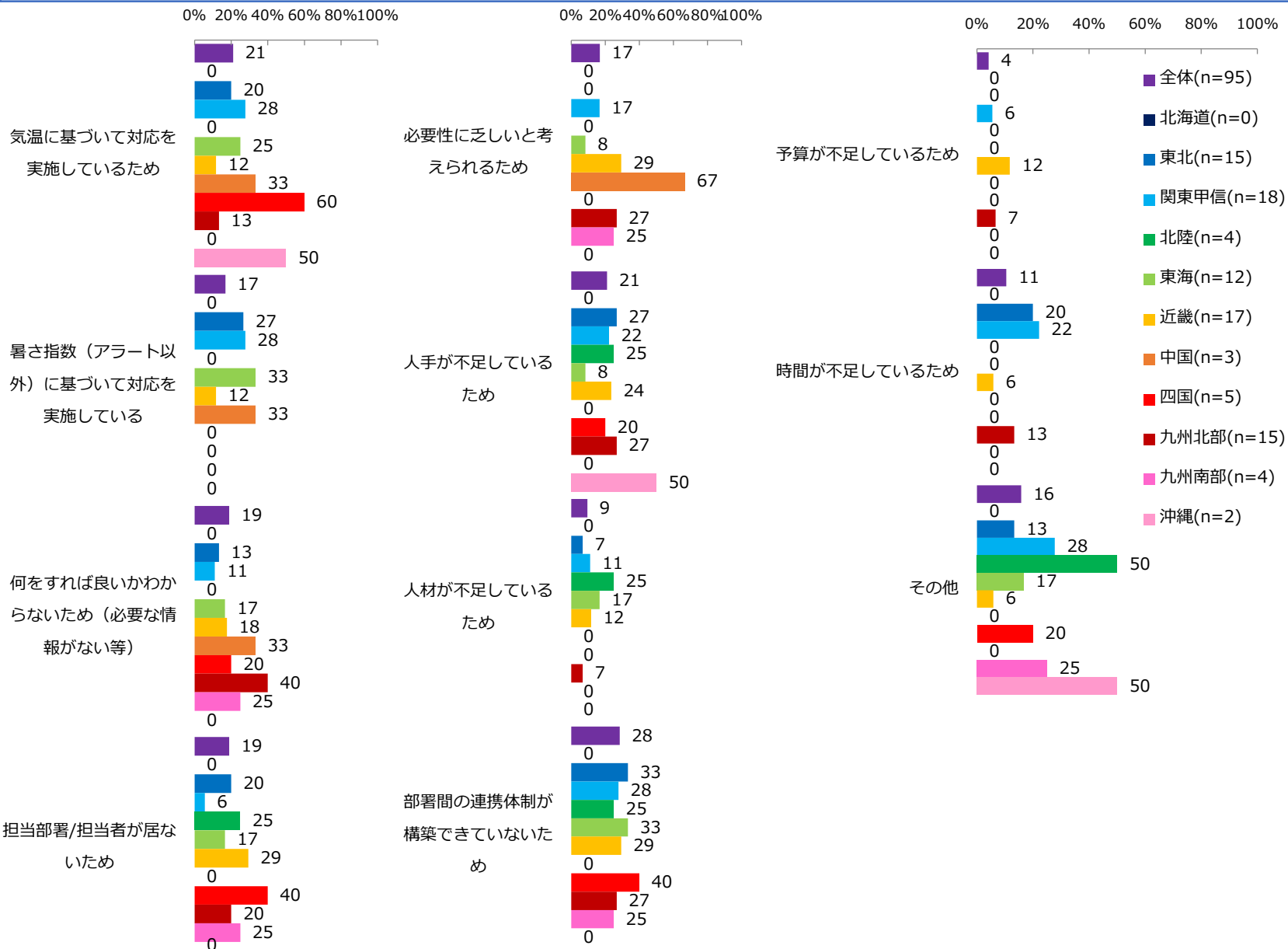


Q23 「熱中症警戒アラート」を貴自治体内で活用していますか。



自治体の方へのアンケートの結果

Q24 「熱中症警戒アラート」を活用していない理由をお答えください。

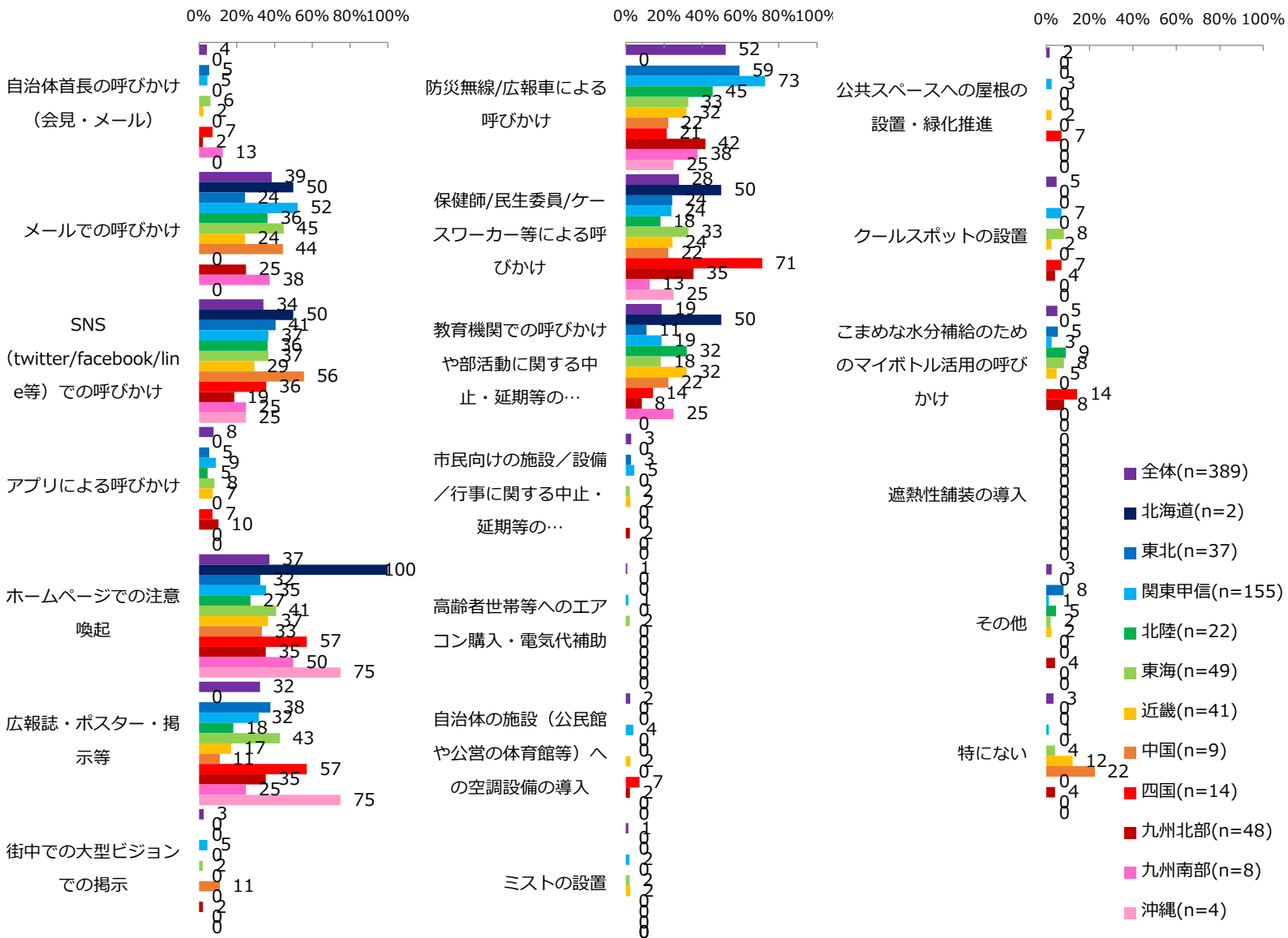


【その他解答】

- ・チラシ等により注意を促している、
- ・熱中症対策に関する一般的な周知以外の対策を実施していない
- ・アラート発生時にタイムリーに発信することがむずかしいため
- ・計測値と距離があり正確性に欠ける、
- ・アラート前に必要な時は対応していることもある
- ・警戒アラートは前日に受け取るので毎週日曜日の防災無線の判断を金曜には行う当町にとってはアラートだけでは間に合わない、
- ・暑さ指数の週間予測や気温予測、
- ・週間天気予報に基づいて判断
- ・各関係機関において対応している
- ・該当ケースがないため
- ・アラートを含めて熱中症予防を周知している
- ・夏場は毎日アラートが出てる
- ・災害時における避難所（市町村）への注意喚起を想定
- ・県内10地点での計測となっており、各市町村での発信が有効と考えるため、
- ・どの観測地点から判断すべきかわからない
- ・県の注意喚起メールに基づいて対応しているため

自治体の方へのアンケートの結果

Q25 「熱中症警戒アラート」発表を受けて強化・徹底を図った対応は何ですか。

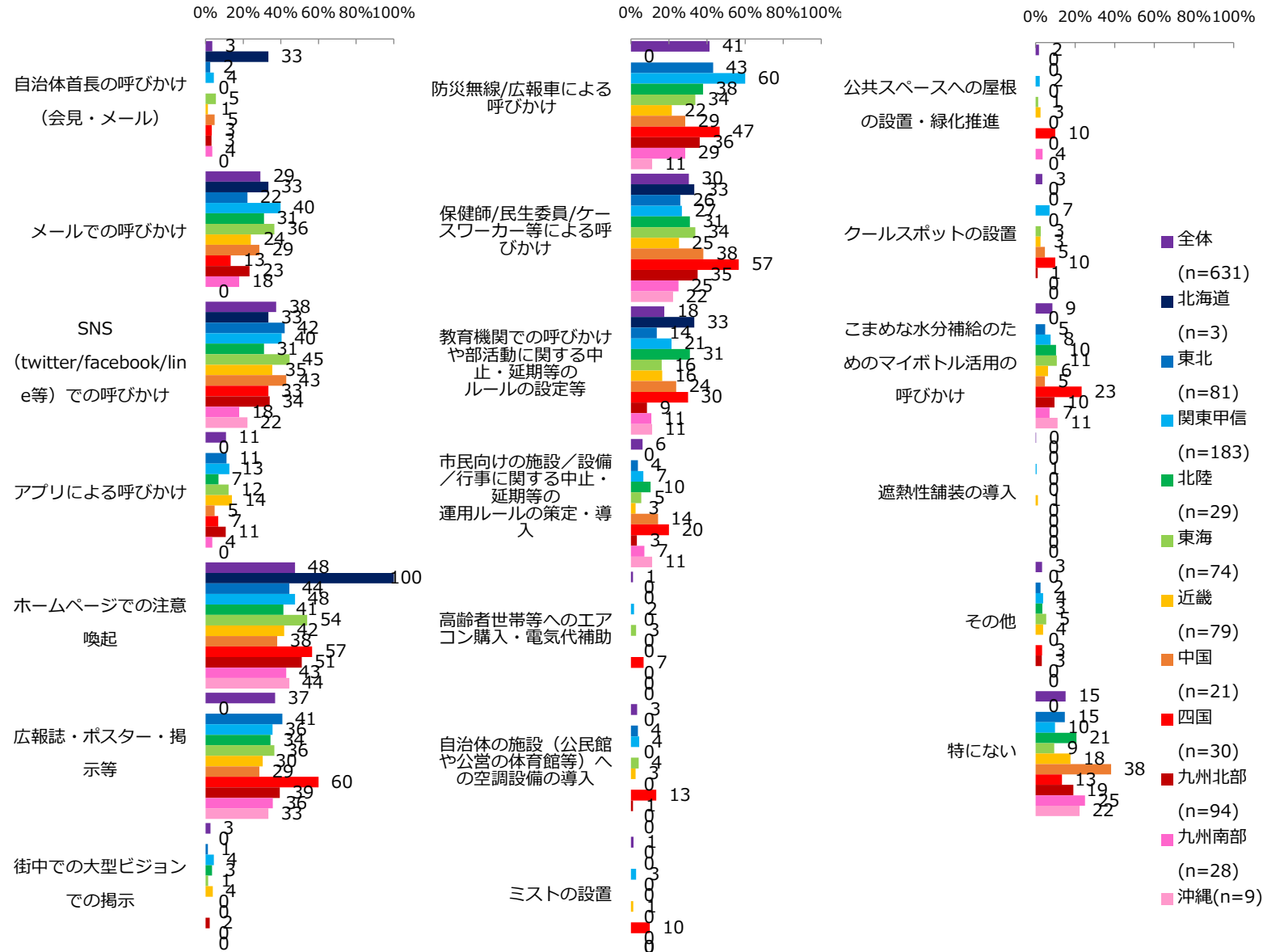


【その他解答】

- 自治体専用チャンネルでの呼びかけ
- よこてかまくらFM
- ラジオ配信
- イベント時の呼びかけ
- 音声個別受信機による放送
- 府内12箇所を設置しているデジタルサイネージでの情報発信
- 対策会議の実施
- 各教室でのチラシ配布及びチラシ配架
- 利用者への声掛け注意喚起 (生涯スポーツ課)
- 施設の玄関にてラミネートで周知

自治体の方へのアンケートの結果

Q26 今後「熱中症警戒アラート」をどのように活用する予定ですか（あるいは活用したいと思っていますか）あてはまるものを全てお答えください。



- 【その他解答】**
- ・庁内各課への注意喚起
 - ・よこてかまくらFM
 - ・健康教室・ケーブルTV・市広報紙
 - ・各部署の活動に係る参考データとして
 - ・必要に応じて市民へ情報共有
 - ・町ホームページでアラート発動状況の気象庁のページへリンク
 - ・避難所での呼びかけ
 - ・対策会議の実施
 - ・デジタルサイネージでの周知
 - ・所管施設での呼びかけ
 - ・救命講習会でのチラシ配布
 - ・啓発活動
 - ・事業者向け提供サイトでの、県内障がい者支援施設及び障害サービス事業所等への呼びかけ
 - ・市内大型商業施設での予防広報
 - ・マスク着用のルールに関する呼びかけ
 - ・他部署への情報共有

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 熱中症警戒アラートが発表されてからの注意喚起では、対策にならないので、環境省の暑さ指数等を基に注意喚起を行っている、
- 対応してもらうため、暑いときは熱中症警戒アラートが毎日連続して出るので、個人で熱中症警戒アラートを受信してもらうほうがいいのかと思うので、もっとその周知をする必要がある、
- 一般の方への認知度が低いこと、連日の発表の場合に、防災無線を使って周知し続けるかなやましく思っている、
- 庁内の関係課が多くどこも積極的に対策をしない、
- 毎日のようにであれば危機感が薄れてしまいそう、警戒アラートを受信する担当部局がないため、把握ができていない、
- 県からメールが届くが、すぐに対応することが困難、
- 県が開発した防災メールの登録を呼びかけているがなかなか登録者増えない、
- 土日祝日など閉庁時の周知方法、
- 食中毒警報と混同しやすい、
- 担当者が個人的にラインを登録して熱中症アラートが発令された場合は、メールやライン配信をしている。他の自治体はどのように熱中症アラート等を把握し、住民に情報発信しているか知りたい、
- 以前は、情報伝達システムで情報が届いていたが、届かなくなったため、把握までに時間がかかってしまうことがある、
- 高齢者が多いため、スマホを活用した注意喚起が難しい、
- 周知が不足しているのではないかと、
- 広報しても実際に住民が取り組んでいるのかは不明、
- 「エアコンを使用して」と案内すると、エアコンがない家庭もある、
- 担当者が明確に決まっていないため、保健担当と防災担当がバラバラに動いている、
- タイムリーに確認ができていない、
- 現時点で活用できていない、
- 部署間でどのような連絡体制を構築するべきか検討する必要があると感じています、
- 令和4年度から、テレビ等の天気予報で暑さ指数や熱中症警戒アラートに関する情報が発表されるようになり、市民からの問合せで困ることが減った、
- 天気予報であらかじめ情報を得て対応しており、これまでのところ対応できている、
- 熱中症軽快アラートが発令された際、熱中症対策担当課が通知を受けとることができないため、各自で確認している。直接通知が受け取れるようになるといい、
- アラート発表時の予測値と実測値との乖離が大きい地点（主に内陸部で平均2〜3度低めに予測される傾向）があるので、予測精度の向上をお願いしたい。県内でも、地域によって気候が異なるため、都道府県単位より細かい単位での発表をお願いしたい。
- 朝に発令されていないが、日中に気温が急上昇する場合
- 小規模自治体であり高齢化率も高いため全住民に十分な周知を徹底したいがSNSなどのネットワークを使った周知は高齢者からは情報として得にくいという反応がある。広報無線も撤廃したためタイムリーな情報を得る有効な手段とその方法を周知したいができていない。
- 情報取得していないため無し
- アラートの該当となる機会が少ないため、困り事が現状生じる機会がほぼ無い。
- 連日のアラート発令に合わせて広報を行うと、慣れてきてしまい、発令の危機感が薄れるため、広報に工夫が必要。
- テレビの放映によって熱中症警戒アラートや暑さ指数が広く周知されている
- 各部署との連携
- アラートについての周知が行き届いておらず、住民がこのアラートは何か理解されていないかが多い。国からもっと周知活動をお願いしたい。
- 使用方法がわからない

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 熱中症警戒アラート活用の体制が整っていない
- ・ 頻繁に発表されるため危機感が伝わりにくい
- ・ メール対応（休日時、発表された時の対応）
- ・ 山間部なので、基本的に涼しい。
- ・ 何をしたら良いのか分からない
- ・ アラート発表が頻回になると、その都度、防災無線などでの注意喚起が必要かどうか迷う。
- ・ 熱中症警戒アラートは個人の携帯では把握しているが、活用方法がわからない。
- ・ 当市では暑さ指数33以上でアラート発表時に住民への注意喚起を行っているが、暑さ指数が33に満たない日でも危険と感じ暑さの日もあるため、住民への注意喚起をどの暑さ指数ですべきか悩むところがある。
- ・ 担当部局がない、部署間の連携
- ・ 防災無線の回数（多すぎる・少なすぎる双方からの苦情対応。）市民の危機ということにおいては、防災部局・健康増進ということにおいては、保健局どちらが主体か明確でない。
- ・ 学校や企業の外作業の規制の実施方法、指針の検討
- ・ 熱中症のリスクが高い方々（高齢者など）へのより効果的な周知方法
- ・ 「熱中症警戒アラート」の意味について市民の理解度がはっきりしない。
- ・ 担当部署が確定していない
- ・ 保健福祉部局には都道府県や官公庁からの直接的な情報が届いにくい状況である。部署間の連携が不十分で熱中症対策に生かせていない。
- ・ どこまで周知するかが難しい
- ・ 正直何をしたら良いかわからない。コロナ対応に追われ、通常業務がひっ迫している中で、熱中症対策の余力がない。広報無線を活用することは可能だが、住民から「同じことを連日繰り返し言うな」というクレームが数件入ることがある。メディアからの情報発信で十分にも感じる。もし、市で条例を制定する場合、施設の基準や対象への効力、周知方法においてどこの範囲まで設定できるのかという点において、わからない点が多いため、近隣市町村の決まりを参考にすることが多い。しかし、近隣でも対応をどうしているかと問い合わせをしあっている状態なので、現状何もできていません。
- ・ 周知方法やその対応方法がわからない
- ・ 「熱中症警戒アラート」が発表された時の対応をとっていないため、課題・困っていることはない。
- ・ 担当部署・担当者がいない
- ・ 連日のアラートの場合、情報を受け取る側が慣れてしまい、防災無線がうるさいなどのクレームが出る。
- ・ マニュアル
- ・ 「熱中症警戒アラート」発表の頻度が多いため、毎回周知するのは難しかった。
- ・ アラート発表時に自分の市がアラート相当の暑さ指数であった場合に防災無線を放送している。暑さ指数が前日アラート時と当日朝時点で変化する場合も多く、無線放送の判断が難しい。
- ・ 頻回にアラートが発令された場合に、防災無線に流していると住民の方に慣れが生じ緊急性が薄れている傾向がある
- ・ 運用についてまだ検討できていない。
- ・ 熱中症警戒アラートが発表された際の熱中症予防行動のポイント等はSNSやHPで発信しているが、発表された日に早急に市民へ情報共有する方法を模索している。熱中症警戒アラートは連日発表されることも多く、連日同じ内容の通知をLINEやTwitter等で市民に発信することは避けたいと考えるため、対応は検討中である。
- ・ 長野県は南北で指数の差が大きい、ある1地点の指数で県全域にアラートが発表されること。
- ・ 県全体として「熱中症警戒アラート」が発表されるため、本市の暑さ指数との乖離がある場合、市民に対してどのように周知するべきかどうか。
- ・ 発表された内容を即時に市民の皆様へ情報発信していくことが難しい。

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 防災無線放送時に、市民の方からの質問に対応できるように担当者が放送後30分程度他の課（防災対策課）にて待機が必要な事。
- ・ 前日17時までの発表を1時間位早めていただきたい。（翌日分は行政無線放送の部署に17時までに連絡するため）
- ・ 熱中症警戒アラートと実際の気候に隔たりがある場合があり、注意喚起の広報を行うと苦情が寄せられる場合がある。
- ・ 熱中症警戒アラートが発表されているということを、防災無線などでタイムリーに呼びかけができていないこと
- ・ 発表時に特に随時対応はしていないので、お答えできません。
- ・ 具体的な行動指針について、国単位で関係部局（教育や保育等）と連携して示してほしい。
- ・ 朝5時と夕方5時の発表は、市役所勤務時間外であり、土日祝日等是对応できず他部署に依頼することになり対応に困っている
- ・ 熱中症アラート発表のたびにメール、SNS、同報無線で啓発したところ、何度も同じことを言っているだけだと電話があった。熱中症アラートが発令されたことに加えて、対策も啓発するとよかった。
- ・ 土曜夜から日曜の朝にかけてアラートが発表された時の対応。
- ・ 発表された場合、防災無線を放送するが、連日になってしまうと「うるさい」「言われなくてもわかっている」等の苦情がある。
- ・ 住民への発表時間帯
- ・ 担当部署だけでなく、各署での活動や役割に応じた活用が必要。
- ・ 人手不足
- ・ 関係部署との連携や効果的な周知方法の検討
- ・ 住民一人ひとりへの周知
- ・ 高齢者にも分かりやすく伝える方法
- ・ アラート発生時の庁内での共有体制が確立されていない
- ・ 熱中症警戒アラート情報が速やかに市民に周知されるよう防災無線やメール、LINE等SNSを活用していく必要がある。
- ・ 活用事例を知りたい
- ・ 農作業中の熱中症が多いため、アラート周知の時間帯として、どの時間帯に周知を行うと効果的かが検討事項である。（農作業出発前に周知したい。作業中は周知方法があまりない。）
- ・ アラート発表が続いた時の対応（防災無線の頻度、時間帯等）
- ・ 熱中症担当課から各部局へ熱中症アラート発表について情報提供しているが、各部局が所管する施設利用者への周知には差がある。
- ・ 休日に熱中症警戒アラートが発表された時の対応が平日に比べて限られてしまうことが課題。
- ・ 「熱中症警戒アラート」に法的な位置づけがなく、府民が「熱中症警戒アラート」が発表されていることを理由に、運動施設をキャンセルしようとしても、「天災等で使用不能の場合」等に該当しないため、キャンセル料の補填等が難しく（※）、府民が「熱中症警戒アラート」を活用した予防行動を取りにくい状況となっている。国において「熱中症警戒アラート」の法的な位置づけを検討いただきたい。（※指定管理者等との調整が困難）
- ・ まずは熱中症に関するホームページを作成しなければならないこと。
- ・ 市民への周知としてメディアも活用しながら、情報収集の弱者の市民に向けてどこまで周知する必要があるのか（防災行政無線の活用範囲など）
- ・ 関係機関との連携が必要
- ・ 現在、アラート発動時のリアルタイムでの周知は行っておらず、どのように活用したらいいのかわからない。
- ・ どのように活用すればよいかかわからないうえ、実施は各市町村の判断になるのであれば、なかなか実施に踏み切ることができない。
- ・ 公共の涼みどころがない
- ・ 熱中症アラートが発令されるたびに呼びかけを行っているが、毎日のことと危機感が薄くなってしまふ。
- ・ 毎日の呼びかけになってしまうため、危機感が薄れてしまうのではないかと感じる。
- ・ 関係部署との連携体制ができていない。
- ・ 頻度が高いため、意識が低下してしまいがちである

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- SNS等による情報発信が高齢者等にうまく伝わっているか把握できていない。
- 熱中症警戒アラートについては、言葉そのものが印象的で人目を惹くものであるため、発表されることにより、熱中症予防に一定の効果は有していると思われる。しかし、その一方で、印象的であるが故に、発表されていないければ（程度の差こそあれ）大丈夫であると誤解を生んでしまう可能性がある。（現に熱中症警戒アラートの発表をキーとして、対策を行っているところもあると伺っている）重要なことは、如何に熱中症予防を国民全体として行っていくかということであり、気象庁お得意のキャッチーなフレーズによる注意喚起はプラスの影響もあるが、マイナスの影響もあるということ認識することである。今後も熱中症警戒アラートを続けていくのならば、アラートが出ていないからといって大丈夫であると錯覚させないような取り組みが必須である。また、今夏のように毎日熱中症警戒アラートが出続ける事態においては、本当に有用なのかも合わせて検討すべきである。
- 市民の皆様へ休日メール、SNS、アプリ、ホームページ、防災無線による周知を行っているため、アラート発表期間中の休日出勤シフトを作成しているが、常にアラート発表の有無を意識しなくてはならない。アラートの発表を前日の17時のみにする等検討していただきたい。アラートが発表されていなくても熱中症に留意する必要はあるため、例えばその年全国で初めてアラートが発表された日から2か月間を嚴重注意月間等とすること等を検討していただきたい。
- 他部署への情報共有及び周知徹底
- 県内全域で発令されるため地域差があり、防災無線を流す基準を独自に設けた。
- 警戒アラートについての周知が不十分
- 具体的な活用方法がわからない
- 情報を受け取る体制が整っていないので、その都度の住民への広報にタイムラグができてしまう。毎回は難しい。
- ホームページや広報誌などで注意喚起をしているが、タイムリーに発信することが難しい。
- 関係部署との連携
- 日曜・祝日発表時の対応について
- 気象庁が発令したら職場のメールに届くようになるとスムーズ。必ずメールの確認はすると思うので。
- かなり高温の日でも発表されないことがあり、実感覚とずれていることがある。
- 保健事業実施に関して参考にしていない。
- 休日の発表に対応できていない
- 日中、急激に暑くなることもあるので、日中のどこかであらためてアラートを発令するか判断してほしい
- 活用のタイミングについて、夏場は毎日アラート発表されるため、防災無線や広報車、SNSによる呼びかけの回数には検討を要する。頻繁だと効果に影響しそう。
- 発表が連日続くと、毎日アラートとなり啓発のタイミングが難しい。
- どのように活用すべきか検討中
- 「熱中症警戒アラート」を十分に活用できていないため、先進自治体の取り組みを知りたい
- 県単位で発表されるため、地域によっては実情と合わないときがある。
- 熱中症警戒アラートの活用が不十分であることが課題
- 熱中症警戒アラートが連日発表された場合、近隣苦情になるため防災行政無線は連日放送できないので、メールでの注意喚起のみとなる。
- 6月頃急激に気温が上昇した際、アラート発動の水準には達していないが、防災無線で注意喚起すべきか判断に迷った。
- 一般的な熱中症対策の啓発は行っているが、即時対応ができていない。
- アラート発生時における本市内での役割分担の整理
- 感染症業務でこまめな確認と対応は困難。
- 防災部局以外の部局（健康福祉部局等）への周知がない
- これまで『熱中症は健康部門』、『警報は防災部門』と役割が分かれていた。今回、健康部門が啓発していくことになったが、防災部門に比べて住民への周知のインパクトが弱かった。
- どの部署でどのような対応をするか

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 現在、熱中症対策、市民への注意喚起は保健/健康/福祉部局のみで行っている。事務所は出先機関であり市民へのメール・防災無線等を使用する設備が無く、熱中症警戒アラート（1日2回発表）の内容をタイムリーに市民へ伝えることが難しい。また、関係部局（教育委員会/学校関係部局、環境部局等）での熱中症対策に関する情報共有や検討の場が無いことも課題である。
- 担当部署もなく、どんなことをどこまでやるべきなのか分からない。（市町村の義務となる対応を提示してほしい。すでに施設や園など各所で取り組んでいる内容とは重複しないもので。）
- アラートが発表された際、防災無線でその旨を公報しているが、住民から「うるさい」とのクレームが入る点。
- 熱中症警戒アラート数値では低めに出ているが、テレビ等報道機関からの情報では警戒数値が高い場合、広報等の判断に迷う。
- 熱中症警戒アラートを自治体で入手していない
- 市のlineでの周知がシーズン中1回しか流せないこと
- 高齢者への情報提供方法
- 現状、市民への主な情報伝達手段はメールのみであるため登録していない人には情報が行き渡っていない可能性がある。
- 部署間の連携
- 活用できていないため、無回答とします。
- 千葉県内でアラートが発表された場合、防災無線で周知していたが、頻回になると注意喚起になっていないのではないかという懸念があった。また、防災無線を用いた頻回な周知が煩わしいとの声が多数寄せられた。
- 熱中症警戒アラートが出た時に、情報の受け取りと共有先等の体制ができていない
- 熱中症警戒アラートの発令が連日続き、行政防災無線による呼びかけを行うことで、不快に思う（騒音として捉える）市民数名から、廃止の意見をいただいている。
- 県域を対象とした発表ではなく、より小さい地域単位でアラートを発表してほしい。
- 農作業従事者等への効率的な注意喚起方法
- 市民全員への周知が困難であること
- メールやSNSを利用しない高齢者向けの情報伝達の方法が課題
- 猛暑日が続いて、頻繁に警戒アラートが出ているときの対応
- 町内放送で周知しているが、若い世代等昼間町内にいない層への周知が課題。アプリやライン等の登録者数を増やすことも課題。
- 熱中症警戒アラートは都道府県単位での発表となるため、本市の近隣地点の暑さ指数が31未満の場合であっても、同じ県内の遠く離れた地点で33以上となれば県下全域に熱中症警戒アラートが発表されることとなる。その場合に、市民に「熱中症警戒アラートが発表されているので、気を付けましょう」と周知することに違和感がある
- 周知が不十分なため、住民の危機感に差がある。
- 県が主体となっているが、当市は避暑地であるため、県の情報と乖離がある可能性がある。市内においても標高差がありアラート計測地点と大きな差のある地域がある。呼びかけはアラートを参考にしているが、地域差の判断基準が正しいかわからない。
- 町民への呼びかけ・活用方法
- 熱中症関連部局と情報を配信する部局が異なるため、タイムリーな配信が難しい
- 県から危機管理課に情報が入るが、健康増進課（担当課）からの依頼がないと防災行政無線放送にならない。危機管理的な意味合いが強いものという認識が共有されて内部での対応基準が定まっていない
- 高齢者等、スマホを所持していない市民にもタイムリーに情報伝達する手段
- どの観測地点から判断すべきかわからない
- 「熱中症警戒アラート」の発表を市区町村にも直接連絡してほしい。
- アラート発表時に各所管課が適切に対応がとれるように、各省庁から通達や通知をし、しっかりと対応がとれるようにしてほしいです。
- 情報を伝達するための手段が限られていること

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 土日の対応が難しい。アラートの定着率は高まっている一方、頻繁に発表されているため毎回何かしらの対応は困難で、あくまで住民自助のツールとして、地方自治体はクールスポット等の開設に努めればよいとも考えます。
- どの部署がアラートを受け取り、他部署とどのように共有するか。また、タイムリーに市民にお知らせできるかどうか。
- 県への発表があっても、海岸近くの本市と内陸では気温差が大きいこと。節電要請時のエアコン設定温度と、コロナ対策の喚起を行っているため冷房の効率が悪い
- 7月頃は連日のように発表されるため、その都度の対応が困難
- 即時に周知するのは難しい
- 住民へメールで知らせることをしたいが、職員が送信作業する必要がある、土日等すぐに対応できない。
- 課題として個人が自ら対策を講じることが出来るようになることで、そのためには生活環境を踏まえた啓発を行う。
- 周知の範囲
- タイムリーに情報発信ができないことがある。
- 現時点で熱中症警戒アラートの発令がなかったため、特にありません。
- 全市的な対応について、どの部署が中心になって、どのように対応するかが全く不透明である。
- 困っているところ：熱中症警戒アラート発表時、市民に配信するメールのシステムが自動ではないため、休日や祝日の場合予測での配信になってしまい、警戒アラート発表に合わせた注意喚起ができない。課題：熱中症対策における全庁的な体制づくり
- 一部の市民において形骸化しており意味をなしてないこと。
- アラート発令時以外でも暑い日が続いており、アラート関係なしで注意喚起する必要がある。
- 県ごとの発表になるため、市間の指数の違いが大きい。
- 現在は、庁内関係部署や住民への周知を行っているが（広報など）、そのほかどのように活用していけばよいか課題である。
- 全県での発表であり、当地が雨が降り、冷涼である場合に発表される。逆に当地が気温が高くてもアラートが発信されないことがある。
- 公式のSNSアカウントやメールマガジンがないため、リアルタイムで注意喚起を行う手段が限られていること。また、配慮や支援が必要な住民の把握ができていないことが課題。
- 命の危機を感じるような猛暑日でもアラート発令がない。（内陸県であるため湿度要件を満たしていないと思われるが、35度を超えるような猛暑日はアラートを発令し、注意喚起をすべきではないか。
- 発表があった場合に、対応する部署が多岐にわたる
- 情報弱者への周知方法
- 防災無線放送が連日続く場合
- 休日である土日祝の朝5時に発表される熱中症警戒アラートのスムーズな周知
- 全年齢への周知
- 防災無線の放送時間により住民の苦情が来るため、時間が制限される。
- 防災無線の連日の放送により、一部の方で不快に思う方がおり、苦情につながることもある。また、土日のアラート発令時は周知啓発のため、勤務が必要となり人員の確保が必要
- アラート発表情報を受け取った市民が予防行動を確実にとる必要があるが、どのくらい行動化しているか不明
- どのように周知するか
- 気象予報の予想最高気温は数字で表されるのでわかりやすく、自ずと熱中症に気をつけなくてはならないという意識が働くと思います。
- 休日や都度の対応が困難。現在は都度対応するのではなく、環境省LINEアカウントを周知し、個々で把握していただく方法をとっている。
- 風水害や地震等の災害と比較して、熱中症に対する危機意識が希薄であるため、「熱中症アラート」を呼びかけても効果が見込めるか不明である。
- 庁内で、どの部署で対策をしているのか把握できていません。
- 市長村単位での取得ができない

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

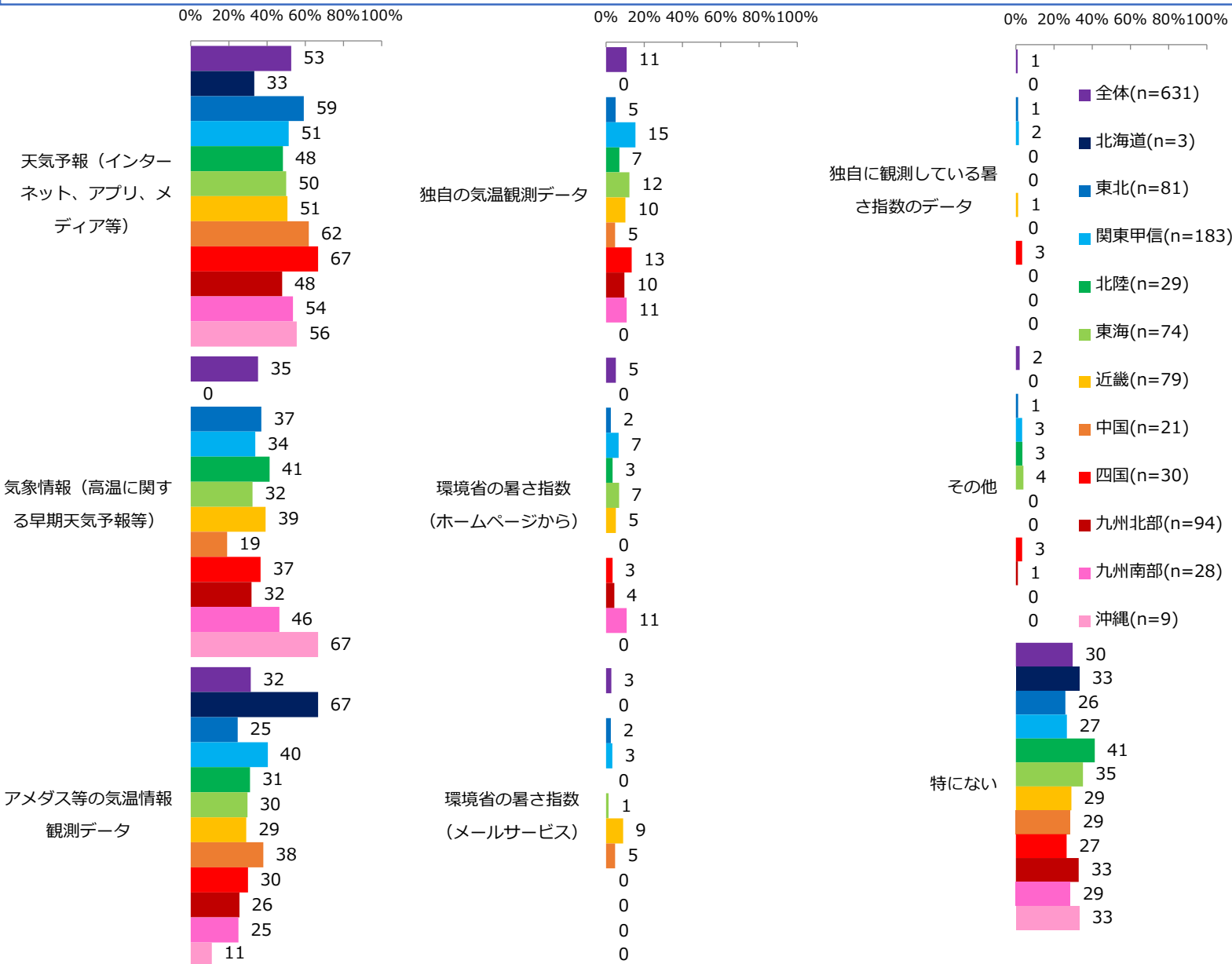
- ・ 休日に熱中症警戒アラートが発令された時の呼びかけ方法に困っている。
- ・ 県内全体に発表されること（どこか一観測点の測定値によって）
- ・ 市民への注意喚起に利用できるため、特に内容等困っていることはありません。
- ・ 熱中症警戒アラートを十分に活用できていない
- ・ アラートを知らない住民も多くいる。防災無線の方が活用されている。
- ・ 県内に全域に発表されるため、その都度知らせることで意識的に熱中症対策の周知ができるが、横に長い形の県のため、「特に注意」を認識しにくい。県全域ではなく観測地点ごとの発表にしてほしい。
- ・ アラートが発令される日がかかり多く、市民がアラートに対して危機感を感じなくなってしまうのではないか。
- ・ 夏季は連日発令され、効果が不明確であると感じる
- ・ 高齢者が多い為、中々周知を分かってもらえないことがある。
- ・ 随時の広報などが人出的に困難。
- ・ アラート発令時の同報無線吹鳴を担当部署と検討したが活用困難。高温時期はアラート発令の有無にかかわらず注意喚起している。
- ・ 熱中症警戒アラートが出された際、自治体内で対応基準が決まっていないためどのように対応してよいか苦慮する。
- ・ イベント等の開催決定に関わるので現在よりも早急に発出してほしい
- ・ アラートそのものの認知が低い。発表されていることに気付かない人も多い。
- ・ 熱中症警戒アラートの発表の有無に関わらず夏季には日頃から熱中症対策を心がけているため、当課として困っていることはありません。関係各課それぞれで対策をしているため、それぞれの課題が見えにくい。共有できていない現状はあります。
- ・ 把握していない
- ・ 警戒アラートが出てからすぐに住民へ周知する対応がマンパワー不足等により難しい。
- ・ 他業務との兼務があり、時間的な余裕がなくタイムリーに対応することが難しい場合がある。
- ・ 具体的な市町村の対応がわからない。
- ・ 何をしたらいいのかがわからない。担当部署が不明確。
- ・ 発表があった際の取り決めがないので、どう対応すればよいか不安がある。
- ・ 取り扱いがほかの部署になっているのでわからない
- ・ 発表が県単位であるため、発表時すべてが熱中症警戒アラートの基準を満たしているとはいえない。（本市の暑さ指数が3.3未満であっても、熱中症警戒アラートが発表される場合がある。）
- ・ 熱中症警戒アラートを活用できていない
- ・ 即対応が難しい
- ・ 人手や時間がない
- ・ 熱中症警戒アラート情報を受ける部署はあっても 実際対応できる人材がいない。防災担当や健康増進、福祉部署など関係部署は多くても明確な担当部署の設置がない。
- ・ 熱中症警戒アラートの受信や住民への発信の担当部署が明確ではない。（災害対策と捉えるのか、健康づくり部門での対応か）
- ・ 認知度が低いため、注意喚起をしても効果が薄い。
- ・ 周知方法について検討必要
- ・ アラート発表時に住民周知したいが、毎日発表を確認し都度周知するためのマンパワー不足。
- ・ 思いつかない。
- ・ 防災無線の使用には課題も多いため、タイムリーな市民への周知方法
- ・ 対応する担当部署が決まっていない。

Q27 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 当然、土日祝関係なく発出されるため、担当は休日も拘束される。
- 昨今の夏などは常に熱中症警戒アラートが発表されているので、発表時の対応というよりも、より全体的な対応が必要だと思います。
- 担当課との情報共有、連携体制ができていない
- アラートが出た場合の対応について、特に定めていない。
- 他業務も逼迫しているため、毎回タイムリーに対応するのが困難。
- 町の行事等の場において注意して過ごすことはできても、急な中止・延期は困難な場合が多い。住民が自宅または仕事や農作業中にアラートが出た際に適切に対処できるかというところに不安がある。
- IT機器の利用に不慣れな高齢者がどれほどIT機器から情報が得られているか不明
- アプリのインストールをお願いしても実際にはしていただきづらいこと

自治体の方へのアンケートの結果

Q28 「熱中症警戒アラート」以外で、暑さに関するいずれの情報を参考に熱中症対策を実施していますか。

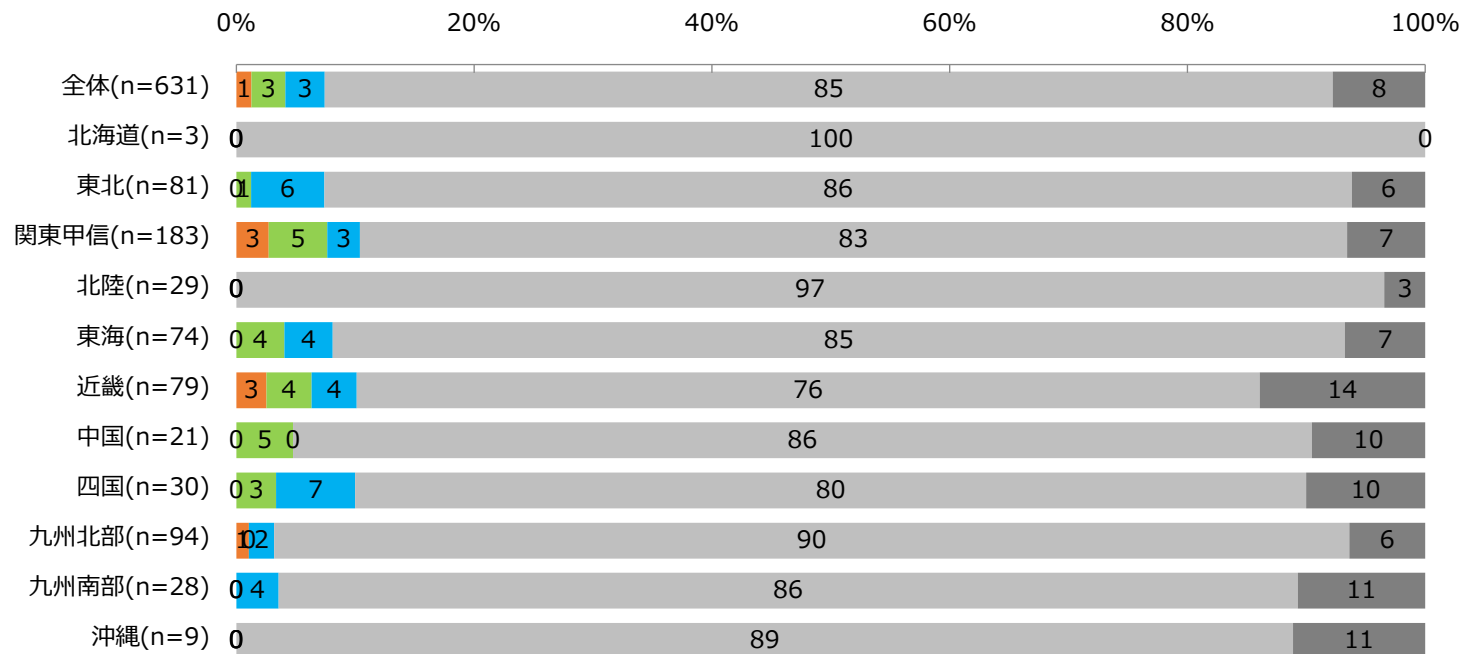


【その他解答】

- ・国県の通知
- ・熱中症指数計・温度計
- ・埼玉県からの熱中症注意喚起のメール
- ・グラウンドやプール（屋外）での気温観測
- ・湿度計
- ・6月以降の積極的な広報を実施する
- ・熱中症による救急搬送件数
- ・一般的な普及啓発内容に沿って梅雨明けや夏季の間は不定期に防災無線での注意喚起をしている
- ・県からの暑さ指数を基にした注意喚起メール
- ・不明
- ・熱中症指数計を設置（生涯スポーツ課）
- ・気象台からの情報
- ・農政局からの情報

自治体の方へのアンケートの結果

Q29 「熱中症警戒アラート」を受信するアプリを携帯電話・スマートフォンへのインストールを促すとともに、「熱中症警戒アラート」発表時の熱中症予防行動の内容を家族や組織で確認するために、自治体において「熱中症警戒アラート」についての訓練を開催することへの関心をお答えください。



■ 令和5年度からの開催を積極的に検討したい
 ■ 令和5年度からの開催を検討したい
 ■ 令和6年度以降の開催を検討したい
■ わからない
 ■ 関心がない

Q30「熱中症警戒アラート」は都道府県単位で発表し、気象庁より都道府県に電文として配信しています。今後の検討の材料として、例えば、気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい等の希望があればお聞かせください。なお、電文を分けた場合、電文の仕様が変更となりますので受信側（都道府県）でシステム改修等のコストが必要となりますので、その点も含めてご意向を伺わせてください。

- 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい
- 都道府県単位でよいと思う。
- 本県の場合、県から市町村への情報伝達が遅く、町民へタイムリーに情報周知することが難しい。
- 熱中症警戒アラートという新しい知識を理解してもらうこと（特に高齢者）が難しいので活用に至っていない。
- 都道府県ではないので特になし
- コストが必要となるのであれば今のままでよい。
- 県単位よりも天気予報の区分程度の方が良いが、システム改修等の予算化は困難。
- 熱中症アラートについて、食中毒警報のように防災無線FAX及び電子メールで知らせていただけると嬉しい。
- コストがかからない方法（地区ごとにする等）で区分の見直しを検討してほしい。
- 山間部にあるため、区分を分けてもらえるといいが、コストをかけてまで行う必要性を感じない。
- 当市は熱中症の予算がありません。
- 現行で良い。
- コストがかかるとなると難しい。
- そのまま配信してもわかりやすい内容ならありがたい。
- 地域別の発表があればわかりやすいです。
- 県からの情報提供があれば内容を検討する
- 天気予報区分で発表していただけるのであればありがたいが、改修コストに関しては都道府県ではないので回答できない。
- 同じ県内でも海岸そばと内陸部では異なるため、こまめな情報発信が可能であれば望ましい。
- 県単位ではなく、区分程度に分けてほしい。
- 都道府県単位より細かい単位で発表してほしい。
- 電車内の広告やデジタルサイネージでの周知
- 天気予報の区分程度に分けてほしい
- 上記対策にかかるコスト分の予算の確保は困難
- システム改修等のコストを要するのであれば、市町レベルでは回答が難しい。
- テレビ放映やSNSでの発信が重要であると考えます
- 使用していない
- 熱中症警戒アラートの活用方法をメディア等を利用し全国的に周知してほしい
- システム改修等のコストが必要となる場合は、予算の関係上すぐに対応することは難しい。
- 県に合わせます。
- 平地と山間部で分けてほしい。
- 保健センターだけの判断だけでは難しい。他部署との連携が必要であることから、判断できない。
- 保健福祉課では把握していないので、メールで送信していただけると嬉しい。
- 天気予報の区分程度に分けてほしい

Q30「熱中症警戒アラート」は都道府県単位で発表し、気象庁より都道府県に電文として配信しています。今後の検討の材料として、例えば、気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい等の希望があればお聞かせください。なお、電文を分けた場合、電文の様式が変更となりますので受信側（都道府県）でシステム改修等のコストが必要となりますので、その点も含めてご意向を伺わせてください。

- ・ 県単位ではなく、市町村ごとに分けてほしい
- ・ 市町村としては費用負担が伴うものに対しては十分な検討を要する。
- ・ 国からの通知文等で指示がない限り、予算の確保が難しいので、何か変更する場合は、努力義務なのか、絶対なのか、で対応できるかが大きく変わります。
- ・ まずは、熱中症警戒アラートを活用することから検討を始めたいと思います。
- ・ 問の例にあるとおり、市町村単位等の区分での配信を希望するが、コストについては国で負担してほしい。
- ・ 「熱中症警戒アラート」による対策を行っていないため、特になし
- ・ 地区ごとに分けていただきたい。
- ・ 天気予報の区分で分けられればより参考になると思うが、それに際し費用が発生する場合は、今のままでもよいと思う。
- ・ コストがかかると難しい
- ・ 天気予報の区分程度に分けることでより正確な情報が市民に伝わり、市民も暑さに対して危機感を感じやすいと考える。コストの面については、他の取り組みと検討して優先順位をつけ、やるべきか判断する必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 配信を見たことがないので分からない
- ・ 問27の回答のとおりのため、区分変更を望む
- ・ より実態に合った情報を周知していくために、県内でもいくつかのブロック毎等でのアラートの発表を希望します。
- ・ 熱中症警戒アラートは、総務課を窓口に関係各所に発信している。電文配信については予算等も含むため検討が必要。
- ・ まずは、「熱中症アラート」をどのように活用していくか、市民へ伝えていくかが課題である。市民の方が個人でネットやテレビ等でも必要な情報が手に入れられるので、まずは活用方法を検討してからと思う。
- ・ 現在、熱中症警戒アラートをうまく活用できていないため、特に希望はありません。活用の必要性や有効性がより明確になると、取り組みやすいです。
- ・ 現在、熱中症警戒アラートは気温30℃を超える際に出されていますか。夏季に30℃以上が常態化しているため35℃以上の猛暑日に設定を引き上げないと警戒感がなくなると考えます。
- ・ 電文が長い
- ・ 県単位での発表との事ですので、県にご照会下さい。
- ・ 観測地点を増やし、細かい地域割での発表を行ってほしい。都道府県単位だと発表の回数が多く、効果が薄れる。
- ・ 千葉県を北側と南側に分けた発表にして欲しい。
- ・ 予算等の兼ね合いから希望なし
- ・ アラートは気象情報の報道や気象庁のHPを通じて配信し、各署や各自で受信して活用すればよい。
- ・ 千葉県は南北に長い地形なので、区分を細分化してもらいたい。（本市でいうと東葛飾の単位、等）
- ・ 天気予報の区分程度だとよい。
- ・ 天気予報と同程度の区分でほしいのはもちろんだが、既存の県共通システムでのコストのかからない配信が望ましい。
- ・ 都道府県区分より市町村区分で頂きたいと思う。配信についてはシステム改修等のコストがかかるのであれば、既存のシステムを活かした方法を模索してほしい。
- ・ 県単位の発表で問題はない。
- ・ 現在の都道府県単位の発表と、気象庁より都道府県に電文として配信でアラートとしての役割は果たしていると思います。
- ・ 現行の形式でも問題ない。
- ・ 県単位だと広すぎるので天気予報の区分程度に分けてもらいたい。

Q30「熱中症警戒アラート」は都道府県単位で発表し、気象庁より都道府県に電文として配信しています。今後の検討の材料として、例えば、気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい等の希望があればお聞かせください。なお、電文を分けた場合、電文の仕様が変更となりますので受信側（都道府県）でシステム改修等のコストが必要となりますので、その点も含めてご意向を伺わせてください。

- ・ 熱中症警戒アラートは、天気予報の区分程度に地域を細分化して発表していただきたい。 ・ なお、天気予報の区分程度での発表は、全国統一的に実施されるものと想定（特定の府県のみが天気予報区分で発表されるものではないと想定）しており、電文を分けた場合のシステム改修等に必要コストに関しては、自治体の予算の有無に関わらず、全国統一的に運用されることが望ましいことから、国において財源を確保いただきたい。また、どのようなシステム改修が必要なのか御教示いただきたい。
- ・ 高冷地、避暑地であるため、県単位で発表のアラートは注意喚起に活用しにくい。
- ・ 県単位ではなく、市町村単位で情報がほしい
- ・ 現状の配信方法で県内の暑さ指数や熱中症警戒アラート発動情報がわかるので、とくに希望はない。
- ・ 県内の気候の違いを考慮し、天気予報の区分で分けてほしい
- ・ 現在の都道府県単位での発表で支障はない。
- ・ 熱中症警戒アラートは都道府県単位で発令されるが、県内でも北と南で環境が大きく違うため、さらに細かく区分して発表してほしい。
- ・ 経費がかかることの導入は財政的に厳しい。
- ・ 北部地域等限定した情報が欲しい
- ・ システム改修となった場合には急な対応は困難である。
- ・ 天気予報等も熱中症対策に活用しているため、天気予報の区分程度に分けて欲しい。
- ・ 熱中症警戒アラートについては、発表を続けていくのならば、市町村毎に行うことが望ましいと思われる。発表方法については、都道府県への電文ではなく、通常気象予報と同様に気象庁HPへ掲載し、誰でもどこでも見ることができると形で行えば良い。この方法であれば追加コストは不要。少なくとも微細。
- ・ システム改修費がかかるのであれば、現在のままで良いと思われる。
- ・ 県単位での発表だが各観測地点でWBGT指数を出しているため、対応はしやすい。区分を分けての発表は分かりやすいが、コストを市町村も負担する必要がある場合、年度途中や年度末に依頼されると間に合わない。当初予算をたてる秋頃までには方向性を示してほしい。
- ・ 天気予報区分ごとに配信された方がわかりやすいと思う。
- ・ 改修が必要であれば補助金などの予算があると取り組みがスムーズになるかもしれない。
- ・ 「熱中症警戒アラート」を活用しきれていないため、現状のままで
- ・ 保健部門で回答しているため分からない。
- ・ 詳細な区分で把握できる方が良いとは思いますが、費用がかかるのであれば現状どおりで良い。
- ・ 都道府県の区分でよい
- ・ 区分程度に分けてほしい
- ・ 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい
- ・ 地域によって暑さが違うので、地域ごとにアラート発表を分けて欲しい（天気予報区分程度）
- ・ 県単位ではなく、地域をさらに分けた方が、地域に即した情報を伝達できる。
- ・ 電文の必要性が不明
- ・ 新たなシステム改修の予算を市独自で負担することは難しいので、今のところは区分程度に分ける希望はない。
- ・ 同じ県内でも気象条件が異なっているため、地域の実情に合った情報提供をお願いしたい。
- ・ 特になし（テレビやインターネット等で天気予報を確認する際に一般県民がリアルタイムで確認できればいいと考える。）
- ・ 例えば台風の発表のような扱いにしていきたい。
- ・ 注意等と呼びかけるためなので、コストがかかるようなら今まで通りでも良いと思う。他のシステム改修のタイミングで仕様変更することで良いと思う。

Q30「熱中症警戒アラート」は都道府県単位で発表し、気象庁より都道府県に電文として配信しています。今後の検討の材料として、例えば、気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい等の希望があればお聞かせください。なお、電文を分けた場合、電文の仕様が変更となりますので受信側（都道府県）でシステム改修等のコストが必要となりますので、その点も含めてご意向を伺わせてください。

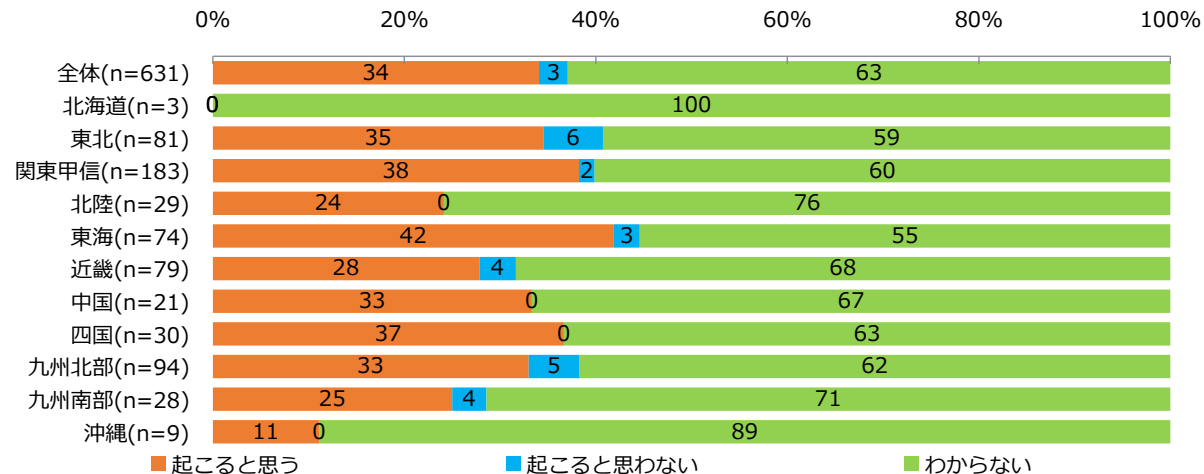
- W B G Tは31で危険レベルだが、アラートは33で発表する。同じ値の方がわかりやすいのではないか。
- 市町村ごとで分かるのと有り難いのですが、費用対効果として考えると検討が必要かと思われ。
- 天気予報の区分に分けて発表してほしい
- 市町村でシステム改修等行う必要がなければ特に問題ない
- 都道府県単位よりも区分程度に分けた単位での発表を希望する
- 都道府県単位では範囲が広すぎるため実際の状況とは大きく違う地域もあると思われる。また、細分化した方がより市民の注意意識が高まると思う。
- コストが必要であれば不要。ただし、下記地域のように日本の最高気温が急激に上昇し死の危険が高まるのであれば、検討の余地はある。
- もっと地域を細分化して発表してほしい。
- アラートが都道府県に電文として配信されていることを知らないため、市町村として意向を示すことはできない。
- システム改修費など費用負担の額によって検討する
- 天気予報程度の区分での配信を希望。県単位では発表となっても近くの観測点ではアラート未滿のケースがあるため。
- 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい。
- 熱中症警戒アラートは都道府県単位での発表となるため、本市の近隣地点の暑さ指数が31未滿の場合であっても、同じ県内の遠く離れた地点で33以上となれば県下全域に熱中症警戒アラートが発表されることとなることから、気象警報と同様、市町村単位での発表としていただきたい
- 天気予報の区分程度に分けていただくことを希望します。
- 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい。
- 天気予報の区分程度に分けていただくとより身近なものとして発信できる。気象庁から県への電文の必要性がよく分からないがシステム改修等コストがかからない方法はないか
- 市レベルでのサービス
- 天気予報の区分程度（一次細分区域）に分けるのは有効的だと考えます。一方で、暑さ指数が高くなる要因によっては、分ける必要性が少ない都道府県や分けても影響のない市町村もあると思います。その改修コストを自治体に負担させるのは合意形成を図るのに難しいと考えます。素人考えで恐縮ですが、電文を分ける必要があるか、今までどおり県予報区で電文を配信し、公式ホームページなどで詳細がわかればよいのではないかと思います。
- 現状維持で都道府県単位の発表で良い
- 市町村は、県に申請しないとアラート情報はいただけないのか。市町村単位は不要とは思いますが、県にアラートがでたら市町村を通してワンクッション置くとまた市民に届くのは遅くならないのだろうか
- 都道府県単位より天気予報の区分程度に分けて欲しい。発表は環境省HP等で確認できるので、必ずしも電文でなくても良いかと思う。
- コストについては検討していないが、市町村単位などの詳細な情報があると対応しやすい
- 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けた方が現状把握はしやすい。
- 現時点で熱中症警戒アラートの発令がなかったため、特にありません。
- アラートの普及を検討するのであれば、国がシステム改修の補助を都道府県に実施すべきではないか。
- ○○市は、県内でも観測気温が高い地域であるため、市内の気温と熱中症警戒アラートの発令は適しているといえる。区分を分けるとシステム改修等のコストがかかることや、都道府県単位での発表に問題はないことから、今までと同様でよいと考える。
- 希望はするが、市ごとの数値は出ているため費用をかけてまでする必要はないと考える。しかし○○県に警戒アラートが発表とするのではなく、「県内の一部にアラートが発令されています」などの文言に変更すべきだと考える。
- 熱中症対策については、担当部署等や連携についてもこれから検討が必要となるため、どうして良いのかわからないのが実際です。

Q30「熱中症警戒アラート」は都道府県単位で発表し、気象庁より都道府県に電文として配信しています。今後の検討の材料として、例えば、気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい等の希望があればお聞かせください。なお、電文を分けた場合、電文の仕様が変更となりますので受信側（都道府県）でシステム改修等のコストが必要となりますので、その点も含めてご意向を伺わせてください。

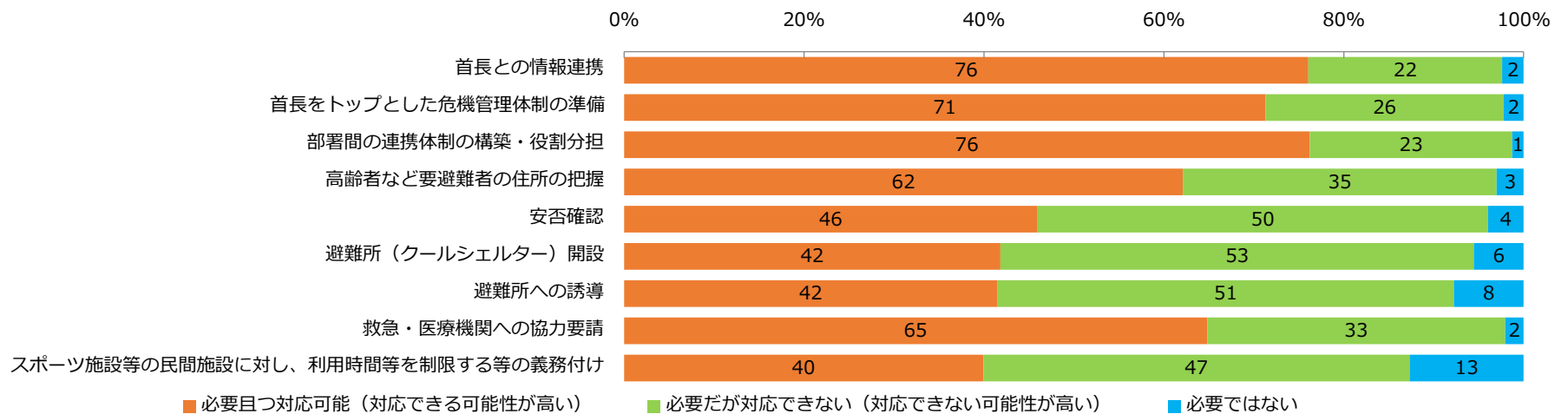
- ・ 県単位ではなく、地域を分けてもらえると分かりやすい。
- ・ 市町村別にアラートが発表されるとより市民に合った情報を伝達することができるが、現在の都道府県単位の発表でも弊害は生じていない。
- ・ 北海道は振興局単位で発表され、求めている地域の情報を得ることができるため、特に希望はありません。
- ・ 都道府県単位より狭めてもらうことができると、よりアラート発表時の予防行動を取りやすいと思われるが、コスト負担は厳しい状況である
- ・ 危機管理課と協議が必要
- ・ 気象庁が発表する天気予報の区分でわけてほしい
- ・ 熱中症警戒アラートを入手していないので特にない。
- ・ 追加のコストがかからない方法が望ましい。
- ・ アラートの発表状況は、環境省のホームページから確認している。ホームページ上の発表を、気象庁が発表する天気予報の区分に分けて欲しい。
- ・ 県内全域ではなく、地区を区切ってほしい。
- ・ コストが必要ない様にしてほしい。
- ・ 現在、県ごとに発表している熱中症警戒アラートをより地域に適した警戒アラートになるよう、細かい地域ごとに発表できるようにして欲しい。
- ・ 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けてほしい
- ・ 「熱中症アラート」が実施されても、県内の別地域で該当暑さ指数に達したが、当市の地域では達していないことが多く、前で述べたように市民が慣れて反応しなくなってしまう可能性が高いので、例のような天気予報の区分程度などと改めてほしい
- ・ 市町村への電文についてもご検討いただきたい
- ・ 市町村としてこの設問に回答が困難。
- ・ 予報区分は難しいと思われるので、現状の气象台からのメール配信でよい。情報が必要な機関は直接登録して情報を入手してほしい。
- ・ 都道府県単位よりも細かい地域ごとの発令となれば、より地域に合った周知ができると考えますが、各地点の暑さ指数予測も発表されているため、現状で問題ないと思います。
- ・ 可能であれば、市町単位で分けてほしい
- ・ 環境部門、衛生部門の連携がとれていないので、今後の取り組みは不明。
- ・ 受信方法については変更希望はなし。システム改修等については、なるべくない方向でお願いします。
- ・ コストが必要であれば財政との検討が必要なので、難しい部分がある。
- ・ 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しい
- ・ 気象庁が発表する天気予報の区分程度に分けて欲しいが、電文分けにかかるシステム改修コストがかからないように配慮いただきたい。
- ・ 都道府県単位となるとかなり広いので、エリア分けをお願いしたい。
- ・ 電文を見たことがないのでよくわからない。
- ・ 認知度の向上
- ・ 情報の受診等については担当部署が違うためよくわからない。
- ・ 各自自治体で県と市町村間での情報連携や、熱中症警戒アラートを活用した自治体の取り組みの好事例について情報提供していただきたい。
- ・ コスト面の負担が工面できるか定かではないため、そのままよい。
- ・ このアンケートは町の保健事業担当者が回答しており、今後、県がどうしたいのか未把握であるため回答できない。ただ、誰にも分かりやすく、早めに準備・対処できるようなアラートであってほしいと思う。

自治体の方へのアンケートの結果

Q31 カナダや欧米、中国等でこれまでにない高温（いわゆる熱波）の発生が起きております。将来的に貴自治体でも起こると思いますか。

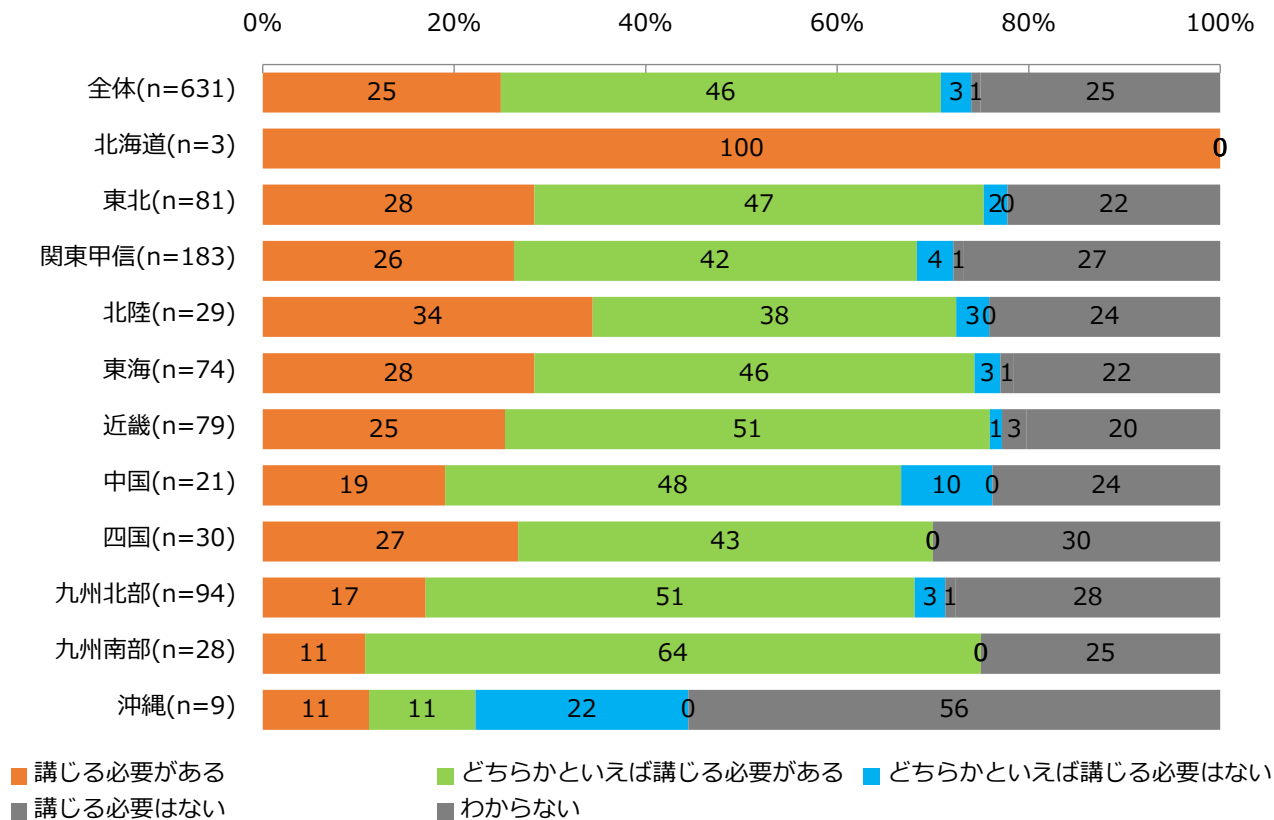


Q32 このような高温が発生した場合、地域においてどのような対策が必要かつ可能と考えているか。



自治体の方へのアンケートの結果

Q33 このような高温が発生した場合、外出自粛、イベント中止など私権の制限を伴うような措置も講じる必要があると考えますか。



Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 災害時の避難行動について、熱中症対策についても地域の中で対策を検討していく必要がある。
- ・ 毎日高温が続くが、運動や外出の制限は、高齢者等が運動不足になるので運動や日々の活動をしながら熱中症予防のために気を付けることを啓発していく必要がある。
- ・ 退避場所として空調の効く空間が少ない。
- ・ へき地への呼びかけ手段がないこと
- ・ インターネットや防災無線、チラシ等の啓発物を確認することが困難な市民への周知
- ・ 公共交通機関が少ない本町のような自治体については、クールシェルターへの町民の移動・誘導が困難である。また、すぐに逃げ込めるような建物も少ないため、クールシェルターそのものの実現も困難である。・私権の制限については、あれほどの感染者数が出た新型コロナウイルス感染症でイベント自粛や県をまたいだ移動のお願いなどの協力依頼しかできなかったのと同様に、協力依頼までしかできないと思われる。・駅や商業施設など多数のクールシェルターの可能性がある都会と違い、建物が少ない地方については状況が異なるため、一元的ではなく、状況や地域に合わせた対策や支援を国に検討いただきたい。
- ・ 事前の予算の確保が難しい
- ・ 人材不足かつ担当部局がなくで課題を明確化することが難しい
- ・ 熱中症対策を行うための根拠法令がないこと。
- ・ 個人の危機感によるところが大きいため、最終的に対策をとるかどうかは個人の判断に委ねるほかない点
- ・ SNSを利用しない高齢者への繰り返し周知が難しい
- ・ 熱中症対策を地域で行うべきとの意識の醸成に至っていない。そのため、対策への協力が得られにくいと思われる。
- ・ 各課が単独で対応しており、市全体でのまとまりがない。今後起こりうる事象に対し、どの部署がリーダーシップを取っていくのか、どう連携をとっていくのが課題と考える。
- ・ 体制づくり
- ・ 熱中症についての対応については、各課が連携する機会がないこと。
- ・ 予算と人員の不足
- ・ 事業を実施する予算がない。
- ・ 災害対策として取扱うべきか、生活改善などの対策として扱うべきかにより異なる。今後の事業化等は災害対策として実施した方が良いようにも感じる。
- ・ 村の面積が大きく、集落が点在しているため移動に時間を要する。
- ・ タイムリーに対応が難しい
- ・ 暑くなる前の広報が必要と思うが、役所のため手続きに時間がかかりタイムリーに発信することがいつも難しい
- ・ これまで議論、検討をしておらず、回答を持ち合わせていない。
- ・ 行政職員自体の災害対策としての意識が低いと感じる。健康づくり担当部署だけが対策を実施しているので、災害対策部署が力を発揮するべきだが連携がうまくいかない。
- ・ 関係部門との迅速な連携が困難
- ・ 完璧な対策を講じるのが難しい
- ・ どのようにしていいかわからないことが課題
- ・ 関係部署との連携
- ・ 防災無線での注意喚起を行っているが、放送回数が多いと市民から苦情がくる
- ・ コロナ禍と同様だが、熱中症予防のため自宅へとどまる機会が増えてしまい夏季の時期にフレイルが進行する高齢者が増えると危惧している。
- ・ 高齢者が多いため、必要な情報が必要な時に届かないなどの懸念がある。
- ・ 避暑地と言われる事の多い地域であるため、熱波を想定しにくい。緊急性の高い事柄と想定しにくく、住民の意識も同様であると思う。想定できない事が課題だと思う。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 公共施設の冷房設備の不備等
- ・ 豪雨災害への対応等に比べれば、高温や熱中症対策ができていないので、今後は国や県等の意向や方針を踏まえ、詳細に検討が必要と思われる。
- ・ 各部署との連携
- ・ 熱中症になりやすいとされる高齢者、障がい者等は、情報が届かなかつたり、対策がとれないことが多い。また、高齢者が暑い時間帯に畑に行き、熱中症になるケースがある。このような方に対する支援が必要であると考え、自治体で実施するのは難しい。
- ・ 対応マニュアル等あるのか
- ・ 体制が整っていないため具体的な動きが想定しにくい
- ・ 熱中症アラートなどの具体的な活用が明確でない
- ・ 熱中症への危機管理に個人差がある
- ・ 高齢者や子どもへの対策が必要である。一部署での取り組みでは困難であり、組織をあげての取り組みが必要であるが、情報の共有がされていない。
- ・ 人で不足なため、手が回らない現状である。
- ・ 関係機関が多く、連携が難しい
- ・ 高齢者に理解していただき、行動変容を促すこと。
- ・ 熱中症対策の担当課が未定。
- ・ 発生時の災害対応方法の検討が必要
- ・ 自治体により考え方や対応方法が違ってくる。
- ・ 空調設備等の予算が不足している
- ・ 防災マニュアルの策定を防災担当と協力して行わなければいけない
- ・ 一人暮らしや外仕事をする高齢者などへの熱中症対策
- ・ 住民に危機感があまりない
- ・ 熱中症対策の必要性を各自が認識してもらえるように周知する
- ・ 避難所設置による電力不足に陥らないか
- ・ 他市町村では、具体的にどのような取り組みや備えををしているのか知りたい
- ・ 関係部署が連携して対策を進めることが必要と考えるが、現在のところ本自治体では具体的な取り組みがされていない。
- ・ 関係機関との連携体制
- ・ 一部施設にエアコン等を設置していない状況である。
- ・ 各自治体単位の熱中症発生状況（救急搬送車数、死亡者数など）を例えば月単位で情報共有していただければ、緊急性の把握や対策もより講じやすい。市消防署との情報共有を図りながら把握できればとは思っているが、他の市町との比較ができたならなお良いため。
- ・ 熱中症により救急搬送されるのは高齢者が、県全体の6割を占める。そのため、県内市町村の中には、民生委員を通じて高齢者に熱中症予防について周知するためのチラシを配布したいと希望する市町村がある。昨年度まで同様、希望する自治体にチラシを配布願いたい。
- ・ 何ができるのかわからない。予算がない。他部署へ熱中症対応を依頼したいくらいコロナ対応で通常業務がひっ迫している。
- ・ 農家が多いため、農作業中の熱中症対策について部署間と連携した検討が必要
- ・ 高齢者に対して予防行動を促す効果的な取り組み
- ・ 人材不足 部署間の連携体制が未構築
- ・ 冷房等の導入にかかるコスト
- ・ 周知・啓発は行っているが、熱中症になる方が多い。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 現状では、熱中症の被害が大きすぎるのがまだ実感として住民の方にはないので、対策として優先順位的には低い状況であることが課題である。
- ・ 地域差があるので、リアルタイムでの情報収集が難しい
- ・ 健康部門だけでなく、他課との役割分担・連携しないといけながまだ連携がとれていない。
- ・ 熱中症対策は地球温暖化等に関連しているため、多岐にわたる部署がそれぞれで取り組みを行っているため、全体像の把握が困難である。
- ・ 当村は、県内で高齢者の割合が最も高いうえ、気温が最も高い場所にあります。熱中症予防のため、4月下旬ごろから住民へ注意喚起を行っています。高齢者は、体温調節が難しく、また、感覚が鈍いため、のどの渇きを感じにくい特徴があります。水分補給が元々できない状態に、マスク生活のため、さらに水分摂取ができなくなっています。エアコンを上手に使用できない方もいます。広報無線で繰り返し呼びかけ、チラシを配布したり、集まった時に声をかけて注意したりと対策を講じています。
- ・ 市が、どこまでの権限をもてるのかということが不明。
- ・ 一人暮らしの率が高い区であるため、近隣同士の見守りは乏しい。高齢者世帯への対策の工夫は今後も必要。
- ・ 高齢者への周知方法
- ・ 住民により理解度や重要度がバラバラである。
- ・ ひとり暮らしの高齢者には、防災無線やSNSなどでの注意喚起が届いていない可能性があり当日発表の熱中症アラートの周知が難しい。
- ・ 関係機関と連携して注意喚起ができていない。
- ・ 顕著な高温への発生への備えについて、大雨や地震等と違い、具体的に何も決まってい
- ・ 都道府県や市町村においては、熱中症対策を担当する部署にばらつきがある。そのため他都市との情報共有が難しかったり、同じ市町村内でも複数の部署に分かれていて連携が難しかったり対応に苦慮している。ある程度担当部署や連携体制を指名してほしい。また補助金等がないため、予算の確保が難しい。
- ・ 避難所として指定されている学校の体育館には、エアコンがなく、市施設の全体のエアコン施設等の老朽化がすすんでいること
- ・ 現状では、想定していないため、特になし。
- ・ 避難場所がないことが課題
- ・ 各担当課での活動や役割における対応が必要であり、担当部局だけで対応できない
- ・ 予算確保や庁内、企業等との連携
- ・ 担当者が明確でないことが課題である
- ・ 高齢者が多く、エアコン購入、電気代補助について検討していく必要はあると思われる。
- ・ 具体的な対策方法がわからない。
- ・ 財源不足
- ・ 特に高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯には、注意喚起するだけでは不十分な場合があり、例えば実際にエアコンをつけてもらうには、家族や地域の方の声掛けや見守りも大切と感じています。
- ・ 暑さ指数の計測が簡単に行えないため、屋内(特に体育館)での運動中止基準を伝えるにくい。
- ・ 自治体において、関係機関での情報共有や課題共有、何らかの検討をする場所がない
- ・ 事例を知らないため、対策にあたっての危機感が薄い
- ・ 市報やSNS、防災無線等、周知方法は多岐に渡るが、状況や環境によって伝えた内容が正確に伝わっているか確認できない。また、防災対策として避難所運営等のデモンストレーションを行ったり、暑さ対策のための事業展開したりするための横断的な連携がないため、構築する必要がある。
- ・ 熱中症対策を必ずしも重要と理解していない機関もある。熱中症対策担当課として、さらに周知して行く必要がある。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 現行の熱中症対策を講じる上での課題 ・ 庁内での部局横断的な連携体制の構築 庁内連絡会議を開催して、各部局の熱中症対策の取組を共有し、連携して取り組めるものは連携を図っているが、「熱中症対策」は環境部局・健康福祉部局が実施するものという認識が強い印象。各部局が主体的に実施する意識を高めるためにも、各省庁から、通知や意識づけをお願いしたい。 ・ 市町村における庁内体制の構築・対策方針の策定支援 現在、環境省において策定中の「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」の内容を踏まえて、府内市町村における体制構築・対策方針の策定を呼びかけていく予定であるが、会議の中で話すのみで体制構築・対策方針の策定が進むのか不明。ガイドラインの中では、市町村における熱中症対策の課題等を明確にした上で、熱中症対策における都道府県の役割等を明確にさせていただきたい。
- ・ 顕著な高温の発生に向けた対策を講じる上での課題 ・ 「顕著な高温」の定義（位置づけ）、発生予測が不明のまま庁内での対策を検討することは困難。「顕著な高温」や「熱波」が大雨や地震などの災害と同じように位置づけられれば、環境部局の範疇を超えるので、防災部局が主となって対応できるような体制整備が必要と考えている。国において整理していただきたい。 ・ 災害級の「熱波」になると、電力需給が逼迫し、計画停電等のリスクも高まる可能性が高いため、国における経産省などとの他省庁との連携のあり方を示していただき、地方において体制を整えやすいように整理いただきたい。 ・ Q32の問いに関して、カナダで発生したような数百名以上が死亡する大規模災害を想定した場合、京都府としても府民の安全確保が第一であるため、可能な限り対策を講じるが、国においては、地方が部署間の連携体制や府民の避難誘導体制などを十分に整えられるように省庁間の調整や予算の確保等をお願いしたい。
- ・ 熱中症予防について住民間で意識の差がある。
- ・ 住民が実施している予防対策の実態や、熱中症発生件数などの現状把握ができていない。
- ・ 災害時への対応
- ・ クールシェアスポットについては本市でも以前は確保していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を取りやめている状況。今後感染対策を講じながら公共施設、大型商業施設を中心に再開できるよう前向きに検討していきたい。
- ・ 人員・資金が必要な対策はできないこと。
- ・ ①市民への周知としてメディアも活用しながら、情報収集弱者の市民に向けてどこまで周知する必要があるのか（防災行政無線の活用範囲など）②高齢者への熱中症対策としてさらなる充実化を図るために、どのような方法があるか知りたい（他市町村の取り組みなど）
- ・ 大雨や台風被害で避難所での暑さ対策が十分にできていない。
- ・ 現時点ではこれまでにない高温（熱波）への対応の認識をもてていない。
- ・ 課題が把握できていない
- ・ 一般的な呼び掛けしかおこなえていない
- ・ 予算やマンパワーの不足
- ・ 熱中症で救急搬送されることの多い高齢者などが、普段からどのような熱中症対策を実施できているのか把握が難しい。また、外出されない方へ熱中症の注意喚起をする機会を確保しづらい。さらに、インターネットやスマートフォンを使用しない方へのタイムリーな情報提供が難しい。
- ・ 気候が穏やかで熱中症に対する関心が薄い
- ・ 地域における効果的な熱中症予防対策の構築について
- ・ 地域の高齢化もあり具体的な支援体制が進んでいない。関係機関、関係部署との連携が必要であるが、それぞれに優先課題も多く、一般的な啓発はできても、より具体的な対策につながっていかない。
- ・ 対応する（協議すること等も含め）時間の確保が困難
- ・ 実際に避難していただくとなると要避難者の誘導が課題となる。
- ・ 熱中症対策については、これをしたから大丈夫といったようなものではなく、単独の地域でできることはあまりない。熱中症対策における最も有効な策は、個々人に意識させることである。よって、国全体で、キャッチーなフレーズに頼ることなく、幼年期から継続的に熱中症及びその対策を学習させ、体に教え込んでいくことに焦点を当てるべきであると考えます。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 離島のため顕著な高温発生時、県や他市町村へ必要な支援要請が難しい可能性がある。 ・ 救急医療機関の役割を把握しないと協力要請が必要な事項が分からない。
- ・ 市民の皆様へ休日メール、SNS、アプリ、ホームページ、防災無線による周知を行っているため、アラート発表期間中の休日出勤シフトを作成しているが、常アラート発表の有無を意識しなくてはならない。アラートの発表を前日の17時のみにする等検討していただきたい。アラートが発表されていなくても熱中症に留意する必要はあるため、例えばその年全国で初めてアラートが発表された日から2か月間を厳重注意月間等とすること等を検討していただきたい。
- ・ 環境部局だけの問題ではなく、他部署との連携体制の構築が必須である。
- ・ これまでにない高温に関して、50度近い気温で多くの死者を出しており、この規模だと災害だと思われるが、そのような法律が整っていないため、対応できる自治体がないように思う。また、この事象を「異常気象による災害」だと当市の保健部局は認識したが、「熱中症の範囲」として防災部局に災害の危機管理意識がなく、対策について必要だと思うが、現時点で対応できない。この規模の高温は災害と位置づけ、大雨や地震、台風等と同様に防災部局が主担当で持つように法律を整えてほしい。
- ・ 高齢者世帯では、エアコンが設置されていない家庭も多い。物理的な熱中症対策を講じる必要があるが、支援しきれていない。
- ・ 幼児や小学生、高齢者など、年齢に合わせた啓発が十分に実施できていない。
- ・ 関係部署との連携
- ・ 財政状況、自己管理意識
- ・ 農家が多く、日中外で活動している高齢者が多い。
- ・ 観光地でもないところを加味すると、クールスポットの設置などはコストの良しあしを考えてしまう。
- ・ 関連部署との情報共有と協力体制の整備
- ・ 保健部門で回答しているため分からない。
- ・ 効果的な注意喚起方法がわからない。 ・ 感染症対策と熱中症予防でのマスクの着脱について。
- ・ 現状では課題がや困っていることはない
- ・ 顕著な高温発生による具体的な対策は講じられておらず、今後の課題。
- ・ 顕著な高温発生時の想定ができていない。部署間での確認が必要。
- ・ 部署間の連携強化
- ・ 熱中症が起こりやすい、高温日は外出を避け、涼しく過ごすことが重要であるが、そのための具体的な方法について。
- ・ 一人暮らしの高齢者等への対策が必要
- ・ 熱中症対策としてどのようなことから始めたらよいか分からない。
- ・ 現状では必要な熱中症予防対策は出来ている。
- ・ 高齢者のみ世帯への対応
- ・ 公民館や教育施設等への周知不足
- ・ 町内での発生状況等の把握ができておらず、課題が明確になっていないこと。今後、災害といえるような高温が発生し、避難も必要な状況となった場合、防災担当課との連携も必要になってくること。
- ・ 顕著な高温への発生の備えは具体的に想定されていない
- ・ 地域住民の関心の希薄
- ・ 市民周知
- ・ 熱中症対策の国からの通知が多く届くが、環境面（温暖化や気候変動、クールスポットの設置などハード面）、健康増進面（熱中症にならない体づくりなどソフト面）、消防や救急搬送体制など、内容が多岐にわたり、かつ、どこの部署で対応すべきか判断に迷うことが多い（本アンケートも含め）。
- ・ 高齢者への熱中症予防対策。熱中症警戒アラートを発信しているが、救急搬送が最も多い高齢者への周知ができていないか不明
- ・ 関係機関との連携協議体制の構築をはかること。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 災害級の熱中症対策と一般的な熱中症予防は別に検討する必要があると考える
- ・ どの部署でどのような対応をするか
- ・ 現在、熱中症対策、市民への注意喚起は保健/健康/福祉部局のみで行っている。事務所は出先機関であり市民へのメール・防災無線等を使用する設備が無く、熱中症警戒アラート（1日2回発表）の内容をタイムリーに市民へ伝えることが難しい。また、関係部局（教育委員会/学校関係部局、環境部局等）での熱中症対策に関する情報共有や検討の場が無いことも課題である。
- ・ 全住民への周知
- ・ 避難所の冷房設備が整っていないこと。
- ・ 熱中症予防として全体的な呼びかけは行っているが、住民一人ひとりの熱中症予防への行動変容が出来ているか把握していない。
- ・ 担当部局がない
- ・ 予算の問題
- ・ 内容の検討、予算を含め、新たな対策が思い浮かばない。（全庁あげてできる対策はすべて行っているため）
- ・ クールシェアスポットやクールシェルター等のマップや情報などを特に市民に公開している訳ではないので、HP等に掲載したほうが良いのか。公共施設等は公表しても問題ないが、協力店舗などはどの程度まで公表してよいのか。収容人数などもあると思うので。
- ・ 備えのための予算確保（市単）が難しい。国庫補助等があれば予算を確保しやすい。
- ・ 高齢者世帯の増加に伴う、熱中症対策の周知方法について
- ・ 熱中症対策について必要性を感じている人とそうでない人との温度差が大きいと感じる。
- ・ 庁内で（災害規模の）高温への備え等も含めた熱中症対策に関する役割分担ができていない。
- ・ 顕著な高温への発生への備えも含め、全世帯へのエアコンの設置を促したいが難しい。また、行政での設置も考えたいが、予算上難しい。
- ・ 課題：顕著な高温が発生した場合の対応方法について
- ・ 個人の自発的な行動による取組（自助）によるところが大きく区としてどのようなアプローチが必要か検討する必要がある。・熱中症予防を啓発するマンパワー不足
- ・ 地球規模の異常気象への対応となると、一つの自治体で対応ができるものではないと思われる。
- ・ 現状を確認し課題を共有する体制ができていない。
- ・ （消防部門）災害対応が基本業務であるため、熱中症時期の出動増加に対して出動隊の拡充するほか対策がほぼないが、人員的背景から限界がある。（教育部門）小中学生の登下校時の対策に課題がある。（環境部門）高温については、広範囲な被害が想定されるため、市町村レベルの地方自治体ごとに検討すべきか疑問がある。
- ・ 庁内部署間での連携
- ・ 顕著な高温等が発生した場合、本課のみでは対応できないため、災害担当課等の関係部署との連携が必要だと思われる。現時点では、高温に関することでの連携はできていない。
- ・ 部署間の連携体制の構築が課題（熱中症アラートの情報を入所する部署と、熱中症対策を行う部署が違うため）
- ・ 部活動等、運動中止の徹底。夏の甲子園などはアラート発生時も開催しているように思うが、何を基準に開催の可否を判断するか（特別扱いとするか）明確にしたい。
- ・ 市民全員への周知が困難であること
- ・ 情報弱者への周知 要援護者の把握
- ・ 高齢者や弱者の生活を守るための支援を講じる予算、熱中症啓発媒体
- ・ 外国籍の住民への周知
- ・ 外出を控えるような注意喚起を行っても 室内に冷却機器がなかったり、屋外が仕事場の人たちにとってはあまり効果が発揮できず、どこまで行政として対策すべきなのかが悩む。
- ・ 環境省、厚生労働省からの通知について、市町村に対して周知を図っているが、五月雨式に通知があっっているため、できるだけまとめて通知していただきたい。（今年度は、強化キャンペーン、注意喚起、コロナを踏まえた予防、災害時、再周知等）

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 他の災害に比較して、住民の危機感に差がある。
- 他部署や他機関への協力要請（一部署では対応に限りがあるため連携がとれないか？）
- 検討に至っていない。
- 熱中症対策をより強化するには、他部局との連携が不可欠だが、情報共有や検討の場を設けるまでには至っていない点が課題
- 熱中症対策として環境面も含めた方面からの取り組みが必要だが、まだまだ庁内での危機意識、関心の温度差がある。行政だけでは活動に限りがあるので民間企業や団体等を巻き込んだ活動の展開が必要である。
- 現状として、周知啓発が主な対策となっている。関係部局が複数にわたるため、直接的な対応は個々の部局の判断となる。
- 設備や補助など、熱中症対策を講じるための財政的課題
- 高齢者世帯が多い
- まだまだ、庁舎内でも理解が低い、一部の部署・担当課のこととしか思われていない。自治体として熱中症の問題をどのように理解・捉え、対策・体制をとる必要性があるのかを、きちんと整理する必要があると考える。
- 高齢者や要配慮者に対する対策を充実させる必要がある
- 風水害などとは異なり、目に視えず、かつ個人により影響に大きな差がある事象に対して、一律に対応することは難しい。
- 熱中症注意喚起の防災無線放送を、保健センターでは埼玉県からの「熱中症注意喚起メール」を受けて、総務課に依頼するのが基本であるが、「熱中症注意喚起メール」だけでは放送依頼を判断できず、体感によって判断することもある。
- 熱中症については対応する部局が様々あり、本市においては環境部が中心となって行っているが、小学校なら文部科学省、高齢者なら厚生労働省など各省庁から通達などを行い、各所管課がしっかりと対応ができるようにしてほしいと考えています。
- 高齢者は暑さの感じ方が弱い、訪問時にクーラーをつけていない人が多い。都度呼びかけているが、「クーラーを常時つけておく」等暑さ対策の継続が難しいようだった。
- 高齢者に情報が伝わりにくい
- 熱中症の効果的な周知方法が難しい
- 顕著な高温が事例にあるカナダの高温事例を指しているならば、地方自治体ではなく国、都道府県が主導となり環境を整備する方針がある。（建物の冷却や除湿に用いられるエネルギー需要に耐えられる体制を電力会社に要請など）
- 熱中症予防の啓発に今後さらに力を入れていきたいと考えております。
- 顕著な高温の発生を想定できていないため、備えができない
- わからない。また、Q32については区レベルでは回答困難です。
- どのように進めていくべきかわからないので、県をとおして市町に働きかけてほしい
- 利用者(市民)の意識は差があり、対策を理解してもらうことに課題がある。 エネルギー価格高騰の影響による予算不足を懸念して公民館内の共有施設(ロビー等)での冷房使用を制限している。そのため、クールシェアスポット/クールシェルターの場所確保は可能でも、実際に稼働させて運用することは財政上難しい
- 高齢者等の熱中症に対する危機管理意識の醸成
- 必要性は感じるが、具体的にどのような対応をしていいかわからない。
- 担当部署の位置付けが不明
- 市の関係機関で話し合いができていない。
- 高齢化が高い当町においては、暑い季節だけではなく普段の生活の中でこまめな水分補給をする等、熱中症予防につながる行動が習慣化するための取組が必要だと思う。
- 個々が対策出来る力を身につけることが出来る。
- 対象者も幅広く、周知しても安否確認が難しい・情報を得にくい方への情報伝達
- 法的な位置づけが曖昧。
- 地区センターや公民館等の施設に十分な設備が整っていないこと。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 熱中症対策を担当する部署は複数あるが、中心になって実施計画等を策定し、部署間の調整を行う部署がない。
- 暑さ指数が高い日に注意喚起を行っても聞き入れてもらえないこと。
- 関係課が複数あるため、どの課でどの対応をすべきかの検討が必要になる。
- 部署間の連携が必要。 集団で熱中症が発生した場合は、消防本部としても多部署との連携が必要(人員・資器材・避難所等)
- 配慮や支援が必要な対象の把握ができていないこと。また、避難所(クールシェルター)の確保が難しいこと。
- 熱中症警戒アラートの発令頻度が隣県に比べ低い(35度を超える高温日でも発令されない) ・部署間の連携がとれていない
- 深夜に発生する高齢者の熱中症への効果的な対策があれば知りたい。
- 高温発生への備えや対策についての研修等が無く、どのように取組めばよいかわからない。
- 関係機関との連携が困難である。
- 他部署との情報共有や連携体制。
- 現時点においては特にないが、今後の気候変動の影響予測を踏まえ、熱中症対策を行う体制整備について検討する必要がある
- タイムリーな全市民への周知
- 市内でどのような特性がある人が運ばれているかの分析ができていない。
- 熱中症対策によるエアコン等の使用とコロナ感染対策による換気、省エネの複合的な問題が生じている。
- 高齢者の体温調整機能の低下により、対策を講じても、応じない事例がある
- 東北地方は比較的夏期は過ごしやすく、行政も市民も熱波を身近な危険として認識していない傾向にあります。アラートの発表をもって、イベントの中止や施設の利用制限を行うことに理解を得るには困難が予想されます。対策を考える前に、市民の意識改革から始めなくてはならないと思います。○秋田県はアラートの対象になった回数が少ないため、アラート自体の認知度が高いとは言えないと思いますし、夏場になると熱中症による救急搬送の報道が頻繁に出ています。熱中症にならないための行動や、熱中症とはどういった症状か等、市民の理解度を深める必要があると思います。○高齢者は暑さに対する感覚が鈍いため、訪問時室内が高温にもかかわらず、エアコン等を使用していない方も多い。声かけだけでは改善が難しい。訪問時温度計を持参し視覚で確認してもらっている。○空調設備のランニングコストが高い。○児童生徒の登下校時における熱中症対策の推進(クールシェルター等、避暑施設や設備の設置)
- 熱中症に対する危機意識の向上及び防止対策の普及啓発
- 「熱中症警戒アラート」の情報が、防災部局にのみ届くため、健康部局との共有が円滑にできない場合がある。
- 施設の整備等コストがかかるため、一度に改善はできないのではないだろうか。高齢者の意識改革もなかなか浸透しないので、啓発活動は続けていく必要がある。
- 対応は個人の努力の範囲という社会的認識にとどまっている
- まず何をしていくべきかわからない。
- 適切な選択肢がないためQ32必要ないQ33わからないと回答したが、健康被害があるほどの顕著な高温の発生があった場合は、国や都から対策や各自治体での体制整備の連絡があると考えられ、それに沿った対応をすることになるのではないかと。設問に対する選択肢ではとても回答しづらい。
- 現時点では不明
- 熱中症対策の全庁的な取り組みや各部署との連携。
- 災害については、計画があるが、顕著な高温への備えについては、検討を行っていないのが現状。
- 熱中症が心配される季節には訪問や地域での活動時にパンフレットなどを用い、啓発活動を行っている。効果的な周知方法について引き続き検討をしていく必要がある。エアコンなどが自宅にない方や、エアコンがあっても使用していない人もいるため、それぞれの家庭に合わせた適切な換気や空量管理の工夫について周知していく必要がある。
- 過去に事例がないため、実際発生した際の対応について検討する必要がある。
- 顕著な高温発生については将来的に本市でも発生するか分からないため、庁内体制を構築しておらず、またどの視点から(災害対策、健康、気候変動など)主に対策をするか不明
- 顕著な高温への発生により、学校や児童福祉施設など例えば休校措置をとった場合、給食業務が突然中止となり大量の食材が残ってしまう

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

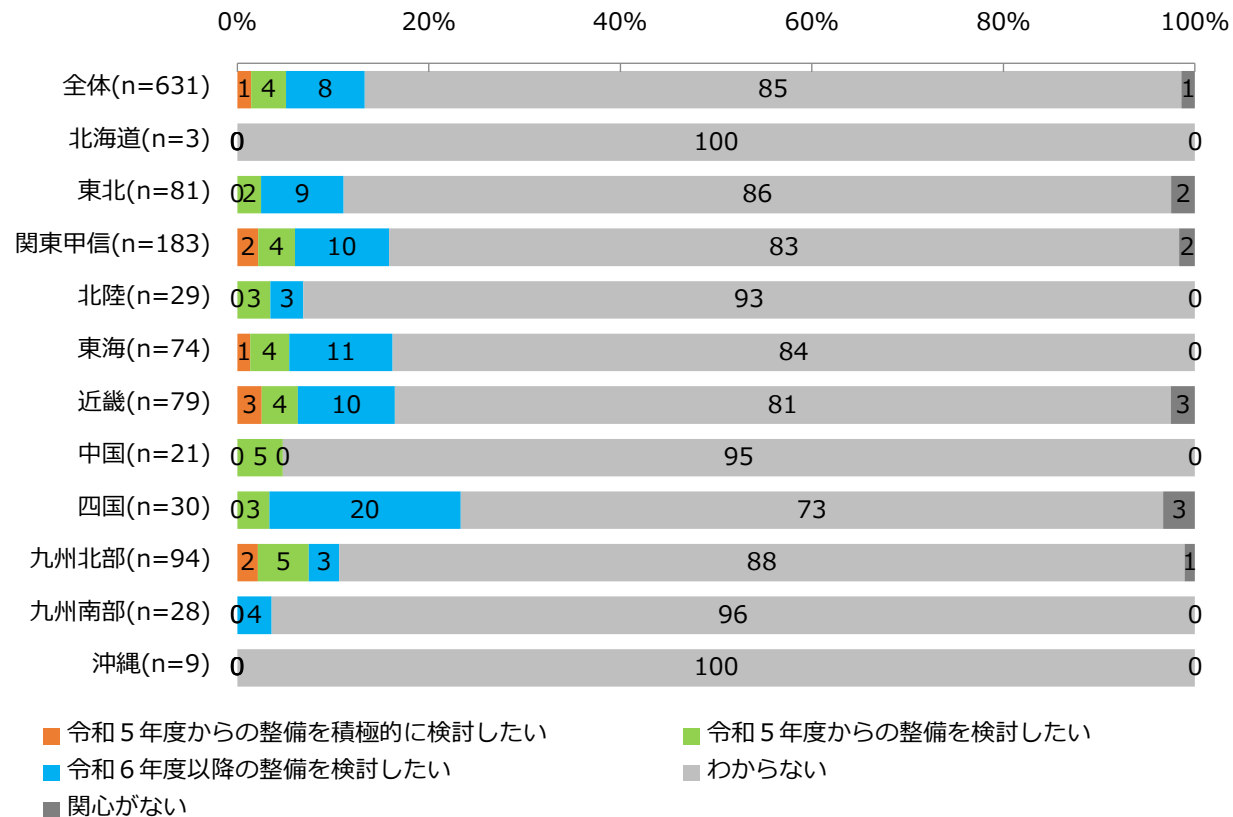
- すべての通いの場での周知は人手不足等の問題でできていない。
- 高齢化や核家族化、生活様式の多様化に対応した対策を出来ない。その年の気象状況に合わせた予算や人手を取れない。
- 高齢者に関心を持ってもらい、予防対策をしてもらうこと。
- 毎年、予測を超える高い気温が続くため、対策をとる上でルールの設定等が難しいのではないかと思う。
- 庁内での体制の構築
- 対策のノウハウがわからない。
- そこまでの検討ができていない
- 熱中症対策を市町村で行った結果をどのように評価するかということが課題です。活用できる評価指標があれば教えていただきたいです。
- 顕著な高温への備えや対応について学ぶ必要があると思う
- 各自治組織への連絡体制の構築が必要
- 情報発信はできるが、実際にクールシェルターなど、場所の設置等は難しい
- 熱中症に関する意識が高齢者世代は低いと感じている。注意喚起を行っても冷房の活用などの行動に繋がりにくい現状がある。
- 臨時に市民へ周知する必要が出てきた場合にテレビやラジオ、SNS等インターネットを使わない市民へタイムリーに周知する方法が無い。
- 研修もなく、地域における対応策が不明。
- 空調設備が不十分な公共施設の利用。
- 周知方法への課題
- 高齢者に対する策の講じ方
- 顕著な高温の発生を想定した対策を検討できていないことが課題であると考えます。
- 対応の基本計画例などがあれば。
- 熱中症対策を他部署間と情報共有して対応を協議する等したことがなく、重要課題として捉えられていない状況にある。そのため、顕著な高温への対応についての危機感がない。
- 熱中症対策が主に保健・福祉の部署が担当しているので、地域での高温発生への備え（環境部署）との連携ができていないと思います。
- 予算措置や関わる職員での対応が難しく、熱中症対策についての検討や啓発以外、積極的な取組が難しい
- 医療機関との連携が非常に大切だと思うが、マンパワー不足で対応できていない。
- 連携体制がない
- 市民への意識づけ等啓発
- 予測できる事態はマスコミもふくめ周知をする。災害の一つとしてとらえることが重要。高温時期に避難開設者の安全確保も大事。
- かつてないことにつき、方針もない状況
- 経済面で行政としての対応、また、個人の対応の難しさがある。
- 特に朝夕の温度が他地域より低めのため、リスクを伝えにくい場面も。
- 部署間の連携体制の構築・役割分担
- 顕著な高温等の備えについて、把握できていない。熱中症対策は各部署で行っているが、取組状況は取りまとめていないため、実施状況が不明。
- 平時より熱中症予防対策はできる範囲で実施しているが、市町村単位でできることは限られている。また、熱中症による腎機能低下や死亡などの健康障害の観点からも介入は必要と考えるが、実際の搬送状況などの情報は分からないため対応が難しい。
- 主管部局の確認ができていない、関係部局と課題共有や対策への検討の場がないこと
- 高齢者世帯や独居高齢者の熱中症対策
- 高齢者が多い地域が多く、どこまで理解して行動してもらえるか課題である。今後、光熱費等の上昇が考えられるため不安要素となっている。
- 熱中症への関心がどの程度あるのか、情報発信で効果が出ているのかわからない。

Q34 顕著な高温への発生への備えも含め、地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

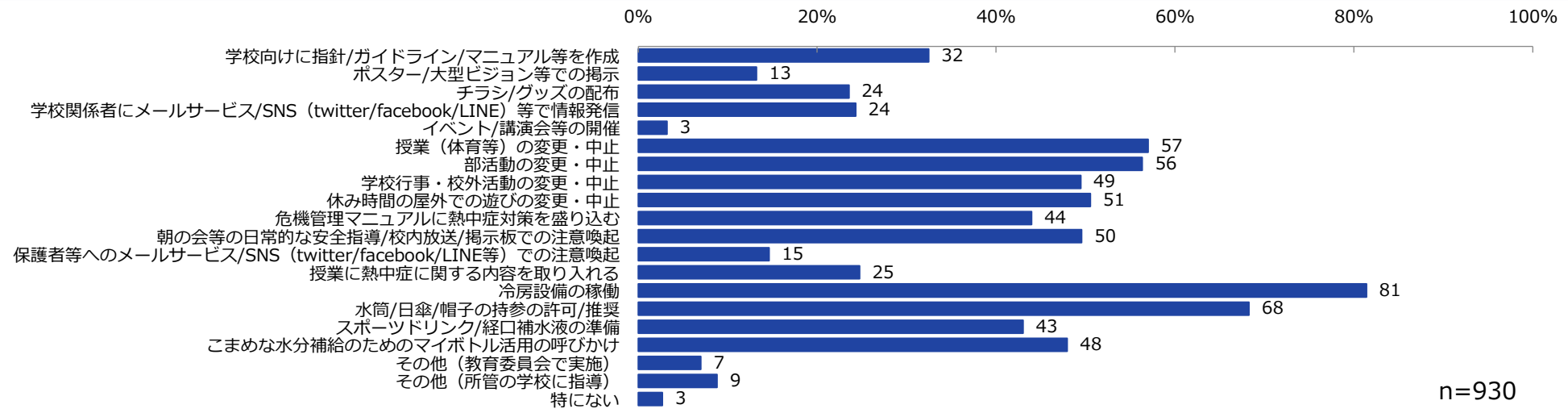
- 庁内連携体制が構築されていない。
- 私権の制限を伴うような措置や救急医療機関への協力について必要であれば、国による制度検討が必要でないかと考える。
- 健康増進課という部署が中心に取り扱う課題かは疑問である。また、それに対応する人員の配置もない。
- 高齢者の方にはエアコン等付けずに暑い中過ごされてしまう方もまだ多いと思います。特に自宅内での熱中症対策が今後必要だと思います。
- 熱中症警戒アラートなどの活用を含めた担当課との情報共有などが必要。
- 具体的にどこまで対応したらよいかわからない。
- 熱中症に関する周知や啓発は、実施しているが、対策の具体的な検討はしたことがなく、部署間で連携する体制の整備やシステム等未整備である。
- 高齢者はエアコンがあっても暑さを感じにくかったりして使わないことも多い。その点についての呼びかけを意識しています。
- 地域の活動が必要になると思うが、顕著な高温となった場合はどのように協力を依頼したら良いかわからない。
- 自治体が介入するレベルをきちんと示し、役割分担を決めていないと、ただでさえ台風や豪雨等に備えて警戒態勢や避難所開設のために職員が動員されているため、協力が得られるのかも不安である。まずは住民自身が防災訓練の一環として熱中症に対しても自助・共助の体制をとれるようになる必要があると思う。
- 各部署にわたる情報であり、一元的に統括する部署が決定されていない

自治体の方へのアンケートの結果

Q35 顕著な高温の発生（例えば、6月の平均最高気温24.3℃のカナダ西部において、令和3年6月に40℃以上が数日観測され、500人以上が熱中症により死亡）に備え、地域において住民の命と健康を守るための体制を整備することへの関心をお答えください。



Q1 熱中症対策として次のうち何を実施していますか。



【その他 (教育委員会で実施)】

- ・国の通知を参考に熱中症への注意を市町教育委員会へ呼びかける
- ・各校にウォーターサーバーを設置
- ・教職員向け研修会の実施。警戒アラート発表時のメール連絡
- ・ミスト設備設置
- ・メールサービスへの登録
- ・熱中症関連の文書配付と説明
- ・熱中症指数モニター・温湿度計の配付
- ・熱中症警戒アラート発令時の教育委員会による児童送迎 (学校長からの要望があった場合)
- ・町内1義務教育学校のため、協議し、学校と協働して対応
- ・体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用について
- ・管理職研修会での指導
- ・学校安全研究協議会
- ・WBGTに基づいた体育的活動等の適切な実施について資料を作成し、所管の学校へ指導している
- ・管理職研修会
- ・校長会議
- ・ウォータークーラーの設置
- ・注意喚起を時期によって定期的に行う
- ・管理職

- ・管理・指導資料の提供
- ・研修会での周知
- ・定例の校長会で教育委員会から指導
- ・熱中症・感染症消耗品費用の配布
- ・国や県からの通知の周知
- ・学校長判断による体操服での登下校
- ・「熱中症警戒アラート」の登録
- ・熱中症指数モニターの配布
- ・WBGTを確実に測定するように郡の養護教諭部会で指示をした
- ・各学校で熱中症アドバイザーを選定される
- ・医師会との熱中症対策会議を開催
- ・WBGT指数表記管理計を全学校に設置
- ・教頭会での周知
- ・熱中症対策を優先すること (感染症対策より)
- ・教職員向け研修を実施
- ・所管学校に指導
- ・研修会R3実施
- ・熱中症指数モニターの設置
- ・熱中症の対研修会を実施研修会を実施
- ・クールビズ機関の設定
- ・暑さ指数の測定

- ・各教室へ保冷用の発泡スチロール箱の設置
- ・熱中症計の配布
- ・マスクの適切な着脱指導
- ・熱中症アドバイザーによる授業
- ・グループウェアでの情報発信
- ・町としてマニュアルは作成していないが、文科省や県の指針にしたがって各学校に指導している
- ・WBGT計測器を全校に配布し熱中症環境マニュアル2018の熱中症予防のための運動指針にそって取り組むようお願いしている
- ・企業との連携
- ・熱中症警戒アラート発出の周知 (FAX)
- ・熱中症チェッカーの使用による屋外活動の制限を判断する
- ・コロナと熱中症に関する動画の配信
- ・研修会を通じた注意喚起
- ・各関係機関と連携した注意喚起
- ・経口補水液の配布
- ・教職員研修の実施
- ・体育館に大型扇風機設置等

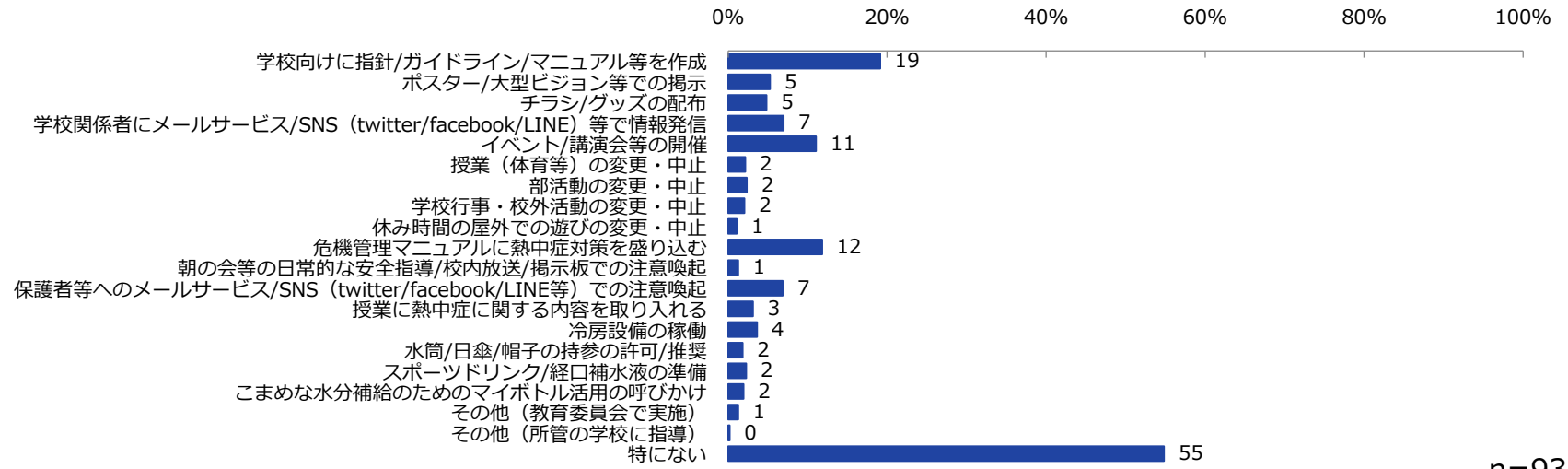
Q1 熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

【その他（所管の学校に指導）】

- ・熱中症が心配されるような時期を迎える前に、熱中症事故防止の徹底を依頼する文書を発出する
- ・研修等での周知・徹底、学校訪問時に全県立学校へ直接指導
- ・オンライン研修サイト「教職員としての熱中症対策」（香川県）の実施の呼びかけ
- ・令和4年度夏季休業日における児童生徒への指導について（通知）
- ・コロナ感染対策との並立（熱中症予防を優先した対応）
- ・熱中症警戒アラート発表時の対応について、指針等を作成するよう指示
- ・熱中症計の設置
- ・国・県の方針に基づき、上記チェック項目について指導助言、周知徹底を図っている
- ・熱中症に関する研修への参加呼びかけ
- ・暑さ指数計（WBGT計測器）の活用と判断
- ・国や県からの情報を共有し、対応を依頼
- ・大塚製薬作成ポスターの配付等による啓発活動
- ・熱中症警戒アラートの登録や上記回答項目「朝の会…」から「こまめな…」までの推奨
- ・送迎の推奨
- ・マスクを外しての活動の許可
- ・夏休み中のプール開放の中止
- ・アラートのメールサービスの登録を指導
- ・校長研修会
- ・教頭研修会
- ・養護教諭研修会での指導
- ・国、県からの注意喚起メールを転送
- ・学校安全巡回点検
- ・WBGT計を用いた暑さ指数の測定
- ・定期的に通知文を発出、通知文書による注意喚起等
- ・国・県からの通知文による指導及び通知文を基にした校長会着での指導
- ・熱中症事故の防止について（依頼）の発出・マスク着用についての指導
- ・定期的に行っている
- ・WBGT計の設置
- ・担当者会での指導
- ・県、沖縄気象台などからの文書の送付
- ・学校へ指針を作成するよう指導
- ・各学校へ熱中症対策について指導
- ・所管学校からの要請で経口補水液を配備
- ・熱中症指数モニターの配布
- ・救急搬送時の対応及び報告
- ・ジャージ登校の許可
- ・県教育委員会からの熱中症事故防止についての注意喚起文書の周知
- ・WBGT測定器を利用した注意喚起の実施
- ・活動内容によるマスクの着脱指示
- ・定例校長・園長会議での指導
- ・暑い日に屋外でマスクを外す
- ・国からの「学校における熱中症対策ガイドラインの手引き」を配布し、それに沿って対策をするように指導している
- ・飲料自販機の設置
- ・保護者への文書配付
- ・熱中症警戒アラートの発令時に各校へ注意喚起
- ・環境省等のホームページの活用
- ・熱中症に関する注意喚起
- ・授業や部活動等の時間変更措置に係る判断を学校長に一任
- ・校長会を通じて体育時のマスク着用扱いについて指導
- ・ネッククーラー等の使用を認める
- ・国や関係団体からの通知文や配布物を配布
- ・所管の学校へ指導をしている、校長宛にメールで注意喚起を行っている
- ・国や県の通知や資料をもとにした対応の徹底
- ・局通知の転送
- ・校長会・教頭会・養護教諭研修会・保健主事会にて注意喚起・研修講演の実施
- ・マスクの着脱
- ・部活動時の熱中症予防注意喚起
- ・授業・部活動・学校行事・校外活動・休み時間の遊びなどについて、状況に応じて変更するよう促している
- ・文部科学省・環境省からの通知に基づき、各学校において適切に対応するよう通知している
- ・「熱中症の予防について」の通知を出し、注意喚起している
- ・マスク着用による熱中症対策について通知している
- ・市からの情報提供
- ・保健だよりにて周知
- ・危機管理マニュアルに基づき
- ・状況に応じて各種通知を行っている
- ・熱中症対策アドバイザー養成講座の活用
- ・国等の通知・ガイドブックを活用した対策の徹底
- ・環境条件を考慮した運動内容の変更・こまめな水分補給や休憩・児童生徒の健康観察と健康管理の徹底
- ・その日によって注意が必要な時は連絡している
- ・運動場など屋外に日除け、テントを設置等
- ・クールビズの取り組み
- ・こまめな水分補給等熱中症予防の呼びかけ
- ・文書にて指導
- ・熱中症が心配される時期に、学校や気温等の実態を把握し、上記のすべての項目について、必要に応じて学校に対しメールを活用して指導をしている
- ・安全教育において児童生徒に熱中症予防を指導
- ・県の通知を周知し注意喚起の徹底
- ・教育庁等からの通知を送付。文書により指導
- ・文科省からの通知を学校へ周知し活用を促している
- ・暑さ指数・熱中症警戒アラートのメール配信サービスへの登録／マスク着用不要場面の周知・徹底

教育委員会向けアンケートの結果

Q2 熱中症対策として実施すべきと考えているが、実施できていないものはありますか。



n=930

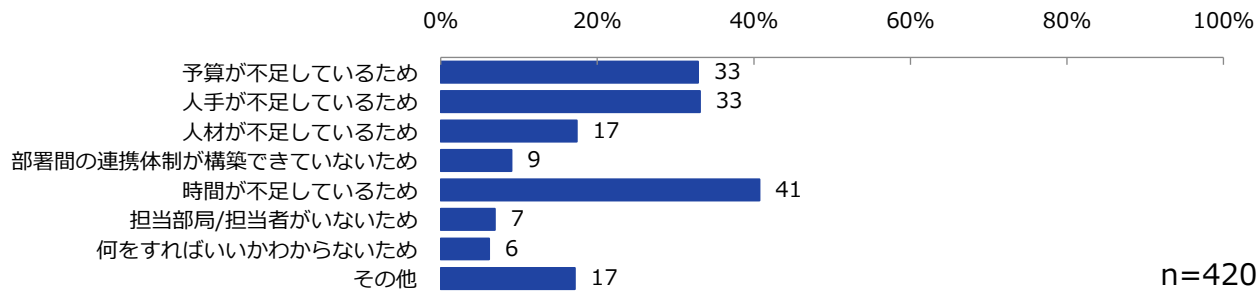
【その他 (教育委員会で実施)】

- ・熱中症マニュアルの作成
- ・通学中の熱中症対策と体育館における熱中症対策
- ・屋外での日よけ施設・設備の設置
- ・警戒アラートを含めたマニュアルの見直し
- ・熱中症アラート発令時の臨時休業等の実施の有無
- ・全教室へのクーラー設置
- ・研修会の実施
- ・熱中症に関する研修会の実施
- ・全ての特別教室への冷房設備設置
- ・体育館への冷房設備の設置

【その他 (教育委員会で実施)】

- ・救急搬送案件の報告徹底
- ・県の通知を周知し注意喚起の徹底

Q3 実施すべきと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるものを全てお答えください。



【その他解答】

- ・十分な検討ができていない
- ・沖縄県は熱中症警戒アラートが頻繁に出るため、こまめな水分補給や休憩で対応している
- ・環境省「熱中症環境保護マニュアル」を適用
- ・現状、文科省および県のガイドラインを活用して対応しているため
- ・実施に向けて進めている
- ・国や県のガイドライン等が示されており急を要していないため
- ・部活動中止の基準が不明確
- ・国や県HPの資料等で対応できているため
- ・イベント等ではなく日々の教育活動の中で熱中症予防を徹底しているため
- ・推奨しているが徹底はできない
- ・県から提供された熱中症予防の指針を周知しているため
- ・実施に向けて準備中
- ・指導計画等を変更しその後の対応が難しいため
- ・県作成のガイドラインに沿って実施・喚起する
- ・危機管理は様々な内容を通知しており、その都度行っているおり、特に必要と感じていない
- ・計画を立てていなかったため
- ・所管が他課に及ぶため調整ができていない
- ・まだ指導できていない
- ・現在の対応で充分だと考えている
- ・今後実施を検討
- ・必要に応じてメール等で連絡をとっている
- ・現状必要ないと考えているため
- ・警報のようにテレビで情報が流れないため保護者への伝達が難しい
- ・各校がきちんと対応している
- ・作成したが学校に通知していない
- ・マニュアルは学校ごとに作成しているため
- ・学校ごとに状況が違い統一することが難しいため
- ・市内には山間部から海に面した学校があり各学校の実態に応じているため

- ・担当者の認識不足
- ・熱中症対策をマニュアルに盛り込み検討中
- ・校区によって気温が異なる日があるので、各校の判断・対応としている
- ・具体的な指示に至っていなかった
- ・気候的にリスクが少ないため
- ・教育委員会からの指示をしていないため
- ・研修会の内容を精選しているため今年度は実施を見送った
- ・熱中症予防ガイドラインを作成中のため、市独自の施策がないため
- ・イベントや講演会は学校判断のため
- ・教育委員会マニュアルへの追記、ガイドライン等の作成に向けて検討中
- ・市教委からの保護者への直接メールはシステム上難しい
- ・R5年度は危機管理マニュアルに盛り込むよう指導予定
- ・事前対策も危機管理マニュアルに記載するという認識に学校間でずれがあり町内で統一できていないため
- ・北海道では気温上昇時期が短く夏季休業期間と重なることから積極的に講じている対応・対策は少ない
- ・学校長の判断にまかせているため
- ・日程調整が困難なものもあるため
- ・教育委員会からの通知をうけ各学校で対応している
- ・文科省等により提供されるマニュアル等を基に指導するようにしているため
- ・指導内容が統一されていないため
- ・学校の判断に任せている
- ・学校ごとに対応ができていないため
- ・危機管理マニュアルを現在見直しをしているため
- ・猛暑日が少ないため夏季間の日除けやこまめな水分補給などの啓発で現状対応できている
- ・各学校でガイドライン等を作成しているため
- ・学校に求めているということは主体が学校になるためその開催の判断は学校になるため
- ・すべての学校に浸透できていない
- ・県の通知を周知し注意喚起の徹底

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 暑さに慣れていない時期の急な暑さが熱中症を引き起こしやすい。
- 早めに通知を行っているが、同時に各校の注意力も高められるようにする必要がある。
- 運動時、マスク非着用に関する周知
- 広い名古屋市内で、一律に教育活動を中止するなどの対応を求めることは難しい
- 熱中症警戒アラートが発令している状態でも、高体連、高野連、中体連の大会については日程変更ができる状態ではないため、対策を行いながら安全に実施するようお願いしている。 ・体育の授業でマスクを外すように指導しているが、多くの生徒がマスクを外さずに活動を行っている。
- 登下校中の安全対策
- 教育課程や学校行事への影響
- 熱中症対策は、水分補給や休憩などで対応している。しかし、沖縄県では熱中症警戒アラートが頻繁に出るためその都度授業の変更や中止ができない。
- 熱中症系指数を用いての毎時間の計測 ・急な体育の中止 ・計画的な体育時間の確保
- 暑さ指数測定機器の不足
- コロナ対策との並立
- 夏休み等の自宅での熱中症対策の呼びかけが課題
- 市のガイドライン作成にあたり、管内の各学校からはWBGTがいくつならば、授業や外遊びがダメなのかを明確にしてほしいと言われている。文科省のガイドライン作成資料には、WBGT 31の値で「原則中止」とあるが、31だと頻繁にこえてしまい体育や部活動はできないことになってしまう。そこで、スプリンクラーによる散水やサーキュレーターによって環境を変化させたり、指導体制を変化させたり、緊急時の対応を万全にしたりといったことを条件に体育、部活動をしている。そして、船橋市や横浜市のガイドラインを参考にして33以上を「完全中止」としている。「原則中止」という言葉の捉え方についてガイドラインの中で説明していただけると、曖昧な解釈を防げると考えます。
- 体育の学習活動や校外学習等が滞ることもあり、致し方ないが、急な変更を余儀なくされる。 ・マスクをはずしたくない児童生徒の体調管理が難しい。
- マスクの着脱についての指導不足
- コロナ禍での対応とマスク着用のジレンマ
- 下校時など、教員等が見届けができない場面がある。 また、熱中症指数が下がるまでは、学校に待機させるなどの場合が生じている。
- 電気代高騰を受けて冷房代の価格向上 急な予定変更による周知徹底
- 暑さが異常であり、授業や部活動等を中止する以外の方法がない。 ・マスクを外すよう指示するが、常態化しているため 外すことが難しくなっている。
- 子どもの水分補給の対応として、ウォーターサーバーを設置しているが、想定以上に水を消費し、予算を上回っている。
- 学校規模や生徒数、地域によって差があるので個別に対応も必要になる。
- 特別教室のエアコン設置ができていない。
- 所管する学校の教職員の対応力に差があると感じる。
- スポーツ少年団等の運動団体への呼びかけ
- 屋外では、マスクを外すように指示しているが、なかなか通らない。
- 緊急時の対応
- 登下校時の暑さ対策
- 普通教室は100%エアコンを導入しているが特別教室はほとんど導入できていない。 登下校中の熱中症対策には 限界がある。
- 屋内外問わず 授業や部活などが軒並み中止に追い込まれる

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 救急搬送すべきかどうか迷う時に困る。
- 特に課題ではないですが、町内の区域が広く山間部の気候や気温もだいぶ違うため、町内一律の対応ではなく、学校ごとの対応となる場合が多いこと。
- 小学校低学年が1番暑い時間帯に下校することになること。学校にいる時間を延ばすと心身ともにもたない。
- 市の面積が南北に広いため、北部と南部では状況が違い、一律での指示が出しにくい
- 熱中症警戒アラートが連日発令された場合、屋外の活動がすべて制限され、教育活動の変更等の対応が難しくなる。
- 熱中症警戒アラートの確認をより早くかくじつにできるための方法
- コロナ対策でマスク着用が習慣づいており、熱中症対策のためマスクを外すよう指導しているが浸透しないことがある
- 適切な教室の換気と冷房効率（使用料金）のバランス 具体的な行動制限の内容の提示
- 学校の統廃合に伴う通学範囲の広がりや、児童生徒数の減少による登下校中の一人時間の増加
- 学校の立地によって暑さ指数計（WGBT計測器）の計測値が違ってくるため、町内の学校によって運動や部活動等の実施に違いが出てくる（保護者の理解を含めて）。
- 熱中症警戒アラート発令が続く場合の体育（実技）の授業の在り方、特に夏季の部活動の在り方・新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策を同時に行う上で、なかなかマスクを外せない児童生徒がいること
- 冷房を校内すべての教室に整備したいが、予算の関係で早期の実現が難しい。（特別教室等）
- 地域柄、日中の気温が高く、屋外の授業等に支障が出ること
- 家でも学校でもクーラーの中で日々過ごしているためか、暑さに弱く、登下校時のわずかな時間の移動や、高温でない日でも、熱中症と思われる症状を訴える児童が増えてきている。
- 幼児や低学年児童の意思表示が難しい点
- 県内の地域によって気候条件に大きな差があり、県として一律した基準を設けることが難しい。
- 指針や危機管理マニュアルにどのように熱中症対策を盛り込んでいるのか。具体的な事例を知りたい。
- 登下校中の安全に関して、水分補給ができなかったり、日陰がなく休憩ができなかったりすること
- 家庭での生活習慣や食生活、睡眠時間等、個々の体調管理が熱中症の発生に大きく関わっている。家庭への情報提供や働きかけは各学校や町の保健部署等からも行っているが、家庭の意識が様々であるため、対応が難しい。
- 体育館ににおける活動時の温度調整が可能な設備（災害時の避難施設にも関係する）
- 熱中症対策の予算が取れない。学校の業務が煩雑で、熱中症対策マニュアル等の作成を依頼できない。
- 熱中症対策と新型コロナウイルス感染症対策との併用について（マスクの着脱、屋内での水分補給の仕方等）
- 本土から600キロ離れた南西に位置する離島であり、夏季は早朝から猛暑となる。体育の授業等ではこまめに水分補給や日陰での休憩が必要となる。
- 熱中症警戒アラートが出されても部活動やスポーツ活動の実施されること。
- 熱中症対策として、WGBTを参考にしているが、夏場では運動をすることが危険な日が多い。リスク回避を意識すると運動がほとんどできなくなってしまふ。その対策や対応を判断していくのが難しい。
- 研修の充実（地域・指導者向け）
- 本市では対策、予防は徹底しているが、やはり発生すると批判されることがある。だからといって全ての活動は止められない。予防だけでなく、どんなに気をつけても熱中症は起こりうること、起こった際の初期対応の重要性について啓発していくことがより必要ではないかと考える。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 体育等の授業時間数の確保
- ここ3年間は、マスクと熱中症対策の平衡実施が大変だった。熱中症の危険性が高まるからマスクを外すように促しても外さない児童生徒が居た。
- コロナ禍であることや熱中症対策などにより、運動会を午前中のみにするなどの対策が求められている。
- 保護者の理解と協力が必要であること
- 地域（学校）による状況の差。
- 国の熱中症対策ガイドラインを示し、学校に対策を呼び掛けているが、各学校の対応については学校長の判断もあるため、対応にばらつきがあり、一律に対応をそろえることが難しい面がある。
- マスク着用に対して敏感となっているためマスク着用。
- 特にありませんが、冷房設備の稼働を促しているが、デマンド監視装置が作動して止まってしまうこと。
- コロナ禍で水泳指導が満足にできない状況下、熱中症警戒アラートの発表により、さらに水泳指導時間の確保が難しくなっている。
- 冷房使用時であっても感染症対策により窓を開けての換気を行っているため、電気料金が増加。
- 様々な数値や指針を参考に活動の中止等を各学校が判断しているため、バラつきがでる。そのため、保護者からの不信感が増えることがある。
- 情報共有の仕方
- 授業や部活動等の実施判断については、全県統一の対応を取ることが、各地域の実情があるため難しい。
- スクールバス以外で登下校している児童に対する熱中症対策をどのように行っていくか。
- 新型コロナウイルス感染症対策として実施する室内換気の方法によっては、冷房効果が著しく低下し、熱中症発生リスクが高まってしまう。
- 冷房設備の今後の配置
- 運動時にマスクを外す指導を行っているが、マスクを外さない児童生徒が増えている。
- 日中において熱中症の発生が心配される場合、市教委から連絡をいれているが、学校内で共有されていない場合がある。
- 小学校の登下校時の熱中症対策（徒歩で1時間程かけて通う児童（特に低学年）の安全の確保）
- 各教室への暑さ指数測定器の配備等
- 通学環境の整備への要求
- 特に困ったことはない。強いていうならば、学校での対応とスポーツ団体での対応に食い違いがあるときがある。熱中症警戒アラートは、県下全域に発令されるため、必ずしも当地域では強い警戒に当たらない状態のこともある。
- 市内でも学校ごとの気候に違いがあり、一律な対応が難しいときがある。
- 感染症対策で、マスクを着用しなければならない場面で熱中症対策も同時に行わなければならないこと
- コロナ対策で窓を開けているが空調の電力が基準値を超さなければ冷えない。高圧料金にならないように調整をしなければいけないが、その対応も大変である。
- 感染症予防のためのマスク着用の取り外しについて、その場に応じた対応が難しい
- プールの授業の実施
- 昨今の夏の暑さは本当に命を脅かすほどのものです。子どもは自分の限界をまだわからない時期なので、大人が注視する必要があり、日々の対応をしなければならぬものでもないので、見極めがむずかしいです。
- 登下校時や体育の時間等、マスクを外すように指導しても外さない児童生徒が、一定数いる事。エアコン設備の無い中での、部活動等。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 予算の確保(冷房設備のメンテナンス、光熱費等)
- アラートを全職員が確認するのではなく、管理職や養護教諭等が確認したことを職員へ伝えるため、タイムラグが発生する
- 熱中症警戒アラートの周知について、校外や土日の活動の際に難しさがあること。
- 夏期においては、暑熱環境下で体育授業や部活動を行うこととなる。本市においてもWBGTを基準にその都度各校において、活動の中止などの判断をしているが熱中症発生リスクは常に存在する。その中で環境や実施方法を改善することで、少しでも熱中症被害を小さく出来るよう努めているが抜本的な対策は難しい。リスク0にするには暑熱環境下での活動を全て中止にせざるを得ない。①暑熱環境下での教育活動の実施について、学校現場での環境や実施方法の改善 ②熱中症についての周知(学校・保護者・児童生徒)
- 感染症対策と熱中症対策の両立
- 熱中症対策と新型コロナウイルス感染症対策の両立を図ること
- 熱中症指数に応じた教育活動の内容確認及び見直し等の対応について
- 教育委員会からの情報発信の手段について。
- 地域の地形的な特性上、医療機関等への接続時間の差異、町内の全学校を対象とする屋外の日よけ施設・設備整備等に要する予算の確保
- コロナ対策としてのマスク着用の意識が強く、暑い中では、マスクを取るという指導が徹底されない。
- コロナ対策のマスク着用と熱中症対策としてのマスク不要を指導する際の基準のあいまいさ
- 児童・生徒の登下校中の熱中症対策。
- 熱中症事故防止対策と新型コロナウイルス感染予防の両立
- コロナ感染症対策を踏まえた熱中症対策の実施
- WBGT指数を目安にして対応すると7月はほとんど小学校の休み時間、外で活動することができなくなる
- 子供の自立的な体調管理を促す指導を効果的に行うことに課題がございます。
- 学年に合わせた熱中症に関する授業のカリキュラムの作成。
- 常に声かけ協力をしている。保護者・地域の心配の声はあるが、協力をしながら進めているので今のところ問題ない。
- 熱中症対策と新型コロナウイルス感染症予防対策(マスクの着用等)との併用
- 県としての統一見解を示して欲しいように言われていること
- 体育など授業を実施する上での対策
- 感染症対策と熱中症対策の兼ね合い。(マスクの着用) 熱中症対策のため、プールの授業が実施できない。
- 熱中症対策への教育の充実
- 屋外での活動時間が減ってしまうこと。
- 熱中症指数の規定をそのまま当てはめると、夏季の屋外活動がほとんどできなくなってしまうこと。
- 学校の立地条件や学校設備により、危険度が異なるため、一律の規制が難しいため、管理職等の判断に委ねている現象
- 市内すべての学校が同じ条件ではないため、熱中症警戒アラートが発令されても、各学校によってWBGT値に差が出る。そのため、全市一斉の対応は難しく、現場の校長先生の判断が重要になる。ただ、WBGT値を測定して活動判断を行っていた場合でも、県に熱中症警戒アラートが発令されていると、保護者感情から危険であると訴えられることが多く、7、8月は多くの活動を制限せざるを得ない。今年度は暑すぎて水泳学習を中止するという状況があった。それに関しても保護者により感じ方が異なるので、なぜさせないのかという苦情もあった。
- 朝食をとらずに登校するなど、家庭での支援がないこと。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 空調稼働による電気代の高騰
- 熱中症への危機感を高めることが難しい。
- 運動会、体育大会の際に児童生徒が間隔をとって日陰で休憩できるよう大型テントが必要だが、高価なためまだ不足している。 ・換気のため窓を開けながら冷房を稼働しているが、電気料金が以前よりも多くなっている。
- 熱中症対策を優先しながらのコロナ対策。登下校時や運動時等にマスクを外すよう指導を継続しているが、徹底できないケースもあること。
- 熱中症対策の中で、市内小中学校の体育館の空調（冷暖房）が整うと、様々な面でありがたいと考えますが、財政面で苦慮している現状です。
- 地域住民への情報発信
- マイボトル持参により、児童生徒の荷物が増えている。
- 地域一斉の対応や共通理解を図ることは難しい。
- 熱中症警戒アラートがでていても、県西大会県大会が実施され、熱中症事故がおこる危険性がある。大会の変更や中止が難しい
- 熱中症アラート発令時、学校行事や中体連の大会等があった場合の実施・開催の可否
- 屋外での活動や体育での運動では距離をとってマスクを外すよう指導しているが、取りたがらない児童生徒がいること。
- 猛暑地帯でないため、特になし
- 知識やノウハウを知っている人材が少ないこと
- 体育の教育課程を履修できない可能性があること
- 体育実技・部活動等では、その場の状況によって暑さ指数がちがうため、躊躇するケースがある。
- 熱中症指数が高い時の部活動や体育の授業内容の変更、熱中症への危機意識の個人差
- 学校現場への支援内容について
- 学校にて臨機応変に対応していただいているため特になし
- 夏場、沖縄県では、気温30℃を超える日が多く、熱中症警戒アラートがほぼ毎日発表されている。
- 猛暑が続くと屋外での体育の授業（陸上、水泳等）が計画通り実施できないこと。
- 熱中症アラートが発出された場合は、市の防災メール等で市民に周知しているが、スマートフォン等で事前にメールを受け取れる設定を行う必要があり、学校用のスマートフォンがないため、教員個人のものに行った場合に受信料が発生する。
- 新型コロナ対策としてマスクの着用が日常化されているため、登下校や屋外での活動において、注意喚起をしてもなかなかマスクを外すことが徹底できないため、地域からの心配の声が多数寄せられる。
- 地域にあるスポーツ団体や社会団体によって、対策に温度差があること。
- 暑さ指数（WBGT）を測定する場合、学校内の場所・状況によって異なり、市で出されているものとずいぶん差が出てしまう。
- 学校現場への周知はできているが、地域までに広げられない。
- 保護者に対する理解（マスク着用、非着用に対する理解）
- 5月頃の急な気温上昇への対応
- 保護者等への注意喚起の仕方
- マスク着用の必要のない高温・多湿の環境においても、マスクを着用している ・児童・生徒の下校時の水分の確保
- 熱中症対策についての理解を深めることに課題を感じている。
- 対策をしていても熱中症は毎年発生しているため、完全な予防が難しい。
- 部活動、行事の計画が立てにくい

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 保護者等へのメール等への注意喚起ができていない。
- 「熱中症アラート」を活用する年度初めの対応が、急激な気温上昇に今年度は間に合わなかったこと。
- スポーツドリンクの許容範囲
- コロナ感染対策との関係
- 熱中症対策のため、急遽体育授業内容を変更した際の代替と別時間の確保。特に暑い時期は運動できる時間の確保が難しい。
- 日中は11月頃まで暑く、対策が長期間必要であること。
- 計画等がたてずらい。
- 特別教室や体育館に冷房設備がないこと。
- 特にはないが、空調にかかる経費が多額であること、換気と温度調整の兼ね合いが難しいこと。
- 危機意識の継続が課題
- 運動会・体育大会等の開催時期の検討 活動するかしないかの判断
- 季節外れの暑さ
- 対策の共通理解
- 小学校の登下校など、学校管理外での管理が難しい
- 基準に従って活動を行うかどうかを判断すると、多くの活動が行えなくなってしまう、活動が大きく制限されてしまうこと。
- 特別教室や体育館等の冷房設備の未設置
- 熱中症対策と換気の両立（冷房の効きが低下するため）
- 熱中症が心配される季節に運動会の練習を進めなければならないこと。
- 対策をとる前の段階の地域の状況把握ができていないこと。
- マスクの扱いについて、外でははずすように指導しているが、マスクを外すことに不安感や嫌悪感を感じる子どもや保護者がいること。
- 温暖化のため、6月中旬～夏季休業前の暑さがひどくなっているでの夏季休業（教育委員会が決めることだが）を全体的に早めていくことも国全体として検討する必要があるのではないか。
- 予算の確保
- マスク着用との兼ね合い。対策のために場面によってとることを指導しているが、子どもたちの中ではとりたくない子もいるので、子どもたちの思いと保護者の思いが一致しない場合がある。
- ・冷房設備を稼働させることで、莫大な光熱費がかかること。 ・コロナ対策との両立（マスクを外す指示）が徹底しきれないこと。
- コロナ禍における熱中症対策が課題である。コロナ対策より熱中症対策を優先するように指導をしているが、家庭の意向もあり、マスクをはずせない子どもへの指導に難しさを感じる。
- 予算が不足していることで、対策が十分できていない。
- エアコンのない特別教室がある
- 体育館への冷房設備の導入
- クーラー等設備配置に係る予算確保
- その時の各学校の状況、子どもたちの様子によって対応は変わってくるので、判断することが難しい。学校としては安全策を取らざるを得ないため、今後、暑さ指数が危険を示す日が続いたり、警戒アラートが発表されることが続くと、学習活動に影響が出る可能性もある。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 予算や時間的なゆとりがない。マスクをなかなか外さない。
- ピーク時の電力量が多く、年間の電気料金契約料にも影響しており、予算確保に苦慮している。
- 対策は各学校園で講じているが、熱中症リスクの高い地域であるため、この対策で十分と言い切れないこと。
- 炎天下の屋外での暑さ指数計の正しい測定方法がわかりにくい
- 社会体育の活動等
- 学校関係者の熱中症に対する知識や対策等がたりないのが課題。研修会・講習会等への参加を増やす。
- 以前に比べて、温暖化が進み、登下校に課題がある。
- マスク着用についての指導とのバランス。 ・ マスク着用や熱中症への理解が一部の保護者から得られない事。
- 熱中症対策に係る予算の確保。
- 特別教室の冷房
- 校内では見届けができるが、登下校については、日傘の使用や給水等について指導することはできるが、見届けまですることはできない。
- 気温の上昇が毎年著しく、今まで通りの学習は難しいと思う。
- 所管する地域が広く、山間部と平野部では気温等にも差があり、一律の指導が難しい。
- 屋外での学校行事（運動会等）の途中で暑さ指数が高くなった場合の対応はどうするとよいか。
- マスク着用の習慣や環境が定着し、暑い時期でもマスクが外せない
- 何を地域として取り組めばよいか分からない。
- 日常からの児童生徒の生活習慣や健康管理
- 屋外での活動が制限されることの危惧
- 各学校に通知を発出し、注意喚起を促しているが、実際に授業や部活動等を中止にしているか確認ができない。
- 冷房設備の予算確保
- より細やかに熱中症対策を行う場合、物品を購入し児童生徒に配布したいが、それにはかなりの予算が必要となる。
- 夏季休業中の部活動指導が、勤務時間前の早朝になること。
- 児童生徒の体調によっても状況が変わるため、児童生徒の状況に合わせた指導が難しい
- 猛暑でもマスクを外せない子どもがいること
- 体育館への空調設備の設置
- 管内においても、各地域や学校、活動内容によって実態が異なり、全て統一した対応を行うことは難しい。
- 校区が広く立地条件も違うため、一律の対策を実施しても、学校によって実施状況が変わり、保護者の理解が得られないことがある。
- 近年は、熱中症対策と同時に新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要があり、マスク等の着用についての難しさがある。
- 活動制限を厳しくしすぎると、夏場はほとんど活動ができなくなってしまう。しかし、命を守るために活動制限は必要であり、そのバランスに苦慮している。
- 学校にクーラーをつける予算がない
- 登下校まで遠い子がいること。
- 熱中症対策のため登下校時にマスクを外すよう指導しているが、なかなか外さない（外せない）児童生徒も多く見られる。
- 愛好会活動や部活動における対策

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 今後、電気料金が高くなることが懸念されていることへの対応。 ・ 体育の授業が計画通りに進まない可能性がある。 ・ 熱中症対策（登下校中の危険配慮）のため、夏休みのプール開放ができない。
- ・ 今後、タブレットの配布数量が増えていくのではないかとということ ・ 今後、電気代値上がりによって、クーラー等の使用に関して制限がかからないか？
- ・ 日陰を確保するためグラウンドにテントを立てることがあるが、組み立てに時間がかかる。 したがって、日除け目的の簡易なテントの必要性
- ・ コロナ禍でのマスク着脱について、最終的には個人判断となるため、マスク着用しての運動等について不安が大きい。 体力テストでのシャトルラン実施について。
- ・ 登下校の距離が長い児童生徒への対策
- ・ 気温の予測が困難
- ・ 市として熱中症対策ガイドラインをまだ学校に示せていないこと。
- ・ 全体的な指針や対応はできるが、個人差による適切な対応となると、難しい部分がある。
- ・ 熱中症対策と新型コロナウイルス感染症予防対策との両立
- ・ 予算不足、部署間の連携等
- ・ 校区が広く、登下校時の対策が困難なところへの対応
- ・ 各校への周知
- ・ 持参した水筒の中身がなくなったときの対応 ・ 下校時に気温が下がらず対応に苦慮することがある
- ・ 熱中症対策として、体育の授業や部活の時間が減ってしまうこと
- ・ 空調の稼働に関して明確な基準がなく、教職員の判断により稼働しているため、室温が統一されていない。
- ・ 登下校中のマスクの着脱について
- ・ 熱中症アラートが発令された際の部活動の中止について、県全体で統一された実施ができていない。
- ・ 迅速な対応の徹底
- ・ エアコンの設置費用の確保
- ・ コロナ禍で感染対策をしながら体育の授業や部活動をしているが、状況に応じてのマスクの着脱が難しい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策との両立（エアコンの利用、換気等）
- ・ 冷房設備のための費用
- ・ 校区が広く立地条件も違うため、一律の対策を実施しても、学校によって実施状況が変わり、保護者の理解が得られないことがある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策との兼ね合い
- ・ 現時点で冷房設備の整備が全校統一していないこと
- ・ エアコンが老朽化してきて、冷房が効きにくい学校がある。
- ・ 暑さが厳しくなる前に、各学校から保護者に対して、水分や塩分等の準備をお願いしてもらっているが、全く対応していただけない家庭がある。
- ・ 学校向け指針等の作成
- ・ 教室にはクーラーを設置しているが体育館には設置していないため体育の授業が心配される。 教室も生徒が密集しているため暑さが倍増しているように感じられる。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- 学校設備の整備
- スポーツ少年団等の外部団体への周知について
- マスクの脱着について、取り外さない子への指導に困っている。
- 命にかかわることなので、取組は最優先としているため、特にない。
- さらに現場の業務量が増える
- 学校によってはエアコンが効かない
- 各学校に熱中症計を活用し暑さ指数の把握をするように依頼しているが、各学校において、いつ、誰が計測しているのか等を把握できていない。体育時等、屋外においてはマスクを外して活動するよう、各学校に指導依頼しているが、マスクを外していないときもある。
- 市内一律で対応を求めることができない。
- 今、新型コロナウイルスが流行っているため、なかなかマスクを外すことが難しく、熱中症に近い症状が出てしまう児童・生徒が増えてしまうこと。
- 各学校（現場）における熱中症指数のちがいによる個別対応
- 各校ごとにその日のスケジュールが異なるため、統一した動きが実行できないこと
- 通学時の対応
- 市でガイドラインは作っているが、徹底的できない。
- マスクを外すことを促しているが、本人の意思によるところがあり、本人がマスクをつけることを選択することがある。
- 運動会や水泳記録大会の開催時期の設定。7～9月の暑い時期に設定しているため。
- 熱中症予防及び対応への周知
- 何が課題かを探る段階
- 体育館に冷房設備がない
- 登下校の際の見守り
- 地域的に暑さに強くないため、建物等が古く、エアコン等の設備が整っていない場所が多いこと。
- 屋外で行事をやる時の日よけテントの数が各校に十分保有されていない。
- 気温や湿度等に限らず、どんな条件下でも熱中症は起こりうることへの対応
- 活動の制限により予定した教育活動が圧迫される可能性があること。また、その頻度が高くなる可能性があること。
- 屋外活動時のマスク非着用は実施しているが、屋外で熱中症になるとは限らないため、その判断が難しい。またその日の体調に左右されることもあるため、見極めが難しい。
- 財政的に全教室への早期の冷房設備の設置が困難なこと
- 感染症対策でのマスクの着用とのバランス。特に低学年の登下校時に自分で判断して外さない子が多く見られた。
- 判断についての見極めが難しいと感じることがある。
- 学校行事の際のテントや冷風機等の備品の不足
- 保護者への周知
- 環境整備等の予算確保
- サマータイム等の導入の難しさ
- 体育館への空調設備の設置
- 普通教室等のエアコンの設置について。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 児童生徒にメリハリをつけたマスクの着脱を促すが、マスクをはずしたがる児童生徒もいるため、配慮を要している。
- ・ 暑い日が続き冷房稼働時間が増えると電気代が増加する。
- ・ 通学区域が広く、一人で登下校する生徒がいること。
- ・ 低年齢児に対するコロナ感染症予防したうえでの熱中症対策の指導（一人で下校等する場合の低学年児童のマスクを外すなどの判断指導など）
- ・ ガイドラインで定めているが、基準を超えていても活動を中止していないケースが散見される。アラートが頻繁に発令され、あまり危険性を感じなくなっている。
- ・ 子どもやお年寄りの健康管理を適切にできるかが課題だと感じます。
- ・ 教育委員会管轄外のスポーツ大会等において、熱中症アラートを考慮しない運営が散見されること。
- ・ 夏休み期間中のプール開放など、近年の夏の高温やコロナの影響により実施できなくなっている。
- ・ 熱中症対策については周知しているが、地域によって気温差等もあるため、統一して授業や部活、行事等の変更中止は求めることはできない。学校長の判断に任せている。
- ・ 学校や地域での実情がそれぞれ違うため、個別対応となり、現場で判断をお願いしなければいけないことがある。
- ・ 施設内において冷房機器が不足している
- ・ 感染症対策、特にマスクの取扱いについての理解を求めると
- ・ 保護者へ協力を求める際に、協力を得られない家庭があること
- ・ 全館冷房施設がない
- ・ 各学校の実態によって、活動変更及び中止の判断が異なること
- ・ 学校の立地場所によって環境の差が大きいので、学校判断でお願いする部分が多い。
- ・ 運動会等の屋外活動では、テントが必須となっており、設営等に人手と時間がかかる状況。また、備品整備にも多額の費用を要する。
- ・ 暑さ指数を基準にしても、場所や活動内容等によって一律な対応が難しい点
- ・ 財政的な部分
- ・ 夏場の学校行事について、各学校の実情もあり、変更や中止が難しい点
- ・ 各学校のテント数と保管場所の不足
- ・ コロナウイルス感染症対策をしながら、熱中症予防対策をすること。
- ・ 寒冷地（北海道）であるため、従前から冷房が完備されている施設が少ない
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防との関連と保護者・地域への周知等の課題
- ・ 体育館へのエアコン整備が財政的に困難
- ・ 全教室にエアコンを設置したいが、莫大な予算がかかるため実施できない。
- ・ マスクの着用を強制することはないが、マスクを外さない児童・生徒がいる。
- ・ 対策を行うための備品の購入や設備の充実等に関する予算確保
- ・ 対策はできていると思う。熱中症対策のために冷房を使用するが、昨今の高騰により毎月の電気代が高く予算確保が厳しい。
- ・ 小中学校の登下校。特に小中学年のみで下校する際は課題。また体育の授業や行事の実施方法についても課題。
- ・ 地域スポーツ団体との連携
- ・ 町教育委員会独自の対策マニュアルやガイドラインを作成するのは難しく、現在は文科省や県の指針にしたがった指導をしている。
- ・ 学校施設のすべてに冷房を入れるだけの予算がない。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

- ・ 熱中症アラート発表時の臨機応変な計画変更
- ・ コロナによりマスク着用が校内では義務づけられており、屋内での熱中症に対し、喉の渇き等の訴えに把握が困難となっています。定期的な給水の方法、特に屋内については、課題があるように思います。
- ・ 地域別（学校別）に状況が異なるため、統一した対応が行えない。
- ・ 熱中症アラートが発令時の家庭での過ごし方等
- ・ 部署が定まっていない
- ・ 気温の上昇に伴い野外活動が制限される場合、体育館等施設利用になるが、人数に制限が出たりするため代替場所の確保が難しい
- ・ ・ 児童生徒の体調不良を受け入れる文化の醸成 ・ 体育館等の冷房設備の設置 ・ 熱中症予防に関する児童生徒の危険予測・危険回避能力の育成
- ・ 熱中症対策担当等がなく、各学校判断で対応してもらっているため、学校全体の現状把握ができていない。また、学校宛の通知等有れば周知しているが、教育委員会として統一した働きかけを行う体制がとれていない。
- ・ 周知の方法が難しい。
- ・ 本町は集団登下校を実施しており、その距離が長い。お勤めの保護者が多く、下校時間や方法が課題である。
- ・ 教育活動と熱中症対策と新型コロナ対策を並行すること
- ・ 登下校時の熱中症対策
- ・ マスク着脱指導に関する地域住民等の理解
- ・ 特別教室などにエアコンがない。 コロナ対策のため換気をすることで、冷房効率が下がり、光熱費が上がる。
- ・ 新型コロナウイルス対策との関連
- ・ 当教育委員会は学校組合であり自治体ではないため、（同敷地内の学校以外の）地域への対策を担っていない。
- ・ ・ 校外（外部の体育館、陸上競技場等）での活動時に実際に熱中症が起こった場合に対応が適切に行えるかどうか。 ・ 顧問や指導者がいない際の部活動で生徒だけで対応できるか。（熱中症患者への対応についての指導方法）
- ・ 体力向上に向けた取組について（屋内外における活動・遊びの減少）
- ・ 学校の立地による状況の差があるが、その学校のWBGT計の値をもとに対策をとっていただいている。
- ・ 感染予防と並行して進めていくところ（マスクの着用や水分摂取の奨励もしなければならないが）
- ・ 冷房設備の稼働頻度増加に伴う電気料の増額
- ・ 専門家から知識を得る場を設けたいが実施できていない。
- ・ 体育館が冷暖房完備の学校とそうでない学校があり、学校間に差ができてしまうこと。
- ・ 屋外における教育活動実施の判断
- ・ 熱中症に対する知識不足。（状況に応じた対応方法など）
- ・ 的確なマニュアルの整備
- ・ 人手不足
- ・ より多くの人への情報伝達的手段
- ・ 郊外活動の際の避暑（陰）の確保や氷の確保
- ・ 地区によって気候が大きく異なるため、取組を統一するのは難しい。
- ・ 熱中症警戒アラートが発出されても、部活動の大会等が中止にならずに、対応を徹底することができない。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

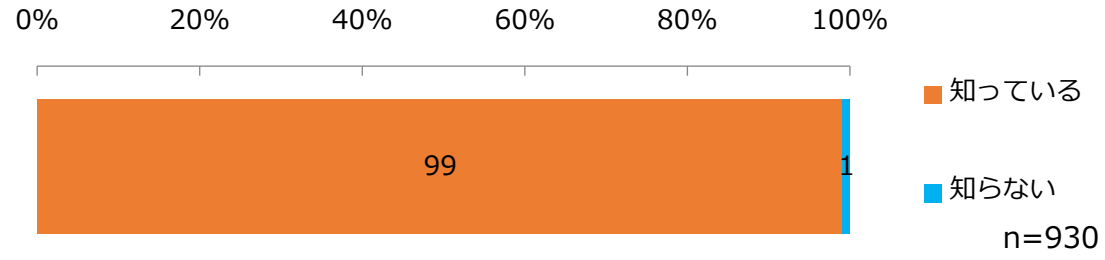
- 夏場、熱中症対策を優先するよう通知や指示を出す、学校現場に行くと、マスクを外そうとしない子ども（コロナ対策・顔を見せたくない等）が一定数おり、熱中症への対応に最新の注意を払う必要があること。
- 熱中症対策における生徒指導面の対応（冷感シートなどの学校への持ち込みを認めるのかなど）
- 感染防止対策のためのマスク着用について、屋外では外すことを促しても着用したまま外で遊ぶ児童生徒もいる。
- 全小・中学校に扇風機を配置しているところだが、エアコンの必要性については、議論されているところ。
- 活動場所の確保
- 日陰が少なく、登下校時に子どもが休める場所が無い
- 教室内の室温が高くなることはあるが、数日間であり、早急な対策は必要としていない。
- 行事予定決定した後に熱中症アラート対象日に該当する等
- プールの授業数が少なくなる事
- エアコン、水道、サーキュレーター等の数が十分とは言えず、設備が整わないこと。 ・マスクを外すことができない子供への配慮 ・熱中症危険指数が高い日が続くと、授業、行事、部活動が十分に行えないこと
- 一部の特別教室にしか冷房設備が整っていないため、全室への整備を検討しているが、財政上、困難である。使用頻度等が高い教室から順に財政協議中。
- 暑さ指数や熱中症警戒アラートの周知
- 冷房を使用しているが、コロナ対策のため換気も必要なため、電気代が高い。
- 授業や教育活動の中止・延期の場合の補てん
- 現在のコロナ禍だと、マスク着用での生活に慣れた児童生徒たちが、熱中症の発生する恐れのある状況においても、教師がマスクを外すよう指示をしても、なかなか外そうとしないこと。
- コロナ対策と同時に熱中症対策を行う必要があること。
- 下校中の状況把握
- 熱中症対策等は学校や保健師に任せている状況で、子ども達に向けて対策グッズ等配布してあげたいと考えるが、財政的に厳しい現状がある。
- 熱中症対策のため活動等を中止する判断等は、各学校による判断となるため、対応方法に差が出てしまう。
- 運動中や登下校のマスクの着脱についての明確な基準
- 各学校等における熱中症対策ガイドライン等の作成状況の把握
- 部活動の活動実施有無
- 暑くなる前の時期における熱中症が増えているため、登下校時のマスク着用などの判断する力が分かれる。
- 塩害により屋外機の設置が困難。
- 対策のための予算確保。
- マスクを外すことに抵抗を覚える子供達がいるなど、マスク着用の長期化による弊害が生じている。
- コロナ対策のためのマスク着用は重要だが、熱中症対策を含めた着脱のタイミングや指導の徹底が難しい。
- マスクを外すことへの抵抗感がある児童生徒への熱中症対策の対応
- コロナ禍で、熱中症が危惧されるような状況でもマスクを外したがる児童生徒が増えていること。

Q4 地域で熱中症対策を行う上での課題や困っていることはありますか。

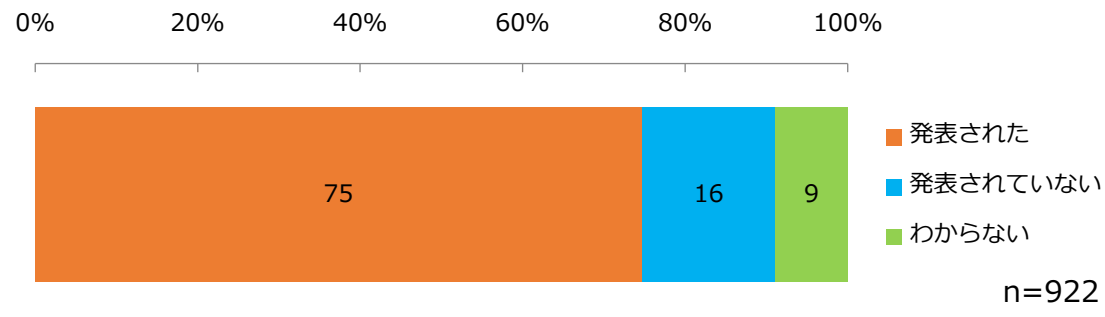
- ・ マスクを外したがる児童・生徒への心理面の支援や登下校中の安全確保
- ・ 登下校時、指導者がいない中でのマスクの着脱について保護者の意見が分かれている。
- ・ 熱中症になった場合の一時避難場所がない。（冷房設備が整っていない）
- ・ 年々熱中症の危険が高まっている中で、児童生徒が安心して教育を受けるためには、予算がかかること。
- ・ コロナ禍でのマスク着用について、暑い時期に流行していると、外してもよいとされている場合でもマスクを推奨することで子どもたちの体調が心配。
- ・ 暑さ指数の解釈の仕方について・熱中症計の誤差について
- ・ 学校施設の立地条件等により対策も異なるため、情報提供はしているが、個々の対策は学校に一任している。
- ・ 気温、湿度だけでなく、個別の児童・生徒の体調を含む状況による影響も大きいいため、教職員一人一人が観察等による状況把握・適切な対応ができなければならないが、若手教員も増えている中、全ての教職員が熱中症対策に必要な知識・技能を身に付けることが困難。
- ・ マイボトルの準備等、保護者に理解と協力を得て進めていかなければならないこと
- ・ 各学校において対応が異なること。
- ・ 寒冷地であり、重要な課題とはあまりなっていないため情報共有を他市町で行っていない。
- ・ ありません。
- ・ 人手不足
- ・ マスクの着用等の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両方の対応
- ・ 学校体育館への冷房施設導入に対する補助金制度の拡充
- ・ 近年、真夏日や猛暑日が多く、様々な活動が実施できない。
- ・ 「熱中症警戒アラート」と教育活動の変更・中止の判断。毎日のようにアラートが発表されると教育活動に影響が大きい。
- ・ 同一市内でも、環境に差があり、複数の情報をもとに判断しなければならないこと。（山間地域と海辺の地域では気温差が大きい）

教育委員会向けアンケートの結果

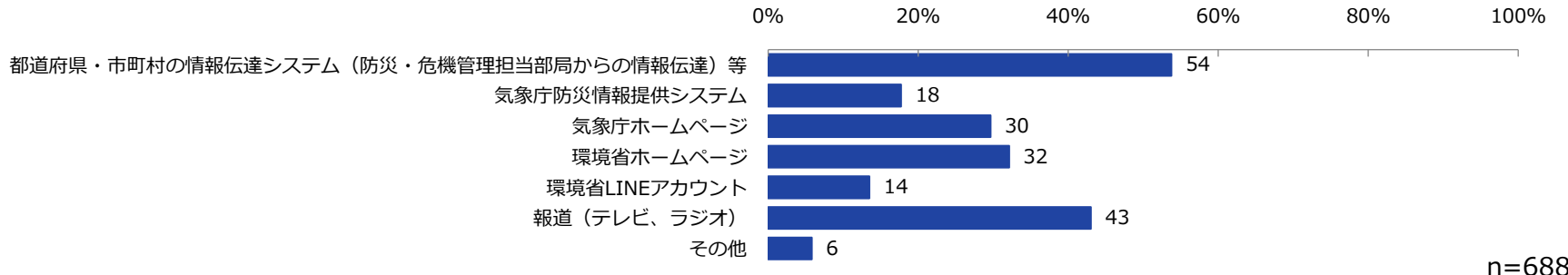
Q5 熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に「熱中症警戒アラート」が発表されますが、「熱中症警戒アラート」をご存知ですか。



Q6 令和4年度、実際に「熱中症警戒アラート」が勤務している教育委員会が所在している地域で発表されましたか。



Q7 「熱中症警戒アラート」の発表情報はどこから入手しましたか。



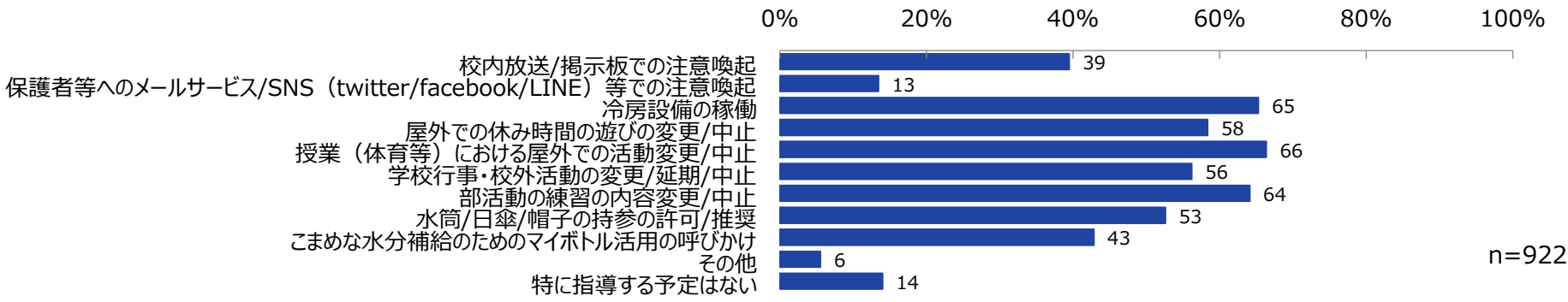
n=688

【その他解答】

- ・ 環境省からの熱中症警戒アラートメール
- ・ ウェザーニュースアプリ
- ・ 天気アプリ
- ・ 県からのメール
- ・ YAHOO!防災速報アプリ
- ・ 熱中症指数モニター
- ・ ネットニュース
- ・ 気象台からのメール「高温に関する早期天候情報」
- ・ 県教育委員会からの情報提供
- ・ 携帯アプリの防災情報
- ・ 県教育長保健体育課・沖縄気象台など
- ・ 市の防災担当からの通知
- ・ 熱中症予報アプリ
- ・ 測定器で行う
- ・ 県教育委員会
- ・ 防災アプリ
- ・ 各校に設置している熱中症指数を測る機械
- ・ 環境省のメール配信サービス
- ・ 県教育委員会担当部署からのメール
- ・ 自治体のホームページ
- ・ 都道府県教育委員会からの連絡
- ・ NHKニュース・防災アプリ
- ・ スマホによる登録アプリ
- ・ 熱中症警戒アラートメール
- ・ wbgmt測定器
- ・ POTEKAサポート
- ・ 関係課への問い合わせ

教育委員会向けアンケートの結果

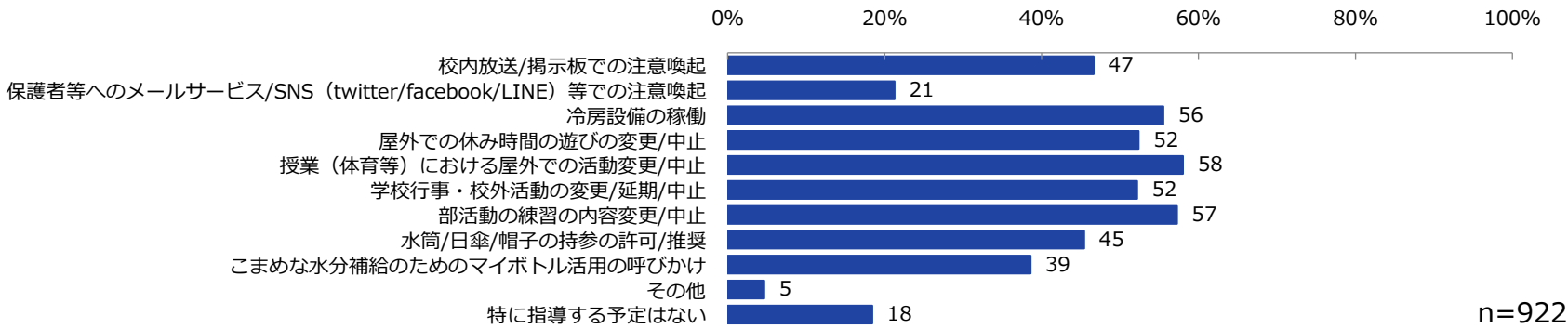
Q8 2021年4月より全国で運用が開始された「熱中症警戒アラート」の発表について、どのように活用するよう所管の学校に指導していますか。



【その他解答】

- 各学校の実態に合わせて活用するよう指示
- 市で作成したマニュアルに基づいて対応すること
- コロナ対策との並立
- 管理職が情報を入手し職員と情報共有する体制づくり
- 発表がなくともWBGTが3.1を超えた時点で上記の対応を指示している
- アラートの情報を共有し各校において必要に応じて対応
- 教職員のシステム登録の推奨及び共有体制の構築、熱中症警戒アラート発令時の教育委員会による児童送迎（学校長からの要望があった場合）
- 普段から警戒をして対応している
- 県教育委員会からの通知を周知徹底
- 常に注意を払うが暑さ指数により対応は異なる
- 注意喚起文をメールで転送している
- 本市独自の熱中症予防の運動指針に基づいて教育活動を実施している
- 国・県の通知を基に校長会議で指導
- 熱中症対策の更なる強化について（依頼）の発出
- マスクの適切な着脱
- 熱中症予防のための適切な対応を行うように指示
- 学校の指針等において熱中症アラートの発表でどのような対応をとるか定めるよう指導
- 府からの通知を周知しそれに準じた対応を求めている
- 文部科学省及び都道府県の通知に基づき学校判断により対応するよう通知
- 上記内容等を学校で適切に対応するよう指導している
- 統一した活用方法を指導するのではなく各校長の判断で適切な対応をするよう指導している
- 健康観察などによる健康管理の徹底
- 適切な睡眠時間の確保や朝食を取るなどの基本的生活習慣の指導と熱中症指数計を校外学習等で校外に持ち出している場合等には熱中症警戒アラートも参考に活動の可否を決定すること
- ※本市では、活動場所の暑さ指数を測定し、活動の可否を決定するよう指示している
- 学校へメール周知・注意喚起
- 授業や部活動等の時間変更措置の判断を学校長に一任
- 国のガイドライン
- 県の学校危機管理の手引きに沿った対応
- 活動等を判断する際の指標とするよう指導しており、具体的な指示等は行っていない。（学校で状況に応じ対応している。）
- 局通知の転送
- 部活動時の熱中症予防注意喚起
- 休憩時間・強制引水・自由引水時間の確保
- 具体的な活用方法については指導しておらず各学校において適切に活用・対応するよう通知している
- 文部科学省からの通知等により活用について知らせている
- 熱中症環境保健マニュアルに基づいて安全管理が行われるよう指導している
- 赤旗・黄旗の掲出「運動可・不可」の表示など組織的な対応の工夫
- 指導等は行っていないが国や県からの熱中症に関する情報を提供し取り組んでもらっている
- 水分補給・無理をさせない
- 学校全体で暑さ情報を共有する
- 健康被害が高いと判断した場合はマスクを外すよう指導
- 上記項目を含め学校において毎日情報を確認し、必要な対策をとるよう指導している
- 国・県からの情報等周知
- 県の通知を周知し注意喚起
- 発表時には各地域・各校の状況に応じて適切に対応するよう指導する
- 各学校で判断できるよう文科省からの通知文を周知している
- メール配信サービスに登録し、熱中症の予防に努め

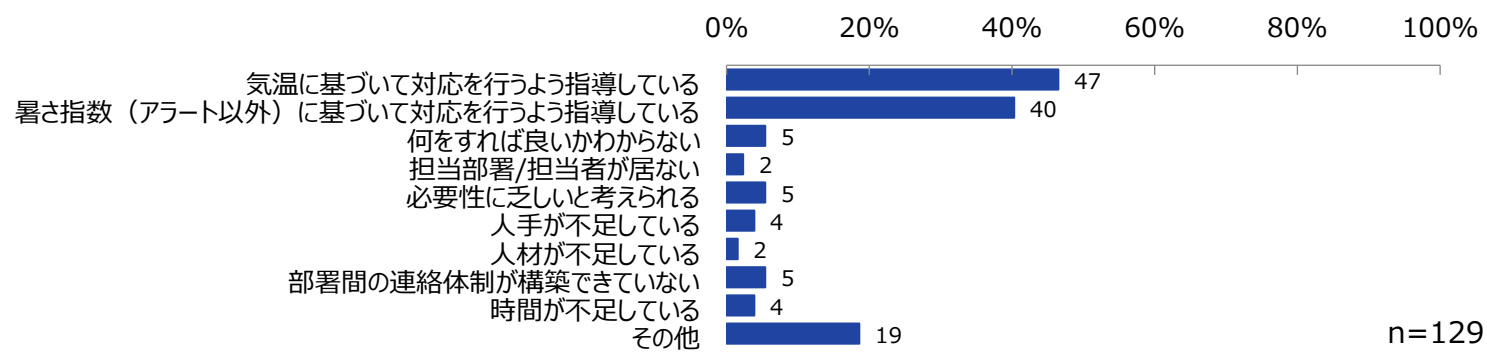
Q9 今後「熱中症警戒アラート」の発表をどのように活用するよう所管の学校に指導する予定ですか（あるいは指導したいと思っていますか）。



【その他解答】

- ・ 情報共有の体制づくり
- ・ アラートの情報を共有し各校において必要に応じて対応
- ・ 教職員のシステム登録の推奨及び共有体制の構築
- ・ 毎日警戒して対応している
- ・ 通学時等におけるマスクの非着用
- ・ 活用済みのためこれ以上の指導は特にしない
- ・ 現時点では「現状維持」
- ・ 県等からの依頼文・通知文に合わせた指導等
- ・ 熱中症予防のための適切な対応を行うように指示
- ・ マスクの着用の中止
- ・ 上記内容等、学校で適切に対応するよう指導している
- ・ 熱中症対策マニュアルへの記載
- ・ 各校長の判断で適切な対応をするよう指導する予定
- ・ 学校へメール周知
- ・ 注意喚起
- ・ 児童生徒がアラートの発表を知り自ら予防行動をとれるような指導が行えるようしたい
- ・ アラートに係る現状の対応の継続
- ・ 局通知の転送
- ・ 部活動時の熱中症予防注意喚起
- ・ 休憩時間・強制引水・自由引水時間の確保
- ・ 文科省の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の具体的な対応例を改めて周知する
- ・ マニュアルへの対応の記載
- ・ 現在の対応を引き続き実施するよう通知する
- ・ 全校までと同様、県の通知を周知し注意喚起
- ・ 発表時には、各地域、各校の状況に応じて適切に対応するよう指導する
- ・ 各学校で判断できるよう文科省からの通知文を周知している
- ・ メール配信サービスに登録し、熱中症の予防に努める

Q10 「熱中症警戒アラート」を活用するよう所管の学校に指導していない理由をお答えください。



【その他解答】

- ・「熱中症警戒アラート」が発表された旨の通知はしているので注意して授業を進めているものと認識している
- ・学校には情報提供している。あとは学校の判断に任せている
- ・各学校の先生による指導が十分と考えるため、学校現場で適宜対応するため特に指導の必要がない
- ・マニュアルに基づいて対応するよう指導しているため、学校へ指導するという認識をしていなかった
- ・学校が積極的に活用しているため
- ・国や県のマニュアルやガイドラインをもとに各学校に判断を一任しているため
- ・学校の実態に応じて対応してもらっております
- ・各学校の教職員が判断
- ・気温や暑さ指数に基づき各学校で適切に対応するようにしているため
- ・暑さ指数に応じて各学校で対応しているため
- ・各校が熱中症アラートを活用しているため
- ・必要に応じて指導している
- ・国や北海道からの熱中小注意喚起の通知を学校に転送しており十分と考えているため
- ・学校が自主的に対策を行っているため
- ・各学校で適切に熱中症対策を講じているため
- ・教育委員会から特に指導等は行っていない
- ・学校で理解しているため
- ・県の指導をもとに実質的に学校が対応しているため
- ・教育庁等からの通知を送付。文書により指導しているため

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・ 児童生徒の健康状態を把握し、具合が悪かったら無理をしないよう、児童生徒を指導する。
- ・ 早めに通知して意識化を図り、事前に注意力を高められるようにする。
- ・ 年度当初、管理職や防災担当の悉皆研修において、昨年度の発生状況等を踏まえながら、情報提供や指導を行っている。
- ・ 事前に通知し、注意喚起している
- ・ こまめに休息をとる
- ・ 熱中症注意喚起の通知を4月に発出する
- ・ 気温の上昇を見越しながら、事故防止に努めるよう指導している。
- ・ 4月～5月頃の学校安全及び体育活動中の事故防止などに関わる通知文や研修会等で熱中症への対応について盛り込んでいる。
- ・ 暑さになれるための体力づくり
- ・ 暑さ指数による熱中症の危険性について注意するよう指導。
- ・ 暑さ指数に基づいた学校生活の指針を示しているので、警戒アラートの発表に有無に関わらず対応について指導している。
- ・ 気象台との連携により、高温注意報を関係機関等に周知している。今後もこの取組みを継続していく。
- ・ 注意喚起の文書を通知
- ・ 熱中症計測器を学校で毎時間計測すること。1時間の体育学習の中で給水の目安を低・中・高学年ごとに応じて給水すること。暑い時期からずらすこと。
- ・ 各行作成の熱中症予防対策マニュアルに準じて、適切に対応するように指導している。
- ・ 早期から熱中症対策を行うよう校務支援システム等を通じてアナウンスを行っている。
- ・ 新任校長研修において、「熱中症の防止義務」について判例をもとに説明し、各学校において予防対策の徹底を指導。
- ・ 市教委からメールにより注意喚起・具体的対応の指導
- ・ 必要に応じて通知している
- ・ 職員会議における熱中症対策ガイドラインや熱中症対応等の早期提案。
- ・ 運動前にはWBGT測定を行い、中止・延期を検討するよう指導している。 ・ こまめな水分補給（15分に1回程度）を行うよう指導している。 ・ テント設営等による日陰の確保や、経口補水液等の準備について指導している。
- ・ 水分補給の実施
- ・ こまめに休憩をとること、できるだけ午前中に準備を行うなど。
- ・ こまめな水分補給、日陰等で休憩させるよう指示
- ・ 気温のみでなく、湿度や健康状態を勘案し、臨機応変に熱中症のリスクを下げるよう努めること。
- ・ タブレットの配布 ・ こまめな水分補給 ・ 内容の時間短縮
- ・ 熱くなり始めが一番危険だと伝えている。その期間は、何度も注意喚起し、子どもを注意深く見守り、内容等にも配慮するよう指示している。
- ・ 運動を伴う活動の前には、場所ごと、時間ごとに暑さ指数（WBGT）を必ず測定すること。
- ・ 警戒アラートが発表されたら、管理職にメールで知らせ、対応しています。
- ・ 7月8月の時期と同様に対応する指示をしている。
- ・ 内容の精選と短時間開催。水分補給等の奨励。
- ・ 気温や湿度の気象状況及び児童・生徒の年齢、体力に合わせた適切な対応
- ・ 熱中症予防を周知している
- ・ 適切な空調管理。
- ・ 暑さ指数に応じた活動計画。暑熱順化が進むまでの活動の工夫。

教育委員会向けアンケートの結果

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・屋外では10～15分おきに水分補給タイムを設定している。
- ・体育大会とその練習の短縮や柔軟な期日変更
- ・熱中症指数計等の活用による、WBGTを踏まえた対応 ・体が暑さに慣れていないことを踏まえた対応
- ・練習時間の縮減。児童席にテントの設営。運動会の時間短縮。
- ・気温・湿度・活動場所の状況・活動内容を鑑みて、コロナウイルス感染予防とのバランスをとりながら、臨機応変な対応を依頼している。
- ・本県は、例年全国に比べ暑さの厳しい時期が長いため、対策基準に基づいた予防策の実施を早めに呼びかけている。
- ・危機管理マニュアルに基づいて対応するよう指導している。
- ・食事睡眠など健康教育 こまめな水分補給 塩分タブレットの配付
- ・年度初めに、学校危機管理マニュアルを見直してもらう中で、熱中症防止に対する教員の意識を高める。
- ・校長や教頭の研修会の際に、教育委員会から熱中症予防についての指導を行う。
- ・以下の内容を指導している 基本は、規則正しい生活と食事の摂取 活動前に適切な水分補給を行うとともに、のどが渴かなくてもこまめに水分補給をすること。必要に応じて塩分の補給を行うこと。屋外に出るときは必ず帽子をかぶること。屋外では、ソーシャルディスタンスを確保したうえでマスクを外すこと。無理をせず適度に休息をとるなど予防に心がけること。
- ・体育大会の実施を秋シーズンにするようにしている。
- ・活動内容を工夫し、子どもたちの適応を図る。授業中を含め、こまめな給水。
- ・毎日に暑さ指数の測定と教職員への伝達体制の確認
- ・運動や各種行事の内容変更や中止に判断を誰が、いつ、どのように決めていくのかの確認
- ・万が一事故が発生した場合の行動指針の確認
- ・各校にWBGT計を配布し、適切な対応を依頼する。
- ・暑さ指数に基づいた対応を求めている
- ・注意喚起をし、教職員すべてに周知できるようにしている
- ・体育祭（運動会）は9～10月に設定していたので対応なし。4～6月には、体育及び部活動を行う際、暑さが予想される日には、授業や部活動の変更
- ・中止、こまめな水分補給等、十分気を付けて活動するように連絡している。
- ・運動の強度を段階的に上げていき、体を慣らしていく。こまめな水分補給をさせる。
- ・行事の実施時期の見直し
- ・天気予報等を元に、暑さに対応できる備えをしておく。（冷房機器の使用、暑さに体を慣れさせる準備）
- ・気温や湿度等の把握だけでなく、児童生徒の健康観察を丁寧に行うこと、水分補給を促すことや日陰や冷房設備のある場所における休憩等を積極的にとることなどを指導
- ・活動中のこまめな水分補給 ・十分な休憩時間の確保
- ・冷房が稼働している待機場所の確保
- ・気象状況から熱中症予防についての注意喚起を電話等で伝える
- ・学校園に熱中症計を配布、毎日計測し、教育活動の内容について管理調整を行ってもらう。また毎日の熱中症指数を教育委員会から各学校園に電子メールでお知らせし、注意を促す
- ・体育祭の時期、時間帯の検討、プログラムの検討、給水時間の確保、生徒席のテント設置等
- ・5月の連休前に熱中症事故の防止について文書で通知している
- ・5月の連休明けに全校種の管理職を対象に安全管理に特化した研修会を実施し、熱中症事故への注意喚起を行っている
- ・暑さ指数計（WBGT計測器）を使って、熱中症対策を実施している。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・熱中症の危険性の目安がわかる温湿度計の活用
- ・市の熱中症事故防止重点項目、チェックシート、リーフレットの学校への配付と活用を促す
- ・新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用について、熱中症対策を優先するよう通知 ・学校での救急体制について学校へ通知
- ・マニュアルに沿った対応を促している
- ・こまめな水分補給を呼びかけること、早めに休ませること
- ・熱中症に限らず、児童生徒の安全について注意している。
- ・マイボトルの活用。体育祭（運動会）の練習時間の削減。当日は午前のみ開催。極力練習がなくても本番を実施できるようにしている。
- ・小学校の運動会は9月から10月へ変更 小学校のプールを町の温水プールを使用して活動
- ・暑熱純化できていない児童生徒が多いので、特に注意して4月～6月は指導するように注意喚起を行っている。また、運動会は、秋に移行した。
- ・学校行事の時期的な見直し。
- ・各学校園に対する注意喚起
- ・児童生徒の健康状況の確認とWBGT計を活用した環境のチェックを実施し、絶対に無理をしない・させないように呼びかけている。
- ・本町では、秋に実施されるが、体育の授業はあるため、こまめな水分補給等、配慮しながら授業をしている。
- ・マスクを外しての活動の許可
- ・その日の天気予報を参考に各行へ注意を促す
- ・熱中症は、夏だから発生するわけではないことを、各学校に周知している。
- ・「熱中症予防について」という通知文を发出。WBGT計と「熱中症予防のための運動指針」(堺市教育委員会事務局作成)を配付し、各校が計測し、対応できるようにしている。
- ・熱中症の応急処置マニュアルにしたがって対応。落ち着いて、状況を確認して対処すること。
- ・気温だけでなく、湿度等も考慮して注意を呼びかける体制を構築できればと思う。
- ・小学校では5月に運動会を行う学校が多いため、4月の早い段階から校長会、教頭会等を通して、熱中症について警戒を怠らないように指導している。
- ・保護者宛に学校から対応について通知（マスクの脱着・スポーツドリンクの取り扱い等）
- ・練習前の児童生徒の体調確認、練習中のこまめな水分補給、15～20分毎の日陰での小休憩等についてを電話やメール等で呼び掛けを行う。なお、本町の運動会（体育大会）例年9月～10月にかけて実施している。
- ・こまめな給水タイムを設けること。テント等で日陰を作り休憩時間を設けること
- ・暑さ指数（WBGT）の確認を依頼している。
- ・体育祭の時期の変更（暑くなる前、後）
- ・暑さに慣れていないので、暑くなくても水分補給をこまめに行うように指導している。
- ・涼しい時期に体育祭を実施するように指示している。
- ・最高気温が高いときは、学校に注意喚起している。
- ・文書による通知
- ・メール等で事前に注意喚起を行っている。
- ・管理職研修会で事前に指導を行う。熱中症の報道があれば、各学校と共有する。
- ・数年前から6月又は10月以降の開催を指導している。
- ・気温や湿度にも注意し、状況によって無理な活動は控えるように話している。
- ・できるだけ涼しいうちの練習、体育祭（運動会）中の休憩

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・教育事務所からの通知をもとに、毎月の発生状況調査を通じた意識啓発
- ・暑くなる前の啓発を行なっている。今年度まで夏休みに行っていた中学校の部活動顧問者会議も5月か6月初旬に開催を検討している。
- 日常的な健康観察の徹底 高温時における活動内容の見直し
- ・年度当初から、熱中症も含めた学校安全全般について指導を行っている。
- ・過去の事例などをもとに、体が暑さに慣れるまでの対策が重要であることを校長会などで周知している。
- ・普段の学校生活の中から、こまめな水分補給や適度な休憩、運動時間の短縮(部活動を含む)、活動場所の選択には考慮するように指導しています。さらに、学校や児童生徒の実態に応じて活動内容を変更するようにしています。一律に「中止」とならないように。
- ・熱中症指数計でのWBGTの把握による運動指針に基づく対応
- ・これまでどおり状況に合わせた適切な対応が取れるよう呼びかけていく。
- ・研修会の場において、熱中症の未然防止について周知している。
- ・防災無線にて対応
- ・年度当初に注意喚起を行う。
- ・熱中症事故防止に関する通知を年度初めに通知するとともに暑さに慣れていない時期の熱中症予防を呼び掛ける。
- ・マスクについては、臨機応変に着脱の指導を行い、こまめな休憩をとるよう指導
- ・季節に関わらない熱中症対策の指導、熱中症対策の強化
- ・時期を問わず、救急搬送を伴う熱中症患者が出た場合は学校から情報提供を受けている。その発生状況によっては、アラートが発表されていない状況であっても学校に対して授業や部活の変更・中止を求める、または注意喚起を行うことも検討している。
- ・こまめな水分補給、適切な冷房の使用、マスクの脱着、部活動時間の短縮・変更等、特に暑さに慣れていない時期の児童生徒へ注意喚起を徹底した。
- ・熱中症チェッカーの利用、適度な水分補給、マスクの脱着について指導している。
- ・気温に応じて真夏と同様の対応をとるようにしている。
- ・状況を適切に判断していただき、指導の内容等を適切に判断していただくようお願いしている。
- ・種目の厳選 練習期間の短縮指示 テント等対策の徹底
- ・暑さが厳しくなる前の時期においても熱中症対策ガイドラインに基づき適切に対応するよう通知している。
- ・WBGT指数を計測するなどし、適切な判断をするよう依頼している。
- ・気温・湿度等変化に注意し、事前の健康観察の徹底、活動の時間や水分補給のタイミングを適切に設定するよう指導する。
- ・熱中症対策（市のマニュアル）を各校に周知している
- ・気温や湿度を常に確認するようにし、状況に応じて活動を行うように指導している。
- ・熱中症警戒アラートが発表されない場合であっても活動場所で厚さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて水分補給や休憩の頻度を高めるとともに、活動時間の短縮
- ・熱中症指数を注視し、運動の可否を適切に判断するよう指導している
- ・市内小中・義務教育学校の管理職の先生方には、「熱中症警戒アラート」の発表を知らせるメールに登録していただいております。熱中症警戒アラートが発表される可能性を
- 事
- ・前に把握していただいている。その発表を受け、各校で適切に対応いただいている。
- ・校長研修会、教頭研修会において、各学校へ予防策と適切な対応について事前に指導している。
- ・国の「学校における熱中症対策ガイドラインの手引き」等を使用し注意喚起している
- ・再度、マスクを外しての活動や細やかな水分補給の指示。地域の状況に応じての内容変更依頼
- ・1学期に運動会は開催していない。体育、及びその他屋外活動の際は水筒を持参させたくらんで、日陰での給水時間を設けるよう伝達。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・熱中症についての教職員共通理解。体育、外遊び時の休憩、給水。マスクは、熱中症対策を優先。など
- ・文書等で注意喚起をしている
- ・こまめな水分補給の実施と、日陰での定期的な休憩の実施
- ・4月から管理職研修会等で熱中症防止対策について具体的な方法を指導している
- ・校長会や教頭会で、「熱中症警戒アラート」が発表される前（暑さが厳しくなる前）における熱中症に対する注意喚起をする。
- ・特に対応なし、学校の判断に任せる
- ・「こまめな水分補給をすること」「活動時間の限定」を指示している。
- ・校長会議等で注意喚起
- ・暑さ指数（WBGT）の値を参考にしながら、活動内容の変更や活動の延期、中止を検討
- ・こまめな水分補給の呼びかけ、水筒/日傘/帽子の持参の許可
- ・こまめな水分補給と休憩の確保を、発達段階に応じて必ず行う
- ・体が暑さに慣れていないため、こまめな休息と水分補給を行い児童生徒の様子を確認しながら進める。
- ・水筒持参やこまめな水分補給
- ・これまで夏休み前に行っていた海岸清掃などの小中高連携事業をゴールデンウィーク前に変更するなどの協議を行い来年から日程変更する。
- ・こまめな水分補給等の指示、テント設営、冷房を入れた一室の準備、短時間の練習、開催時間・時期の検討等
- ・5月初旬に各学校へ熱中症対策についての対応研修を依頼している。
- ・体育行事の時期の変更、競技内容の変更・対策の徹底など
- ・できるだけ外での運動などは避けるよう指導している
- ・アラートが発表されていなくとも、学校の立地場所や状況に応じQ9同様対策を講じるよう対応。
- ・各学校にはメール等で注意喚起した。また、熱中症計等活用して、実施するかどうか判断した。
- ・涼しい時期に運動会を実施。小学校10月、中学校5月
- ・必ず暑さ指数を確認し、熱中症予防運動指針に沿った行動をとるよう指導を行う。
- ・気温の確認以外で、湿度確認やマスクの着用についての判断を確実に行う公文を发出している
- ・体育等の授業変更や中止、十分な休息や水分補給を確保すること。
- ・校長会において、市小中学校熱中症予防方針を配布し、教育活動においてマスクを着用しなくてよい場面の指導等を行った。登下校時における熱中症対策についても文書を发出した。
- ・5月に熱中症対策についての通知を出すとともに、管理職研修会で指導を行っている。
- ・気温や湿度等を測定し、その数値を参考にするが、それだけにとらわれず、一人一人の児童生徒の様子を丁寧に観察して授業等の内容を考えるよう指導している。
- ・校長会等で、暑さが厳しくなる前に熱中症に対する周知を行う。
- ・無理のない程度での活動に抑えるよう指導を行う
- ・〇〇県教育委員会から发出されている熱中症ガイドライン等を、各学校に通知し、「〇〇市版持続可能な新しい学校生活ガイドライン」による新型コロナウイルス感染症の感染予防と熱中症事故防止の両立をお願いしている。保護者に対しては、「熱中症予防行動のポイント」を作成し、運動時や熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は身体へのリスクを考慮し、感染症対策を講じた上で、可能な限り身体的距離を確保してマスクを外すこと等を周知している。
- ・4月に熱中症についての研修を行い、教職員共通理解のもと、熱中症対策を行うよう指導
- ・温度、湿度の管理と指導

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・ 運動会時期の検討等
- ・ 活動の自粛を促す。
- ・ WBGT測定器による現状把握
- ・ こまめな水分補給及び休憩時間の確保
- ・ 毎朝の健康観察時に一人一人の健康状態を十分に把握する。また、活動時、児童生徒の様子を複数の教員で観察する。
- ・ こまめな水分補給、休憩を取りながら、無理のない範囲で実施するよう指導
- ・ WBGTに基づいた体育的活動等の適切な実施についての参考資料を継続して各校へ提示していく。
- ・ 警戒を示す数値を踏まえ、中止または内容の見直し、延期等の対応をしている。
- ・ 体育祭（運動会）の練習及び本番において、常に熱中症への対応に配慮するよう指導している。
- ・ 気温や湿度で危険が予想される場合はメールにて注意喚起を行う。
- ・ 気温等の条件により、活動内容を変更するよう指導している。こまめな水分補給と休憩時間を確保するよう指導している。
- ・ 行事の実施時間を午前中のみとする運営 ・実施時間内に水分補給などを目的とする「休憩」時間の設定
- ・ 児童生徒の応援席（待機場所）にテントの設置
- ・ 年間通して熱中症に警戒するよう呼びかけている。
- ・ 国や県から送付されている資料をもとに、熱中症防止のための対応を行っています。（定期的な休息と水分補給など）
- ・ 体育祭の実施時期の検討
- ・ その時々暑さ指数に基づいて対応するように指導する。
- ・ 熱中症対策を全職員で確認、徹底を依頼
- ・ 国、県からの通知文を基に、エアコンの使用やマスクの着用について等、リーフレット等も活用しながら、熱中事故の防止に努めるよう各学校に指導している。
- ・ 校舎外での活動の制限。体育の競技中でのマスクを外す指導。
- ・ 気温と活動内容に応じて実施の判断を行うこと。気温が高い日の屋外での活動においてはマスクの着用についても適切に指導を行うこと
- ・ こまめな水分補給を行うように指導している。
- ・ 校長会議で、各学校の指導
- ・ 各校の熱中症対策マニュアルにおける暑さ指数による運動指針を基に、対応・検討。
- ・ WBGTの情報を共有する。 ・運動場にテントを張り日陰を作る。 ・ミストシャワーを設置する。 ・スポーツドリンクの利用 など
- ・ 本格的に熱くなりだす時期よりも早めに、熱中症事故防止対策に万全を期すよう、市教委より通知文を發出している。
- ・ ①帽子の着用②こまめな水分補給③適度な休憩時間の確保④厚さ指数による運動制限⑤暑さ指数によるマスクの着用制限
- ・ 運動会・体育祭に限らず、屋外で激しい運動を行う際にはこまめな水分補給を促す。
- ・ 児童・生徒の体調管理の徹底
- ・ 当日の天候や気象状況を注視しながら活動するように指導している
- ・ 活動日数(準備期間の短縮)と活動内容の見直し
- ・ 「熱中症予防運動指針（環境省）」・暑さ指数（WBGT）に基づいた対応を求めている。
- ・ 開催時期・開始時刻の検討を促す
- ・ 児童生徒席にテントを張る。冷房があるところで、休養をしっかりとらせる。
- ・ 暑さの厳しさの程度に関わらず、運動等により体温が上昇する活動については、熱中症に注意するよう指導しております。
- ・ 児童生徒の健康観察を丁寧に行い、無理のない活動をするようにしている。熱中症計を使い、各学校で子どもたちに注意を呼びかけている。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・運動会の時期をずらして計画・実施している。
- ・熱中症対策の徹底についての通知を发出（5月）
- ・冷房設備の稼働
- ・子どもたちの体が暑さに慣れていないのを考慮して運動内容等の検討するように指導
- ・WBGTの測定を定期的に行い、この結果に基づいて対応する
- ・文書による注意喚起
- ・こまめな水分補給と休憩を定期的にとるなど、日ごろから熱中症対策を実施する。
- ・こまめな水分補給 活動中にはマスクを外すこと
- ・熱中症測定器等を活用して迅速に対応するように指導している。また、体育祭等では、競技時間の短縮や給水タイム等を確実に設定するように指導している。
- ・暑さに身体が慣れる期間は特に激しい運動に注意する。熱中症対策は学校全体で取り組みこと。
- ・校長会議等での周知
- ・児童生徒の体調管理
- ・水分補給の時間確保、テント等で日陰をつくる（管理職等研修会での指導）
- ・日常的な安全指導の継続をお願いする。
- ・熱中症事故防止について通知する
- ・今年度は、暑くなる前の4月後半に各学校に通知を行った。熱中症警戒アラートの活用はもちろんであるが、熱中症警戒アラートが発令されなくても活動する場所で必ず暑さ指数WBGT値を計測するようにお願いした。通知の内容は以下の通りである。 1 規則正しい生活（早寝・早起き、3食きちんと食べる等）を送ること。 2 多めの水分を持参させ、喉が渇く前にこまめに水分補給をすること。また、水分補給だけではなく、適度な塩分補給（経口補水液等）についても考慮すること。 3 屋外における活動の際には、帽子等を着用すること。 4 換気をこまめにし、湿度が高くならないようにすること。 5 身体的な距離が十分とれない時は、マスクを着用することが望ましいが、気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外しても構わない。その際は、換気や幼児児童生徒等の間に十分な距離を保つ等の配慮を講じること。 6 気象状況や学校施設（教室、特別教室、体育館等）における空調の有無に応じた活動内容の設定等に留意すること。 7 熱中症警戒アラートを活用するとともに、日頃から、運動場、体育館、校舎内等の暑さ指数（WBGT）を定期的に計測すること。 8 暑さ指数（WBGT）が「28℃」を超えた場所では激しい運動を中止すること。また、暑さ指数（WBGT）が「31℃」を超えた場所では活動を原則中止すること。
- ・テントを複数建てるなど日陰を作ること
- ・各学校が自主的に状況を判断し対応している
- ・4月から6月頃は、まだ体が暑さに慣れていないため、熱中症が起こりやすいことを周知していく。
- ・子どもに無理が生じないよう、適切に学校行事を実施するよう指導している。
- ・こまめな水分補給、授業内での休憩時間の確保、暑さを避け午後を実施
- ・1学期の運動会は実施していない。 2学期は、帽子の着用・練習や運動会当日の給水タイムの確保（天候によって回数の増加）を指導している。
- ・事前に天候の状況を確認し、注意喚起を行うとともにリスクを伴わないような方法の工夫をするよう指導している。
- ・小学校は10月、中学校は9月末に実施している。
- ・各学校で熱中症計によるWBGTを測定を実施し、値に応じて「学校における熱中症対策ガイドラインの手引き」に基づき、対応するよう指導している。
- ・体育祭を5月に実施しているため、検討課題はない
- ・こまめな水分補給 練習時間の短縮→短い時間で効率よく こまめな休憩をとる WBCT測定器の活用
- ・各校に配付してある暑さ指数計により、暑さ指数を測定し、市作成の「熱中症対策マニュアル」に記載した「暑さ指数を用いた指針」に照らし、活動の可否等を判断していただいている。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・運動会、体育大会の開催時期の検討を指示したことで、すべての学校が秋の開催になった。
- ・現在対応していないが、今後対応を検討していきたい。
- ・管理職研修会において、熱中症対策について指導
- ・管下の学校に対し、マスクの着用や登下校、運動前と運動後について、熱中症予防の留意点を通知で発出したり、特に熱中症の危険性が高い場合は、校園長宛の緊急安全メールで注意喚起したりした。
- ・①マスクを外しての運動を推奨（熱中症対策を優先）②授業前にWBGTを計測し学習内容を決定③授業中は水分補給をしてよい④授業後は体調確認
- ・熱中症指数計を用いて、活動する場所の暑さ指数を確認し、状況に応じた対応をするよう指導
- ・警戒アラート発表前から各学校への啓発及び熱中症対策の確認依頼
- ・暑さが厳しくなる前の5月中に、熱中症に関する注意喚起の通知を各学校に出している。
- ・毎年4月末頃に文部科学省から発出される熱中症事故防止に係る通知文に併せて、府教育庁から注意喚起の通知を発出している。
- ・WBGTを基に、学校として対応を検討することや暑さに慣れていないので、休憩時間の確保やこまめに水分補給をするように指導
- ・活動場所や内容の変更をする
- ・活動内容や、活動環境に応じた児童・生徒の体調管理
- ・体が暑さに慣れていない時期での熱中症の注意喚起 ・十分な水分補給の準備とこまめな水分補給 ・長時間に及ぶ練習・準備等の際の児童・生徒の様子の見守りの徹底
- ・熱中症事故防止についての通知を送付し、未然防止の意識を高めるとともに、具体的な対策の実施を依頼している。
- ・熱中症警戒アラートの情報提供。健康観察等の重視。こまめな水分補給の徹底等。
- ・休憩時間・休憩場所を確保する。日影を確保する。
- ・暑さ指数をこまめに計測するよう指導している。
- ・4～6月に体育祭等を行っていない。
- ・水分補給や休憩を取ることを推奨するなど
- ・授業の進捗や児童・生徒の安全を踏まえたうえで、できる限り危険な状況をつくらないように努めていきたい。
- ・本課では熱中症予防の取組として県と「健康づくり等に関する包括的連携協定」を締結している大塚製薬から熱中症対策アドバイザー養成講座や教材の情報提供をしていただき、4月から5月に発出している。また、文部科学省からの通知をもとに熱中症事故防止について通知するとともに、本課が作成した「熱中症予防に向けたガイドライン」に従って各学校の実情に応じた対応を依頼している。
- ・健康観察の徹底、水分補給、休憩確保、活動時間の短縮などをお願いしている。
- ・「夏期における児童生徒のマスク着用について」等の大阪府等からの通知を学校へ通知し対応
- ・運動会（体育大会）を10月以降として実施している。
- ・文部科学省や府の情報を学校に周知している。
- ・WBGT計の設置を行い、指数によって活動内容を検討すること ・こまめな水分補給を行うこと ・運動時はマスクを外すこと
- ・暑さに体が慣れるまでは、屋外での学習が長時間にならないように配慮する。 ・15分に1回など時間を決めて水分補給をする。
- ・活動前には熱中症指数を確認し、実施判断をすること
- ・4月に熱中症予防の取組状況調査を実施、点検・指導（早期の職員研修等） ・「重大事故防止マニュアル 熱中症」の活用促進（随時）
- ・学校にて臨機応変に対応している
- ・各学校とも熱中症対策を実施しながら対応する。
- ・WBGTに応じた適切な対応を行うように指示している。
- ・4から6月ごろは、まだ暑さに慣れていないので、暑さが厳しくなくても熱中症に留意した対応をするように早目の指導に努めている。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・こまめに水分補給と休憩の時間を確保すること。
- ・暑熱順化を意識した授業をする。体育祭の5月開催・半日開催。
- ・大阪府からの通知を周知し、それに準じた対応を求めている。
- ・早い段階からの熱中症予防の声掛け
- ・熱中症予防対策温湿度計の活用
- ・体育館・グラウンドに設置されている熱中症の危険度を測定する温湿度計により常に確認を行うよう指導している。
- ・暑さ指数（WBGT）を基準として、活動時間や回数の制限を呼びかけている
- ・熱中症対策の依頼
- ・暑さ指数に基づいて対応を行うよう指導している。
- ・年度の早い段階（今年度は5月上旬）に各校に対して、熱中症防止について注意喚起および通知を行っている。
- ・暑熱下での活動時間の短縮を指示。熱中症計による暑さ指数の測定および活用。
- ・子どもたちの体が暑さに慣れるまで、長時間の屋外での活動をひかえるなど、無理な計画はしないように依頼する
- ・本市では4月から6月に運動会等を実施していない。
- ・熱中症チェッカーを各校へ配布し、天気予報や体感により暑くなりそうな日には、活用し対策を講じている。
- ・WBGTの定期的な計測、数値以外の気象状況等から、校内で連携して判断、対応すること。
- ・各学校へ暑さ対策や注意の呼びかけ
- ・給水時間の設定 ・防止の着用 ・休憩時間の確保 ・情報共有 ・健康観察の徹底 ・応急処置について
- ・文部科学省や愛媛県からの通知を周知している
- ・環境条件に応じて活動する。運動が長時間にわたる場合や屋外での活動の際には、活動前後に必ず水分補給を行わせ、さらに、活動中においてもこまめに水分や塩分を補給させる。体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らすようにする。服装は軽装にし、素材や吸湿性も通気性のよいものにする。屋外では直射日光に当たる場合は、帽子を着用させる。暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識し、指導者等は常に健康観察を行い、体調不良のときは、無理に運動をしない・させないようにする。
- ・気温が高くなった場合には、積極的な水分補給と激しい運動を控えるよう伝えている。
- ・熱中症事故防止の周知をしている
- ・校長会や学校保健会で、熱中症対策について声掛けをしている。
- ・熱中症の兆候がある児童・生徒は、直ちに医療機関への受信を行うよう対応すること。
- ・体育の授業前に熱中症対策の事前指導を徹底する。
- ・「熱中症警戒アラート」が出される前には校長会議で熱中症が心配されるときには同等の対応をとることを確認し実施している。
- ・国や県からの通知や資料を活用しながら熱中症予防の対策を講じている。
- ・熱中症事故の防止について、暑さ指数に基づいて活動中止を判断するよう文書で通知する。
- ・体が暑さに慣れていないので、この頃から適切な措置を行うように通知している。
- ・以前より各学校に熱中症対策について指導している。
- ・夏場の運動会を避け、秋での開催を計画している。
- ・熱中症指数計の活用
- ・こまめな水分補給等、一般的な熱中症対策については常に意識をし、必要に応じ児童生徒に指導すること
- ・一部の小学校で運動会を5月に開催した。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・運動量や練習内容の見直し、水分補給や休憩時間の確保、一人一人の健康状態の把握
- ・5月に行われる校長研修会で注意喚起を行なっている。
- ・各学校にWBGT測定器を設置し、WBGT値を測定し、活動の中止などの制限をかけている。
- ・暑くなる前に熱中症対策への取組を指示している
- ・コロナ対策として、マスクの着用を引き続き指導しているが、登下校や屋外での活動ではマスクを外すよう指導する。水分をこまめに補給する。
- ・各校にてWBGT温度計を用いて測定し、厚さ指数を確認して対応している。
- ・児童生徒の体調に配慮した計画、実施についての指導
- ・水分を補給する時間を設定させている。
- ・運動会、体育祭を秋に実施している。
- ・熱中症の事例はない
- ・各種通知文の伝達および校長会議で注意喚起を行っている。」
- ・国や県からの通知の周知。
- ・WBGT計の活用、こまめな水分補給の徹底、児童生徒の体調観察の強化
- ・校長会、教頭会で情報共有 ・グループchatで毎日情報発信
- ・当町の学校は、運動会は9～10月開催 暑い日もあるが、日陰を作る等学校で工夫してくれている。
- ・管内の小中学校はすべて5月に一斉に実施、半日開催を基本とすることを指導している。
- ・通知文にて、十分な熱中症対策を依頼
- ・常に暑さ指数に基づき活動内容を検討し、変更・中止を判断するよう指導している
- ・健康観察の確実な実施 WBGT測定器の活用
- ・気温等の状況から適度に休憩をとり活動するよう、学校で対応いただいているため。
- ・季節の変わり目、体が暑さに順応できてない時期の活動・対応について、通知文書の発行や、校長会等での呼びかけなどを通じて注意喚起を行なっている。
- ・こまめな水分補給
- ・細かな水分補給の推奨
- ・最終判断は学校に任せてあるが、実施する場合は十分注意し、保護者にもその対応を伝えた上で行うように指示している
- ・現状は対応を考えていない。
- ・短い時間での実施や日陰での待機など日常から熱中症対策を意識して計画を立てること。
- ・熱中症指数モニターの利用、水筒・防止の持参、こまめな水分補給、屋外滞在時間の短縮
- ・熱中症指数計での計測
- ・効率を考えた練習内容や時間の短縮、こまめな水分補給、テントの設置等
- ・特に検討していない。
- ・水分をこまめに取ること 登下校等、必要に応じて帽子をかぶる等
- ・暑さが厳しくなる前でも根中小の可能性があるので、特に体育大会の練習で気を付ける。気温だけでなくWBGT暑さ指数も参考にする。
- ・熱中症警戒アラート等の他者の基準を用いて判断するのではなく、個々の体調変化を基準に熱中症対策を講じる対応を検討。
- ・こまめな水分補給をすることや屋外ではマスクを外してよいことなどの指導を徹底することを依頼すること。
- ・暑さが厳しくなる前の校長会で、注意喚起を呼びかけ教員へ児童生徒への指導を依頼した。
- ・WBGTを定期的に測定し、30℃以上で屋外での活動への注意喚起、31℃以上で、原則運動禁止を依頼する。

教育委員会向けアンケートの結果

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・ 早めの水分補給 こまめな休憩
- ・ 「市基準」として「熱中症事故防止について」という文書を発出している。
- ・ 開催時期を9月から10月中旬以降に変更した。 ・ テント等で日陰を作る。 ・ 水分補給をこまめに行う。 ・ 熱中症が疑われたら、ためらわずに救急搬送する。
- ・ 本市の体育祭は9月に実施している。本市では5月の時点で、市作成の熱中症対策を各学校に周知し、熱中症予防に向けた取組を行っている。
- ・ こまめな水分補給を行う
- ・ 熱中症対策の措置の確認。授業や行事を変更・中止できる体制であることを指導している。
- ・ 暑くなる時期の前の、早めの熱中症指導を各校で行う。
- ・ 通知やチラシ等を活用して、熱中症対策の徹底を依頼 ・ 5月から10月まで毎月熱中症発症状況の報告を求めることによる意識付け
- ・ 危機管理マニュアルの熱中症対策にあるように対応するよう日している
- ・ 時期をずらし実施している
- ・ アラートの発表有無に関わらず、気温や湿度の高い日は熱中症に気をつけるよう指導している。
- ・ 冷房設備の稼働
- ・ 時間の短縮
- ・ 天気予報の確認
- ・ こまめな水分補給、積極的な冷房設備の稼働など
- ・ 気温等気象状況を事前に把握し特に体育の授業における屋外の活動について予定を変更するなど柔軟な対応。またcorona禍におけるマスク着用についても屋外では着用しないなどの指導。
- ・ 休憩時間を適度に設定して水分補給に気をつけること。
- ・ 各学校や子どもたちの実態に応じて柔軟に対応していくことと、状況を見ながら冷房の活用や水分補給を行わせること
- ・ 毎日の天候、気温の確認を行いその状況に応じて、おまめな水分補給、諸活動の変更等対応するよう指導している。
- ・ 県教育委員会からの熱中症事故の防止について注意喚起文書の周知
- ・ 暑さ指数に基づいて対応を行う。
- ・ エアコンの有効活用とマスク非着用
- ・ WBGT系の活用等、熱中症対策マニュアルに基づいた対応 ・ 校長会議等における具体的な対策の指示
- ・ こまめな水分補給と家庭での日々の体調管理の徹底、外での活動においてはマスクを外すこと及び防止の着用などを行うこと
- ・ 水分補給 活動時間・場所の配慮 帽子着用
- ・ 暑熱馴化されていない時期も警戒が必要と考え、5月には学校へ通知し、その後職員研修等の資料を送っている
- ・ 熱中症予防に関する国からのガイドラインを通知し、周知を図っている。
- ・ 児童生徒の健康観察および帽子着用や、こまめな水分補給を徹底するよう指導している
- ・ 4～5月はまだ寒く対応の必要性がない。6月も暑い日は年々増えてきていると感じるが、現時点では対応する必要性はない。
- ・ 例年、4月下旬に文部科学省から熱中症事故の防止についての事務連絡が発出される前の年度当初に各学校宛て児童生徒等の熱中症の予防について通知を発出し、注意喚起を実施している。
- ・ 屋内外での授業中、休み時間等のこまめな給水や風通しの良い場所での小休憩等のとり方、熱中症指数計 の導入依頼。
- ・ 暑さ指数等を参照し、各校長の判断で適切な対応をするように指導する予定

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・熱中症計を配布し、状況に応じて対策を講じる指導
- ・長時間の活動は控える。適宜水分補給の時間をとる。教師の目が不在の状態を作らない。念の為、保健室等に体を冷やすための氷や氷嚢を準備、体を休められる場所の確保、緊急の連絡体制の確認をしておく。
- ・スポットクーラーの活用 ・経口補水液等の常備
- ・校長会議にて注意や換気と呼びかける等
- ・熱中症指数によって、行事等の延期中止の対応を検討する。
- ・外活動の検討、冷房稼働
- ・適宜休憩時間を確保すること、こまめに給水すること。
- ・暑さ指数等活用し、授業や部活動、行事の実施を検討するよう通知している。
- ・4月の市内校長会において注意喚起と対応の確認をしている。熱中症計の活用を呼びかけている。
- ・文書通達時及び毎月定例開催の校長・園長会議において連絡指導を行っている。WBGT指数表記管理計を全校に設置しているため、特に外での活動の際は確認して実施するよう呼びかけている。
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きの活用
- ・WBGTを測定し、運動実施等を判断する マスクを外す指導の徹底
- ・学校裁量にまかせており、教育委員会から特に対応を指示していない。
- ・WBGT計を用いて、気温・暑さ指数を確認・表示。マスク着用について、熱中症の観点からも確認。
- ・暑さ指数計や気象情報を参考に行動すること
- ・通知を発出し、熱中症に関数対策を講じるよう注意喚起をしている。
- ・秋の開催のため、気温や湿度には気を配り、熱中症対策を行っている。
- ・近年の気象状況を鑑み、日頃から、気象情報に注意するよう促し、対策等の確認が必要と注意喚起する必要があると考えるため、それらに対応できるようにする。
- ・学校の危機管理マニュアルへの熱中症対策ガイドラインの掲載と教職員での対応の確認をお願いして
- ・体育祭（運動会）等の行事は、気温・湿度ともに低い秋（10月頃）に行っている。
- ・熱中症の発生が懸念される場合は、各校に配付した測定器を用いてWBGTを測定し、適切に対応するよう指導している。
- ・こまめな水分補給、休み時間・授業・部活動の短縮や延期、冷房設備の稼働など
- ・毎月の公聴会における注意喚起
- ・状況に応じ水分補給をするように児童生徒に指導する。体育大会等では、帽子の着用や待機場所にテントを設営する。など。
- ・熱中症の未然防止に関する注意喚起
- ・4月の管理職研修会や養護教諭研修会等で、熱中症の未然防止について指導をしている。体を動かす活動等がある場合は、水分補給をこまめにすること、休憩を必ず取ることなどを徹底している。
- ・Q8の3、8、9を実施している。
- ・メールや連絡用アプリ等での注意喚起。校長会での熱中症予防対策の周知等を引き続き行う。
- ・各校に設置している熱中症指数を測る機械をもとに、指数が高い場合は実施を見合わせる等
- ・国及び県が作成した熱中症予防に関する資料を各校に送付する際、気温や暑さ指数を参考にしながら適切な対応をとるよう注意喚起しようと考えている。
- ・各学校の実情に応じ、危機管理マニュアル等に沿って対応
- ・暑さが厳しくなる前に校長会等で注意喚起していきたい。
- ・暑さ指数等を確認し、気温だけではなく、湿度等の考慮して活動を行うように指導している。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- ・各校の危機管理マニュアルの熱中症対策の内容確認とともに、マニュアルの適切な運用を指導する。
- ・体が熱さに慣れるまでは、活動時間の短縮や休憩回数、休憩時間について指導している。
- ・体育大会（運動会）は10月に実施しているため、直接的な問題はない。今年度においては、暑さの指数がわかるセンサーを各学校に試験的に導入。その数値を見て各学校にて判断。次年度以降の導入については検討。
- ・冷暖房の適切な稼働の指示、活動時間について配慮いただくよう連絡
- ・熱中症に係る対応と予防について取組を校長会で共通理解を図り、各校の対策につなげている。
- ・道教委等の通知に基づき、適切な水分補給や休息等について、組織的に対応するよう指導。
- ・各学校で対応
- ・こまめな水分補給をお願いしています。運動中はマスクを外すように指導されています。
- ・運動時にマスクを外す、こまめな水分補給をするよう指導している。
- ・暑さが厳しくなる前に、各学校へ通知を発出したり、校長会等で注意喚起したりしている。
- ・各校に設置してある熱中症計を活用して、厚さ指数に基づいて対応と行うように指導している。
- ・文書による各学校への注意喚起（こまめな休憩・給水、熱中症保健マニュアルの周知）
- ・準備の中止を促す
- ・体育の授業や屋外での活動の際は、こまめな水分補給と活動内容・活動時間を工夫するように、各学校へ指導している。
- ・校長会等で熱中症未然防止に向けての指導を実施している。
- ・対応について事前に各学校へ通知している。
- ・暑さが厳しくなる前（午前中のうち）に実施するよう指導を検討
- ・天気予報の予想気温等の情報により、WBGT測定器を用いて対応を検討するよう依頼。
- ・4月から6月は気温があまり高くはならないが、体育祭及び準備中に熱中症にならないよう気温に応じて学校に呼びかける。
- ・例年5月上旬に、文部科学省から発出される熱中症事故防止に関する通知をもとに、各学校への注意喚起を行っている。
- ・各学校への早い時期の危機管理意識の呼びかけ・危機管理マニュアルの活用呼びかけ
- ・こまめな休憩と水分補給・テントを立てるなどの日陰の確保・放送での注意喚起
- ・注意喚起
- ・タブレットを事前に補給・授業時間におけるこまめな水分補給
- ・各校で作成している熱中症対応マニュアルにそって対応すること
- ・熱中症の危険がある場合の活動の制限
- ・通知を出し、気温が高なくても湿度等の条件により事故が発生する可能性があることについて注意喚起をしている。
- ・日陰対策、水分補給、帽子、校外でのマスク着用をしない注意点について
- ・その日の気温によって、場所を変更したり、こまめな水分補給を促すといった、気温に応じた対応。
- ・天気予報等の情報共有
- ・校長会議、教頭会議、養護教諭会等での注意喚起
- ・熱中症計等の活用により、指数の高さに応じて適切な判断をするよう指示している。
- ・気温が高くなる予報の時は授業の内容を変更することを検討するようお願いしている
- ・暑さ指数をもとに、活動内容を検討するようになっている。
- ・天気予報で気温等を確認し、対応するよう指導している

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 適切にマスクの着脱を行うよう指導すること。こまめな水分補給をとるよう指導すること。
- 4月1日に通知文で熱中症の予防のために留意すべき点について指導をしている。
- 予防、対応に関する国、県等の関係機関の情報の周知
- 熱中症予防に関する注意喚起
- 学校備え付けの熱中症対策WBGT機器を活用して、健康管理に努めている。
- 屋外活動時間の短縮や日程の延期等、気象予報を参考に早めに判断するよう、学校長に指示
- 帽子の着用、こまめな水分補給、日陰で休憩
- 日々の水筒、マイボトルの推奨や春先から熱中症について県の通知文等を活用し、意識をしてもらえるようにしている。
- 校長会にて熱中症対策の徹底を依頼
- 暑さが落ち着く9～10月に体育祭や運動会の行事を実施
- 児童生徒の体調を十分に把握するよう指導している
- 体が暑さになれていない時期でも湿度が高く、虫暑い日にスポーツをすると熱中症になることがある。水分補給等対応を行うよう指導する
- 水筒/日傘/帽子の持参の許可/推奨、こまめな水分補給のためのマイボトル活用の呼びかけ
- 各校へ注意喚起（メール配信等）
- 6月には熱中症対策を徹底するために、市の指針とともに、予防対策の周知を図った
- 健康管理体調管理に気をつけるよう呼びかけ
- 練習時間、時間帯への配慮
- 各学校で、対応しているが、暑さを考え、10月に実施している学校がほとんどである。
- 時期に関係なく熱中症の心配がある場合は、常に同様の対応をしている。
- 校長会を通じて注意喚起
- 熱中症警戒アラートの発表にかかわらず、気温等を確認しながら、適切に活動するよう指示している。
- 校長会等での注意喚起 情報提供
- 体育祭（運動会）実施時間や練習・準備時間の短縮
- 学校に対して開催するかしないか子どもの安全を第1に考えて適切に判断するようにしどしている。
- 屋外での活動への日程変更の通知など。
- 急な温度変化や気温や湿度等の状況に応じて、熱中症対策するよう指導している。
- 未定
- 危機管理マニュアルに基づいた対応
- 感染症対策と熱中症対策を両立すること
- 気温に注意した対応
- 時間短縮や実施時間帯の変更
- 予報等を確認し早めの判断、対応を行う
- 注意喚起
- 熱中症指数系を活用し活動の目安とするよう各学校へ熱中症指数系を配布した（R3年度）
- 警戒中であることの周知
- WBGT計の設置による暑さ指数のモニタリングを行い、熱中症が発生しないようにしている。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 所管の学校への呼びかけや部活動に関する中止、延期等のルール設定などをして対応
- 熱中症警戒アラートが発表される前の対応については、学校ごとの判断としている。学校が状況に応じて主体的に判断する必要があると考える。
- 開催時期の検討 ・開催有無の判断と条件
- 各校に設置している熱中症指数を測る機械をもとに、指数が高い場合は実施を見合わせる等
- 特にありません。
- 身体が暑さに慣れるまでは熱中症になりやすいため、児童生徒の体調に十分に配慮しながら活動するように、注意喚起している。
- 環境省、厚生労働省、文部科学省から提供された情報を各学校に配付するとともに、毎月の市内校長会において情報共有するなどして注意喚起を行っている。
- 適切な水分補給、疑いのある症状への適切な処置、マスク着脱
- 特段の対応は検討していない
- 市内校長会、教頭会等での声かけを行った。
- 町校長会などで口頭で指導依頼をしている。
- 気温や暑さ指数に基づいて対応を行うよう指導しているため
- 熱中症計測器の活用
- 「熱中症警戒アラート」の有無に関わらず、気温が高くなることが見込まれる場合は、熱中症対策を講じる。
- アラートが発表されてから対応するのでは遅いので体育祭の練習といった行事以外でも日頃から体育の授業や部活動等に関して学校に注意喚起している。
- 熱中症対策ガイドラインを全職員に周知するとともに、ガイドラインに基づき、熱中症指数計の値や気温等から、体育や諸活動、行事の実施の可否を判断するよう指導している。
- 暑さに体が慣れていない時期の注意喚起、暑熱順化の必要性
- 保冷用の発泡スチロール箱を各教室に用意し、ネッククーラーや凍らせた飲み物を入れることができるようにしている。
- 活動前に適切な水分補給、水分や塩分の補給できる環境を整える。活動場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定する。きめ細かく健康観察を行い、緊急時の対応について救急体制の確立 など、対応、対策の徹底を文書で依頼。
- チラシの配布などで注意喚起している。
- 注意喚起（校長会など）
- 活動前に適切な水分補給を行い、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。 ・活動中や終了後にも適宜、水分・塩分の補給を行う。 ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。 ・活動場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定する。 ・活動前に適切な水分補給を行い、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。 ・活動中や終了後にも適宜、水分・塩分の補給を行う。 ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。 ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。
- 通知を出し注意喚起をする。
- こまめな水分補給や室内での実施等
- 熱中症事故防止について留意すべき点を通知している。
- 市の校長会議で、体育等の際には、マスクの着用より熱中症対策を優先するよう指導。6月中旬に熱中症事故等の防止について指針を示した。
- 6月はまだ涼しい時期のため熱中症の心配はない
- マスクの適切な着用の指導 児童生徒の体調管理 こまめな水分補給
- 熱中症の発生が予想されそうなときは、学校等へメールを一斉送信し、注意喚起している。
- 熱中症指数計を用い、数値に対応した適切な対応をとるように指示している。

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 校長会や計画訪問等で熱中症対策徹底について指導する。
- 教職員に対して、暑さ指数（WBGT）の確認の徹底 水分補給等の指導の徹底
- 屋外でのマスクは外してもよい。水分補給をこまめに。
- 各学校現場に委ねている。
- 環境省熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数を確認するとともに、各学校においても暑さ指数を計測し、暑さ指数を用いた指針を参考に教育活動をするよう指導。児童生徒の健康観察の徹底と積極的な声かけ。
- 校長研修会やメールでの周知を通して注意喚起を行っている。水分補給、スポーツドリンクの許可、休憩や休憩場所の確保、休み時間の屋外遊びの時間制限等
- 活動場所のこまめな指数計測・確認、テント等による日よけ対策の徹底、水筒持参によるこまめな水分補給、児童・生徒の健康管理の徹底（無理をしない・させない）
- 5月にマスクの着用と熱中症予防について依頼文書を各学校に発出した。○熱中症対策ガイドライン（県版）を6月に各学校に発出した。○6月に発出した文書を基に、再度7月に熱中症対策を各校に依頼したが、次年度は5月頃に発出する。○10月の運動会前に経口補水液を各校に配布したが、次年度は5月までには配布する。
- 特に対応はしていない。啓発をしたほうがよいと考えている。
- こまめな水分補給と、マスクを外せるときは極力外してもらうこと。また、休憩を十分にとるなど、少しでも熱中症対策ができるよう検討していく。
- 熱中症指数の確認とそれに基づく判断と措置を指示
- 熱中症対策マニュアルを作成し、各校で熱中症発生前からの予防に努めていただいている。
- 朝食をしっかり摂る 水分をこまめにとる 水筒、日傘、帽子の推奨 長時間の活動を避け、適宜休憩をとる 重いランドセルでない、軽いバックなどでの登下校など
- 注意喚起の徹底を行うとともに、Q5=1で回答した内容を実施
- こまめな水分補給
- 安全対策委員会を開き、各校に周知している。段階をふんで、練習計画を立て実施している。こまめに暑さ指数を測定している。（場合によっては、数ヶ所）
- 水分補給の徹底や運動会時の休憩場所のテント設営など
- 熱中症は、体がまだ暑さに慣れていない時期や、気温がそれほど高くなくても湿度等の条件によって発生していることを踏まえ、初夏の時期からこまめな水分補給や、活動内容・時間の調整等の対策を講じるよう啓発する。
- 校長宛にメールで注意喚起を行っている。
- 学校裁量になると思うが、児童生徒の体調を気かけながら、無理をさせないようにしたい。
- 事前に天気予報等の確認、日程の変更等を検討するよう指導
- 各学校でWBGTを計測し、学校教育活動の実施判断可否を判断させる。
- 酷暑対策指針を早めに各校へ通知し、熱中症対策への意識の高揚を促している。
- 特にありません。通年の対応として水分補給や冷暖房の使用を推奨。
- 児童生徒の体調管理の徹底。毎朝の健康観察の徹底。テント等の利用による日陰の設置。
- 体育祭（運動会）の開催時期を検討するよう助言している。熱中症予防の具体的な対応について、職員へ周知するよう指導助言している。
- 県の熱中症対策ガイドラインに沿って対策をするようお願いをしている。
- こまめな水補給等を心がける等のよびかけ（特別なことは現時点で考えていない）
- WBGTを計測し、児童生徒の活動内容について柔軟に対応するよう各校に依頼
- 学校訪問等で注意喚起を行う
- WBGTを測定し、行事及び練習等実施の判断をし、無理をしないようにする。
- 気温や湿度等に関係なく、有事発生に備えた対応

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 熱中症は環境の変化に身体が追い付かない時にリスクが高くなることや、個人差があること、朝食や睡眠の大切さ等を周知啓発し、月や時期に限らず基本的な予防策や健康観察を徹底することを指導。
- 関係機関からの注意情報等の伝達
- 暑さ指数に基づいて対応している
- こまめな水分補給・WBGTを基準とした活動内容の検討・冷房設備の稼働・水筒の持参呼びかけ・帽子の着用
- 文部科学省通知に基づき、学校判断としている。（学校では休憩や、水分補給を行っている）
- 適切な安全指導等
- グラウンドにテントを設置し日陰を作ったり、熱中症チェッカーを活用し、対応している。
- 時期に関係なく、気温等の確認やこまめな水分補給など熱中症対策をするよう呼びかける。
- 現在は、暑さが厳しくなる前でも適切に対策するよう各学校に依頼している。
- テントや冷房設備の貸出しなど
- 各学校保健予算にて経口補水液等の購入呼びかけ。冷房機器完備及び使用の推奨。
- 活動の変更及び中止
- こまめに日陰に入るなど、日頃から熱中症対策を徹底するよう指導している。
- 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動制限の実施 WBGT計測器による、暑さ指数のこまめな把握
- こまめな水分補給、体調が悪い時は休むように指導したい
- 対策を十分にとったうえで実施すること。天候にとよっては、中止の判断もとること。
- 熱中症に対する早期事前指導の実施
- 時間帯の変更やこまめな水分補給を依頼
- 例年4月に屋外活動における注意点について通知を行っている
- Q8の3, 8, 9を実施している。
- 日常的にこまめな水分補給や気温等に応じた授業を実施するなど指導する。
- 各学校に、熱中症予防に関する通知文書を送付している。校長会、教頭会、養護教諭研修会、保健主事会にて、注意喚起をしている。
- 体育館等のWBGT測定器を確認するよう指導している。
- 早い時期から校長会での注意喚起をする。
- こまめに水分補給するよう指導することや、運動中はマスクを外すよう指導する。
- 練習期間や練習時期、開催時期の見直し。
- 学校長に注意喚起している。
- 4月～6月に文科省の通知を学校に対し送付し、注意喚起を行っている。また、市教委より各校にメール等を配信し、注意喚起を行っている。
- 暑さが厳しくなる時間帯を避けて、運動等の活動に取り組めるようにする。
- 時間を短縮させたり場所を屋外に変更したりする対応をしています。
- 5月前後の管理職会議等において、熱中症対策における指針等の通知・確認を行い、シーズン前から啓発に努めている。
- 現時点では対応について検討していない。
- マスクの着用については、その条件の共通理解を図っている。
- こまめな水分補給、テントの設置、着帽などをお願いしている。
- 学校の実情に応じて対応をお願いしている

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 内容を精選し、時間短縮を図る。活動前後の健康観察。細やかな水分補給の指示。
- こまめな水分補給の徹底や校外活動時における帽子の着用。または、水泳指導時における児童生徒の健康観察の徹底等
- 春の運動会は5月中に終了している。また、秋の運動会については、10月以降の開催とし、6月から9月半ばまでは、運動会練習を行わないように通知している。
- その時期に体育祭（運動会）を行っていない
- 日程の変更、水分補給等の実施
- 処暑期にも、夏季と同様の熱中症防止対策を呼びかけている。
- 学校に熱中症指針を購入し、熱中症予防運動指針表を校内で周知し、それに基づく対応を指示している。
- ○○市立小・中・支援学校における熱中症対策ガイドラインによる、WBGT予測での事前情報判断、活動中WBGTでの対策・対応をしている
- 季節を問わず気温と湿度で熱中症を注意できるよう伝えることを検討
- 5月初旬に、厚さ指数や熱中症警戒アラートを活用しながら熱中症予防に努めるよう、各校に指導している。
- 熱中症計の活用
- 体育や運動部の活動中等は、熱中症リスクが高く、マスクを外すよう指導する。
- 小学校においては、この時期に運動会は実施していない。中学校では、体育大会の実施にあたり、校長のリーダーシップのもと、養護教諭や体育主任、各学年の主任らと連絡を取り合い、こまめな水分補給、適度な休養ができるような環境の整備や計画を作成するよう指示している（予防的な考え）。また、万が一体調不良の児童生徒が出た場合は、躊躇せず救急車の出動を要請するなど、積極的な対応をするよう指示もしている。
- 活動場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することが必要なこと
- 熱中症対策をとって活動を行うこと（こまめな水分補給・健康チェック・日陰をつくること 等）
- こまめな水分補給、屋外での活動変更
- 子供の様子を確認したり、のどが渇く前に水分補給させるようにしたりするなど、天気によらず暑いときには配慮するよう促している。
- 熱中症の危険性がある時期は休憩や水分補給等指導し、児童生徒の体調に変化がないかチェックしてもらう。
- 適切な水分補給と休憩も含めた安全管理。
- 熱中症事故防止についてのこれまでの通知等を参考にした各校への指導
- 各学校での対策をお願いしている。
- 実施時期の再検討
- 休憩時間、水分補給時間の確保
- 校長会にて注意喚起、また文書にて各校へ対策の依頼をしている。
- 飲料の配布、こまめな水分補給、児童生徒の状態の観察
- 教育局からの通知に基づき、熱中症事故の未然防止の徹底について全校に周知している
- 気温や暑さ指数に基づいての対応
- 暑さ指数に基づいて対応を行うよう指導している
- こまめな水分補給を行い、熱中症の恐れがある場合は活動を中止する。
- 年間を通じて、適宜、管理職研修会や養護教諭部会等への指導を継続していく。
- 暑さ対策の注意喚起
- 具体的な対応はしておらず、学校にての対応を委ねております。
- その時期の対応について特に指導していない。
- こまめな水分補給と、他の人との間隔が空けられるならマスクを外して熱中症対策を行う事

Q11 4から6月頃の「熱中症警戒アラート」が発表される前、すなわち暑さが厳しくなる前に、体育祭（運動会）及びその準備中に熱中症が発生しております。そのような状況のなか、教育委員会は各学校に対してどのような対応を検討しておりますか（実際に対応していますか）

- 予報により準備予定を変更する等、柔軟な対応。
- こまめな水分補給や休憩、子供たちの様子の確認等を実施するよう指導している
- 4～5月の教頭会において、熱中症に関しての説明を行っているため
- こまめな水分補給を呼びかけることの周知。 ・コロナ禍において、特に十分な距離が取れる際には、マスク着用を求めないことの周知。 ・活動場所や時間等の検討。
- 運動会は9月以降に行っている。
- 市で文書を発出し、注意喚起している。
- 事前に熱中症対策ガイドラインの周知。暑熱順化の周知。
- 貝塚市のすべての学校園にメールにて①天候(WBGT値等)を把握の上、テント等で日陰を作ったり、給水タイムをとるなど柔軟な対応を行う。②朝の健康観察を念入りに行うとともに、子どもが不調を感じたら、早めに申し出るように指導し、絶対に無理をさせない。等の通知を出している。
- 熱中症予防及び対応について、文書、パンフレット等で周知しています。
- こまめな水分補給 ・活動時間の短縮 ・テントなどで日陰をつくる
- 児童生徒の様子に特に気を配り、暑くなくても水分補給を呼び掛けている。
- 実施時期の変更も検討中
- こまめな休息、水分補給 ・朝、放課後等気温の低い時間の活用 ・日陰用テントの設営
- 冷房設備の活用につて
- 十分な休憩時間の確保と水分補給を取るよう指導
- 文部科学省・環境省の通知及び資料を参考に、適切に対応するよう通知している。
- 検討事項ですが、運動会の開催時期の検討や準備の日程の変更が必要となります。会場を屋内の体育館に変更することも必要と考えています。
- 気温だけを気にするのではなく、常に子供たちの状況を観察し、必要であれば水分補給や休憩の時間を設ける

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 熱中症警戒アラートが発表中に体育や部活動をしていると、屋外での活動は絶対に禁止するものと理解している保護者や地域住民から、中止するよう要求がある。熱中症対策を講じ、十分注意したうえで活動している、と説明しても理解していただけないことがある。
- アラートが発表された際に、「運動を控える」など、引き続き各校で確実に対応策を継続してもらうようにする。
- すべての学校に周知されているが、WBGTの危険指数が予測されているにもかかわらず、学校判断で部活動等を実施する学校がある。
- 対応出来る職員がいない
- 教育委員会の注意喚起により、各学校が細心の注意を払っているが、熱中症になる子どもがいる
- 市内小中学校の標高差が大きくアラートが発表されても学校ごとの気温差が大きく異なり、あまり役に立たないこと。
- どのように対応しているか他県の状況を知りたい。
- 基本的に暑さ指数に基づいた教育活動を指導しているので、警戒アラートはさらに注意喚起を呼びかける、対応の準備をするために有益であり、課題等については特にあるとは認識していない。
- 同じ回答になりますが、沖縄県では「熱中症警戒アラート」が頻繁に発表されるため体育の授業やクーラーのない実習室などでの活動についてどのような対応をしたらよいか困っています。
- 熱中症警戒アラートが発表されたが午前中は熱中症計指数で計測したところ問題なく体育の学習等は行えるが、市民や保護者より熱中症警戒アラートがなっているのに体育学習をさせることへの抗議が数件あった。
- 大会開催時に、学校の判断で行動できない。
- 大会の中止についての判断が課題（会期等が決まっているため）
- 各学校、保護者に伝わっているのかが不安
- 土日、夏季休業中の部活動実施の際、管理職や養護教諭が出勤していないときの対応を徹底すること。
- 発表時を即座に把握できない。
- 下校を繰り下げるなどした場合の対応
- 大変助かっております
- 暑さ指数（WBGT）をこまめに測定すること。
- 大会前の部活動の活動について。
- アラートが出た場合は、運動を中止する等国や県での統一の指導を広報してほしい。
- 速やかな情報伝達。
- 熱中症警戒アラートよりもWBGT31をもとに指針を作成しているため、対応はできていると考える。
- 活動現場で暑さ指数の計測を推奨しているため、アラート発表時でも活動可と判断した場合の地域への整合性の説明。
- 連日の発表による活動に中止
- 日本で最も暑いと言われる地域になりつつあり、学習活動や部活動に支障をきたし始めている。
- 県の範囲が広いため、全ての市町村で「熱中症警戒アラート」発表時の対応を行うことが難しい。基本的には、各校での情報収集が必要となる。
- 「熱中症警戒アラート」が発表されると、中高生の子供をもつ保護者から屋外での活動についての問い合わせが頻繁にある。保護者は熱中症警戒アラート＝屋外の活動中止と捉えている。
- 熱中症警戒アラートの迅速で確実な把握方法
- 本町は明石市の数値を参考にしている。各学校の熱中症計の数値も確認しているが、危険は明確だが警戒、嚴重警戒場合の行動制限の程度が悩ましい。
- 特になし 各校で、暑さ指数計（WBGT計測器）を活用し早めに判断している。
- （Q4に同じ） ・熱中症警戒アラート発令が続く場合の体育（実技）の在り方、特に夏季の部活動の在り方 ・新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策を同時に行う上で、マスクをなかなか外せない児童生徒がいること
- 「アラート待ち」にならないよう、子どもたちの体調の変化については常に気にしておきたい。コロナ禍による体力の低下が見られるため。
- 活動や行動を制限する基準の設定

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 熱中症警戒アラートに関する基礎的な知識や対応等について、研修等での資質の向上を図れていないこと。
- ・ 現時点で、県からのメールを元に各学校にメール連絡するようにしているが、どうしても時間的なロスが生じてしまう。緊急地震情報のような迅速な情報伝達の仕組みがあるとよい。
- ・ 運動の中止について指導者や管理者の判断が遅くならないようにしてほしい。
- ・ 今後、地球温暖化が加速し今以上に暑くなる期間が長くなる
- ・ どこまで学校の活動に制限をかけるべきなのか。
- ・ 体育等の授業時数の確保 急な予定変更への対応
- ・ 出勤時刻が早い教員が、発表された情報を拾い切れているか不安ではある。（校内で児童生徒に対してもわかるように表示しているので暑くなる前に情報共有はできているが。
- ・ 外での運動が原則禁止の場合、全国的にどのレベルの学校行事を中止にしているのか情報が不足している。
- ・ 地域や年齢、活動内容を問わず、発令されたら一律に中止にするべきだという考えに流れてしまうことは課題であると思われる。
- ・ 日程の決まっている部活動の大会などは、内容変更や中止をすることが困難である。
- ・ 環境省・気象庁から熱中症警戒アラート第1号および第2号が繰り返されるが、受け取る側はタイトルが同じで誤解することがある。
- ・ 熱中症警戒アラートが頻発することにより、児童生徒の活動が制限されてしまうこと。WBGTの指数では、活動が可能な数値を示していることがあり、活動の実施に迷う場面もある。基本的には、アラートとWBGTの両方で確認しているが、WBGTの計測器のみで判断すると、活動できる場合があり、その点は注意するよう各校へは伝えている。
- ・ 頻繁に発表されると警戒感が薄れるおそれがある。
- ・ 情報共有の在り方
- ・ 各学校で活動内容を工夫しているが、学校の規模によって、対応しきれない（活動場所の確保が難しいなど）こともあり、子どもたちの学びがとまる可能性もある。
- ・ 登下校時の熱中症対策
- ・ 全ての職員に情報が確実に行き渡るシステムの構築
- ・ アラートの発令が都道府県単位であること。本県は北部とその他で天候の異なることが多く、暑さ指数にも幅のあることが多い。
- ・ 特にはない。暑さ指数が危険となる予測時と熱中症警戒アラート発令時は全小中学校に市教委から連絡しており、注意が喚起できていると感じている。
- ・ 学校の教育活動を進めることと、子どもたちの健康や安全を守ることを両立させること。
- ・ 学校現場内で、速やかな周知が授業中などで難しい場合があると聞いている
- ・ アラートが出た際に教育委員会から電話で連絡する体系をとっているが、効率的に周知したい。
- ・ 現在は学校経由で安心メールで通知されているが、かなり先生も負担なので、保護者の携帯に直接連絡がいく仕組みができるといい
- ・ WBGT31℃以上の際、原則運動は中止であるが、プールの学習に関して一律に中止にするかどうかの判断が難しい。
- ・ 連絡が夕方なので、翌日の連絡担ってしまうこと
- ・ 変更が難しい学校行事の場合の対応
- ・ タイムリーにアラートを確認できていない
- ・ 校外での活動のみの際は伝達、周知が可能だが、校外活動や土日の活動の際の伝達、周知が難しいこと。
- ・ 各校での対応の指針となる「熱中症警戒アラート」に関するガイドラインを策定していないこと。熱中症予防方針は策定済み。
- ・ 9月に体育大会、運動会を開催する学校が多いため、練習期間を含めアラートが発表される日が非常に多い。しかし、学校運営上中止、変更することが難しい。
- ・ 熱中症警戒アラートと現場でのWBGT計により測定した暑さ指数は必ずしも一致しない。そのため、熱中症警戒アラートが一律に報道されることで、授業や部活動の機会がさらに制限されることを懸念する。
- ・ 発表時は、教育活動の縮小、停止も考えられるが、具体的に何をどこまでといった目安の設定が難しい
- ・ 学校の環境に違いがあり、各学校の実情に応じて対応方法を調整すること。
- ・ 熱中症警戒アラートの発表が勤務時間外であり、前日の周知が難しい。

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 警戒アラートの情報共有とその後の対応について
- ・ 発表と同時に情報を得て、共有するためのよりよい方法の検討が必要。
- ・ 注意喚起以外に、何をしたらよいかわからない。
- ・ 目安として大変ありがたいが、各校所在地の実際の気温や活動内容、行事予定によって一律に中止等の指示は難しいところがある。
- ・ 登下校時や部活動の対外試合の移動時など、大人の目が届きにくい場での対応。
- ・ 府内予報区内のいずれかの予測地点におけるものなので、地域や保護者の方が誤解されることは少なくない。
- ・ ①コロナ感染症対策を踏まえた熱中症対策の実施 ②在住外国人に対する母語による注意喚起の方法
- ・ 情報の素早い伝達に努めてはおりますが、送受信に学校間で多少の誤差が生じております。
- ・ 日ごろから、熱中症計等を使い、対応しているので、特に発表時の対応について、困っていることは感じられない。
- ・ 困っていない。アラートとして発表していただき、意識を高くもっている。
- ・ マニュアルに示せていないので、マニュアルに位置付けること
- ・ 学習活動への影響
- ・ 全教職員、児童生徒への周知の徹底。
- ・ 過度な対応にならないような状況判断が求められる。
- ・ 「熱中症警戒アラート」活用の更なる啓発
- ・ Q4の回答と同様に、北九州市内すべての学校が同じ条件ではないため、熱中症警戒アラートが発令されても、各学校によってWBGT値に差が出る。そのため、全市一斉の対応は難しく、現場の校長先生の判断が重要になる。ただ、WBGT値を測定して活動判断を行っていた場合でも、県に熱中症警戒アラートが発令されていると、保護者感情から危険であると訴えられることが多く、7、8月は多くの活動を制限せざるを得ない。今年度は暑すぎて水泳学習を中止するという状況があった。それに関しても保護者により感じ方が異なるので、なぜさせないのかという苦情もあった。
- ・ 水泳の授業での熱中症の判断が難しい
- ・ 状況により速やかに判断し、対応することの困難さを感じている。
- ・ 連日、高い警戒レベルが発令されると、行事や活動の準備や運営等が滞り、支障をきたすことが心配される。
- ・ 体育や部活動などの調整
- ・ 下野市では、WinBirdという市教委と各校をつなぐシステムを使って、熱中症警戒アラーム発令を知らせているが、そこでの確認が抜けると、アラート発令の情報が伝わらないという課題がある。
- ・ 小学校の低学年が下校する時間帯が最も気温が高くなるため、安全な下校方法を各学校が適切に判断すること。
- ・ マスクを外すことを推奨しておりますが、児童生徒によっては外したくない場合もあるとのこと、今後のコロナウイルス感染症の状況にもよると思いますが、配慮がますます必要になってくるのかと思います。
- ・ 部活動の大会等、市教育委員会だけで延期や中止を判断できないため、対応に困る。
- ・ 指数が高い場合は、下校時刻を変更するなど対応しているが、一斉メールによる保護者への周知が難しい。（仕事で見れない保護者もいる）また、数日続くと、学校に待たせておくことも、学校職員の負担となる。
- ・ 日程変更が困難な大きな行事の開催可否
- ・ 実際の活動状況の確認。
- ・ 部活動では、大会が近い場合は教育委員会として中止することは困難である。ただし、内容の変更を推奨している。
- ・ 危機意識の徹底
- ・ カリキュラムや行事の開催、施設の利用状況などの関係から、警戒アラートが発令されても活動をすぐに中止、延期することが難しい場合がある。
- ・ 各学校で対応が異ならないように足並みを揃えること。
- ・ 熱中症アラートが発令される可能性があるが、まだ出ていない状況の予防的な対応が明確になっていないため、発表されそうなときの対応方法に苦慮している。

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 県内全域にアラートが発表されてしまうこと。
- ・ 子どもの体のことを考えると無理はさせられない。常に、予定を変更するなど、臨機応変に対応する。
- ・ 部活動において、試合前に関わらず計画していた練習を行うことができない。
- ・ 「熱中症警戒アラート」が発表されたことを直接学校職員に知らせることが困難である。
- ・ 当日周知しても遅いので、できるだけ早めに周知する。
- ・ 教育委員会からの指導が確実に伝達され、実施されているか確認することが難しいこと。
- ・ 猛暑日が続くこと
- ・ 県単位でアラートが発表されるが、もう少し地域ごとに区分けした発表はできないか。
- ・ 土、日にアラートが出たとしても、地域の様々な活動にまで注意喚起が難しい
- ・ 教育委員会の事務局員の就業時間前に既に学校には児童生徒たちがきて活動している。朝早くに県教委から通知が来ても、結局対応（学校への通知など）するのは、遅く（児童・生徒が活動をしてしばらく経った後）になってからの状況となっている。そのため、県教委から【直接】学校側に熱中症警戒アラートに関する通知を送ってほしい。その後で、学校に熱中症警戒アラートを送った旨、市町村教委に連絡すればいいのではないかと思います。
- ・ 熱中症警戒アラート発表時であっても、実際にWBGT温度計で測定して31度を超えない場合の対応について。
- ・ 清掃活動(外での清掃活動)などの対応をどうするか。
- ・ 発表時、実際に学校や家庭がどう対応しているのか、状況の把握が不十分である。
- ・ 毎日続くとなかなか活動ができず進まない
- ・ 頻度が少ないため叱咤の対応が課題
- ・ 授業中や教室内での水分補給
- ・ 学校でも場所や時間によって暑さ指数も違って、一概に熱中症警戒アラートが出ているからと考えることが難しい
- ・ 情報を入手してからの素早い対応
- ・ 下校中の発表された際の対応
- ・ どうしても変更が難しい行事や授業があること。
- ・ 熱中症警戒アラートの発表をタイムリーに知る方法
- ・ 食中毒警報のように、県の担当部署から確実な連絡があると、すぐに対応することができる。
- ・ マスク着用との関連（現在はマスクを外す方針にしている）
- ・ 府や市の状況を各校に確認し対応してもらっているが、現場での状況と違う場合もあるので、現場の状況を重視して対応するように伝えていきます。
- ・ 発表時の登下校の方法をどうするか。
- ・ 兵庫県は南部と北部で気象条件が違い、熱中症警戒アラートが発表されても、本市のWBGT指数が低い時がある。発表区分を細分化していただくと、熱中症警戒アラートによる予防意識がより高まると考える。
- ・ 行事等で外部人材を活用する際の中止に伴う日程調整
- ・ より早くアラートを入手し、各校に周知すること。
- ・ 教員の熱中症に対する意識の差
- ・ エアコンのない教室での授業ができなかつたりすること
- ・ アラートが発表されていても、場所によって状況が違う。一律に対応すべきか、各学校に任せていくべきか、迷う部分は出てくる。
- ・ マスクの対応について
- ・ 学校園で対応したことの確認が十分行えていないこと

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- 倉敷市は「学校園が暑さ指数3.1以上で原則運動禁止」としており、アラートの「府県内どこかが3.3以上」とずれがあるのでアラートをみた保護者や地域住民が朝の体育に対しても苦情がある
- 部活動を止めるべきかどうか判断するのが難しい（活動ができなくなってしまう）
- 社会体育等の活動時の対応
- アラートは予報区単位で発表されるため、単位全体で活動制限が必要な暑さ指数に達するわけではない。そのため、制限を設ける必要のない地域もあり、その場合の対応（活動前の確認等）に差が出ることがある。
- 「熱中症警戒アラート」を発表しての学校職員への周知方法に課題。
- 暑い時期が増え、休業日の設定が難しい
- どこまで活動を制限したらよいか。
- 各学校が活動内容に応じ、積極的に情報活用を行ってほしい
- 所管する地域が広く、山間部と平野部では気温等にも差があり、一律の指導が難しい。
- アラート発表後の活動のあり方
- 体育の授業ができない
- アラートの発表時と未発表時で対応を変えることへの違和感があります。
- 発表前後から児童生徒の体調等を十分見極めた上での指導
- 授業や部活動を中止にしているかどうか確認ができない。
- 前日17時より以前に翌日のアラートが発表されれば、学校に対する周知の時間的余裕が生まれる
- Q4の回答と同じ。
- 原則、活動場所の暑さ指数に基づき、対応するよう指示しているため、特に困ったこと等の報告はない。
- 感染症のリスクレベルと同様に警戒アラートの通知があるとありがたいです。県の通知に基づき各学校に指導しております。
- 学校ごとの対応を統一したい。
- アラート発表時においても、活動場所によってWBGT測定値が違ってくることが、正しく認識されていないことが稀にある。
- 学校現場がアラートが発令されていることに瞬時に気付いて対応できない。
- 17時発表の応じて翌日の対応を考えると、数時間後には予想指数が大きく変動するため、判断材料としては翌日5時の発表で結局行うことになる。 ・アラートの地域が限定的で、自分の市町村をピンポイントで調べられないため、近くの地域等の情報から判断するため、判断に迷うことがある。
- 前日の熱中症アラートの発表後の対応が勤務時間外になること
- 行事等の変更 ・学校ごとの対応の違い
- 発表を素早く知ること
- 教育委員会から周知しているので情報が遅れる
- 行事などを日程変更した場合、その再調整。
- 対応方針が決まっていない。
- 学校行事等の変更や中止に伴う予備日の設定
- 部活動の実施について
- 適切な予防のための行動を継続すること
- マニュアルの作成
- 同じ市内でも学校・地域により違いがあるため、一律に対応を求めるのは難しい場合がある。警戒アラートが出ていることを踏まえ、各校の実態に応じた対応になるかと考える。

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

- ・ 保護者等、一般市民へのアラートの重要性の啓発について
- ・ 体育祭や運動会等の学校行事の日に発表された場合、日程変更や活動内容の変更など、急な対応に苦慮している。
- ・ 発表された際に、各学校がどのような対応をしたか把握できていない。
- ・ 発表される値と、各校の値が異なること
- ・ 夏季休業中に発表されることが多いため、スポ少など外部団体に熱中症対策の対応してもらうこと。
- ・ 熱中症警戒アラート発表の情報入手について、各校で時間差ができてしまう恐れがある。
- ・ 府内で統一した対応案を示してほしい。
- ・ 熱中症警戒アラートが発表された時、学校において屋外での活動等が中止になっているかどうかを把握できていない。
- ・ 市内一律で対応を指示すべきかどうかの判断が難しい
- ・ 今まで、アラートが出ていても、熱中症になっている児童・生徒が少ない。その理由として、こまめな水分補給や適度な休憩をしていることが挙げられる。この取り組みを今後も続けられることがこれからの課題だと考える。
- ・ 市教委から各校へアナウンスを行っていることもあり、すばやく現場に情報が行き届かないときがある
- ・ 各校で迅速に対応できているか確認がとれることが 難しい
- ・ こまめに測定している熱中症指数を第一としているため、熱中症警戒アラートの活用方法を知りたい。
- ・ Q11の対応を学校の責任で判断せず、市教委に委ねる学校があること
- ・ アラートは予想的な要素があるため、実態とは異なることも考えられるので、部活動などの大会等で開催の判断には困る場面がある。アラートは熱中症予防に対する意識の高揚にはつながっている。
- ・ 警戒アラート測定地点と学校の所在地の気候状況の差異。
- ・ 授業（体育等）における屋外での活動を中止した場合の授業時数の確保及び指導内容の充実
- ・ 登下校時の対応
- ・ アラート発表時において、各校に対応を一任しているところもあり、統一性が図られないこと
- ・ アラート発表時における対応を迅速に、市内で足並みを揃えること。
- ・ 町内1か所のポイントで測定した発表であるため、学校がある地域と差があり、判断に迷う。
- ・ 県で統一の指針がほしい
- ・ 学校現場での早急な対応が確実に行われること
- ・ 下校時に熱中症指数が下がらないため、下校時刻が遅くなることがある。
- ・ 学校内においては、教職員が対応できるが、下校時等、家庭に帰るまでの時間帯にアラートが発令された場合にどうするのが課題である。
- ・ マスクの着用
- ・ 行事・部活動をどの段階で中止・変更すべきか、判断に苦慮する。 頻繁にアラートが発令されるので、危機意識が低下している。
- ・ すぐに全ての職員が認識できることが大切だと思います。
- ・ 保護者向けの啓発資料を紹介してほしい。
- ・ 授業や部活動などの扱いについてどのように対応するのか課題になっている。
- ・ 地域によって差があるので、学校長判断に任せている。教育委員会としてどこまで指導を徹底させればよいか。
- ・ 学校の実情がそれぞれ違うため、今年度については、発表回数も多く、緊急性もあることから現場対応となる。
- ・ 特別教室において冷房機器が設置されていない場合の授業場所
- ・ 県下全域に共通して発表されるので、地域の実状もあり、熱中症警戒アラートだけで全学校に行動制限を掛けるのは難しく、各校に設置している熱中症計を行動制限の参考にしている。

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

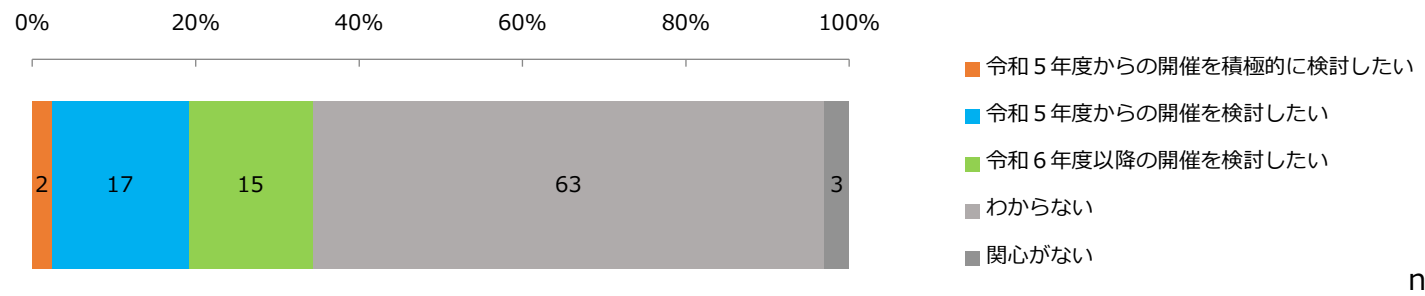
- ・ 各学校の実態によって、活動変更及び中止の判断が異なること
- ・ アラート発表前から熱中症事故防止の対応はしているが、アラート発表によって過敏に反応する保護者等への対応
- ・ どこまで教育活動を制限していいのか。
- ・ 学校教員は自分のモバイル端末で登録等を行わないといけないこと
- ・ 令和4年度は北海道において熱中症警戒アラートが発表されていないため、現時点では生じていない。
- ・ 各学校等へのタイムリーな周知の在り方等を再検討していく。
- ・ 学校に直接通知して欲しい
- ・ 暑さ指数と「熱中症警戒アラート」の基準が合わないことがあること。
- ・ 警戒アラートが何日も続くことになった場合の学校対応
- ・ 「熱中症警戒アラート」発表と同時に気づくことが少ない。
- ・ 臨機応変な行事や部活動の活動内容の変更
- ・ 早めに発表をいただくことで、対応や連絡の時間が確保できますので、今後とも早めの発表をいただければ助かります。
- ・ 各校では発表時に対応を行っているが、家庭にまで周知できていないため、学校の対応について不安を持つ保護者がいる。
- ・ 日程調整が難しい行事等もある。
- ・ 毎日のようにでると危機感が薄れてしまう
- ・ 暑い日が長期間続くことにより、教育課程等を変更する必要がある出てくる恐れがあること
- ・ 熱中症防止のために必要な情報が、迅速に必要な者へ周知されるような体制構築
- ・ 熱中症警戒アラートがいつ、どのように通知されるのかわからない。
- ・ 関係部局との連携に多少課題がある。
- ・ 学校の立地などによって涼しいところや暑いところもあり、一律のアラートの情報と現場の状況が異なることがある。
- ・ 予定の変更
- ・ 学校の教育活動において、校長の判断によるところが大きい。一律での対応まで踏み込めていない。
- ・ 特に困っていることはない。
- ・ 困りごととして、中学校において、部活動の地区予選大会時期にアラートが発表されて延期になると、日程的に苦しくなってしまうこと。
- ・ 学校の場所により差がある場合がある。
- ・ 危険を具体的に知ることができ意義あるシステムだと評価しています。
- ・ 授業や学校行事、部活動の日程や活動時間の変更調整等
- ・ 即時の対応が困難である
- ・ より多くの人への情報伝達の手段
- ・ 例えばアラートが発出されても、高校野球の大会等が実施されている場合には、様々な対応を徹底することが困難である。
- ・ 学校の規模や立地等のより、一律の指導を行えず、学校ごと対応が異なる場合があること。
- ・ すべての学校が情報収集は行っているが、市教委の連絡待ちの学校もあり、対応が遅れる場合もある。
- ・ 当日の保護者への周知方法に課題を感じている。
- ・ 発表された直後にすぐ情報共有できない時がある。
- ・ 学校行事や校外活動などを中止・変更した場合には、講師や施設予約の関係で振り返ることが難しいこと。
- ・ 屋外活動の制限
- ・ 登下校時の対応
- ・ 地域差、校種、学校規模等の違いもあり、一律の対応がそぐわない場合がある。

Q12 「熱中症警戒アラート」発表時の対応について、課題や困っていることはありますか。

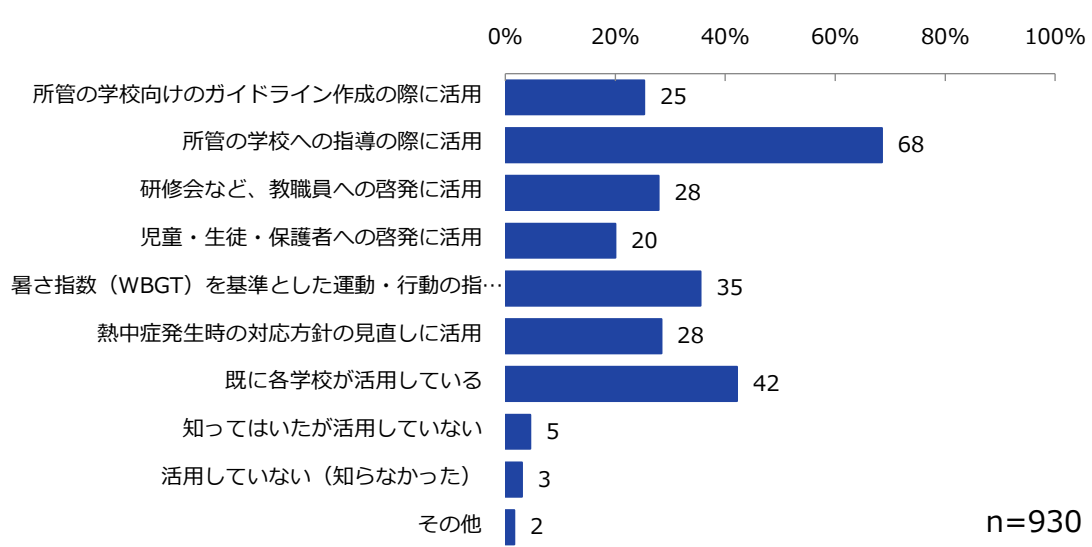
- 登録者のみへの配信のため、非登録者には不明である。発令された場合には、官公庁に対し何らかの形で情報提供があれば、町全体での町民への広報が可能になる。
- 「熱中症警戒アラート」も活用しながら熱中症対策を実施するよう各学校へ周知している。
- 発表されるタイミングや、地域などが大まかな状況のため対応に苦慮している。
- 即、情報が入ってこない。
- 授業や部活動の対応
- アラートが出ると「特に注意すべき日」と認識して、普段以上に注意して活動に取り組めるが、実際の状況は地域によって大きく異なるため、一律のまたは丸一日の対応について、アラート発表だけですべて決めるのは難しい。
- 熱中症警戒アラートのウェブサイトに登録していない学校がある可能性がある。
- システムの導入等はしていないため、担当者が情報確認するまで、発表時から学校へ通知するまでにタイムラグが生じる。
- 熱中症に関する知識が定着し、重症に至らない段階で早めに救急搬送者される事例が増加する可能性
- 施設の老朽化により、冷房が効きにくい学校があるが、多額の費用がかかるため交換が難しい。
- 北海道道北地域のため、アラートが発表されることは稀である。
- 府内地域差が大きいと、発表地域をより細分化して欲しい。教育活動に支障をきたさない時間帯に発表して欲しい。
- アラート発表をどう活用して対応していくか検討していく必要がある。
- 連日警戒アラートが発表されることによる警戒意識のうすれ。
- プール再度に屋根がないため、気温が上昇してしまい、プールの授業ができない。
- 担当部署がないための情報提供の遅れ
- 気象庁HPをこまめにチェックしているが、31度を超えた時点から学校への通知までが遅れてしまうことがあること。
- マスクを外しながらない児童・生徒への心理面の支援や登下校中の安全確保
- 常に新しい情報をキャッチできないことができないので、タイムリーな情報発信ができていない。
- 緊急避難場所がない。(冷房設備がない)
- 課題等はありません。
- どのサイトの情報を参考にすればいいか迷う
- 発表された場合、熱中症対策はできても、学校行事や校外活動の変更・延期・中止を急遽行うことは困難であること。
- 町内各校の対応が統一されにくい点
- 今年のように毎日長期にわたり真夏日が続く場合、学校活動の制限に限界があり、その中で学習機会をどう確保していくのか。
- アラート発表に気づかないことがある
- 児童生徒が、休憩時間に、屋外で遊べないことがある
- どのように対応するべきか分からない。
- 発表されていないため、対応にもあまり緊急性を感じていない。今後、対応を要する場合にどのように行えばよいのかが課題である。
- 所管する学校への情報提供の方法について
- 発表は県単位で、各市町の状況が違うためどのように活用すればよいか。
- 対応については、原則、各校の主体とするが、校内での職員の一層の意識統一を図っていくこと。
- 熱中症警戒アラートの情報を学校の教育活動のどの部分まで活用して、対応していくとよいか、その判断がまだあいまいな点があること
- 今までは特に対応していなかった。

教育委員会向けアンケートの結果

Q13 「熱中症警戒アラート」を受信するアプリを携帯電話・スマートフォンへのインストールを促すとともに、「熱中症警戒アラート」発表時の熱中症予防行動の内容を家族や組織で確認するために、自治体において「熱中症警戒アラート」についての訓練を開催することへの関心をお答えください。



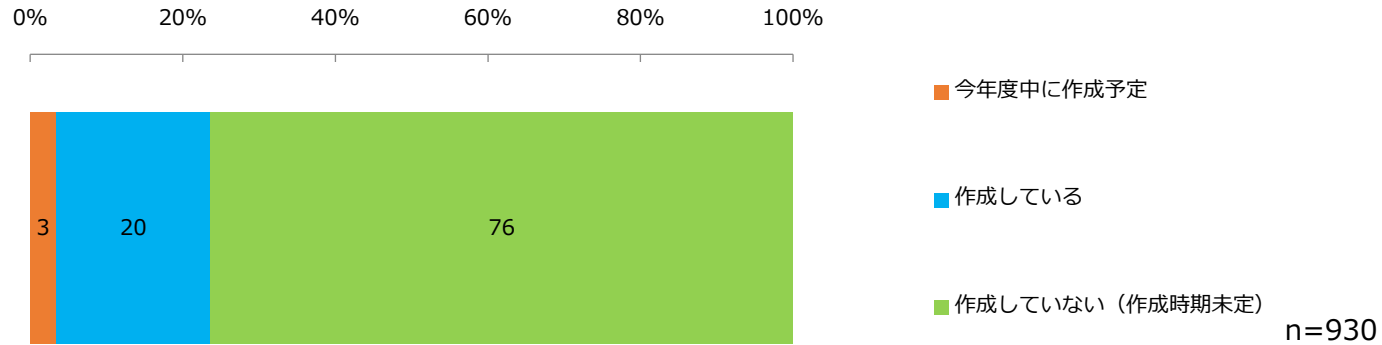
Q14 文部科学省と環境省は「学校における熱中症対策ガイドラインの手引き」を作成、公表していますが、どのように活用していますか。



【その他解答】

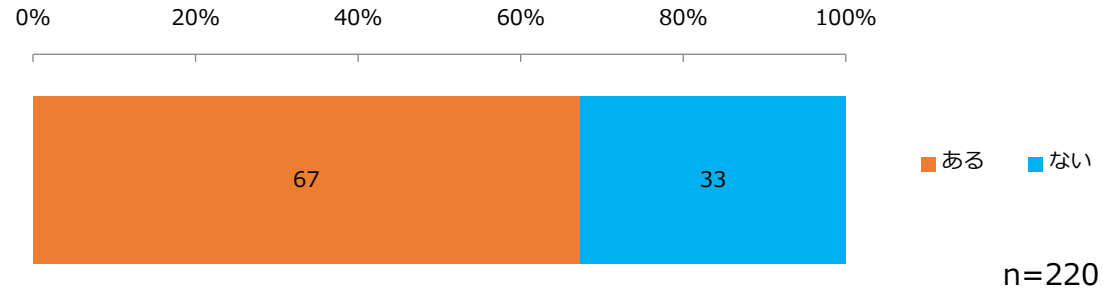
- ・ 県教育委員会からの通知をもとに各校に周知徹底
- ・ 各学校へ配布 (文書データ)
- ・ 各学校で活用するよう周知啓発している
- ・ 学校が危機管理マニュアルの作成に活用
- ・ 周知している
- ・ 各学校へ送付し、学校の実態に応じて活用していただいている。
- ・ 各学校に通知している。
- ・ 県の学校危機管理の手引きと併せて国のガイドラインを学校へ周知している
- ・ 市内小中学校への周知
- ・ 危機管理マニュアルの見直しに活用するよう文書で依頼
- ・ 学校への周知、活用依頼
- ・ 指導などはしていないが、周知している。
- ・ 学校に対し情報提供し、ガイドラインをもとに必要な対策を講じてもらっている。
- ・ 北海道教育庁等からの通知を送付して活用するよう周知
- ・ 学校へ通知しているものの中にガイドラインの手引きの情報を掲載し周知している。

Q15 所管の学校向けに熱中症対策ガイドライン（指針やマニュアル等を含む）を作成していますか。

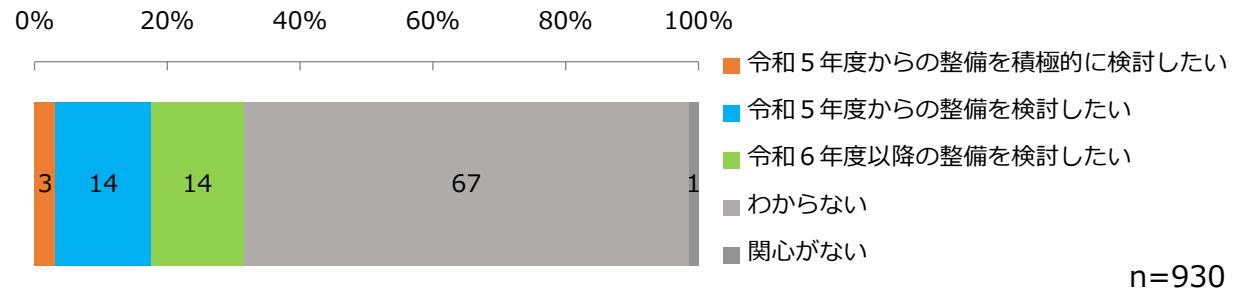


教育委員会向けアンケートの結果

Q16 所管の学校向けの熱中症対策ガイドライン（指針やマニュアルを含む）に、「熱中症警戒アラート」発表時の対応に関する記載はありますか。



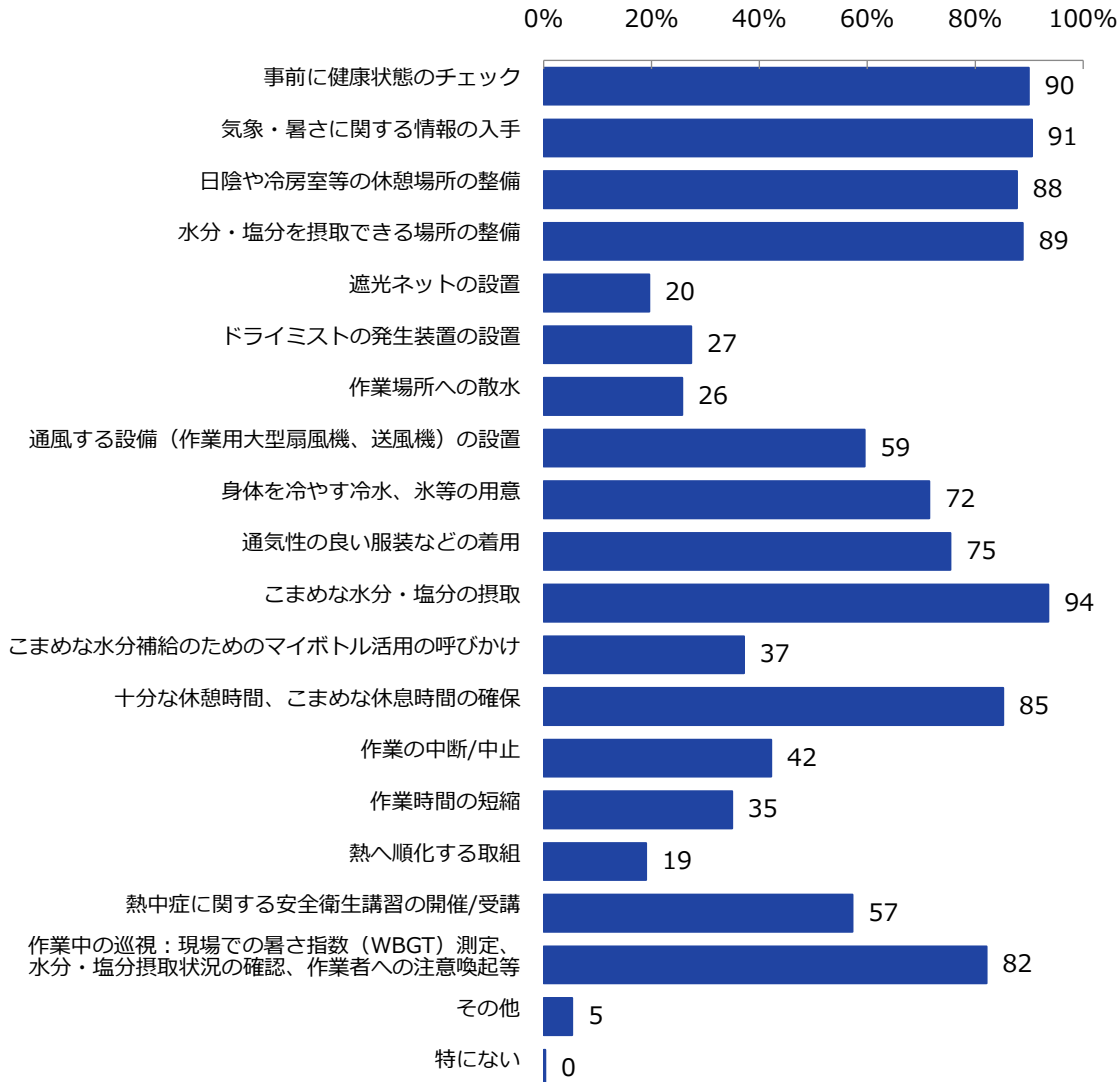
Q17 顕著な高温の発生（例えば、6月の平均最高気温24.3℃のカナダ西部において、令和3年6月に40℃以上が数日観測され、600人以上が熱中症により死亡）に備え、地域において住民の命と健康を守るための体制を整備することへの関心をお答えください。



Q1 熱中症対策として次のうち何を実施していますか。

【その他解答】

- 危険度に応じた注意喚起の通達や安全ニュースなどを配信して各作業員への講話教育で周知を実施。
- 後頭部日除けの配布
- スライド勤務の実施
- 昼礼時に作業員の体調確認
- サマータイム導入7:00~16:00
- 他業者であっても声を掛ける様にして貰っている。
- 氷嚢袋を全員に配布
- スポーツドリンクやアイススラリーの配布等
- 空調服貸与
- マイボトルの配布
- 冷房車両
- 空調服
- 体内温度アラームリストバンドの活用
- 空調服
- 熱中症対策ウォッチ配布

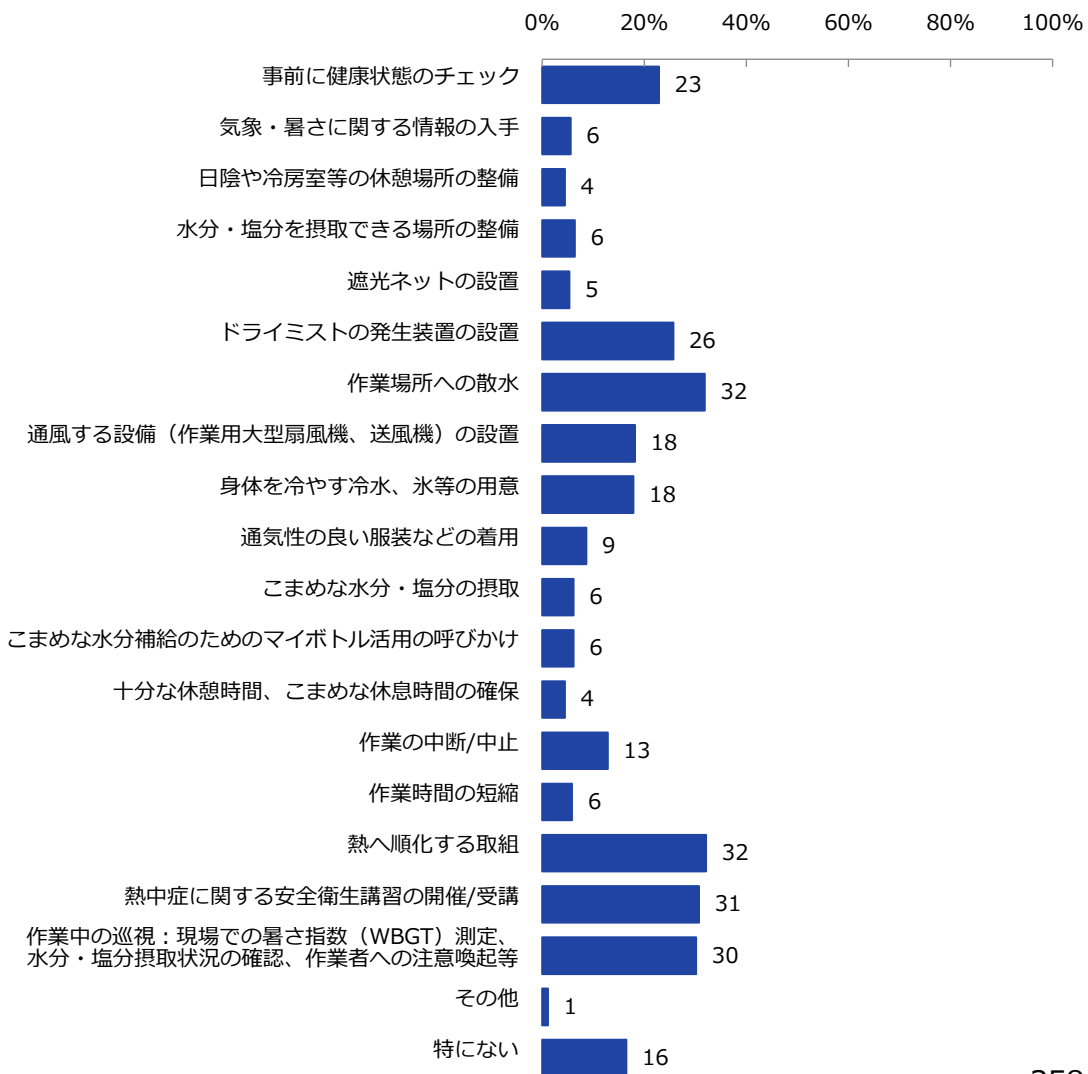


n=358

Q2 熱中症対策として実施すべきだと考えているが、実施できていないものはありますか。

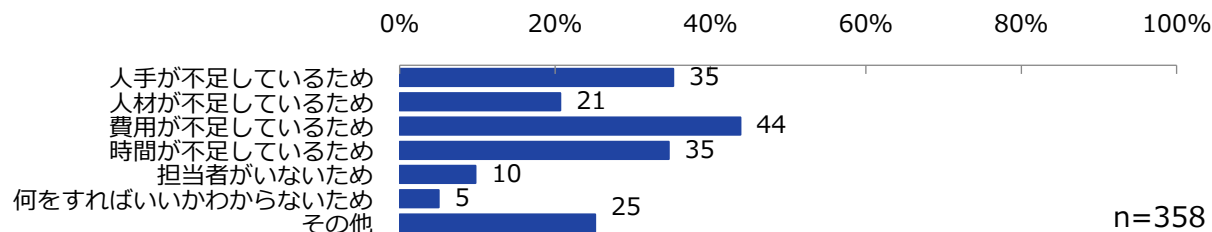
【その他解答】

- 実施できないものはないと思われる
- 作業時間のフレキシブルな対応
- 各現場対応なので統一が取れない
- 下請け業者の空調服着用



n=358

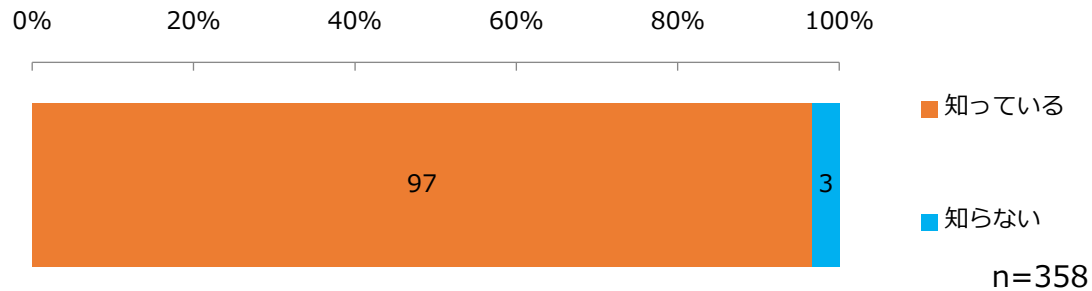
Q3 熱中症対策を実施すべきだと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるもの全てにお答えください。



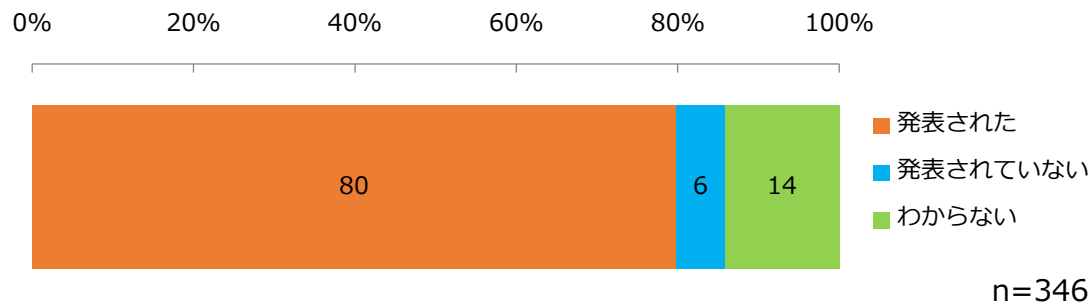
【その他解答】

- 作業工程や進捗を考えると躊躇する部分がある
- 電気関係の仕事のため
- 作業の特性から講じられない
- その必要性和重要性を感じた為
- 設置が難し箇所がある
- 入場前の事項についての指導は難しい
- 時間短縮は工程制約で取り組むことが困難
- 作業員休憩所廻りミスは設置可能だが当作業所では資材置き場と隣接しているため設置できなかった
- 作業中断は協力業者の意向もあるため
- 現場への散水は状況により可否がある、
- 作業所の狭小地の為
- 事務所等を配置しない短期現場もある為
- 熱中症対策はほぼ実施されている
- 出来る限り取り組んでいる
- 近隣の関係があるため
- 工期が決まっている為、作業の中止は難しい
- 対策が取りづらい場合がある（休憩所の設置が難しい等）
- 工事場所の制限が有る為
- 周辺近隣家屋・公道との離隔が無く設置が難しかった為
- 熱中症になると仕事も中断するので出来るだけ対策はしている
- マイボトルの発想がなかったため
- 北海道なので警戒すべき日が少ない
- 設備会社は勝手に設置できない
- 現場環境を考慮
- 小規模現場（休憩所設置）
- 市販の塩飴
- クールパンパンチ支給し出来る範囲で予防対策を講じている
- 患者が出るまで現在の対応で十分と思っている為
- 現場でできることは全て実施できていると考えています
- 吊足場上であるため
- 道路上での作業で移動が多い為
- 冷風機等の設置が難しい
- 費用対効果が確認しにくい
- 猛暑日の歩掛変更
- 作業場所の散水についてはWBGTの上昇につながるので状況により実施している
- 熱へ順化する取組は、業務外での取組のため、
- 休憩時間を多く取ることで就業時間が延長となること
- 基準が定められない
- 民間建築現場の場合に工期遅延等に影響する対応に関しては発注者の理解を得にくい
- 設置することが他に悪影響を及ぼすため
- 工事進捗に支障きたす対策
- 場所により設置できない
- 現場の特性によるもの
- 全作業員を対象とした熱中症安全衛生講習を受講したいが受講予定が難しい
- 広範囲な現場等
- 散水などは現場状況による
- 従事する作業現場に適さないことが多いため
- 遮光ネットを設置できる環境にない
- 作業内容にもよるがコンクリート作業は途中で中止することができない
- また人手が不足している場合には、工程の遅延も懸念される、
- 現場の特性上（飛行場・工程）
- 元請として水分補給
- こまめな休憩確保を指導するが、外注請負による作業が多いため
- 中断等の判断は、職長による作業員の健康状態の確認を行った上で、事業者の判断としている、
- 高速道路上作業のため場所・設備の制約あり、対策に個人差があるため、
- 中断できない連続作業があるため
- 基本的には事業主をお願いしたい事項でもあり、具体的な実施事項が不明瞭
- 暑熱順化については、初めて現場へ来る前に行うべきものであるため、現場では対応がとり難い
- 下請負現場が殆どのため、独自で出来得る対策となってしまう
- 個人差があり、各自に任せがち 作業範囲が広い

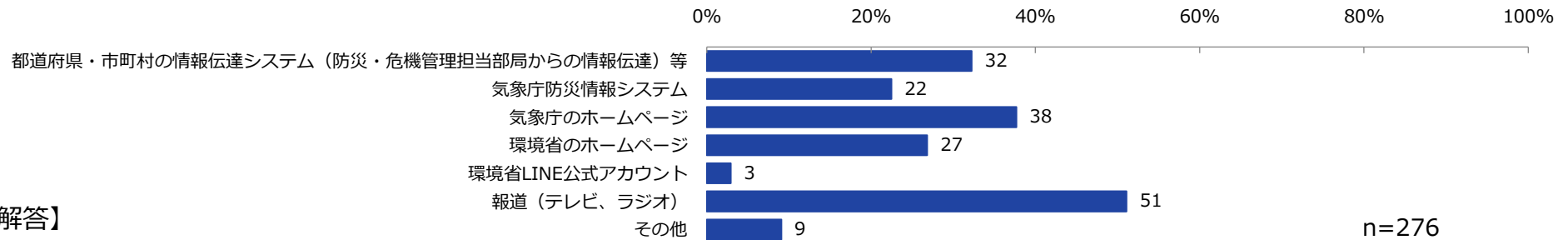
Q4 熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に「熱中症警戒アラート」が発表されますが、「熱中症警戒アラート」をご存知ですか。



Q5 令和4年度、実際に「熱中症警戒アラート」が勤務している事業所が所在する地域で発表されましたか。



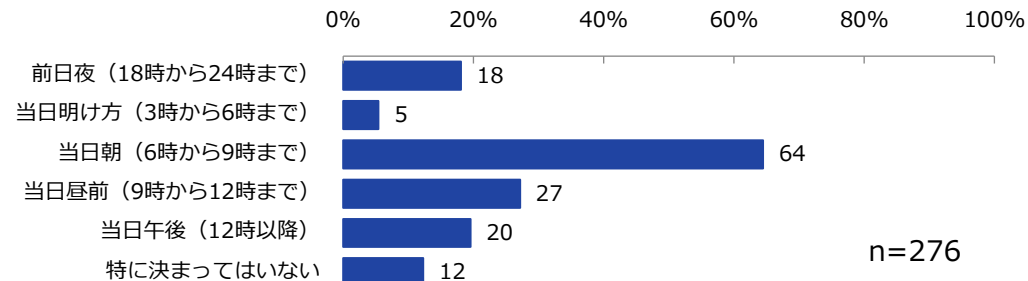
Q6 「熱中症警戒アラート」の発表情報は、どこから入手しましたか。



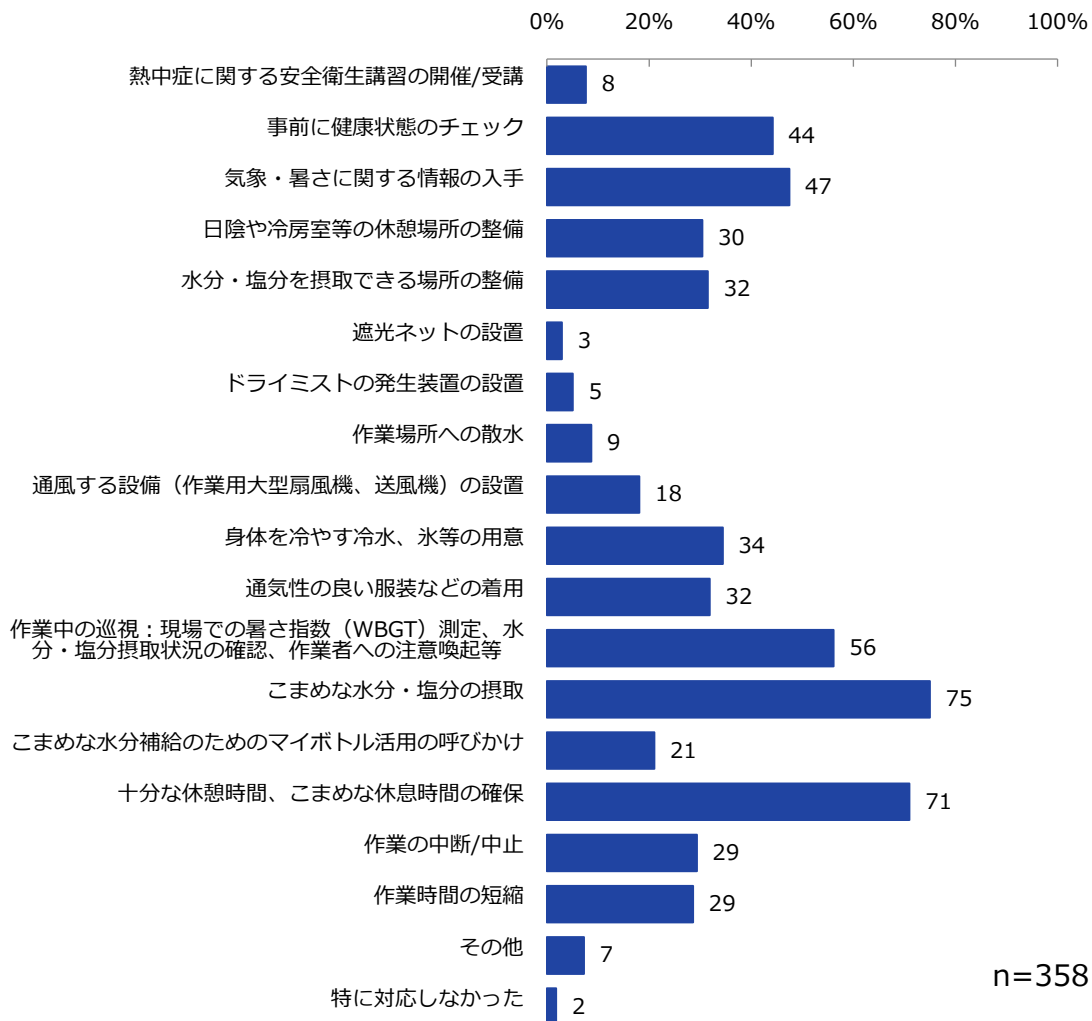
【その他解答】

- ・ 発注者（首都高速道路株式会社）からのメール
- ・ 社内情報共有にて
- ・ W B G Tの機械
- ・ Yahoo防災速報、
- ・ インターネット防災速報
- ・ アラートの存在は知っていたが確認は行わなかった
- ・ 天気予報
- ・ 熱中症警戒アラートのメール
- ・ ヤフー天気ニュースやウェザーニュース
- ・ アプリ
- ・ 天気予報
- ・ 防災無線等
- ・ 安全担当者からの社内メール

Q7 「熱中症警戒アラート」を確認した時間帯をお答えください。



Q8 「熱中症警戒アラート」発表を受けて強化・徹底を図った対応は何ですか。



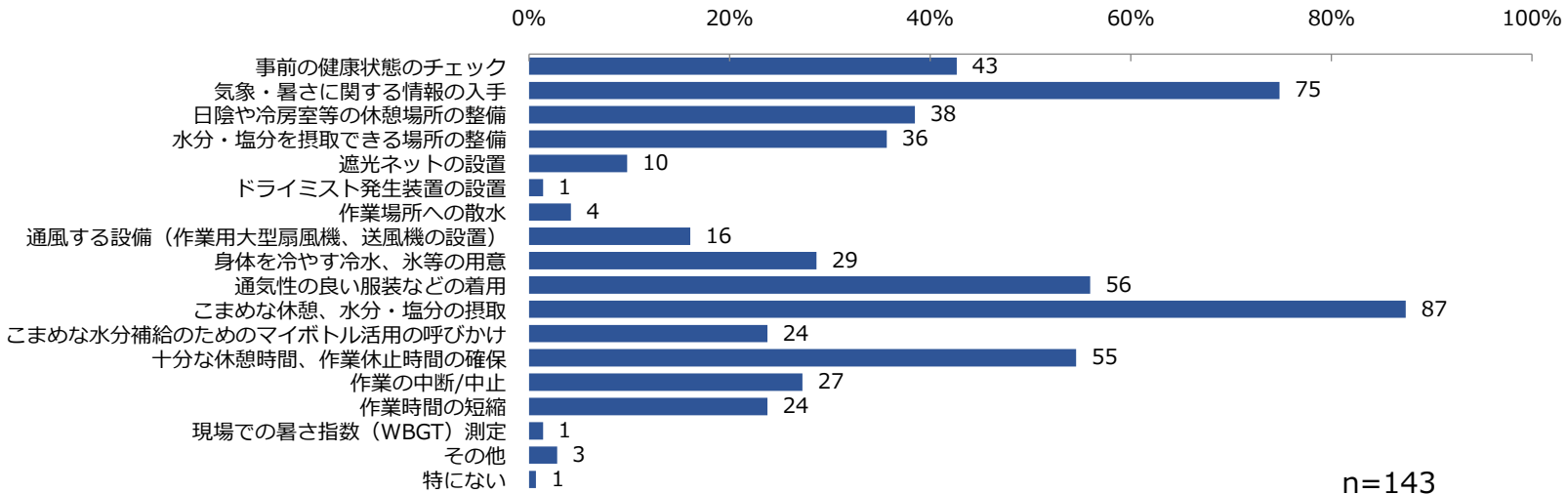
【その他解答】

- 現場への注意喚起
- ハード部分は完備できている。
- 巡回時に作業員に声掛けを実施し体調の確認、水分、塩分補給の啓蒙と、スポーツドリンクの配布を行った。
- 各作業所への注意喚起メール配信
- 普段よりも休憩時間を増す、さらに水分・塩分補給を増す
- 氷嚢袋により体を冷やす
- 気を引き締める
- スポーツドリンク等の支給
- 社員へメールにて注意喚起を実施。
- 朝礼での注意喚起
- 上記の実施をメールで各工事事務所に注意喚起メールを発信。
- 熱中症の恐れのある期間は同じ対応をおこなった
- 朝礼の際周知を行う
- 空調服
- 作業場所に日よけテント・パラソルの設置

Q9-S1 「熱中症警戒アラート」が発表されたが、特に対応しなかった理由を教えてください。

- アラートの有無に関係なく対応を取るよう指示指導を行っていたため
- 常に現場単位で熱中症対策を実施しているため。
- 気づいたのが終業時間に近い。
- 各工事現場でWBGTの測定を実施しているが、本社においてもWBGTの測定をし各現場に電話連絡にて注意喚起を支持している。

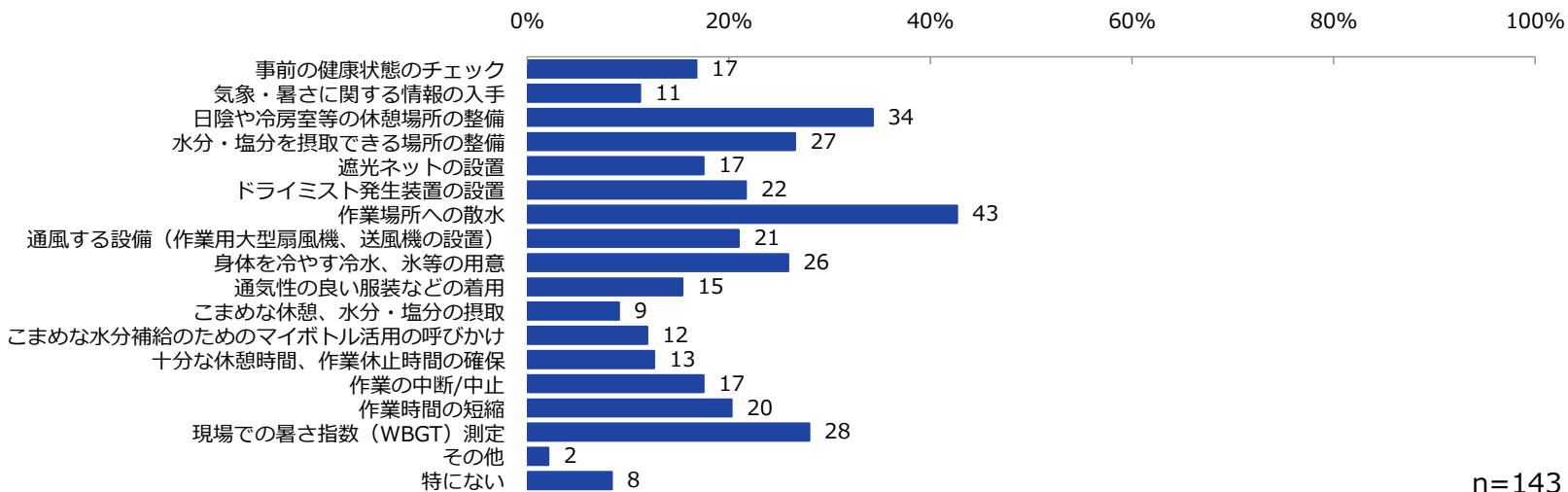
Q1 熱中症対策として次のうち何を実施していますか。



【その他解答】

- 十分な睡眠
- 早朝、夕方などに作業を行い、日中を避ける。
- 屋外作業現場へ飲料水の支給
- 空調服の着用

Q2 熱中症対策として実施すべきだと考えているが、実施できていないものはありますか。

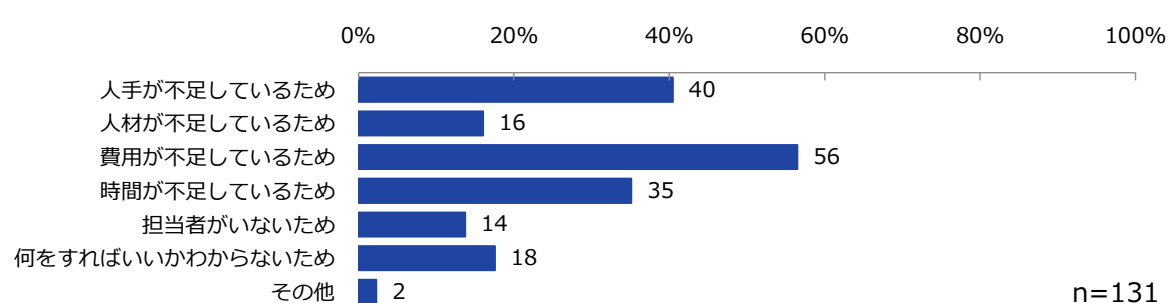


【その他解答】

- 食事をきちんととる 睡眠
- 全作業員への空調服着用
- 時差

農業関係者向けアンケートの結果

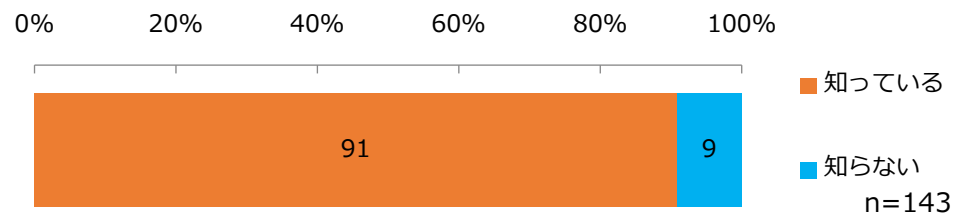
Q3 実施すべきだと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるものを全てお答えください。



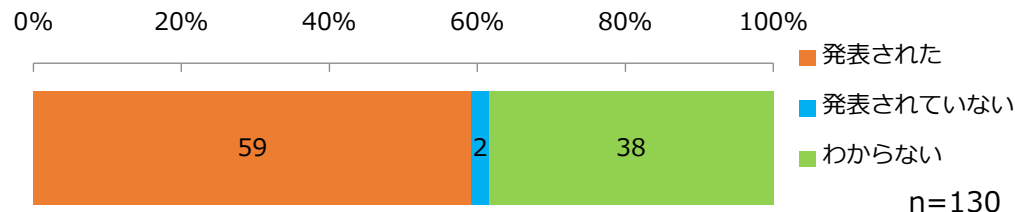
【その他解答】

- ・ 作業服がオールシーズン用だから
- ・ 特に必要と思わない為
- ・ 作業機械上、ミストは不可

Q4 熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に「熱中症警戒アラート」が発表されますが、「熱中症警戒アラート」をご存知ですか。

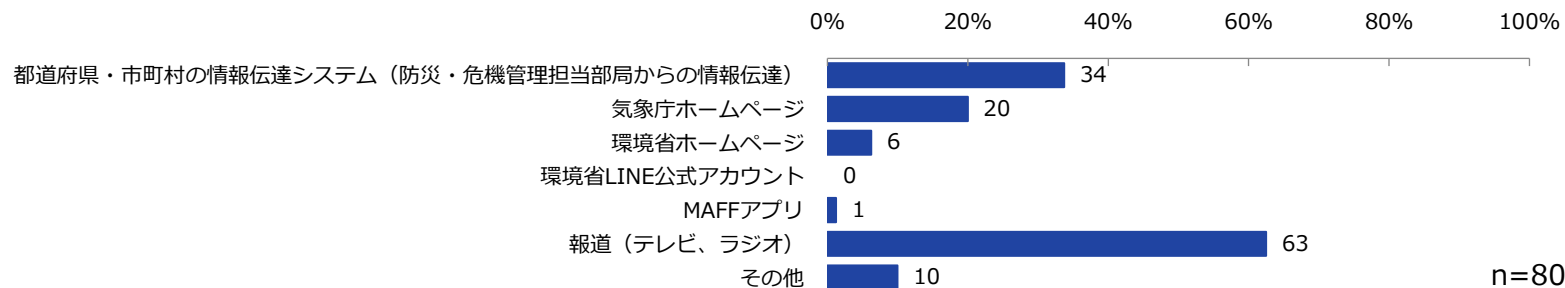


Q5 令和4年度、実際に「熱中症警戒アラート」が勤務している団体が所在する地域で発表されましたか。



農業関係者向けアンケートの結果

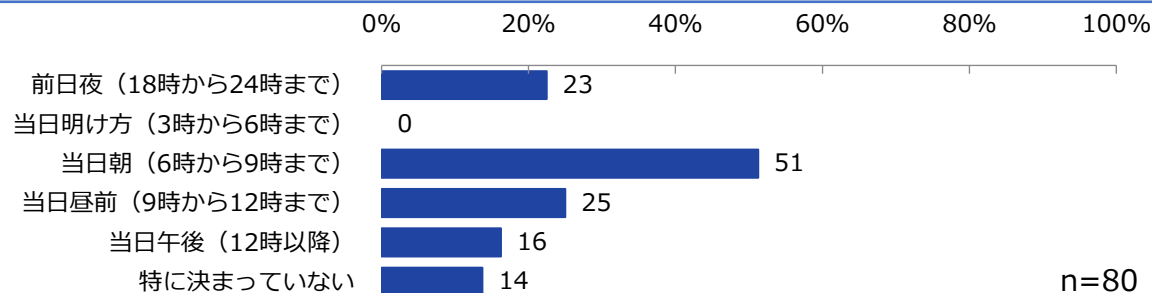
Q6 「熱中症警戒アラート」の発表情報は、どこから入手しましたか。



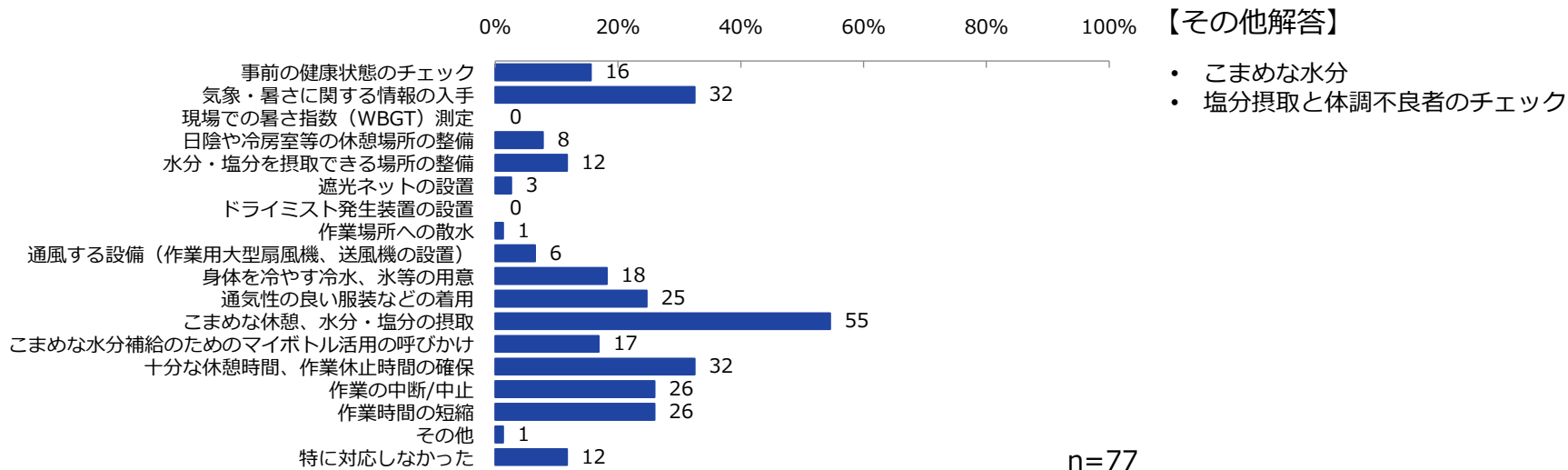
【その他解答】

- SNS
- 天気予報のアプリ
- スマートフォン
- 携帯端末へ入ってくるニュース
- 市の防災放送
- ヤフー天気アプリ
- スマホ気象災害アプリ

Q7 「熱中症警戒アラート」を確認した時間帯をお答えください。



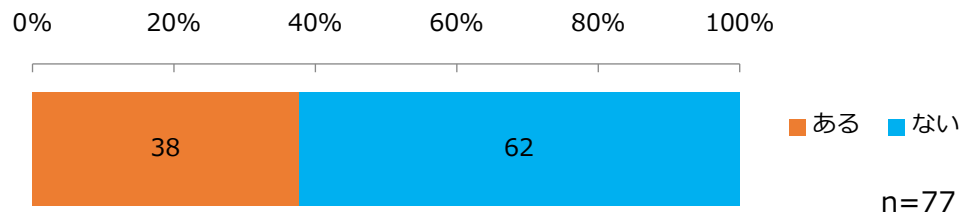
Q8 「熱中症警戒アラート」が発表されたことで、追加的にどのような対応をとりましたか。



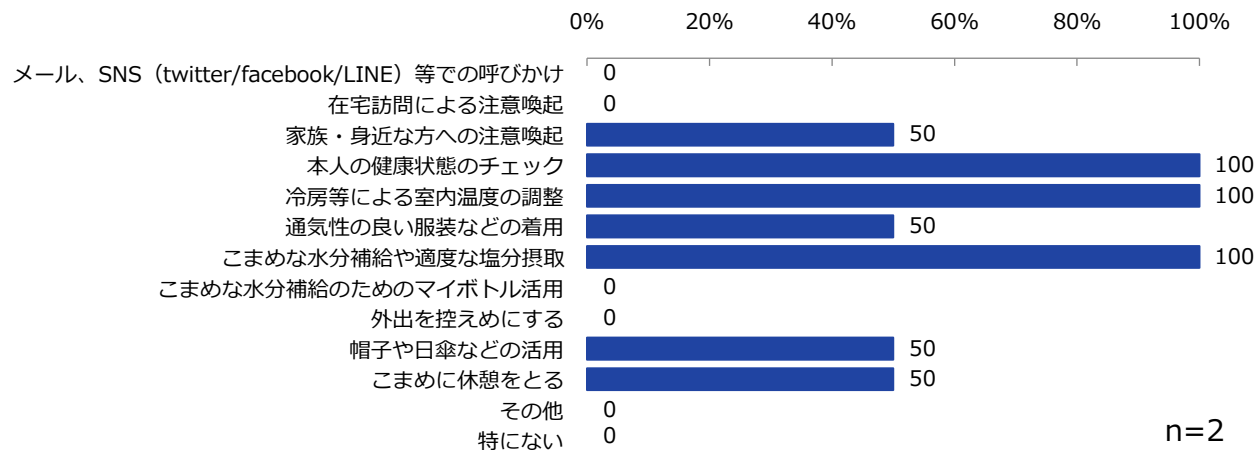
Q9 「熱中症警戒アラート」が発表されたが、特に対応しなかった理由を教えてください。

- 夏場は常に暑いので、アラートの発表はさほど気にしなかった。
- 水分補給等現在行っている対策を実施して、それ以外何か特別に行わなければいけないという認識がない
- 体調管理には十分気を付けるよう指導しているため。
- 普段から対策をしているつもりだから。
- 適期作業優先
- アラートが発表される前から、できる限りの対応をしているつもりだから。
- 命に関わる危機を感じなかったため
- 通常からの対策であるため

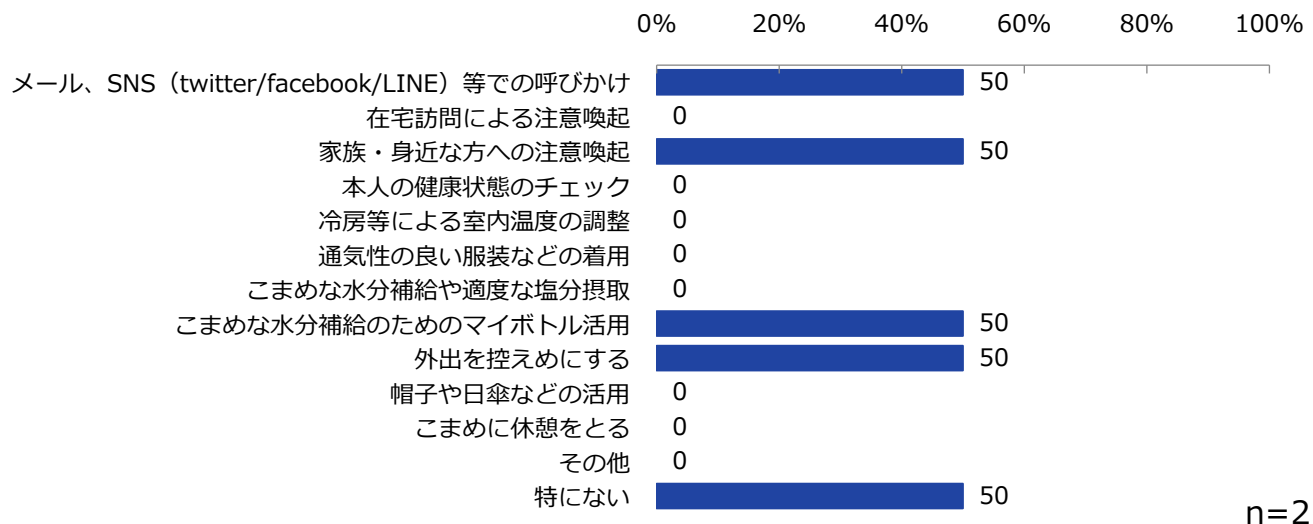
Q10 作業等を暑さ指数に応じて変更/延期/中止を行ってる場合、実際に「熱中症警戒アラート」の発表を受けて判断を行ったことがありますか。



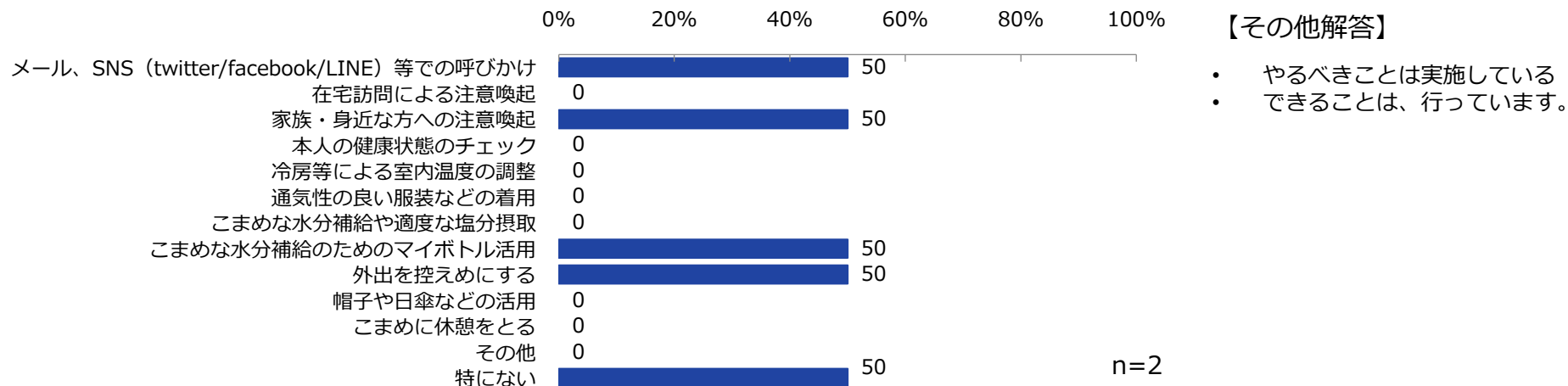
Q1 在宅/施設入居の高齡者または障がい者の方に対して、熱中症対策として次のうち何を実施していますか。



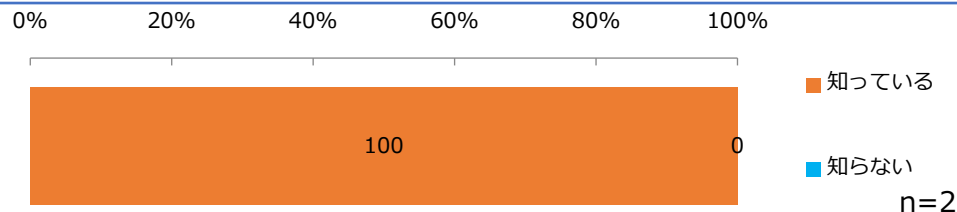
Q2 在宅/施設入居の高齡者または障がい者の方に対して、熱中症対策を実施すべきだと考えているが、実施できていないものはありますか。



Q3 在宅/施設入居の高齢者または障がい者の方に対して、熱中症対策を実地すべきだと考えているが、実施できていない理由としてあてはまるもの全てにお答えください。



Q4 熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に「熱中症警戒アラート」が発表されますが、「熱中症警戒アラート」をご存知ですか。



Q5 令和4年度、実際に「熱中症警戒アラート」が勤務している事業所が所在する地域で発表されましたか。

